

ボアソナード刑事訴訟法典草案

中 村 義 孝(訳)*

目 次

- 1 解 題
- 2 参議への手紙
- 3 は し が き
- 4 刑事訴訟法典草案目次
- 5 刑事訴訟法典草案
- 6 ボアソナード草案, 治罪法, 明治23年刑事訴訟法編別構成比較

1 解 題

本稿は、パリ大学法学部教授であったボアソナード (Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910) を日本に招聘して起草させた、わが国で最初の近代「刑事訴訟法典草案」(Projet de Code de Procédure criminelle pour l'Empire du JAPON, 1877年)の翻訳である。原本は、Projet de code de procédure criminelle pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire par Mr. Gve Boissonade, Tokio, Kokoubounnsha, 1882 である。

この草案の翻訳としては、既に森順正, 岩野新平, 小山田銚太郎訳『治罪法草案註釈』1882年(司法省)がある。その『草案註釈』は、当時の裁判実務の用に立てるために出版され、裁判所に配布されたものではないかと推測できる。従って発行部数もかなり限られていたようで、参照に大変不便である。

この「草案」の史的な価値は言うに及ばず、2009年から刑事裁判の一部に裁判員制度が採用されるに際して、わが国において最初に制定された近代的な刑事訴訟法の草案、しかも陪審制度を採用していた草案がいかなるものであったかを理解するために、敢えて現代語訳を試みた。

この草案はこれまで「治罪法草案」と訳されている。この草案をもとに明治13年(1880年)に太政官布告37号として公布され明治15年から施行された法律の名称も

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

「治罪法」であった。明治23年10月の法律第96号からは、「刑事訴訟法」という名称が使われている。

治罪法という名称は、明治8年に、権大内史箕作麟祥がフランスの1808年の刑事訴訟法典（Code d'instruction criminelle）の翻訳で使っている¹⁾。

この名称について、ボアソナード自身、草案の序の解説6で次のように述べている。Code d'instruction criminelle（治罪法典）というのは非公開での刑事裁判手続を定めていた古い法の名称としては正しかったが、フランスで批判の対象となっていた。この法典草案は裁判官の恣意を防ぐための手続を採用しているのだから、日本でフランスと同様の非難を受けないようにとの配慮から、Code de procédure criminelle（刑事訴訟法典）という名称を使った。

明治政府にとって、西洋諸国と対等平等の位置に立つためには、江戸時代末期（安政5年、1858年）にアメリカ、オランダ、ロシア、イギリスおよびフランスの各国と締結した不平等条約を改正し、領事裁判権を撤廃することが最大の緊急課題であった。領事裁判権について、日本国米利堅合衆国修好通商条約第6条は次のように定めていた。「日本人に対し法を犯せる亜米利加人は、亜米利加コンシユル裁断所にて吟味の上、亜米利加の法度を以て罰すへし、亜米利加人に対し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すへし、日本奉行所、亜米利加コンシユル裁断所は、双方商人通債等の事をも取扱ふへし」²⁾。

その緊急の課題である不平等条約を改正するためには、西洋なみの近代的な法制を早急に整備しなければならなかったのである。大久保泰甫によれば³⁾、「明治維新とは、黒船に象徴される西欧列強の力の優位と圧力の下でなし遂げられたところの、日本という民族国家の独立の確保を至上命令とする一種の民族自決の革命であり、このため、制度・文物の『近代化』=『ヨオロッパ化』は、わが国の『主体性の維持』に奉仕するために、政府の主導下に　そして『上下心ヲ一ニシテ』　なされる『文化』革命ということになる。ここに、自己を守るために　そして自己を守りつつ自己を変革する、伝統を守るために革新するという、わが国の近代史の基本的なアンビヴァレンスが生じる。人はこれを『和魂洋才』という言葉で表現した。その中でも、とくに法制度の『近代化』は、条約改正の前提条件として、対外的な意味で是非に及ばず実現すべき緊急課題であった。徳川幕府が結んだ安政条約は、わが国が一方的に外国人裁判権と関税自主権とを放棄した不平等で屈辱的なものであったが、『対等同格』の地位を回復するため、条約改正を迫る明治政府に対して、西欧列強は、『近代的』（すなわち西洋的）な法典を編纂して『文明国たるの実を示すことが先決』という態度を示したのであった。」

明治政府はこの緊急の課題を遂行するために、日本が西洋なみの近代法制を整備するに当たっては、西洋の法制を早急に模倣して輸入するというやり方が採られた。このことに関して、穂積陳重は次のように述べている⁴⁾。

「維新後に於ける民法編纂の事業は、明治三年に制度局を太政官に設置せられたのに始まつたものである。当時江藤新平氏は同局の民法編纂会の会長であつたが、同氏は日本と欧州各国とは各其風俗習慣を異にすと雖も、民法無かる可らざるは則ち一なり。宜しく仏国の民法に基きて日本の民法を制定せざる可らず」と云ふ意見を持つて居た。右は同氏の伝記『江藤南白』に掲げてある所であるが、其「仏国の民法に基きて」と云ふ言葉の意味は、如何なる程度に於て「フランス民法を採らうとしたものであるか、如何様にも解せられるが、之を江藤氏の勇断急進主義より推し、又同書の記事に拠つて見ると、敷き写し主義に依つて殆ど其儘に日本民法と為ようとせられたもののやうである。初め制度局の民法編纂会が開かれた時、箕作麟祥博士をして「フランス民法を翻訳せしめ、二葉若くは三葉の訳稿成る毎に、直ちに片端から之を会議に附したとの事である。又江藤氏が司法卿に為つた後には、法典編纂局を設け、箕作博士に命じて「フランスの商法、訴訟法、治罪法等を翻訳せしめ、且つ誤訳も亦妨げず、唯速訳せよ」と頻りに催促せられたとの事である。箕作博士が学者としての立場は定めて苦しい事であつたらうと思ひやられる。而かも江藤氏は此訳稿を基礎として五法を作らうとし、先づ日本民法を制定しやうとして「身分証書」の部を印刷に附した。磯部四郎博士の直話に依れば、当時の江藤司法卿の説は、日本と西洋と慣習も違ふけれども、日本に民法と云ふものが有る方がよいか無い方がよいかと云へば、それは有る方がよいではないかと云う論で、それから《フランス》民法と書いてあるのを日本民法と書き直せばよい。さうして直ちに之を頒布しやう」という論であつたとの事である。」

ポアソナードが、日本の近代法整備に大いに尽力したことは有名である。では何故ポアソナードが日本のいくつかの近代法の草案を作つたのか。彼が日本に招かれた経緯はおよそ次のような事情からである⁵⁾。

初代の司法卿であつた江藤新平は、1869年(明治2年)に箕作麟祥の翻訳によるフランス刑法典を見てその優秀さを知り、フランス五法典すべての翻訳を箕作麟祥に行わせることにした。この翻訳作業において、法学の専門家ではなかつた箕作麟祥は非常に難儀をし、法学の勉強をするために自らのフランス留学を江藤新平に申し出た。しかし、箕作をフランスに出しては法典の翻訳作業を行う者がいなくなるので、この申し出は許されなかつた。その代わりに、フランス人の法律家を招くこと

に決まり、1872年（明治5年）、当時パリで弁護士をしていた26歳の法学士ブスケ（Gerge Hilaire Bousquet）が雇われて司法省明法寮で法学教育を行うことになった。

1871年に岩倉具視を特命全権大使とする遣外使節団が派遣された翌年、1872年10月にフランスの司法制度について調査研究する目的で司法省から司法少丞河野敏謙ほか7名の者（明法助鶴田皓、権中判事岸良兼養、警保助川路利良、司法中録井上毅、司法省7等出仕沼間守一、同名村泰蔵、同8等出仕益田克徳）がヨーロッパに派遣された。その時、フランスに派遣されたわが国の司法省の官吏に憲法と刑法の講義をしたのがポアソナードであった。

この頃、司法省では、ナポレオン法典をもとにしてわが国の諸法典を編纂するため、フランスから教師を雇い入れるという計画があった。

司法省から派遣された河野敏謙らは1873年、時の駐仏公使鮫島尚信と協議の結果、既に依頼して憲法と刑法の講義を行ってもらったポアソナードを適任と判断して、交渉に及んだのである。その時すでに48歳になっていたポアソナードとの交渉は、条件面で一旦破談となった。鮫島公使が、再び交渉して、遂にポアソナードの日本招聘が実現したのである。

鮫島公使は本国政府からの訓令を得て、1873年6月24日に全15条から成る御雇条約をポアソナードとの間に結んだが、その第1条には「日本政府ニ於テ仏朗西法学士需用スルニヨリ、鮫島閣下、仏国文部卿閣下ノ許可ヲ以テ応諾シタルホワソナート氏ヲ、法律並諸規則調成ノ補佐及顧問トシ、日本政府ノ職務ノ為法学士トシテ雇入タリ」⁶⁾と定められていた。

このような経緯を経て1873年11月15日に、ポアソナードは司法省の御雇として横浜港に到着し、1895年3月8日に横浜港から帰国の途につくまで、22年もの間多方面にわたって日本の近代法の整備等に尽力した。けれどもポアソナードは、直接に日本の近代法制定にかかわっただけでない。司法省法学校において法学教育を行い、多くの法律家の育成にも貢献しているし、当時の外交上の問題についてもしばしば重要な意見を述べ⁷⁾、ポアソナードの実力が認められて司法省だけではなく、他の官庁からも重宝され、明治9年には外務省顧問官になり、また元老院の顧問にもなっている⁸⁾。

ポアソナードの起草による日本で最初に罪刑法定主義を規定した刑法典草案（Projet de Code pénal pour l'Empire japonais）は、明治10年（1877年）8月に司法卿から元老院に提出され、旧刑法として明治15年（1882年）1月1日より施行された。また刑事訴訟法典草案は、治罪法という名で明治13年太政官布告37号として制定され、刑法典と同時に施行され、その後、明治23年（1890年）に法律第96号とし

て刑事訴訟法が公布施行されるまで8年間実施された。

ボアソナードが起草した民法典草案をめぐるはいわゆる法典論争が起こり、その結果刑法や刑事訴訟法のようにはいかなかった。この法典論争と治外法権の撤廃について、若槻礼次郎は、当時大学生であった時の見聞を次のように述べている⁹⁾。

「法典の断行と延期の議論が、当時政治的にやかましかったので、われわれはフランス法を学んだという縁故から、断行論に加わって、延期論と戦った。……(中略)……法典断行論というのは、日本では条約を改正して、治外法権を撤廃することが、朝野の一致した意見であったが、各条約国は、日本のような法典の備わらない国は、あぶなくて治外法権の撤廃は出来んといつて、これに応じない。そこで日本では、裁判官を教育したり、法律を整備したりして、これなら条約を改正してもよからうという筆法でいくことになった。まず刑法と刑事訴訟法は新しい法律を作って、これを実施したが、民法、民事訴訟法、その他の付属法はまだできていない。民法はボアソナードが原案を作って、それでやっていこうということであったが、23年に議会が開かれ、24年ごろから、こんな翻訳的の民法ではいかん、日本の実情に応じた、新しい法律を作らなければならないという論が、だんだん出てきた。それに対して、条約改正のためにも早く民法を施行する必要がある、新しい草案を作るには相当の時日を要するから、とにかくボアソナードの民法を施行しておいて、悪いところがあったら、それは修正法を作って直せばよいという、これが断行論であった。

ボアソナードの起草した案は、もちろんフランス法が土台になっているから、フランス法を修めた者はみな断行論で、イギリス法を修めた者は、フランス法の形で出来ているので感服せんから、これを延期して、新たに草案を作ろうという。結局イギリス法とフランス法の争いであった。だから帝国大学の法科ではイギリス法の者は延期論、フランス法の者は断行論と、学派が互いにけんかをしてきた。先生の方では、大学出の教授は大体延期論で、穂積教授はよくわからんが、富井教授(政章)はフランス法を修めた人だが延期論であった。しかし司法省の学校を出た法学博士はみな断行論であった。われわれフランス法のもの、梅謙次郎、木野一郎らの人々を押し立てて断行論を呼号した。木野は大学の先生ではなかったが、自由主義の実にいい人であった。

結局この問題は、議会で延期することに決まり、延期論が勝ちを占めた。そして純粹の日本の民法を作ることになり、たしか穂積、富井、梅の三教授が起草委員になり、新しい民法を作った。いったいフランスの民法というのは、ナポレオン一世のときに出来たもので、内容そのものは大して変わっていないが、

形式はずっと古い。その後出来たスイスの民法など、新しく出来たものは、体裁や条章などよく整っている。だから日本の新民法も、ポアソナードの草案に比べて、よほど良くなっており、そのため二、三年民法の施行が遅れたが、公平にいて、法典としては今度のが良いのである。ところが明治27年の条約改正の時は、こんな工合で民法は間に合わなかった。しかし外国側では、民法よりも刑法が大事で、それが整備しているということで、治外法権が撤廃され、民法は問題にならなかった。ところがこの条約改正で、法権は回復したが、税権は回復されなかった。」

わが国における古い裁判制度と較べてこの草案の最も大きな革新は、ポアソナード自身が序（解説5）で述べているように、重罪の裁判に陪審を導入することであった。この刑事訴訟法典（治罪法典）を日本に居住する外国人にも適用するためには、法典を諸外国の法律の水準にしなければならず、治外法権撤廃のためにも陪審の導入は必要である、とポアソナードは主張している。しかし、結局、ポアソナードが熱望していた陪審制度は公式の法典では日の目をみなかった。その後原内閣の時に陪審法案は2度国会で流れて1923年（大正12年）に3度目でやっと成立した。そして1928年（昭和3年）から1943年（昭和18年）まで施行され、その間に陪審の評議に付せられた事件は484件あった¹⁰⁾。しかし、1943年に停止され¹¹⁾、第2次世界大戦後に復活されることになっていたが、不思議なことに復活されないまま、2004年（平成16年）年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が制定され2009年から施行されることになった。

原本である *Projet de code de procédure criminelle pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire* の構成は、冒頭の目次に示した2（参議への手紙）から5（刑事訴訟法典草案）である。刑事訴訟法典草案の各条の欄外には条文の見出しが記されている。訳文では、条文番号の後に にくくって示した。原本には草案の条文の他、全部で841（最後の番号は828であるが、番号の重複が1、枝番の付いたものが12ある）に及ぶ解説が付けられているが、本項では、ポアソナードの草案作成の意図およびポアソナードが参考にしたフランスの刑事訴訟法典の特徴を理解するのに必要だと記者が判断したもの以外は、解説の項目のみの記載にとどめた。なお、フランス語の表記は原則として初出のものに限っている。

1) 翻訳局訳述、印所局印行、『仏蘭西法律書』下巻（明治8年4月）817頁。

なお、1808年のフランス刑事訴訟法典の翻訳については、中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』（2006年、法律文化社）44頁以下参照。

2) 石井良助、服藤弘司編『幕末御触書集成』第1巻、岩波書店、1992年、67頁。

また、安政5年の「日本国仏蘭西国修好通商条約」第7条は、「仏蘭西人、日本人に対し若し訴訟のことあらハ、仏蘭西コンシユルヘ其事を告げ、コンシユル事の次第を吟味し、実意に取計ふへし、又日本人、仏蘭西人に対し訴訟あらハ、奉行所ヘ其事を告げ、奉行所にて事の次第を吟味し、実意に取計ふへし、若仏蘭西コンシユル取計ひ兼る節は、日本高官の助を借り、相談の上取計ふへし、」と定めている(同書、107頁)。

- 3) 大久保泰甫『日本近代法の父 ポワソナアド』1977年(岩波新書)44-45頁。
- 4) 穂積陳重『法窓夜話』大正5年1月(有斐閣)208-210頁。
- 5) 大久保、前掲書、32頁以下参照。
梅溪昇『お雇い外国人』2007年(講談社学術文庫)81頁以下参照。
- 6) 大久保、前掲書、36頁。
- 7) 大久保、前掲書、73頁以下参照。
- 8) 大久保、前掲書、89頁。
- 9) 若槻礼次郎、『明治・大正・昭和政界秘史』1983年(講談社学術文庫)27-30頁。
- 10) 佐伯千仞、『陪審裁判の復活』平成8年(第一法規出版株式会社)12頁。
- 11) 昭和18年法律第88号「陪審法の停止に関する法律」は、「陪審法八今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定していた。

2 参議への手紙

参議・司法卿 大木喬任閣下

拝啓参議殿

私は、この書物の冒頭に閣下のお名前を書きとどめなければなりませんし、間もなく後に続く書物にも同様にお名前を書きとどめることを前もってお許し願います。

日本の刑事諸法および民事諸法の改正と編纂を率先して主導されたのは実際閣下ですし、またあらゆる困難にもかかわらず6年以上も前からこの作業を続けてこられたのも閣下です。

今日、新しい刑事諸法典は効力をもっております。

修正された後は、最初に作成された諸法典や閣下が政府に提出された諸法典はそのままでありませんが、日本の古い刑事立法とは徹底して異なったものを維持しているのであります。すなわちそれは、刑罰についての大きいなる節度と被告人にとっての自由な防御の保障です。

閣下は、しかし、非常に広い基礎の上立って作り上げられた草案とはじめに付されていた注釈をフランス語で出版することが新しい法律の適用にあたって参照するのに有益だと考えておられました。

私は、刑事訴訟法を構成する最初の巻を、今日、閣下に提出いたします。

そこには、同時に、日本にとっては時期尚早だと考えられて廃止されてしまいましたが、例えば陪審制度のように時期が来れば採用され得る分野を新たに検討し修正する方法が示されております。

日本の諸法律の編纂事業がすべて完了した暁には、閣下は、フランスで言われるように、「お国に十分貢献」なさることでしょう。というのも、フランス人の民法典編纂者の一人であるポルタリス（Portalis）の表現によれば、「良き法律は、人間が作りまた受容することができる、最も偉大な財産である」からです。

フランスの法律が日本のこの偉大な事業の基礎として貢献することは、フランス人として幸せですし、また個人的にも私が閣下の協力者として選ばれたことは非常な名誉でもあります。

私の心からなる感謝の気持ちをお受け取り下さるようお願い申し上げます。

敬具

ギュスターブ・ボワソナード

1882年7月31日、東京において

3 はしがき

日本帝国の諸法典草案を準備した順番において、今日公にされるものは最初に完成されたものではない。刑事訴訟法典草案の準備が始められた1年前に、既に刑法典草案は完成していた。

この草案の起草は、1877年7月（明治10年7月）（原注：日本では、天皇の紀元の創始者である神武天皇まで2542年遡る国家的な紀元とは別に、新しい天皇の即位ごとに新たな年号が布告される。今上天皇の年号は、1868年以来明治という年号である）に司法省において開始され、1878年の終わりに完成した（原注：この委員会は、司法卿大木閣下名誉委員長のもとに、破棄院 大審院 検事長（Procureur général à la cour de Cassation）岸良兼養氏を委員長とし、6人の司法省書記官および司法省のその他の役人で構成されていた）。

欧州の立法委員会の報告書に似ている提案理由を説明するための解説を、最近の数カ月間に大急ぎで作成しなければならなかったし、草案の原文ができた後ほんの数週間でそれを日本語に翻訳しなければならなかった。

フランス語と日本語で印刷された二つの刑事法典草案は、司法卿によって太政官に提出され、すぐに太政官から元老院に送られた。

新たな委員会が、最終法案の再検討と提出の任務を負っていた。その委員会は、太政官大書記と元老院議員で構成され、そこには、この作業を擁護するために、もちろん司法省の委員会のメンバーも加わっていた。

この混成委員会で多くの修正やとりわけこれらの二つの草案のかなりのもので廃止されたが、その特徴やそれが当を得ているかどうかを評価するのは、誰でもないしまして我々ではない。

同時期に、二つの刑事法典草案よりもずっと完全に主体的に民法典草案の提出が我々に委ねられていたということは、我々の人格に対していかなる感情の表明もなされなかったことが認められるだけではなく、さらに、(この方が我々にはずっと重要なことであるが) フランス流の考え方に対して抵抗するいかなる意図もなかったことが認められるのは、何よりも我々にとっては二重の喜びである。だから、多くの場合に、しばしば我々が離れなければならないと思っていたフランスの法典に立ち戻ったのである。

かくして我々だけは草案の擁護者であり続ける。削除や変更とは無関係に、我々は、ためらわずに、大岡奉行(原注:大岡奉行は、日本では、ソロモン Salomon のような立派なお裁きをしたことで有名である)のお裁きにもとづいて、草案の作成者であると主張することができる。我々は、さらに、司法省の委員会との討議が大いに頼りになったことおよびその討議がなかったら我々の仕事はその細部においてこれ程完全なものとはならなかったことを表明しておく。

いずれにせよ、解説はもっぱら我々の個人的な仕事である。

今日、修正された草案がこの国の法律となりそれが完全に施行されているのは、政府が、もとの草案の再版を命じ、最初から草案に付属していたがまだ日本語の翻訳しか公にされてなかったフランス語の解説の出版を命じて、非常な公正さを発揮したからである。

この仕事は、フランス語に慣れ親しんでいる日本の若い法律家にとって有益であろうし、司法卿が命じた新たな日本語訳ができたときには、それはまた、草案に施された修正を正確に考慮して、正式の法典を適用するのに裁判所にとって役に立つことであろう。

そこに本当の必要がありまたこれから補うべき不備があると我々に考えさせるのは、桁外れの多くの解説書であって、それは、これらの新しい法典について経験を積んだ人々によるよりも情熱的な人々によって著された解説書である(原注:二つの刑事法典が公布された1880年7月=明治13年7月からだけでも、その法典について日本語で

書かれた解説書は100を越す）。

しかし、我々の解説は、最初は大急ぎで行なわなければならなかったが、そういった慌ただしさが残っていることには目をつぶろう。それに費やしたのはわずか3カ月しかなかったのに加えて、毎日、逐語的に我々が手書きしたものを日本の翻訳者に渡さなければならず、しかもその写しが我々の目にとどまらないという非常に不利な条件があった。そのことからいくつかの繰り返しが起こり、同じ原則が法律の中に何度も現れている。別の仕事のために我々にはできなかった全体の修正によってはじめて、繰り返しを取り除くことができるのである。我々は、ただ印刷中に、文体を直すことができ、またいろんな箇所に用例を加え、またある部分を別の部分に移すことができた。

我々はまた、草案の条文にいくつかを付け加えることはできた。それは、いつの日か公式の法典を改正するのに役立つであろう。この修正は、注に示してある（原注：一つの条文が付け加えられたときは、前条の条文番号に加えて…条の2，…条の3としてある。たとえば、96条の2，105条の2および105条の3，172条の2，395条の2，597条の2，597条の3である。但し、246条の2は1879年に出版された草案に既に挿入されている）。

この草案を勉強する者に役立つように、次のような、あらゆる手が尽くされている。

1. 草案の条文には、欄外に要約がある。さらに、条文の後には、三つの参照条文がある。一つ目は公式の法典の条文番号、二つ目は関連する草案の条文番号、最後に模倣したまたは幾分削除したフランスの法典の条文番号である（原注：第1条の原注参照）。
2. 解説には、章または節ごとに条文番号に対応して要約を付しているし、そこで扱われている問題を提示し、簡単に要約できるときは答えを付けている。
3. 最後に、一見してその効用が明らかな三つの一覧表が付されている（原注：公式の法典と草案の対応表は、草案から公式の法典へ移った条文番号の項目である。草案の廃止された条文に対応する約150の項目に0が付されている。逆の対応表には付け加えられた条文に対応する四つの0しか付されていない。それは、修正を行った者が、フランスの詩人ポアロー Boileau が詩のために「時々付け加えてしばしば削除せよ」と言っている格言を法律に適用しなければならぬと信じていたことの証であろう。この際、賞賛に値する非常に複雑な印刷上の作業をすべて慎重に行ってくれた国文社 国立文献社：société de littérature nationale に対して深い感謝の意を表さずにはいられない。これが、その出版社

から出された最初のフランス語の仕事であり、これよりも良いフランスの出版社もそう多くはない)。

この草案を準備するために外国の法典を利用した機会は、刑法典のときより少なかった。ドイツとイタリーの法典草案はまだ出版されていなかった。少なくとも日本にはまだなかった。あったのはフランスの法典とほとんど異ならないベルギーの法典だけであって、当時その改正が検討中であつた。それにオーストリー・ハンガリーの法典があつて、それは陪審の問題について有益な示唆を与えてくれたが、すべてそれに倣つたわけではない。従つて、やはり日本の草案の主たる基礎となつたのはフランスの法典である。そこには一定の不備があり、また当時その改正が検討されていた。しかし実際は、この草案の中に、まだ著しい修正がなされていなかったフランスの法典の2ないし3カ条を探すのにかなり苦勞するであろう。刑法典および民法典についても同様であつたということが間もなく判るであろう。

実際、ヨーロッパやアメリカでしばしば模倣されたフランスの法典については国民の誇りであることは当然であるが、それはあらゆる点で、今日ではもはや近代的な学問やまた日々の実務の必要という水準にはないことを認めなければならない。フランスの法典は、特別に完全ではないし、しばしば法律を容易に調べ、理解し、適用するのに配置や体系に欠けている。それは、長い経験により優れている、正しいそして有用だと判断したことをまともに維持しているが、不完全だと認めたことは改善している。無謀な刷新は差し控えてきたが、見識を欠いた慣例に従うことも避けてきた。

その上、これらの新しい法典がいつか日本に居住している外国人に適用されるべく用意されたものであれば、これらの法典が専ら一つの国民だけに特有の性質をもつものではないということ、また伝統的な偏見や教条主義的な批判を超えて、国民は個人である以上に特別な人ではないという、むしろ一種の国際的な普通法を提供していることは好ましいことであつた。

この観点で、修正された法典やもとの草案は日本の新しい要求にとってよく応えているだけでなく、日本に居住している外国人が享受している治外法権という途方もない特権の解消を早めることができるということは、間もなく体験から明らかになるであろう。

実際、治外法権には耐え難い異常があり、それは別の時代にまた別の国で正当化されるかもしれないが、しかし、日本では、特に今日、それは危なっかしい偏見以

外の何ものでもないのである。それに対して国家は粘り強く且つ毅然として異議を唱えているが、それは賢明でありまた節度のあることである。

政治的な条約によって、困難な時代にそのことが日本に押しつけられた。内部の分裂、中央権力の衰微、そして昔からの国家の孤立状態が、諸外国と対等な平等条約を結ぶことを妨げていた。諸外国は、自分たちが優位であるということを利用して、善良で自由な人々に払われるべき敬意を無視してはなかったことは、認めなければならない。しかし諸外国は、それでもやはりその国民の責任とされる義務や非難すべき行為が生じた場合に、領土主権の属性の一つを無視して裁判権を行使し、日本人が原告または告訴人として関わりがある事件に、自分たちの領土でない国で、自分たちの法律を適用するのである。

日本の側では、条約を尊重し忠実にそれを守っている。約束に忠実であるということは、日本人の生来の一つの美德だからである。けれども日本は、条約を改正するために根気強く働きかけている。

条約の改正は確実に実現するであろう。というのは、原因がなくなっても結果は際限なく生き残るということを理性は許さないからである。とられた措置の利益がその措置を正当化するのに既に不十分であるときは、ましてその利益がなくなったときは、まさにその通りである。しかるに、日本においては、時代すなわち人々と事情は、最近の15年間ですっかり変わっているし、日本の社会的、経済的变化は、誠に賞賛に値する現象であり、文明史において異例のことである。

それでもやはり、非常に熱烈な革新の味方である人民が、紀元25世紀以来統治している天皇の支配に忠実であることは注目すべきことである。天皇の支配自体は、時の進展に注意深く従っており、賢明に時の進展を助けまたは和らげており、時には人民の利益に対して人民に率先して取り組んでいる。

外国の思想に同化される日本人の力強い才能は、法律の分野と同様に、人文科学の分野においてかなり注意を引いたが、物理学や芸術、工業の分野においてもそうであった。日本は、ヨーロッパの体系に従って陸軍および海軍、医者や科学者を養成するために既に示したように、近代的な思想に目覚めた法律家を作り出す適性をもっている。

日本の法律家は、ヨーロッパで行われたように授業を有効に利用し、我々が彼らに課した事実が、書物に書きまた講義で話した国際法の教義に対立しているかどうかを、毎日我々に質問してくる。

多くの国民は、非常に長い間外国と切り離されていた古い障害を不満に思うどころか、逆に、文明化された人民の共通法によれば自国で裁判権をもつべきだという条件で、条約のもとに覆されたままになっていることを要求しているのである。

国際法上の真の領土に関わる問題が提起され、その問題がヨーロッパやアメリカで白日のもとに堂々と議論されるとき、日本の味方であるのは、二つの世界の法律家だけではなく、またすべての良識のある自由なそして公正な学者や政治家である。

我々についていうと、刑事諸法典草案の起草と民法典の起草に際して、我々は、司法機構における日本の完全な独立をもたらすことを、常に、大きな目標としてきた。また、既に我々が行ってきたように、我々は、諸法律の中にそして同時に教育の中に、近代の栄光でありまた治外法権からあらゆるもっともらしい理由や口実を取り去る正義と自然の理性という原則を導入することを、常に、大きな目標としてきたのである。

1882年7月31日、東京において、

ギュスターヴ・ボワソナード

4 刑事訴訟法典草案目次

序	解説：1～6
総則(1～30条)	解説：7～8, 解説：9～66
第編 刑事裁判所の組織および権限について	
共通規定(31～60条)	解説：67, 解説：68～110
第章 違警罪裁判所について(61～65条)	解説：111～115
第章 軽罪裁判所について(66～74条)	解説：116～124
第章 控訴院について(75～82条)	解説：125～132
第章 重罪院について(83～92条)	解説：133～152
第章 破棄院について(93～97条)	解説：153～159
第章 高等法院について(98～105条の3)	解説：160～185
第編 犯罪の捜査、訴追および予審について	解説：186
第章 犯罪の捜査について(106条)	
第節 告訴および告発について(107～113条)	
第節 現行犯罪について(114～121条)	解説：187～205
第章 犯罪の訴追について	解説：206

第 節 検察官の訴追について(122~124条)

第 節 付帯私訴当事者の訴追について(125~128条) 解説:207~216

第 章 予審について

前置規定(129~132条) 解説:217,218,解説:219~222

第 節 令状について(133~155条) 解説:223~247

第 節 独房への収容について(156~159条) 解説:248~253

第 節 証拠について

共通規定(160~162条) 解説:254~268

第1款 尋問および対質について(163~172条の2)

第2款 検証,捜索および証拠物件の押収について(173~184条)

第3款 証人尋問について(185~208条)

第4款 鑑定について(209~217条) 解説:269~325

第 節 現行犯罪の予審について(218~229条) 解説:326~335

第 節 保釈について(230~237条) 解説:336~343

第 節 予審の終結について(238~257条) 解説:344~363

第 章 予審行為に対する不服申し立について(258~300条) 解説:364~415

第 編 犯罪の判決について

共通規定(301~375条) 解説:416~495

第 章 違警罪の判決について(376~405条) 解説:496~521

第 章 軽罪の判決について(406~430条) 解説:522~545

第 章 重罪の判決について(431~530条) 解説:546~660

第 編 破棄院の権限について 解説:661

第 章 破棄請求について(531~580条) 解説:662~740

第 章 再審の申し立について(581~597条の3) 解説:741~770

第 章 管轄指定について(598~613条) 解説:771~788

第 章 公共の安全および裁判の公正を疑わせる事由を理由とする移送について
(614~620条) 解説:789~795

第 編 判決の執行,復権および恩赦について 解説:796

第 章 判決の執行について(621~635条) 解説:797~809

第 章 復権について(636~644条) 解説:810~821

第 章 恩赦および減刑について(645~650条) 解説:822~828

5 刑事訴訟法典草案

序 (Introduction)

解説：1. 刑事訴訟法典の目的；その効用。

2. 事実および法律についての裁判上の誤審に対する予防および不服申し立。

3. 5編の編別。

4. 日本とのかかわりでの改革。

5. 陪審について。

6. 修正されたフランスの法典の名称。

1. この新しい草案は、刑法典の補完であり、実際に元老員の審議にかけられたものである
原注：その解説は明治12年(1879年)の日付であることが想起される。

刑法典は、刑罰の一般理論を確立し、罰せられるべき行為を定めている。刑事訴訟法典は、
いわば、刑法典を実施するためのものである。

刑事訴訟法典は、実体についての規定よりも、管轄についての規定、従うべき手続および
遵守すべき期間について多くの規定を定めているが、やはり刑法典と同じほど重要である。

実際、犯罪の審理や判決が恣意に委ねられているならば、それぞれの裁判所が固有の権限
をもっていないならば、予審が個人の自由に対して十分な保障を提供していないならば、ま
た個人の自由を過大に尊重することが社会の安全を危うくするならば、訴追と防御が裁判所
の前で完全に平等に位置づけられていないならば、そして上訴が後に手遅れとなってから開
かれるかまたは早まって閉ざされていけば、罰せられるべき行為がはっきりと法律により定
められていてもまたは刑罰がそれぞれの行為について限定して定められていても、刑事訴訟
法は、被告人にとってもまた社会にとっても何の役にもたないであろう。

新しい法典は、正しい刑事裁判にとってこれらの基本的条件とそれを列挙するにはあまり
にも多すぎるその他の論理的な条件に、できる限り応えている。

2. しかし、その重要な特徴は、行為と被告人に科せられる刑事責任についての判決におい
ても、また刑法の適用においても誤審を防止するための不断の注意である。

犯罪の最初の捜査から判決の執行にいたるまで、刑事訴訟手続の各段階は法律により統制
され且つ規制されている。

こういったあらゆる注意にもかかわらず、そこに一つの事実の誤りがあるように思われた
ならば、法典の中に必要な発展を組み込んだ改正という特別な救済が必要であろう。

法律の錯誤と法律規定の違反に対しては、破棄院による最高の統制があつて、破棄院自身
が法律によって示された手続に従っているのである。

最後に、最高の法院の上に天皇の慈悲がある。すなわち、法律の厳しさが、定められた通
常の場合よりも正しくないかまたは必要でないという特別の場合に、減刑や恩赦によって刑
を軽くしたり刑の免除がなされ得る。また、復権によって、刑の言い渡しを受けた者が改換

の証しを提供したときには、天皇は、その者が失った権利を完全に回復させるのである。

3. 重要でもありまた様々なこれらの対象は、次の5編に分けて示されている。

第1編、刑事裁判所の組織および権限について；

第2編、予審について；

第3編、判決裁判所について；

第4編、破棄院の権限について；

第5編、判決の執行について。

4. ここで日本の古い裁判制度と比較して、この法典の主たる改革を指摘することは無意味ではなからう。しかし、天皇政府の復活以来 原注：日本の封建制を打倒した1868年の政治的な大きな出来事にしばしば革命という言葉が当てられることがある。しかし我々は、「天皇政府の復活」と呼ぶ。というのは、それはまさに7世紀以上の間影が薄くなっていた古い制度への復帰だからである。さらに、日本語の表現の真の意味も「大政奉還」すなわち大政の古い制度への復帰である。裁判権の新たな行使が多かれ少なかれ外国の立法から採り入れられて確立されたものであるから、この比較は、大政奉還を超えて遡るという条件でしか歴史的な意味をもたないのであり、また我々の枠組みに入ってこないものである。だから、犯罪が犯されてから経過した一定の時の効力により訴追を妨げる時効は、古い法と較べると一つの革新であるが、今日の法と較べるとそうではない。そういうわけで、新しい法典は、それ以上にその条件と効果を明確にしなければならなかったのである。さらに、検察官の制度は、日本で数年前から機能している。新しい法典は、それを完全なものにし、その権限をより正確に定めただけであり、検察官の権限と裁判官の権限を完全に分けている。書記もまた、新しい法典では、より重要でより多様な権限をもっている。不服申し立の方法も、より広く定められた。予審において採られる方法に関しては、本当の革新である。不出頭や欠席により出頭していない被告人を裁判できることもまた、非常に重要な革新の一つである。しかし、それらの被告人は、一定の場合に、新たに裁判して貰う権利をもっている。

5. しかし最も大きな革新は、重罪の裁判に陪審を導入することであることは間違いない。これは正に一つの革新であって、手続の公開よりも大きな革新である。

ヨーロッパやアメリカの法典にみられるこの制度は、日本では時期尚早だと主張する人々もいるが、日本の法律を諸外国の法律の水準にするためには必要だと思われた。新しい諸法典が、近い将来、日本に居住する外国人に適用されるべきだという展望を失ってはならないし、正しい刑事裁判の最善の保障だと考えられる一つの制度を日本で設置する必要がある。

6. この新しい法典に与えられる名称は、フランスで同じ対象について採用された名称とはまったく異なる。

治罪法典（Code d'instruction criminelle）という表現は、しばしば批判されていた。その表現は、フランスの古い法においては正しかった。そこでは刑事事件は、非公開で、法律が定めた手続を守らないで審理され判決されていた。またそこでは、判決にいたるまでのすべての証拠の提出や審理（exament）などのすべての調査（information）を予審（instruction）と呼んでいた。

ずっと後になって1789年のフランス革命後に、調査 (information) と審理 (examen) の二つの部分に分けた。一つは証拠の重大性を予め評価する部分であり、他方は事実を裁判するための部分であって、調査の非公開を刑事訴訟の第一段階に限定し、第二段階については公開を確立した。そしてそれらの二つの部分に対して予審 (Instruction) という名称を維持した。しかし、それとは逆に、この二つの部分に対して訴訟手続 (Procédure) という名称を使うべきであった。というのは、手続は、そのいずれについても、正確にしかもかつては予審を特徴づけていた裁判官の恣意を防ぐ方法で規定されているからである。

日本の新しい法典は、同じ非難は受けないであろう。その名称については、将来の民法典に対しては民事訴訟法典であるように、刑法典に対しては刑事訴訟法典である。一方は権利の内容を定め、他方はその実施または適用を定めているからである。

総則 (Dispositions générales)

解説：7．総則の対象。

8．共通規定、その活用。

7．これらの総則は、新しい法典のいわばすべてを包括し、それを支配している。

総則は、次のことにかかっている。

- i．犯罪によりまたは犯罪に際して生じる訴権 (actions ou droits de poursuite) およびその消滅方法 (1～20条)。
- ii．訴権または上訴権 (action ou recours) を行使すべき期間の算定方法、またはある訴訟行為とその他の訴訟行為の間に守らなければならない期間の算定方法 (21～23条)。
- iii．訴訟関係者への文書の通知または送達手続 (24～27条)。
- iv．訴訟手続文書の原本および謄本の作成手続 (28条)。
- v．旧法から新法への移行規定 (29～30条)。

8．法典の他の部分、特に第 編および第 編の冒頭には、かなり総則的な性格をもった規定がある。しかしそれらの規定は第 編および第 編の対象を構成する主題に限って効力が及ぶ。従って、それらを共通規定 (Dispositions communes) と呼ぶ。

その利点は、異なっているが類似していることについて似通った規定の繰返しを避けることである。

第1条 公訴の目的、公訴権の行使者 犯罪 (infraction) を立証し且つ犯罪に科せられる刑を適用する目的をもった公訴権 (action publique) は、法律が定める区別に従って検察官 (officiers du ministère public) が行使する。 1条 [草案：33～35条, 351条, F：1条, 22条以下]

(原注：各条の条文の後の最初にある矢印 後の数字は公式の法典の条文番号である。草案の条文が廃止されたときは0で示す。括弧 [] でくられた最初の数字は、草案自体の参照条文の番号を示す。草案への参照条文がない場合は、三つの点 ... で示す。

最後の数字は、フランス刑事訴訟法典 F: の参照条文番号を示す。参照条文がフランスの別の法律であるときは、特に指示する。）

（訳注：条文番号の後の 内に示した見出しは、原文では欄外に示されているそれぞれの条文の主たる内容である。）

第2条 付帯私訴の目的、付帯私訴権の行使者 犯罪により個人が蒙った損害の賠償（réparation）を目的とするまたは不正に奪われた物の返還（restitution）を目的とする付帯私訴（action privée ou civile）は、民法の諸規定に従って、犯罪により損害を蒙った者に属する。 2条 [草案：125～128, 350, 386, 474条, F: 1, 2条]

第3条 公訴権の独立 公訴権は、法律が特別に定める場合を除いて、損害を蒙った当事者の告訴（plainte）に従属しないしまた当事者の告訴の放棄（renonciation）または付帯私訴権の放棄によっても消滅しない。 3条 [草案：106条, 386条5項, 390条, F: 4条]

第4条 付帯私訴の管轄 付帯私訴は、その額にかかわらず、法律がその裁判権を別の裁判所に付与している場合を除いて、公訴に付帯して刑事裁判所（tribunal de répression）に提起することができる。

付帯私訴は、民事裁判所（tribunal civil）に別に提起することもできる。 4条 [草案：5～7条, 19条, 396条3号, 424条3号, F: 3条]

第5条 二つの判決の順序、無効 公訴と付帯私訴が、同時に、刑事裁判所にまたは刑事裁判所と民事裁判所の二つの裁判所に係属するときは、付帯私訴を公訴の裁判の前に裁判することはできない。違反したときすなわち民事の有責判決（condamnation civile）が先になされ、続いて刑事の有罪判決（condamnation pénale）がなされたときは、両方の判決（décisions）とも無効とする。 6条 [草案：532条5号, F: 3条2項]

第6条 付帯私訴の取り下げ、裁判所の変更、新たな訴え 損害を蒙った当事者が付帯私訴を刑事裁判所に提起したときは、その訴えを民事裁判所に提起するために刑事裁判所への訴えを取り下げる（se désister）ことはできない。但し、被告人（inculpé）は、その他の特例または事実に対する防御の方法に異議を申し立てたときは、その裁判所で付帯私訴の不受理を宣告してもらうことはできない。

損害を蒙った当事者は、先ず民事裁判所に訴えを提起したときは、検察官がすでに公訴を提起しているときでなければ、その訴えを取り下げることはできずまた刑事裁判所に訴えを提起することもできない。

前記のいずれの場合においても、退けられた請求は、取り下げがなされた裁判

所に改めて全体として提起することができる。 7条[草案:127条,F:民事訴訟法典:402,403条]

第7条 無罪,免訴,民事の損害賠償,管轄 被告人の免訴(mise hors de poursuites),無罪(acquittement)または刑の免除(absolution)は,民法の規定に従って損害を蒙った当事者に支払われるべき損害賠償(réparation)または返還(restitution)を妨げない。

前項の賠償または返還は,予審裁判所(juridiction d'instruction)が免訴をしたときは,民事裁判所においてでなければ請求できない。 8条[草案:213,224,355,356,393,417,485,515,523条,F:128,129,159,191,213,358,359,366条]

第8条 公訴権の消滅 公訴権は,次のことにより消滅する。

1. 被告人の死亡により。
2. 公訴権が法律によって被害者の告訴(plainte)に従属しているときは,付帯私訴権の放棄または被害者の和解(transaction)により。
3. 確定的となった裁判所の判決(décision)により。
4. 犯罪後の法律による刑の廃止により。
5. 大赦(amnistie)により。
6. 時効(prescription)により。 9条[草案:10,13~17条,F:2,360条]

第9条 付帯私訴権の消滅 付帯私訴権は,次のことにより消滅する。

1. 犯罪によって蒙った損害(préjudice)が財産(biens)に及ばないときは,請求の前に,損害を蒙った当事者の死亡により。
2. 損害を蒙った当事者の付帯私訴権の放棄または和解により。
3. 確定的となった裁判所の判決により。
4. 時効により。 10条[草案:11~17条,F:2条]

第10条 公訴権の時効,新法 犯罪の結果生じる公訴権の時効は,次の期間で完成する。

1. 違警罪(contravention)については6カ月。
2. 軽罪(délit)については3年。
3. 重罪(crime)については10年。

犯罪と訴追の間に公布された新法により時効期間に増減があるときは,訴追については新法が適用される。 11条[草案:29,484条,F:637,638,640条]

第11条 付帯私訴権の時効 犯罪の結果生じる付帯私訴権は,それが無能力者(incapable)に属するときであってもまた民事裁判所に提起されるときであって

も、公訴権と同一の期間により時効にかかる。

但し、公訴にもとづいて下された判決により有罪とされたときは、付帯私訴権は通常の民事の時効（*prescription civile ordinaire*）だけにかかる。 12条 [草案：…，F：637，638，640，642条]

第12条 通常の民事時効 公訴権の時効にかかわらず且つ通常の民事の時効が完成していない限り、損害を蒙った当事者は、民法の規定に従って、損害賠償および返還について付帯私訴権を維持する。但し、犯罪の特性を口実にした不注意のせいにする事はできない。 0

第13条 時効の開始日 時効期間は、犯罪が犯された日を含んでその日から進行する。犯罪が続行されているときは、犯罪が終わった日を含みその日から進行する。 13条 [草案：21条，F：637条]

第14条 時効の中断 公訴権および付帯私訴権の時効は、検察官のあらゆる訴追行為または刑事裁判所において付帯私訴当事者として訴訟を起こす損害を蒙った者のあらゆる行為により、またはすべての予審行為（*acte d'instruction*）もしくは訴訟手続行為により、たとえ知られていなくても犯罪の正犯（*auteur*）および共犯（*complice*）に対しておよび民事上責任を負うべき者に対して、中断される。 14条 [草案：…，F：637条]

第15条 同前 訴追行為、予審行為または訴訟手続行為が形式において無効なときは、時効の中断は無効とみなされる。但し、検察官、予審裁判官（*juged'instruction*）または訴えを提起された裁判所の無権限は、その行為が時効を中断することを妨げない。 15条 [草案：…，F：民法典2246条]

第16条 同前、最長期間 時効の中断の場合、時効期間は、最終の訴追行為または予審行為の日を含めて確定日付のあるその日から再び進行する。但し、いかなる場合にも、第10条で定められた期間の2倍を超えることはできない。 14条

第17条 同前、援用時、援用者、職権による援用 公訴権の時効および犯罪にもとづく付帯私訴権の時効は、確定判決がなされるまで、訴訟のすべての状態において、破棄院（*Cour de cassation*）を含むすべての裁判所において援用できる。

検察官、被告人および民事上責任を負う者またはその継承人（*ayant-cause*）は、公訴権の時効および犯罪にもとづく付帯私訴権の時効を援用することができる。

訴えの提起を受けた裁判所は、職権により（*d'office*）、公訴権の時効および犯罪にもとづく付帯私訴権の時効を援用することができる。 0 [草案：…，F：民法典2223，2224条]

第18条 被告人による損害賠償請求 被告人の免訴または無罪の場合、被告人は、告発者(dénonciateur)、告訴人(plaignant)または付帯私訴当事者に悪意(mauvaise foi)または重過失(faute lourde)があるときは、それらの者に対して損害賠償(domages-intérêts)を請求することができる。

告訴人または告発者の過失が告発された事実についての重大な誇張に存するときは、有罪の場合にも刑の免除の場合にも、前項と同様とする。

付帯私訴当事者が、予審または判決に対して異議申し立(opposition)、控訴(appel)または破棄請求(pourvoi en cassation)による上訴(recours)において敗訴したときは、付帯私訴当事者は、被告人の請求により、根拠のない当該上訴によって被告人が蒙った特別な損害の賠償を言い渡される。 16条[草案:..., F: 136, 212, 358, 359, 436条]

第19条 同前、管轄権 前条の場合において、被告人の賠償金(indemnité)の請求は、確定判決までは刑事裁判所になすことができる。

無罪とされ、刑を免除されまたは有罪を言い渡された当事者の請求は、確定判決の後には、民事裁判所においてでなければなすことはできない。

付帯私訴当事者の訴えの取り下げ(désistement)または予審裁判官の訴追理由がないという決定にもとづく訴追の放棄(abandon des poursuites)があったときも、同様とする。 0[草案: 4, 243条]

第20条 同前 無罪とされたときであっても被告人は、司法警察官(officier de police judiciaire)、検察官または裁判官に対して賠償金を要求することはできない。但し、それらの者が刑法典の定める犯罪により有罪とされまたは法律により責任があるとされる場合はこの限りでない。 17条[草案: 575, 576条, F: 112, 164, 358条]

第21条 期間の計算 本法典に定められた期間の計算において、期間の進行が開始する日は算入しない。但し、時効期間についてはこの限りでない。

最終日が、通常のまたは特別な法定の休日(jour de repos légal)もしくは祭日(jour légalement férié)にあたるときは、期間は1日延長される。但し、時効についてはこの限りでない。

法律がある行為と別の行為の間に1日または複数日をおくことを命じているときは、それらの日数はすべて算入されなければならない。

1日の期間は24時間とする。

1月の期間は30日とする。

1年の期間は法定の暦に従って計算される。 18条[草案: 13条, F: 民事訴訟法]

典1033条]

第22条 距離，期間の延長 時効期間以外の法的な期間は，日本の領土については陸地により計算された距離を考慮して，10里または10里に満たない距離ごとに1日延長される。

島嶼については，海上の距離は，陸地の測定で1日につき5里の割合で，航行の通常の路線で計算される。

往復の必要があるときは，人についても書類についても，期間は2倍とする。

日本と海外諸国との距離についての期間は，特別法によって定められるべきものとする。 19条 [草案：537条，F：民事訴訟法典63，64，1033条]

第23条 権利の喪失 訴権（action）および上訴権（recours）の行使について本法典が定める期間の経過により，権利は喪失（déchéance）する。但し，法律が定める例外はこの限りでない。 20条 [草案：362～364条，F：民事訴訟法典1029条]

第24条 通知，書記の権限 訴訟関係人（intéressés）に対してなすべき通知（notification）について本法典がいかなる特別な権限も付与していない場合は，すべて当該文書は書記が作成すべきものとし，その引き渡しも書記またはその責任において書記の代理人（agent）がなすべきものとする。

文書がそれを作成した書記の管轄区域以外で通知されなければならないときは，通常の手続でそれが引き渡される場所の書記に文書を届けなければならない。

22条 [草案：73，147条]

第25条 同前，通知文書の作成，引き渡し，無効 通知文書（acte de notification）の原本は2通作成されなければならない。そのうちの1通は，どこにしようが訴訟関係人にまたは血族（parent），姻族（allié）がいる場合もしくはそこに居住していると申告した奉公人（serviteur）がいる場合は現実の住所または選定した住所で引き渡されるべきものとする。

文書の引き渡しを受けるべき者は，2通の原本に署名しなければならない。署名を拒否したときまたは署名することができないと申し立てたときは，その旨記載されなければならない。

現実の住所が知れないときは，通知は知られている最後の住所に正式になされるべきものとする。

上で指示された者の1人に文書を引き渡すことができなるときまたは文書の受理が拒否されたときは，配達人はその場所の市町村長（maire）に文書を引き渡すべきものとする。市町村長は，それに証印（visa）を押し，遅滞なくそれを訴訟関係人に届けさせるために権限内のあらゆる方法を利用しなければならない。

配達人は、2通の原本にそれを引き渡した者、引き渡しの場所および日時を記載しなければならない。

そうでないときはすべて無効とする。

もう1通の原本は書記課に返還されるべきものとし、当事者は、文書が通知された当事者の名において原本を書記課で自由に閲覧することができる。 23条

第26条 同前、祭日 休日または法定の祭日に、日の出前もしくは日没後になされた通知は無効とする。但し、通知が訴訟関係人自身になされ且つ訴訟関係人がそれを承諾したときはこの限りでない。 24条 [草案: ..., F: 民事訴訟法典1037条]

第27条 文書の作成、日付、官印、署名 官吏 (officier public) により作成されるすべての文書には、それが作成された年月日および場所が記載されなければならない。そうでないときは無効とする。各葉には整理番号を付けて署名しなければならない。

前項の文書には、官吏が署名し且つその官吏が所属する行政庁の官印 (sceau) または証印 (timbre) を押さなければならない。

但し、文書が官公署以外で作成され、または官印が損壊されもしくは失われたときは、官印の欠如により無効とはならない。但し、押印できなかった理由について記載があるときに限る。

私人の文書については、官印があるからといって署名を免除するものではない。但し、当事者が署名できないかまたは署名を望まないと申し立てたときはこの限りでない。その場合には、その文書が官吏の面前で作成されなかったときは、証人により署名されなければならない、その文書に証人の関与の理由を記載しなければならない。 25条

第28条 同前、加筆訂正、抹消線、無効、文書の写し 予審書面 (acte d'instruction) または訴訟手続書面 (acte de procédure) の原本の作成もしくは写しに際しては、官吏によってもまた私人によっても、文字も数字も加筆してはならない。行間への書き込み (interligne)、欄外への注記 (renvoi) および線引きされた (rayé) 文字は、作成者の証印が押されなければならない。それがないときは、訂正は無効とみなされる。

線引きされた文字は、読めるように残しておかなければならず且つその文字数が記載されなければならない。

すべてのことが遵守されなければならない。そうでない場合は、作成者または写しをとった者が官吏であるときは2円以上10円以下の罰金に処せられ且つ訴訟関係人に対する民事上の責任が科せられる。

先の規定を守らなかったことによる不法な文書の写しには、特にその不法について記載されなければならない。 26条

第29条 経過規定 本法典の公布以前に犯された犯罪については、本法典の規定に従って予審が行われ且つ判決されるべきものとする。

但し、既に正規に行われた訴訟手続行為は維持されるべきものとする。 5, 27条 [草案: 10, 58条, F: 民法典2条, 刑法典4条]

第30条 特別な犯罪, 特別法, 新法 その予審および判決が特別法に規定されている特別な犯罪については、継続してその特別法に従うべきものとする。

特別な犯罪について将来定められる新法に関しては、本法典の諸規定は、新法によって明確に除外されない限り、新法を補充すべきものとする。 28条 [草案: ..., F: 643条]

解説

第1条 9. 犯罪について。 10. 公訴権; ローマにおける人民訴訟について。 11. 検察官について; 検察官の日本への導入。 12. 公訴権の発動と執行の違い。

第2条 13. 付帯私訴権の二重の目的。 14. 損害賠償および返還は刑罰ではない。

第3条 15. 公訴権の独立; その理由。 16. 例外事情; 理由。

第4条 17. 刑事裁判所の民事の権限; その理由。 18. 例外事情; 理由。 19. 民事管轄権の価格に対する二つの特例。

第5条 20. 刑事裁判は民事裁判を元の状態のままにするという原則。 21. 原則についての制裁: 三つの可能性。

第6条 22. 「一つの道を選んだらば...」という古い法諺; それはフランスに残っている。

23. 日本においてもそうであるべきこと: 二つの適用。 24. 制裁: 種々の可能性。

第7条 25. 民事責任と刑事責任の非関連性。 26. 免訴, 無罪, および刑の免除。 27. 免訴等は民事責任の余地を残す。 28. 被告人に有利な刑事の判決は民事においても有利な判決をもたらす場合。 29. 民事裁判所の排他的権限。

第8条 30. 公訴権の消滅: 既決; 限定的な六つの場合。 31. . 被疑者の死亡: 刑罰の一身専属性; 精神障害についての移送: 姦婦の場合: 共犯の一人の死亡。 32. . 被害者の付帯私訴権の放棄または和解。 33. . 既判力。 34. . 刑の廃止。 35. . 大赦。 36. . 時効。

第9条 37. 付帯私訴権消滅の四つの原因; 被害者の死亡の場合についての指摘。

第10条 38. 時効期間。 39. 新法。

第11条 40. 公訴権と私訴権の時効の一致。 41. 犯罪による被害者が未成年の場合。 42. 有罪言い渡し以後の付帯私訴権の時効。

第12条 43. 通常の民事時効の特別な場合。

第13条 44. 開始日と最終日。 45. 継続犯。

- 第14条 46. 時効の中断; 時効停止との違い。
第15条 47. 同前: 形式において無効な行為, 無権限を理由とする無効行為。
第16条 48. 同前: 最大限2倍の期間。
第17条 49. 時効は強行規定: 効果。
第18条 50. 免訴, 無罪, 刑の免除または刑の言い渡しを受けた被告人への損害賠償; 告訴人または告発者の悪意, 重過失; 上訴権の濫用。
第19条 51. 損害賠償に対する二重の管轄権。
第20条 52. 裁判官の民事免責, 悪意または重過失の場合は除く。 53. 書記の責任。
第21条 54. 手続期間の計算: 時間, 日, 祭日。
第22条 55. 距離による期間の延長: 日本, 外国。 56. 時効: 期間の延長なし。
第23条 57. 期間は一般に厳密である。
第24条 58. 通達の引き渡しに対する保障の必要; フランスの執達吏。 59. 日本において: 書記; 例外, 警察官。
第25条 60. 2通の原本; 1通の引き渡し; 種々の場合。 61. 制裁: 無効, 書記の責任。
第26条 62. 例外とされる日および時間。
第27条 63. 日付, 署名, 公印または私印。
第28条 64. 文書の変更に対する予防。
第29条 65. 経過規定: 手続法は公布のときから適用される; 刑法との違い。
第30条 66. 特別犯罪: 旧法の存続; 新法。

11. ヨーロッパ, 特にフランスにおいて検察官の制度が現れるのはやっと16世紀頃になってからである。

イギリスには検察官の制度はないが, それは法律の欠落であることが認められており, それを埋めることが考慮されている。

日本においては, その制度は最近創設されたものであって, ヨーロッパにおけるのと同様の仕事を行うために必要とされたようである。すなわち, この司法官に託される公訴権は, 被害者の私訴権についての判断を狂わすような個人的な感情や私的利益を離れて, 独立して確実に行使されなければならない。

第1条は, 「公訴権は, 法律が定める区別に従って検察官が行使する」と定めている。

それらの区別は, これから見ることになる。

ここでは次の点についてだけ言っておこう。この官吏は裁判所の審級に応じて裁判所に階層的に配置されている。そしてそれぞれの官吏の活動は, 裁判所の管轄地域と訴追すべき犯罪の性質によって限定された訴権の範囲内にとどまるべきである。

法律は, 国庫の特別な官吏が公訴権を行使する一定の特別な事件, 特に関税や租税に関する違反について留保や例外を設けてはいない。法律は, ここでは普通法を規定している。本法典に反する法律については, 第30条で特別法の適用を留保している。

13. 犯罪は、ときには、個人の利益を害せずただ一般利益だけを害することがある。武器を用いた騒乱や内戦のような政治犯罪または公権力に対する反抗や抵抗、通貨偽造や刑法典第編に規定される公務員の一定の犯罪のような国事に対するその他の重罪および軽罪の多くの場合に、そういったことが起こり得る。この場合には、ただ一つの訴権すなわち公訴権が生じるだけである。しかし、しばしば、同時に個人の利益について損害が発生する。人身または個人の財産に対する重罪および軽罪の場合がそうである。その場合二つの訴権が生じる。すなわち、一つは法律が定める刑の適用をめざし、可能な満足としてそれが属する社会の名において検察官が行使する公訴権と、いま一つは犯罪によって損害を蒙った個人に属しその個人が行使する私訴権である。

この私訴権は、しばしば付帯私訴と呼ばれる。というのは、私訴権が、殆どすべての観点で、民法の規定に従っているからである。

私訴権の目的は、「引き起こされた損害の賠償」ということだけでどうにか決められるが、法律は「告訴人が不正に奪われた物の返還」ということを付け加えている。このことは、奪われた物がその性質において同一で存在していることを前提としている。そうでない場合には、金銭により同等の価値を損害賠償しなければならない。すべての時代、すべての国において、金銭は、財産および人身に対して引き起こされた損害および名声に対して引き起こされた損害などあらゆる種類の損害を償う最も単純で最も確かな形であるということが、一般的な慣例として認められていた。損害は殆ど常に金銭的な損失に帰するのであるから、金銭により同等の埋め合わせによって損害を償うのは当然である。損害の評価は困難であることが多い。しかし、利害関係者の審理と対質から評価をはっきりさせるのは裁判所の任務である。

第 編 刑事裁判所の組織および権限について (De l'organisation et de la compétence des tribunaux de répression)

共通規定 (Dispositions communes)

解説：67. 裁判所の組織および権限に関する一般規定の重要性。

67. 外国の法典は、民事についても刑事についても、裁判所の組織および権限に関する共通規定をおいているものはまれである。特別法の中にはこれらの規定があるが、しばしば他の法律によって部分的に廃止されている。そのことは、その調査と適用をかなり困難にしている。

フランスでは、現実の裁判組織と各種の裁判所の権限についての根本は、第一帝政まで遡る（刑事訴訟法典、1808年3月30日のデクレ、1810年7月6日および8月18日のデクレ、1810年4月20日の法律参照）。しかし、特別法による部分的修正がそれに付け加えられている。そのあるものは1832年に全体的な修正が加えられた刑事訴訟法典に組み込まれ、またあるものは1856年に組み込まれた（179～216条）。

日本の草案は、この重要な問題に対して広い場を提供するように気をつけた。その重要な

問題は、この法典が対象としているすべての訴訟手続の理解にとって必要である。権限の問題が、特に重要である。というのは、権限のない裁判所が下した判決は一般に無効であって、それは確定判決についてしばしば著しい遅滞の原因となり、また無駄な費用のもとでもある。

裁判所の組織と権限に関する主要な規定は、フランス法の規定と一致している。特に民事と刑事の二つの裁判所の統合、犯罪の重さによりまた裁判所の段階の違いにより様々な裁判所における判決の権限である。

陪審の構成およびその権限もフランス法を模倣している。しかし、これらのすべての点については、かなりの改善がなされている。

特別組織とそれぞれの裁判所の権限に進む前に、草案は、共通規定という標題のもとで、各種の刑事裁判所に適用される規定を示している（原注：ここでもその他の所でも、裁判所および犯罪の訴追と判決に関する規定に付与される犯罪者の資格は重罪とともに軽罪、違警罪に適用されるということを指摘する必要はほとんどない。言葉は、この法典の標題におけるのと同様に、しばしば一般的な意味で使われている。ラテン語の *crimen* に由来する語は重罪 *crime* だけを意味するのではなく、特に訴追 *accusation* をも意味している）。このやり方の長所は既に解説8で示した。

第31条 民事裁判と刑事裁判の統合 普通法 (*droit commun*) 上の刑事裁判は、民事の裁判と結合し且つ同一の法院 (*cour*) および裁判所 (*tribunal*) に属する。

31条 [草案: 61, 66, 75, 86, 93, 101条, F: 139, 179, 252条, 1810年4月20日の法律]

陸軍裁判所 (*tribunal militaire*) および海軍裁判所 (*tribunal maritime*) の組織および権限は、特別法により定められる。 29条 [草案: 48条, F: 1857年6月9日の陸軍裁判所法典, 1858年6月4日の海軍裁判所法典]

第32条 裁判所の管轄範囲, 裁判官の任命 各審級の裁判所の所在地と管轄範囲は、司法大臣の提案にもとづいて、勅令 (*décret impérial*) により定められる。

32条

裁判官 (*juge-titulaire*) および裁判官補 (*juge-suppléant*) は、すべての審級において、同一の手続で任命される。 0

第33条 検察官, 任命 各法院または裁判所に、1人の政府委員 (*commissaire du Gouvernement*) または検察官 (*officier du Ministère public*) をおく。 33条

検察官のもとに1人または複数の検察官代理 (*substitut*) をおくことができる。

法院および軽罪裁判所 (*tribunal de correctionnel*) の検察官は、裁判官と同一の手続で任命される。

違警罪裁判所 (*tribunal de simple police*) の検察官の任命は、第63条に定められる。 63, 70, 78, 87, 93, 103条

第34条 検察官の任務 刑事事件における検察官の任務は、次のとおりである。

1. 犯罪を捜査すること。
2. 予審行為および訴追行為ならびに犯罪に対する法律の適用を裁判官に請求すること。
3. 裁判所の命令および判決の執行を行わせること。

および、同様に、裁判所において社会の利益（*intérêts de la société*）を守ること。 34条 [草案：122条以下，228条以下，238条以下，432，626条，F：22条以下，29条以下，165，217条，271条以下，376条]

第35条 同前 検察官の1人は、常に、法院および裁判所の法廷に出席しなければならない。但し、検察官は合議に参加してはならない。右の二つの場合に違反しときは、無効とする。 35条 [草案：532条5号，F：1808年のデクレ88条，刑事訴訟法典224，273条]

第36条 書記，任命 法院および裁判所に，1人の書記（*greffier-titulaire*）および1人または複数の書記補（*greffier-suppléant*）をおく。 36条

書記および書記補は司法大臣により任命され，司法大臣は書記が配属される裁判所または法院に対して推薦を請求することができる。 0 [草案：65，71，82，88，96条の2，104条，F：民事訴訟法典1040条，前条のデクレおよび法律]

第37条 同前：任務 書記または書記補の1人は，法廷および予審行為に参加し，その書類または調書を作成する。 37条

書記および書記補に差し支えがあるときは，裁判官補または裁判官がその代理をする。 0

書記は，判決原本およびその他の裁判書類（*acte de la justice*）を保管する。

37条 [草案：162，366条以下，629条以下，F：62，369，370，372，600，601条]

第38条 第一審および最終審の管轄権 公訴および付帯私訴に関して，第一審および最終審の管轄権は，裁判所の各審級について，控訴権に関する第 編の規定により定められる。 0 [草案：396，424条，F：172条以下，199条以下]

第39条 犯罪の等級による管轄権，異なる等級の犯罪の併合 犯罪の重さにもとづいた管轄権は，次のとおり定められる。

違警罪は，違警罪裁判所（*tribunal de simple police*）により裁判される。

軽罪は，軽罪裁判所（*tribunal correctionnel*）により裁判される。

重罪は，重罪院（*Cour criminelle*）により裁判される。

但し，同一の個人が，牽連性がなく（*non connexe*）ても同時に重罪と軽罪または軽罪と違警罪の被告人であるときは，最も審級の高い裁判所が重罪と軽罪ま

たは軽罪と違警罪の2種の犯罪について裁判権をもつ。 38条

最も重い犯罪で且つ牽連性のない犯罪の予審が完了していないときは、公訴提起を受けた裁判所は、職権によりまたは検察官もしくは訴訟関係人の請求にもとづいて、その審理を管轄権がある裁判所に移送することができる。 0 [草案：315条, 376条以下, 406条以下, 431条以下, F: 137条以下, 179条以下, 217条以下, 365条, 1873年1月27日の法律]

第40条 牽連性のある犯罪 次のものは、牽連性のある犯罪 (infraction connexe) とみなされる。

1. 同時に且つ同一の場所で、1人または合同した数人により犯された複数の犯罪。
2. 複数の者による共謀の結果、異なった時または異なった場所で、異なった複数の者により犯された複数の犯罪。
3. 自己または他人の別の犯罪の遂行を容易にしたりまたは処罰を免れるために犯された複数の犯罪。 39条 [草案：349条, 433条2号, 568条, F: 226, 227, 526, 527, 540条]

第41条 管轄権：犯罪の場所、逮捕の場所 同一の審級にある裁判所の間での予審および判決の権限は、犯罪が犯された場所の管轄区域により定められる。

但し、犯罪の場所が不確定なときは、被疑者が逮捕された場所を管轄する裁判所が権限をもつ。 40条 [草案：..., F: 23, 24, 29, 30, 63, 69条]

第42条 同前 同一の犯罪が、複数の裁判所の管轄区域で、同じときにまたは引き続いて犯されたときは、予審および判決についての優先的管轄権は、被疑者が逮捕された場所を管轄する裁判所に属する。

異なる管轄区域で、異なった複数の犯罪が犯されたときも、前項と同様とする。 41条 [草案：40条2号]

第43条 同前 被疑者が、犯罪の場所に関して管轄権のあるいずれかの裁判所の管轄区域の外で逮捕されたときは、最も近くにあるいずれかの裁判所に連行され拘留される。

但し、逮捕が令状によってなされたときは、被疑者は、その令状を発した裁判官のもとに連行される。第137条を適用する場合はこの限りでない。 42条 [草案：136条, F: 98, 100条]

第44条 同前 複数の裁判所に管轄権がある場合に、前もって逮捕する必要がないときまたは逮捕ができないときは、最初に予審または訴訟手続を開始した裁判所が管轄権をもつ。 43条 [草案：45条]

第45条 管轄権：共犯，共同正犯，例外 共犯（complice）は，正犯（auteur）について管轄権のある裁判所によって裁判される。

異なった裁判所で裁判される複数の正犯がいるときは，最初に公訴提起を受けた裁判所が優先管轄権をもつ。

前2項のいずれの場合においても，高等法院（Haute cour）および破棄院（cour de cassation）ならびに陸軍法（loi militaire）および海軍法（loi maritime）に定められた法院の管轄に関する例外が遵守されるべきものとする。 44条 [草案：98条，F：307，308，501条]

第46条 管轄権：複数の判決 前数カ条の場合に，複数の裁判所に公訴提起がなされ，本法典の後の諸規定によれば管轄指定（règlement de juge）がなく，また同一事件で同一の被告人に対して複数の判決がなされたときは，既判力（autorité de la chose jugée）は最初に確定した判決にある。 0 [草案：564条]

第47条 管轄権：外国での判決 外国で犯され日本で処罰される犯罪が問題となるときは，その管轄権は，被疑者が逮捕された場所を管轄する裁判所に属する。

不出頭（défaut）または欠席（contumace）のために判決することができない犯罪については，その管轄権は，被疑者の知られている最後の住所地の裁判所に属する。

住所がないときは，第 編第 章に従って管轄指定がなされる。 45条 [草案：604条，刑法典草案：4～8条，F：5～7条]

第48条 同前：商船内の犯罪 商船（navire de commerce）内で犯された犯罪の管轄権および訴訟手続は，特別法（loi spéciale）により定められる。 46条 [草案：…，F：1852年3月24日のフランス法]

第49条 治安判事等の犯罪 治安判事，政府委員またはそれらの司法官に属する書記が犯した違警罪は，軽罪裁判所により裁判され，控訴はできない。

前項の者が犯したその他の犯罪は，通常の管轄権をもつ裁判所により予審が行われ且つ判決される。 0 [草案：…，F：479条]

第50条 郡裁判所裁判官の犯罪 前条で定められた身分をもった者が郡裁判所（tribunal d'arrondissement）に所属するときは，その者が被告人（prévenu）である違警罪は，その者が所属する裁判所で裁判され，控訴はできない。

前項の場合，その裁判所は少なくとも3人の裁判官で構成されなければならない。

検察官（officier du ministère public）が被告人であるときは，検察官の役割は裁判所の裁判官によって遂行される。

書記または書記補が被告人であるときは、書記の職務は裁判官補によって遂行される。

前数項と同様の官吏が軽罪で訴追されたときは、控訴裁判所(tribunal d'appel)の重罪部(section criminelle)が終審としてその予審と判決を行う。

重罪が問題となるときは、前項の部の1人の裁判官がその予審を行う。 0

[草案: ..., F: 479条以下, 483条以下]

第51条 控訴院裁判官の犯罪 控訴院の裁判官またはその他の官吏が違警罪の被告人であるときは、控訴院のその者が所属していない部が裁判しまたは被告人が二つの部に属しているときは二つの部が合同して裁判する。

政府委員または書記が被告人であるときは、それらの者の役割は前条に定められたとおりに遂行される。

控訴院の裁判官または第98条に定められた者によって犯された軽罪の判決については、その管轄権は破棄院(cour de cassation)の重罪部(chambre criminelle)に属する。

予審は前項の部の一人の裁判官によって行われる。

それらの者に責任が科せられる重罪の予審についても、前項と同様とする。

0 [草案: ..., F: 479条以下, 483条以下]

第52条 同前 すべての場合において、下級裁判所(tribunal inférieur)または控訴院の裁判官に責任が科せられる重罪は、普通法に従って重罪院により裁判される。

但し、被告人が控訴院の裁判官であるときは重罪院は破棄院により指定され、被告人が郡裁判所の裁判官であるときは重罪院は控訴院の3人の裁判官で構成される。 0 [草案: ..., F: 479条以下, 483条以下]

第53条 破棄院裁判官の犯罪 破棄院の裁判官または検察官が違警罪または軽罪を犯したときは、その判決は被告人が所属していない破棄院の部が管轄し、または被告人が二つの部に属しているときは二つの部が合同して管轄する。

前項の裁判官または検察官に責任が科せられる重罪が問題であるときは、その予審は破棄院の1人の裁判官が行い、判決は高等法院(Haute cour)が行う。

破棄院の書記については、書記が犯した違警罪および軽罪の判決は、高等法院が行う。重罪の場合は、高等法院が予審を行い、判決は重罪院に移送される。

0 [草案: ..., F: 479条以下, 483条以下]

第54条 同前 前数カ条の場合またはその他すべての特別な場合に、予審裁判官の職務を遂行すべき法院または裁判所の裁判官、政府委員もしくは書記について

は、別に定めがない限り、所長により指名されるべきものとする。 0 [草案：290, 292, 325, 554, 590, 608条, F: 479条以下, 483条以下]

第55条 無権限の特別な場合 重罪または軽罪の予審に関与した裁判官はその犯罪の判決に加わることはできず、また異議申し立を受けた (attaquée) 決定 (décision) に関与した裁判官は他の裁判所になされた上訴の判決に加わることはできない。違反したときはその判決は無効とする。 0 [草案：330, 591条, F: 257, 431, 503条]

前項の規定は、不出頭または欠席による判決に対する異議申し立 (opposition) にも民事上の申請 (requête civile) にも適用されない。 47条 [草案：260, 274, 392, 414, 529, 577, 611, 612条]

第56条 管轄権の裁判 陪審を除いて、事件の審理について訴えの提起を受けたすべての予審裁判所 (jurisdiction d'instruction) または判決裁判所 (jurisdiction de jugement) は、本案 (fond) を終審として裁判できるときでも、その管轄権についての裁判官である。但し、後に定められる上級裁判所に対する上訴手段 (voie de recours hiérarchique) についてはこの限りでない。 48条 [草案：242, 258, 276, 316, 317, 396条, 419条以下, 532条3号, F: 299条1号, 408条2項, 313条]

但し、裁判官または裁判所は、裁判拒否 (déni de justice) により有罪とはならないが、第 編に定められた場合に、破棄院が命じた管轄権を指定した移送 (renvoi attributif de compétence) に反して管轄権がないと主張することはできない。 0 [草案：560, 569, 570, 591条, 598条以下, 614条以下]

第57条 同前：管轄権の喪失、延期 管轄権を指定した移送の場合を除いて、裁判所が管轄権がないと主張したときでも、裁判所は直ちに事件について訴えを提起される。但し、当然の不服申し立 (recours de droit) はこの限りでない。

[草案：242条]

裁判所が管轄権があると主張し且つその決定が控訴または破棄請求 (pourvoi en cassation) の申し立の対象となったときは、裁判所は予審の開始もしくは判決を延期またはそれを無視することができる。但し、法律が延期を命じている場合はこの限りでない。 0 [草案：259, 262, 267, 270, 316, 323, 352, 359条の2, 365, 536条]

第58条 無権限：有罪判決、無効、新法の適用 いかなる有罪判決も、被告人の身分、犯罪の重さおよび性質ならびに犯罪が犯された場所に依りて権限のある裁判所によって、且つ定められた手続に従って言い渡されなければ有効とはならない。違反したときは無効とする。すべてのことは、手続のときの現行法によるも

のとする。

前項と同一の法律が、第一審および最終審の裁判所の管轄権を定め、控訴またはその他の異議申し立手段を定める。 0 [草案: 29条]

第59条 無権限の例外 被告人の身分、犯罪の重さおよび性質にもとづく無権限の例外は、第一回目は、各当事者またはその代理人によって、控訴として破棄院自体に、意義を申し立てることができる。

犯罪の場所による無権限の例外は、前項と同一の当事者またはその代理人によって当然に意義を申し立てることができる。但し、本案の審理(examen du fond)前に限る。その後は、上訴裁判所であっても異議申し立を受理することはできない。 0 [草案: 6, 58条]

第60条 手続の不遵守による無権限: 無罪 無罪, 免訴または刑の免除については、手続の不遵守、犯罪の場所にもとづいた無権限について異議申し立をすることはできない。但し、裁判所が、被告人の身分、犯罪の性質または重さにより無権限であるときは、判決は、この事実により、控訴で無効とされまたは破棄され、訴訟は全体として、権限のある裁判所に提訴される。 411条 [草案: 537条, F: 409条]

解説

第31条 68. フランスにおける刑事裁判と民事裁判の統合の起源。その長所。日本も同様とする。 69. 統合であって、併合ではない。 70. 高等法院を除き特別裁判所では統合はない。

第32条 71. 裁判管轄区域の決定。 72. 裁判官の任命, 裁判官および裁判官補。

第33条 73. 検察官, 政府委員, 検事長; 任命。

第34条 74. 検察官の任務。 74の2. 検察官の一体性と不可分性。

第35条 75. 検察官の法廷への出席, 合議への不参加。

第36条 76. 書記の任命。

第37条 77. 書記の任務。

第38条 78. 管轄権, その難しさ。 79. 5種類の管轄権, 越権。 80. 第一審および最終審の管轄権。

第39条 81. 犯罪の重さによる管轄権。 82. 牽連犯の場合の例外。

第40条 83. 3種類の牽連犯。

第41条 84. 場所による管轄権: フランスの法典: 3種の管轄裁判所。 85. 日本の草案: 犯罪場所の裁判所の管轄権。

第42条 86. 異なる場所で犯された犯罪: 逮捕地の裁判所の管轄権。

第43条 87. 管轄区域外での逮捕: 最も近い場所の管轄権のある裁判官への移送。

- 第44条 88．逮捕できないとき，最初に訴追を行った裁判所の優先管轄権。
- 第45条 89．共犯：正犯の裁判官の管轄権，例外。 90．共同正犯。
- 第46条 91．複数の訴追：管轄権競合の例外，管轄指定。 92．複数の判決：優先，破棄。
- 第47条 93．外国で犯された重罪，軽罪：逮捕地または最後の住所地の裁判所の管轄権；住所不明；消極的管轄権の競合：管轄指定。
- 第48条 94．商船内で犯された重罪および軽罪：特別法で規定。
- 第49条 95．犯罪者の身分による管轄権。裁判官に従属する者または裁判官の同僚による裁判官の裁判に対する二重の危険；社会および被告人の保障のために日本で採られる方法。
- 96．違警罪裁判所裁判官の犯罪。
- 第50条 97．郡裁判所裁判官の犯罪。
- 第51条 98．控訴院裁判官の犯罪。
- 第52条 99．それらの裁判官に責任が科せられる重罪の判決。
- 第53条 100．破棄院裁判官の犯罪。
- 第54条 101．内部秩序の措置。
- 第55条 102．異議申し立を受けた裁判官の公正さに対する特別な保障。
- 第56条 103．管轄権の裁判；すべての裁判所は管轄権についての裁判官である という原則の二つの例外：陪審，管轄権を指定した移送。
- 第57条 104．同前：任意的または強制的延期。
- 第58条 105．形式不備および無権限による無効：区別。
- 第59および60条 106．無罪の場合，無権限による無効の三つの場合；理由，例。 107．無効を避けるための用心。 108．場所を理由とする無権限：無効を引き起こす場合。 109．第一審および最終審を理由とする無権限：控訴，上告。 110．移転。

68．多くの国では，刑事裁判機関は民事裁判機関と分離されたままである。

フランスでは，第一帝政時1808年にこの分離は廃止され，それ以来同一の裁判所が刑事事件と民事事件を裁判している。但し，重罪の裁判には陪審が付け加わる。この改革は，しばしば，ナポレオン一世の誇りだとしてナポレオンに敬意が払われている。この改革は，支配権力に非常に執着していたナポレオンが行ったにしては非常に自由であるように思われるが，司法行政への支配権者の影響を減らすことを目指していた。皇帝ナポレオンは，分離した刑事裁判機関についてこの危険があることに注意を促していた。すなわち，少数の裁判官で構成され，あまり威厳のない組織を形成していた刑事裁判機関は，中央権力の影響に対して抵抗するには力がなかったからである。小さなしかも軽い犯罪を処罰するために上級官庁が圧力をかける恐れがなかったとしても，少なくとも，大きくて重い犯罪を当然受けるべき訴追から逃れさせるために圧力をかける恐れがあった。あるいは，政府が圧力をかけたという評判や騒ぎでその威厳を損なわれることを恐れたために，犯罪を訴追しなかった例がある。それは，いつの時代にも大きな誤りである。というのは，政府が，多くの注意を引くのと同じ位犯人が注目されるような違法行為の不処罰を隠して，自らその共犯となるからであり，そのことから高い地位にある役人の罪が高官の評判を落とすよりも政府自身の評判を落とすこ

とになるからである。

大きな裁判組織にすれば、このような弱さを心配することはない。フランスには、かつてのパルルマンや地方の法院は、公正や地方の利益があると信じたときには、国王権力に抵抗したというパルルマンや地方の法院についての記憶がある(パルルマンという名称は、今日では、政治的な議会または立法府を指すためにだけ使われる)。かつてのパルルマンが行った政治的な越権の危険に陥ることなく大きな裁判機構を作るためには、様々な審級でまた様々な管轄地域において民事裁判官と刑事裁判官を統合することで十分であった。この統合には別の長所があったし、またその長所はナポレオンの精神を感わさなかったが、大きな価値を有し、統合以来の経験はその長所を証明しました確認している。

刑事事件だけに関わる裁判官は、しばしば無実の者よりも有罪の者に出会う。というのは訴追は軽々しくはなされなからである。従って、法律の明白な命令にもかかわらず、無罪よりもむしろ有罪の推定を下すということが起こるのである。その感覚、その忍耐、その公正さもまた弱まり、裁判を受ける者の保障が減ってしまう。その箇所で説明することになるが、重罪事件の判決において陪審を導入したのも同じ理由からである。

二つの裁判の統合により、機能が併合されることになりまたは機能が交互に行われることになり、従って刑事裁判官は、いわば、民事事件について心も精神も休まる。

事件が単純で裁判官が一人の小さな裁判所においては、裁判官は、殆ど毎日、刑事事件から民事事件へと移る。管轄区域、審級、裁判官の数によってかなり重要な裁判所においては、裁判官は、「交替」といわれる操作によって、1年または2年ある種の事件を扱いそれから別の種類の事件に移る。そういうわけで、この二つの裁判の統合が日本で採用された。実際、この統合は日本で一定適用されていた。この統合は、最終的に確定され、注意深く規定された。

69. しかしその効果を誇張してはならない。既に総則において、公訴を裁判する裁判官はまた私訴を裁判する裁判官であることについて述べた。しかしその逆のことは起こらない。従って、私的な損害賠償の訴えを受けた民事裁判所は、損害を与えた事実の中に犯罪の特徴を見つけても刑を適用することはできない。しかし、刑を適用することができないのは、裁判官が完全に権限をもっていないからではない。それは、この審理が民刑事二つの結果を導くために開始されたのではないからである。さらに、この場合刑事訴訟手続は遵守されず、民事裁判における被告は法律が刑事の被告人に与えた保障を受けないからである。二つの裁判の統合の効果は、その混同にまでは及ばない。

日本の草案は、それ自身この統合を確立して、ナポレオン一世の心をとらえた政治的な理由よりも事実の裁判と刑の適用における人間性と優しさという理由に気を遣った。しかし日本の草案は、政治的な理由をも考慮し、政府の機関が訴追しないときは、訴追を命じる大きな権利を控訴院に与えた。フランスにおいても日本においても移審という名で認められるこの権利は、第 編第 章(292条から294条)で規定されており、そこで理由が説明されている。

73. 既に検察官（ministère publi）の起源と一般的役割については述べた。その役職は各審級の裁判所に設置される。というのは、検察官は、社会、一般の利益を代表しなければならず、一般の利益を保護することは政府の役割であるから、検察官はまた政府委員（commissaire du Gouvernement）とも呼ばれる。

本法典は、区別なしに検察官という表現と政府委員という表現を用いている（少なくともフランスの現在の条文においては）。しかし、検察官という言葉はその職務を表現するために最も普通に使われ、政府委員という言葉はその職務を遂行する司法官を指し示すために使われる。控訴院または破棄院の政府委員の場合は、フランスで使われる検事長（Procureur général）という表現を用いるべきである。日本においても、この区別は殆ど明確である（Ministère public には検察官という名を、commissaire du Gouverenement には検事という名を、procureur général には検事長という名を当てた）。検察官という名称は、天皇または天皇の名において、府および県の法院および裁判所についてだけ作られた（府の数は三つである。それらは地方の旧首都である。行政機構には、その長として長官 知事 がいる。県は、フランスの県 département に類似の地域区分であり、その長は県令である。裁判の管轄区域は、この行政区分とは一致しない。一つの控訴院があるのは三つの府のうち二つの府だけである。多くの県には一つの控訴院がある。第一審の裁判所は、その広さと人口により、多少数的に多い）。治安裁判所または違警罪裁判所における同様の官吏については、彼らは、第63条に定めるように、内務大臣の同意を得て司法大臣によって任命される。治安裁判所または違警罪裁判所の検察官の職務は、裁判官の職務ほど重要ではない。その職務は、行政や警察の他の職務のために、人の変更を受ける。従って、迅速ではないにしても、それほど厳かではない任命形式が採られる。

第 章 違警罪裁判所について（Des tribunaux de simple police）

第61条 違警罪裁判所裁判官の権限 治安裁判所（tribunal de paix）が違警罪裁判所として裁判するときは、その管轄区域において犯されたすべての違警罪を裁判する権限をもつ。但し、法律が他の裁判所に裁判権を付与している場合はこの限りでない。 49条 [草案：31, 39条5項, 44, 46, 49～53条, 376条, 418条, F：138条以下, 1873年1月27日の法律]

第62条 治安判事, 治安判事補 違警罪裁判所の裁判官の職務は、治安判事（juge de paix）によって行われる。 50条

治安判事補（suppléant du juge de paix）は、治安裁判所の法廷に参加し、意見を述べることができる。 0

治安判事に差し支えあるときは、治安判事補がその職務を行う。 50条 [草案：23条]

第63条 検察官：警部 違警罪裁判所の検察官の職務は、その場所の警部

(commissaire de police) によって行われる。 51条 [草案: 386, 396, 399, 405条, F: 44条]

複数の警部がいるときは、検察官の職務を行う警部は、郡裁判所の警部の提案にもとづき内務大臣 (Ministre de l'intérieur) の同意を得て、司法大臣が任命する。 0

警部に差し支えがあるときは、検察官の職務は、警部補がいるときは警部補により、警部補がないときは治安判事補によって行われる。 0 [草案: ..., F: 144条, 1873年の法律]

第64条 毎月的情況報告 違警罪裁判所の政府委員は、その月に治安判事が判決した違警罪事件の報告書およびまだ係属中の事件の報告書を、毎月、郡裁判所の政府委員に提出する。

この報告書には、治安判事が証印を押し、治安判事はその意見を付加することができる。 52条 [草案: 78, 81, 92, 97条, 630条3項, F: 178条]

第65条 書記 違警罪裁判所の書記の職務は、治安裁判所の書記または書記補の1人によって行われる。 53条 [草案: 37, 377条]

解説

第61条 111. 治安判事または違警罪裁判所裁判官の地域管轄; 例外。

第62条 112. 治安判事補の役割。

第63条 113. 政府委員; 任命。

第64条 114. 毎月の報告; 様々な効用。

第65条 115. 書記; 書記補。

第 章 軽罪裁判所について (Des tribunaux correctionnelles)

第66条 管轄権: 軽罪の裁判, 重罪および軽罪の予審, 違警罪裁判所判決の控訴 県の民事裁判所 (tribunal civil de département) が軽罪裁判所として裁判するときには、その管轄区域において犯されたすべての軽罪を裁判する権限をもつ。但し、法律が他の裁判所に裁判権を付与している場合はこの限りでない。

軽罪裁判所はまた、軽罪および重罪の予審 (instruction préparatoire) を担当する。

その管轄区域内の違警罪裁判所が第一審として下した判決の控訴は、軽罪裁判所に提出される。 54条 [草案: 31, 32, 39条3項および5項, 44, 50条5項, 51, 53, 244の2, 396, 406条以下, F: 174条以下, 179条以下]

第67条 年度ごとの交替 軽罪裁判所の裁判官の職務は、県の各裁判所において、

評議部（chambre du conseil）に合同した軽罪裁判所および政府委員の意見にもとづき、裁判長により、1人または複数の裁判官に1年の任期で委ねられる。

その職務は、引き続いて2年を超えて同一の裁判官には委ねられず、またすべての裁判官が少なくとも1年間その職務を遂行した後でなければ同一の裁判官に3回目の職務は委ねられない。 55条〔草案：76条，F：1820年10月11日のオルドナンス，1859年8月16のデクレ〕

第68条 予審裁判官：任命，任期 予審裁判官の職務は，司法大臣の決定により民事裁判所の1人または複数の裁判官に1年の任期で委ねられる。

その職務は更新され得る。

予審裁判官は，罷免されない限り，その職務を継続して行う。 56条〔草案：67条，F：55～58条〕

第69条 交替 予審および判決について前条の裁判官に差し支えあるときは，他の裁判官または裁判官補がその職務を行う。

すべての場合において，裁判官補は，法廷および予審行為に参加し，意見を述べることができる。 57条〔草案：62条〕

第70条 検察官 軽罪裁判所の検察官の職務は，民事裁判所の政府委員または政府委員によって任命された検察官代理によって行われる。検察官代理がないときは，裁判所所長の意見を聴いた後，政府委員により任命される裁判官補によって行われる。 58条〔草案：33，34，63条，F：26条〕

第71条 書記 軽罪裁判所の書記の職務は，民事裁判所の書記または書記が任命した書記補により行われる。 59条〔草案：36，37，65，82，407条〕

第72条 司法警察官 司法警察官として，政府委員と協力して犯罪を捜査することは，次の者が担当する。

東京においては，警視總監（Préfet de police）および副總監（vice-préfet de police），

県においては，知事（Préfet），

第 編で定められるように政府委員の指示のもとで行動する政府委員補佐としての司法警察官は次の者である。

警視（commissaire général de police），

警部（commissaire de police），

国家憲兵（officier de gendarmerie），

副知事（sous-préfet），

治安判事，

上で定められた身分をもった官吏がいない市町村 (commune) においては市町村長 (maire),

上で定められた官吏に差し支えあるときで、その官吏に補佐がいるときは補佐が交替すべきものとする。 60条 [草案: 118, 222~225, 229条, F: 9, 10, 11~21, 48~54条]

第73条 裁判事務委託 司法警察官, 検察官および法院ならびに裁判所の裁判官は, 知事, 他の法院ならびに裁判所の裁判官および検察官から, その管轄区域内で, その職務の性質に応じて, 事件の取り調べを容易にしましたは補完すべき性質の情報もしくは証拠を収集するために, 裁判事務の委任または委託 (délégation ou commission rogatoire) を受けることができる。 61条 [草案: 24条2項, 138, 139, 183, 187条, F: 83, 84, 90, 103, 283, 303, 488条]

第74条 2カ月ごとの情況報告 政府委員は, 2カ月ごとに, その間に軽罪裁判所が予審および判決をした事件の報告書およびまだ係属中の事件の報告書を, 控訴院の検事長 (procureur général) に提出する。

政府委員は, 同時に, 第64条により政府委員が受け取った違警罪裁判所の事件の報告書を検事長に提出する。

この報告書は裁判所所長により証印が押され, 所長はそこに意見を付加することができる。 62条 [草案: 64, 81, 92, 97, 257, 631条, F: 198, 249, 250条]

解説

第66条 116. 軽罪裁判所の地域管轄; 例外。

第67条 117. 裁判官の定期的な移動; 交替。

第68条 118. 予審裁判官: 任命; 職務の更新および無限の延長。

第69条 119. 裁判官補: 発言権

第70条 120. 検察官, 検察官代理; 裁判官による交替; 相互性の禁止。

第71条 121. 書記: 委託。

第72条 122. 司法警察官: 知事; 政府委員補佐。

第73条 123. 裁判事務委託: 遵守すべき階層性。

第74条 124. 2カ月ごとの状況報告: 階層的方法。

118. 予審裁判官または証拠裁判官 (事前調査裁判官) の職務は, 違警罪裁判所裁判官または事実審裁判官の職務と異なり, 政府によって託され, その職務は限りなく同一の裁判官によって更新される。予審裁判官の職務は政府によって任命されるという最初の違いの理由は, 予審裁判官の職務は特別な才能を必要とし, 上級の行政機関だけがその才能を判定しなければならないからである。フランスにおいては, その任命は国家元首の命令によってなされる

（フランス刑事訴訟法第55条）。日本においては、その任命は司法大臣の信任で十分であるように思われる。しかし司法大臣は自ら常に個別の裁判官の才能を知ることはできないから、必要な場合には、非公式に、政府委員および裁判所所長の意見を求めることができるのである。

この職務の期間に限りがないことに関する第2の違いは、予審裁判官は仮判決あるいは予備判決しか下さないということである。従って、判決裁判官の間での交替の理由である過酷な習慣、被告人に不利な偏見について心配する理由は予審裁判にはないからである。

第 章 控訴院について（Des cours d'appel）

第75条 重罪部、任務 控訴院に、少なくとも3人の裁判官で裁判する一つの重罪部（chambre criminelle）をおく。

重罪部の任務は、法律により重罪部に特別に付与された任務とは別に、その管轄区域にある予審裁判官および軽罪裁判所の評議部（chambre du conseil）の決定（ordonnance）に対する控訴ならびに軽罪裁判所が第一審として下した判決に対する控訴について裁判することである。 63条〔草案：282条以下，292，293，424条以下，F：1810年の法律およびデクレ135条6項，199条以下，217条以下，479条以下，483条以下〕

第76条 交替 重罪部の裁判官は、合同した評議部において裁判所と検事長の意見を聴いた後、控訴院の院長（premier président）により任期1年で任命される。

何人も、引き続き2年を超えて重罪部に所属することはできず、またその裁判所のすべての裁判官が少なくとも1年間その職務を遂行した後でなければ3回目の職に就くこともできない。 64条〔草案：67条，F：前条で引用された法律およびデクレ〕

第77条 交替，重罪部の主宰 重罪部の裁判官の1人または複数に差し支えあるときは、検事長の意見を聴いた後、控訴院の院長は民事部（section civile）の裁判官の1人または複数にその職務を行わせる。

控訴院の院長は、常に、重罪部を主宰することができる。 65条〔草案：69条〕

第78条 検察官 控訴院検事長（procureur général）または検事長により任命された検事長代理（substitut）が、重罪部における検察官の職務を行う。 66条〔草案：33，34，63，70条，F：135条10および11項，205，210，217条以下，271条以下〕

第79条 訴追，監督，通達，指示 控訴院検事長は、控訴院のすべての管轄区域において、自らまたは検事長代理により、司法警察官の行為および軽罪裁判所の政府委員に付与されている訴追行為を行うことができる。

検事長はまた、控訴院の管轄区域における予審裁判官および司法警察官に対して一般的な監督を行う。 67条[草案:..., F: 27, 57, 250, 274条以下, 279条以下, 284条]

検事長は、すべての場合に、その管轄区域の政府委員に、執行すべき訴追の理由ならびにその他の職務に関して個別の通達(circulaire)および指示(instruction)をすることができる。

第80条 司法大臣 検事長および裁判所所長は、司法大臣と直接に連絡をとる。

司法大臣は、同様に、検事長および裁判所所長に対して、その管轄区域における司法行政(administration de la justice)について、個別に通達または指示をすることができる。 0[草案:..., F: 274条]

第81条 3カ月ごとの状況報告 検事長は、3カ月ごとに、その間に控訴院が判決しまたは取り調べた事件の報告書およびまだ係属中の事件の報告書を、司法大臣に提出する。

検事長はまた、第74条に従って、その管轄区域の政府委員によって届けられた報告書を、必要な場合にはその意見を添えて司法大臣に提出する。

それらの報告書は裁判所所長が証印を押し、所長はそこに意見を付加することができる。 68[草案: 64, 74, 92, 97, 631条]

第82条 書記 重罪部の書記の職務は、控訴院の書記または裁判所所長が任命した書記補の1人によって行われる。 69条[草案: 36, 37, 65, 71条]

解説

第75条 125. 控訴なしの判決裁判所に対する法院というフランスの名称。

第76条 126. 裁判官の交替: 第67条。

第77条 127. 裁判官の交替; 重罪部の主宰; 可否同数の場合。

第78条 128. 重罪部の検事長。

第79および80条 129. 管轄裁判所における検事長の役割; 通達および指示; 司法警察官の監督。 130. 予審裁判官および知事に対する監督。

第81条 131. 3カ月ごとの状況報告。

第82条 132. 書記。

125. フランスにおいては、控訴を認めないで裁判する上級裁判所に法院(cour)という名称が付されている。従って重罪を裁判する裁判所は重罪院と呼ばれる。法律の正確な且つ一律な解釈を維持する任務を持った裁判所は破棄院と呼ばれる。特別な重罪事件については司法高等法院がある。行政事件に関しては会計院がある。最後に、複数の県およびそこにあるすべての郡裁判所を管轄する裁判所を控訴院と呼ぶ。フランスには、86県について26の控訴

院がある。日本では、3府38県について控訴院は四つしかない。控訴裁判官が裁判を受ける者から遠く離れているという不便さは、やがて解消されるであろう。また既に新しい法典の適用に際して三つの新たな控訴院の創設を提案している。これらの新しい三つの控訴院は、今日既に創設されている。

民事裁判所と刑事裁判所の統合の結果として、控訴院は軽罪事件の控訴を裁判する。すなわち、各控訴院には二つの部があり、少なくともそのうちの一つの部は軽罪の控訴を担当する。軽罪控訴部はまた重罪および軽罪の予審についても権限があり、その最も重要な権限の故にその部は重罪部と呼ばれる。

フランスでは、各控訴院に一つの特別重罪部があって弾劾部と呼ばれている。日本にはそれはないが、その役割は重罪部が担っている。

第75条1項は、重罪部は少なくとも3人の裁判官により裁判すると定めている。それは、審理をより精密に行いまた原則として単独裁判官が下した第一審の判決よりもずっと多くの光を当てるという保障である。

重罪部の通常の権限は、第75条2項に定められている。

そのことは法律の別の規定が認めているが、その条文がきわめて多いということはない。

県の裁判所に属する裁判官の軽罪についての判決およびその裁判官に責任が課せられる重罪の予審に付いては既にみたとおりである（第50条）。移審の権利については次の編（第292条）で述べる。

130. 既にみたように予審裁判官は、明らかに警察官と同類とはみなされない。しかし、犯罪の捜査は予審裁判官の職務に入るから、そういうわけで、一旦事件を付託されたら検事長の監督に服さなければならない。但し、予審裁判官は裁判官であるという性格から、検事長はその監督について十分に配慮することおよびしばしば司法大臣に頼ることが義務づけられている。

同様に、司法警察の職務を行う知事は、検事長の指揮監督に従うということを認めなければならない。知事は専ら内務大臣に属するのではなく、一般に信じられているように、すべての大臣に従属するのである。それは、知事の職務が多様であり、知事の司法警察の職務に関しては、必要な場合には、また司法大臣の注意を受けることがある。

第 章 重罪院について (Des cours criminelles) (原注：共通規定 第39、52および53条 において不注意に使用した重罪裁判所 tribunal criminel という表現は、重罪院 cour criminelle という表現に置き換えるなければならない。訳注：このことは、原書の巻末にある 付加および訂正 で、重罪裁判所はすべて重罪院に訂正されている。)

第83条 地域管轄 重罪院は、法律が特別な管轄権を定めている重罪を除き、府または県で犯された重罪を裁判する権限をもつ。 70条 [草案：98, 431条以下, F: 251条]

重罪院は、同様に、行為が企てただけであったときもしくは失敗したときまたは法律上の刑の減免事由があるときは、訴追が軽罪刑 (peine correctionnelle) の適用だけを目的とするときであっても、法律が重罪と定めている行為を裁判する。

0 [草案: ..., F: 68条]

第84条 年4回開廷 重罪院は、毎年3カ月ごとに、少なくとも4回開廷される。

事件の数が多いときは、控訴院の院長および検事長の意見を聴いた後、司法大臣の決定により、補充開廷期 (session supplémentaire) を開くことができる。

71条 [草案: ..., F: 259条]

第85条 開廷場所 重罪院は、可能な限り、控訴院が設置されている府または県においては控訴院で開廷され、その他の府または県では民事裁判所で開廷される。

府または県に複数の民事裁判所が設置されているときは、法廷は県庁所在地の民事裁判所で開かれる。 72条

差し支えあるときは、開廷場所は司法大臣により指定される。 0 [草案: ..., F: 258条]

第86条 構成: 重罪院長, 2人の陪席裁判官, 10人の陪審員 重罪院は、各開廷期について、次の者により構成される。

1. 控訴院の院長および検事長の意見にもとづいて司法大臣が任命する控訴院の裁判官1人。その者が裁判長となる。司法大臣の任命がないときは、開廷期の2週間前に、検事長の意見にもとづき、控訴院の評議部により任命が行われる。 [草案: 435条, F: 226条以下]

2. 控訴院の設置場所で開廷される法廷については、検事長の意見を聴いた後、控訴院長の指名にもとづいて控訴院から選ばれた2人の陪席裁判官。その他の府県においては、府県の民事裁判所の所長および最古参の裁判官が陪席裁判官となる。その内のいずれかに差し支えあるときは、着任の古い順に従って交替される。但し、いかなる裁判官も、毎年、3開廷期以上は陪席裁判官を勤めることはできない。 73条 [草案: 459条4項, F: 252, 253, 263, 264条],

3. 第89条から91条および第454条から459条の規定に従って、事件ごとにくじで任命される10人の陪審員 (juré)。 0 [草案: ..., F: 393~406条]

第87条 検察官 重罪院の検察官の職務は、検事長または検事長が任命する検事長代理の1人により行われる。

検事長は、また、予審に加わった検察官をこの職務のために任命することができる。この特別な任命がないときまたは任命された者に差し支えあるときは、その職務は法廷が開かれる場所の民事裁判所の政府委員または政府委員により任命

されるその補佐により行われる。 74条 [草案：78, 422条以下, F：252, 265, 271条以下]

第88条 書記 重罪院の書記の職務は、法廷が開かれる場所の民事裁判所の書記により行われる。その書記に差し支えあるときは、民事裁判所所長が任命する書記補の1人により行われる。 75条 [草案：82, 454, 460, 463, 464, 520条, F：252条]

第89条 陪審員の抽選 重罪院の開廷期と定められた日の2週間から10日前に、重罪院が開廷される裁判所の所長は、公開の法廷において政府委員の面前で且つその請求により、開廷期の陪審名簿（*liste du jury de la session*）のくじを引く。

そのために、裁判所長は、陪審員に関する法律により作成された府または県の陪審員年度名簿（*liste annuelle des jurés-titulaires*）に記載された氏名と同じ数の番号を、公開の場で投票箱の中に入れる。同一の法律に従って作成された補充陪審員（*jurés-supplémentaires*）年度名簿に記載された数に等しい番号を、別の箱に入れる。

引き続き、裁判所長は、陪審員について20人、補充陪審員について4人の番号を箱から引き出す。 0 [草案：445条以下, F：338条以下, 1872年11月21日の法律, 1875年7月31日の法律]

第90条 陪審名簿 開廷期名簿（*liste de la session*）は、その番号が引き出される順に、書記により作成される。開廷期名簿には次のことが記載される。

1. くじで引かれた順序の番号。
2. 年度名簿に記載されている順序の番号。
3. 対応する陪審員の氏名。

裁判所長、政府委員および書記は、直ちに、この名簿に署名する。

直ちに2通の写しが取られ、同様に署名されて、重罪院院長、開廷期に検察官の任務を行う者に渡される。 0 [草案：445条以下, 454条以下, 446, 490条, F：272条]

第91条 陪審員の召集 くじに当たった陪審員は、直ちに、第一回目の公開法廷のためにその住居で呼び出しを受ける。

呼び出し状は、政府委員の名で、法廷が開かれる民事裁判所の書記により作成される。

その写しが取られる。

第25条から28条の規定が遵守されなければならない。 0 [草案：449条, F：389条]

第92条 開廷期ごとの状況報告 重罪院の各開廷期の後、検事長は、各開廷期に判決された事件の報告書を、検事長および裁判長の意見を添えて、司法大臣に提出する。

前項の報告書は重罪院院長により証印が押され、院長はそこに自分の意見を付加することができる。 76条[草案:74条,F:601条]

解説

第83条 133. 重罪院という名称。 134. 失敗した、企てられたまたは減免事由のある重罪は軽罪とはならない。 135. 回答: 重罪の法的特質; 逆のシステムになる特異性。 136. フランスの法典。

第84条 137. 年に4回の開廷: 3カ月ごと; 特別な開廷。

第85条 138. 開廷場所。 138の2. 裁判所の管轄区域からの逸脱。

第86条 139. 重罪院の二つの要素: 裁判官と陪審; 院長および陪席裁判官。

第87条 140. 検察官: 種々の可能性。

第88条 141. 書記: 法律による任命。

第89条 142. 陪審: その起源はローマおよび封建時代に遡る; 近代的変容。 143. 陪審に対する反対論。 144. 反対論に対する回答。 145. 陪審の構成: 全体名簿, 年度名簿; 特別法への委託。 146. 開廷期名簿。 147. 抽選。 148. 陪審員; 補充陪審員。 149. 抽選の時期。

第90条 150. 名簿の作成; その送付。

第91条 151. 陪審員の召集。

第92条 152. 開廷期ごとの状況報告。

142. 法律は陪審まで進んだ。

草案の起草者が日本の法律にこの重要な制度を導入したのはよく考えたからである。

陪審の制度は、今日、ヨーロッパの殆どの国とアメリカにおいてみられる。その敬意がイギリスに払われているのが習慣である。近代において陪審制度の利用を普及し且つ確定したのはイギリスであることを認めなければならない。しかし、陪審の痕跡はローマの立法においてみられ、そこでは陪審制度は民事事件においてだけ採用されていた。封建時代になると、逆に、刑事事件においてだけ採用された。そこでは、領主や貴族に有利になるように、彼らは同じ階層の貴族によらなければ裁判されなかった。この裁判は 同輩による 判決と呼ばれた。聖職者は、やはり、聖職者で構成される裁判所で裁判された。平民や農民だけは同輩によって裁判されず、彼らについては、官職の裁判官がいた。

イギリスにおける大きな改革によりすべての市民階級に陪審による裁判が導入された。

フランスにおいては、1789年の革命の後でそれに倣った。最初は、二つの陪審があった。すなわち、起訴陪審と判決陪審である。

イギリスにはまだ二つの陪審があるが、フランスには判決陪審しか残っていない。

日本についても判決陪審しかないのは同様である。というのは、起訴陪審は本案について判決せず、証拠の重大性と事件に与える結果について裁判する予審裁判官に代える方が有効であると思われるからである。予審裁判官が誤ったとしても、その間違いは判決陪審に影響を及ぼさないからである。

143．ヨーロッパにおいては陪審員による判決に対して強い批判がある。特に、陪審は、それに服する訴訟事件に必要な知性をしばしば欠いていると言われる。また、陪審は、社会の安全に反して過度のもろさや憐憫に陥りやすいと言われる。さらにまた、事件の影響や一定の重いまたは反復された重罪が引き起こした恐怖の影響によって、被告人に対して敵対的感情に負けることがあると言われる。

144．これらの批判に答えることは容易である。

1-陪審の知性の欠如という批判に対して：陪審は、一般に、訴追の法的な点を判決する必要はなく、訴訟事件の事実だけを判決するのである。その事実とは、一つは事実的なことであって、刑を科せられる行為自体があることおよび被告人がその行為者であるかどうかを知ることである。今一つは精神的なことであって、被告人が刑事責任を構成する意思、自由、理解力をもって行為したかどうかを知ることである。

良識的に評価されるためには、これらの事実は通常の理解力があればよいのであって、特に、訴追を主張する検察官や被告人を防御する弁護人のような明快で的確な訴訟関係人によって陪審の前で事実が議論されるときにはそうである。

しかしときには、陪審が事実と混ぜ合わさった真の法律上の問題を解決すべきことを認めなければならない。例えば、有罪性を排除する正当防衛や正当な権力機関または法律の命令、および陪審に提示しなければならない問題に関する第 編第 章に定められる 正当化もしくは免責的 といわれる多くのその他の事実のような問題である。しかし、それらのことは陪審の前で明瞭に論議されることによって、その解決は容易となり、外国での経験は陪審制度の支持者を落胆させることはなかった。

その上、日本の草案は、法律が裁判長を通じてその権限の性質に関して陪審に示す訓辞に広い範囲を与えている（452条参照）。

最後に、陪審員は市民の中から偶然に採用されるのではなことに注意しておこう。

陪審の職務を果たす資格を有するためには、社会的地位という一般的な条件が必要である。さらに、一定の司法官または聡明で独立した市民の選択によって年度名簿に登載されていなければならない、文盲で無知だと推定される者は避けられる。従って開廷期名簿を作成するために抽選が行われるときには、高等な教育を受けたかそうでなければ少なくとも十分な教育を受けた人でなければ任命されない。

2-陪審は憐憫、寛大あるいは軟弱に流れやすいという批判に対しては、次のように答えることができる。かりにそうだと認めても、またそのことを否定することは難しいが、民事と刑事の二つの裁判の統合からもたらされる緩和をもってしても、裁判官は、犯罪者を裁判する習慣によってあまりにも厳格すぎる傾向がみられるという逆の危険性があるということよりも確かにましである。陪審が犯罪の抑圧に対してすなわち社会に対して望ましい保障を与

えないとしても、通常の裁判官は無実の者に対してまた被告人の防御に対して望ましい保障を与えていないではないか。

3-最後に、陪審員が事件の外部からの影響を受けやすくまた時と場所の感情を共有しやすいということが真実だとしても、裁判官が同じ影響を受けないということは証明されていない。裁判官がより強くまたより恒常的にその影響を受ける恐れがあり得る。さらに、第 編第 章には 公共の安全および裁判の公正を疑わせる事由を理由とする移送 という名で、破棄院が、地方の状況が裁判官の公正または独立を減じる恐れがある場所とは別の場所の同一種類の裁判所に事件を移すことができる例外的な措置を定めている。

陪審がしばしば批判されていたことは確かである。しかし、もっとしばしば陪審は賞賛されていたし、陪審によってその役割を減じられていた裁判官の側からさえ賞賛されていた。陪審は、あらゆる批判に打ち勝った。最も賢明な精神、幻想や寛大な理論に流されない精神は、刑事訴訟において互いの個人の自由、生命および市民の名誉がかかっている保障に賛同したのである。

第 章 破棄院について (De la cour de cassation)

第93条 重罪部 破棄院に一つの重罪部 (section ou chambre criminelle) をおき、その裁判官は、司法大臣の提案にもとづいて勅令 (décret impérial) により任命される。その任期は限定されない。 77, 79条 [草案 : ... , F : 1738年6月28日の規則, 1790年12月1日のデクレ, 共和暦 年ブリュメール2日の法律, 共和暦 年ヴァントーズ27日の法律, 1806年4月29日の法律, 1847年8月29日のオルドナンス]

第94条 権限 重罪部は、次のことを裁判する権限をもつ。

1. 第51, 53および98条に定められた者に責めが負わされる軽罪の訴追。
2. 第 編第 章に定められた訴訟事件についての破棄請求 (pourvoi en cassation)
3. 第 編第 章に定められた訴訟事件の再審 (pourvoi en révision)。
4. 第 章に定められた場合に、管轄指定 (règlement de juge) の訴え。
5. 第 章に従って、公共の安全 (surêté publique) および裁判の公正を疑わせる正当な事由 (suspicion légitime) がある場合の移送 (renvoi) の訴え。 77 条

および、一般的に、法律が定める場合に、職権によりまたは司法大臣の命令により、検事長によって訴えられたすべての事件。 0 [草案 : 295条以下, 405, 430, 517, 526, 531条以下, 581条以下, 598条以下, 614条以下, F : 177, 216, 296条以下, 371, 373, 374, 407条以下, 416条以下, 443条以下, 485条以下, 525条以下, 542条以下]

第95条 裁判官の数, 交替 重罪部は、少なくとも5人の裁判官によらなければ裁

判することはできない。 78条

1人または複数の裁判官に差し支えあるときおよびその他の裁判官の数に不足があるときは、古参の順に、民事部（chambre civile）の裁判官の中から交代が行われる。 79条

第96条 検察官 破棄院重罪部の検察官の職務は、破棄院検事長によって行われる。

検事長の意見にもとづいて、司法大臣により任命される1人または複数の検事長代理が、重罪部に配置される。 80条

第96条の2 書記 重罪部の書記の職務は、破棄院書記によりまたは院長が任命する書記補の1人により行われる。 81条

第97条 3カ月ごとの報告書 検事長は、3カ月ごとに、その間に破棄院が判決したまたは取り調べた事件およびまだ継続中の事件の報告書を司法大臣に提出する。

報告書は院長により証印が押され、院長はそれに意見を付加することができる。 82条

解説

第93条 153．破棄院の一般的特徴。 154．その権限は規則的ではなく、裁判所的である。

155．2部に分割，交替なし。

第94条 156．特別な任務：第 編参照。

第95条 157．5人で裁判する。

第96条 158．検察官。

第96条の2 158の2．書記。

第97条 159．3カ月ごとの報告書。

第 章 高等法院について（De la Haute Cour）

第98条 管轄権 高等法院は、刑法典第 編第 ， および 章に定められた重罪について管轄権をもつ。

高等法院は、また、次の者に責めが負わされる重罪を裁判する。

- 1．皇族（membre de la famille impériale）。
- 2．第1，2および3等級の官吏（勅任官）。
- 3．破棄院の裁判官および検察官。

前項の者の共同正犯（co-auteur）または共犯（complice）は、その身分にかかわらず、高等法院によって裁判される。 83条 [草案：45，53条，F：1852年7月10

日の元老院決議, 1858年6月4日の元老院決議, 1875年2月24日の憲法法律9条, 1875年7月16日の憲法法律12条, 1879年7月22日の憲法法律3条]

訳注: 本条で定められている刑法典は, ボアソナードの起草による刑法典草案のことであり, その第 編第 , および 章が定める重罪は次のとおりである。

第 章: 皇族の人身に対する重罪および軽罪(131~133条)

第 章: 国家の内部的安全に対する重罪および軽罪(134~147条)

第 章: 国家の外部的安全に対する重罪および軽罪(148~157条)

第99条 召集, 設置場所 高等法院は, 司法大臣の提案にもとづき, 判決すべき事件を定めた勅令による召集に従って開廷される。 84条

召集の勅令が別の場所を定めていないときは, 高等法院は, 東京で開廷される。

0

第100条 移審, 普通裁判所 高等法院は, 召集がないときは, 第 編第 章に定められた手続に従って, 控訴院による移審(évocation)について, その管轄に属する事件を自判する(évoquer)ことができる。 0 [草案: 292~295条]

高等法院が召集されずまた自判しないときは, 普通裁判所(tribunal ordinaire)が予審および判決について権限をもつ。 0

普通裁判所が事件を最終的に付託されたときは, 高等法院は召集も自判もできない。 0

第101条 構成 高等法院は, 次の者で構成される。

1. 5人の破棄院の裁判官。そのうちの1人が院長となり, 院長は, 司法大臣の提案にもとづき, 勅令によって毎年任命される。

2. 2人の裁判官補。裁判官補は, 前項と同様の手続で任命され, 裁判官に差し支えあるときはその代わりの任にあたる。 85条

3. 10人の高等陪審(haut jury)。この陪審は, 陪審に関する法律に従って作成された特別年度名簿(liste annuelle spéciale)にもとづいて開廷のときにくじで任命される。 0

第102条 予審裁判官 予審裁判官の職務は, 召集の勅令またはその後の勅令によって任命される破棄院重罪部の1人または複数の裁判官が行う。 86条

予審裁判官の決定に対する上訴については, 第105条に定める。

第103条 検察官 検察官の職務は, 召集の勅令後に, 司法大臣により任命される

1人または複数の検察官代理を補佐として破棄院の検事長が行う。 87条

第104条 書記 書記の職務は, 破棄院書記または破棄院の院長により任命された

1人または複数の書記補が行う。 88条

第105条 異議申し立の方法：1．予審裁判官の決定に対して，2．異議申し立にもとづく高等法院の決定に対して 高等法院もしくはその他の裁判所への移送または被告人の免訴に関する予審裁判官の決定については，第274条以下に定められた手続で且つその期限内に，検察官および被告人から高等法院へ異議申し立をすることができる。

前項の異議申し立についての高等法院の決定は，第577条に定められた場合に限り，且つ高等法院への特別な申請 (requête respectueuse) によらなければ受理されない。

第105条の2 異議申し立の方法：3．事実についての高等法院の決定に対して 事実についての高等法院の決定については，次の上訴だけが受理される。

- 1．特別な申請 (requête respectueuse)。
- 2．牽連性のある軽罪について，欠席によりなされた判決の場合，高等法院への異議申し立。
- 3．第581条により破棄院に認められた通常の訴訟事件について，破棄院への再審の訴え。 89条

第105条の3 欠席判決 欠席判決により有罪を言い渡された被告人は，高等陪審が解散した後でなければ，囚人 (prisonnier) とはならない。その被告人のために高等法院で新たな召集または移審がなされないときは，被告人は，普通裁判所に召喚される。 0 [草案：254条]

解説

第98条 160．司法高等法院の目的。 161．フランスでは，革命以来どの時代にも高等法院がある。 162．特別な権限の二つの理由： ．犯罪の性質。 163．その権限には軽罪は含まれない。 164． ．被告人の身分；3階級。 165．正犯，共同正犯および共犯の身分の影響。

第99条 166．召集；設置場所。

第100条 167．移審：フランスにはない；日本での提案：無効。 168．普通裁判所での管轄；管轄権の抵触；必要な場合，無効の制裁。 169．高等法院の無権限：その判決は争えない。

第101条 170．高等法院の常設性：理由；毎年更新。 171．高等陪審，非常設。

第102条 172．予審裁判官：任命時。

第103条 173．検察官：召集。

第104条 174．書記。

第105，105の2および105の3条 175．高等法院の判決に対する上訴；フランスの先例の不十分さ。 176．予審裁判官の決定；異議申し立。 177．決定に対するの三つの可能な

対象。 178. 異議申し立に対する高等法院の三つの決定。 179. 異議申し立についての高等法院の判決に対する特別な申請による上訴。 180. 同前。 181. 同前。 181の2. このシステムに対する可能な反論; 回答。 182. 事実について下された高等法院の判決: 三つの上訴。 183. . 特別な申請: 反対論, 回答。 184. . 牽連性のある軽罪について欠席によりなされた判決に対する異議申し立。 185. . 再審請求。

160. 草案が社会と被告人の二つの目的に応じた構成をとっている司法高等法院を採用したのは、同時に社会と被告人のにとって必要な保障を与えることが目的である。

一方で、一定の重罪が非常に重い性質をもっているためまたは一定の被告人の地位が高いために、通常の裁判官や通常の陪審員にはそれを処罰するために十分な断固たる態度がないという恐れがある。

他方で、公益に対する過度の情熱によって、あるいは被告人の地位から与えられる一種の不安によって、通常の裁判所が極端な厳罰を科すことになるかもしれない。

従って、破棄院の裁判官と高等陪審という名で呼ばれる通常の陪審よりも高尚な条件で選ばれる陪審で構成される高等法院を創設して、上の二重の危険を避けることが望まれる。

161. フランスにおいては、革命以来、殆ど常に、司法高等法院があった。それは、国民反逆の重罪、国家反逆の重罪、国家の安全に対する侵害という名で特別に重い重罪を裁判するためであった。1791年3月5日の法律では国民高等法院が、共和歴第1年ブリュクテール5日の共和国憲法または1795年8月22日の憲法(265条以下)では司法高等法院があった。高等法院は、共和歴1年フリメール22日の憲法または1799年12月13日の憲法(73条)に引き継がれた。共和歴XII年フロリアル28日または1804年5月18日の第一帝政の元老院決議では帝国高等法院となった(101条以下)。

ブルボンの王政復古のもとで、さらにオルレアン公ルイ・フィリップの王政のもとでは、立法府の二院の一つが貴族法院として裁判することができた(1814年の憲章33条, 1830年の憲章28条)。

1848年11月4日の第二共和国憲法は、司法高等法院を設置している(91条以下)。

ルイ・ナポレオンのクー・デタ後の執政政府といわれる時の1852年1月14日の憲法は、高等法院を定めている(54および55条)。しかし、それが最終的に設置されたのは、第二帝政が組織された後の1852年7月10日の元老院決議および1858年6月4日の元老院決議によってである。

帝政崩壊後、1870年9月4日以降1875年までは、高等法院はなかった。しかし、憲法法律と呼ばれる第三共和国の三つの法律は、共和国大統領、大臣および国家の安全に対する侵害の犯人を司法院として裁判する権利を元老院に与えている(1875年2月24日の憲法法律9条, 1875年7月16日の憲法法律12条, 1879年7月22日の憲法法律3条)。ヨーロッパの殆どの国においては、同じ目的で設置された類似の制度がある。

162. 草案第98条は、高等法院の権限について二重の根拠を定めている。

. 犯罪の性質。これは、刑法典第1編の最初の3章に定められた重罪である。すなわち、

天皇の身体に対する重罪、内乱に関する重罪および外患に関する重罪である。このうち内乱に関する重罪および外患に関する重罪は、本質的に政治的な性質のものである。第1章の重罪は、それが政治的な動機をもっているときは、あらゆる重罪の中で最も憎むべき重罪とみなされ、法律は尊属に対する重罪と同一視して過酷すぎるとは考えない。

これは、すべての王制国家において伝統的に存在している 天皇は臣民の父と同じである という思想を認めるものである。法律は、ここでは、親に対して犯した子供の重罪または軽罪について普通法が認めている減輕事由を減らして、一定の加重事由を付加している。この問題については、刑法典の解説で詳説した。

164. . . 被告人の身分。法律は、天皇の家族（皇族）を臣民と同様に扱っているが、そのことにより王位の尊厳を決して傷つけるものではない。法律は、逆に、王位に払われるべき敬意を一層保障している。ヨーロッパの多くの王国においては、国王家の家族は最も高位の裁判機関で裁判される。

もちろん、天皇自身に対しては刑事裁判は及ばない。というのは、裁判は天皇の名において行われるからである。天皇については、その行為の民事責任だけが認められる。その責任については宮内大臣に請求され、皇室費に属する財産から支払われる。

勅任官である第1等から第3等までの政府の高官および破棄院の構成員は高等法院で裁判される。但し、破棄院の構成員であっても書記は除かれる。法律は、この区別を裁判官と検察官に限って認めているからである。

第49条から53条で裁判官の犯罪に対する管轄の規定の説明において、法律が裁判を受ける者の中で最も高い地位にある裁判官を選んで裁判の独立を保障するよう大きな注意を払っていることについて述べた。

ここでは、その保障はもはや不可能である。というのは、訴追された裁判官は裁判官の頂点にある者だからである。しかし、高等陪審の存在が、求められている保障を補うものである。さらに、高等法院は3等官より低い地位の裁判官についても管轄権をもっていて、そういうことはしばしばある。

167. フランスにおいては、高等法院は皇帝の命令によってのみ召集される。高等法院がその管轄事件について召集されないときは、通常裁判所、破棄院が有効に訴えを提起される。

実際、第二帝政のもとでは、皇帝の生命に対する危害など高等法院を召集すべき深刻な機会が多くあったが、ただ一度だけしか召集されなかった。政府は、世論が通常裁判の方を評価していることを知っていたので、高等法院を召集する権利を行使しなかった（こういった理由で、第二帝政のもとで、皇帝の従兄弟が一新聞記者の殺人に対して訴追されたが、高等法院は召集されなかった。その従兄弟は、破棄院で裁判されたが、正当防衛として無罪となった）。逆に、第二共和制のもとでは、非常に深刻な暴動を理由として、1848年と1849年の二度高等法院が召集された。しかしパリでは開廷されず、ブルジュとヴェルサイユで開かれた。日本では、高等法院が召集されなくても、控訴院について定められている手続で合議した後、自発的に開廷することができる。それを移管と呼ぶ。

確かに、高等法院が召集されることは希であり、実際のな適用よりもむしろ原則の尊重の

方が予想される。しかし、それは実際確かである。国家元首の行為の自由が中断され、召集命令が伝達されずまたはその伝達が阻止されるような暴動の場合を想定することができるからである。そのような場合、高等法院は、院長の職権による召集にもとづいて集合し、移審決定により構成される。

第 編 犯罪の捜査、訴追および予審について (De la recherche de la poursuite et de l'instructions des infractions)

解説 186. 第 編の三つの対象：3章への分割

186. 第 編では検察官と予審裁判官の、相互に邪魔をしないでまた混同されないで、お互いに助けまた抑制する二重の職務が示される。

犯罪の捜査は、特に手続の開始にあたっては、検察官に属する。後になって、必要があれば、予審裁判官が、それを掘り下げ、完成する。

訴追もまた、社会の名において検察官に属し、また同時に損害賠償については付帯私訴当事者である被害者の名において検察官に属する。

予審はもっぱら予審裁判官の職務である。それは、新たな捜査のためではなく、証拠の証明、証拠の評価および法律が被疑者に対してとることを認めている権力的手段 (mesure d'autorité) のためである。

第 編を三つの章にわけるとは、ごく自然である。

第 章 犯罪の捜査について (De la recherche des infractions)

第106条 検察官の二つの任務 政府委員は、後に定められるように告訴、告発もしくは現行犯により、またはその他のあたゆる方法で、犯罪を知ったときまたは犯罪の疑いがあると考えたときは、犯罪の証拠または状況証拠 (preuves ou indices) ならびに正犯または共犯を捜査し、第122条以下に定められるように訴追を行う。 92条 [草案：34, 122条以下, F：8, 10, 22条]

第 節 告訴および告発について (Des plaintes et dénonciations)

第107条 被害者の告訴 重罪または軽罪により損害を蒙ったと主張する者はすべて、犯罪が行われた場所ならびに被疑者が発見された場所の予審裁判官、軽罪裁判所の政府委員またはすべての司法警察官に告訴をなすことができる。

予審裁判官に告訴がなされたときは、予審裁判官は第130条から132条に定められるように手続を行わなければならない。

政府委員に告訴がなされたときは、政府委員は、緊急を要する場合またはその

行為に拘禁刑（emprisonnement）もしくはより重い刑が科せられると思われる場合は、最初の事実確認（première constatation）および被疑者ならびに証人の尋問（interrogation）を行うことができる。政府委員は、その後、必要があるときはその意見または請求を付して、書類を管轄権をもつ予審裁判官に引き渡さなければならない。

司法警察官も同様に、緊急を要する場合は、尋問および事実確認を行うことができ、その上司である政府委員に書類を引き渡さなければならない。

違警罪については、告訴は、違警罪が犯された場所の違警罪裁判所裁判官（juge de simple police）または違警罪裁判所の政府委員になされるべきものとする。また告訴は、すべての司法警察官になすことができるが、司法警察官はそれを違警罪裁判所裁判官に伝達しなければならない。 93条〔草案：2，3，18，19条，F：63条以下，275条〕

第108条 同前、付託 告訴人は、提供することができるすべての情報および状況証拠をその告訴に添付する。

告訴人は、さらに、後に定める第 章 節に従って、権限のある裁判官の前で付帯私訴当事者となることができる。 94条〔草案：2，125条以下，F：66，67条〕

第109条 手続き 告訴は、告訴人が署名した文書でなされる。

告訴は、官吏に口頭でなすこともできる。官吏は、その文書を作成し、告訴人に読み聞かせ、告訴人はその申し立書に官吏とともに署名する。

告訴人が署名することができないときは、その旨記載される。

第2項および3項の場合は、告訴人にその申し立書が交付される。 95条〔草案：27，28条，F：31，65条〕

第110条 公務員による告発 すべての公務員は、その職務執行に際して、重罪または軽罪を知ったときまたはその疑いをもったときは、その職務を執行する場所の政府委員に直ちに告発しなければならない。

告発は公務員が署名した文書によってなされなければならない、またそれを提出する公務員は可能な限り資料および状況証拠を添付しなければならない。

違警罪については、告発は、違警罪裁判所の政府委員に伝達されるべきものとする。 96条〔草案：20条，F：29，358条〕

第111条 私人による告発 すべての私人および公務執行外の公務員は、犯罪（infraction）を知ったときまたはその疑いをもったときは、第108条および109条に定められた規定に従って、犯罪の場所のまたは司法機関がある場所の司法当局にその告発を行うことができる。

告発を受理した公務員は、第107条に定められたように手続をしなければならない。 97条[草案: 18, 19条, F: 48条以下, 359条]

第112条 委任 告訴人および告発人は、特別な代理人 (fondé de pouvoir spécial) により代理してもらうことができる。

委任状 (procuration) は、告訴および告発に添付される。

未成年者、無能力者 (interdit) または婚姻している女性の告訴は、父、後見人 (tuteur) または夫により、有効になされる。 98条[草案: ..., F: 31条]

第113条 告訴の取り下げ、撤回、変更 告訴人はいつでもその告訴を取り下げることができ、また告発人もその告発を取り消すことができる。告訴人および告発人は、申し立てがなされた手続に従って、その申し立てを訂正し、変更することができる。但し、告訴告発を受けた者からの損害賠償はこの限りでない。

告訴人告発人は、取り下げまたは取り消しの理由を申し立てることができる。但し、その義務はない。 99条[草案: 6条, F: 66, 67, 359条]

第 節 現行犯罪について (Des infractions flagrantes)

第114条 現行犯 現行犯罪は、それを行っているときまたは行い終わって間もないときに見つかった犯罪である。 100条[草案: ..., F: 41条1項]

第115条 準現行犯 次の場合は、現行犯の重罪または軽罪とみなされる。

1. 個人が、助けを求めている1人または複数の人に追跡されているとき。
2. 個人が、重罪または軽罪の正犯もしくは共犯であると推定される武器、道具またはその他の物を所持しているところを見つかったとき。
3. 家屋の責任者 (chef d'une maison) が、現行犯罪でなくてもその家屋の内部で犯された重罪または軽罪を証明するために、または犯罪を行ったと推定される犯人をそこで逮捕するために司法官 (magistrat) の立ち会いを要求したとき。 101条[草案: ..., F: 42条2項, 46条]

第116条 犯人逮捕 すべての警察官 (agent de force publique)、警察権力を使用しまたは要求する権利をもってその職務を執行している公務員が、重罪または軽罪の現行犯および拘禁刑もしくはより重い刑が科せられる性質の現行犯を見つけたときは、逮捕令状または逮捕命令を必要としないで、その者を逮捕しまたは逮捕させなければならない。

重罪または軽罪の現行犯とみなされる場合は、逮捕は情況に従うべきものとす。 102条[草案: ..., F: 16条4および5項, 40条以下]

第117条 同前 逮捕された被疑者は、直ちに、予審裁判官または政府委員もしくは

は司法警察官（officier de police judiciaire）のもとに連行されるべきものとする。

司法官は、逮捕についての書面およびそれに添付すべき文書または口頭の告発についての書面を作成しなければならない。 103条

第118条 同前 逮捕が司法警察官によってなされたときは、司法警察官は、自ら、直ちに、被疑者の尋問および急を要する確認ならびに後に第 1 章第 2 節に定める手続を行わなければならない。 104条 [草案：…，F：49，50条]

第119条 同前 その他すべての公務員およびすべての私人は、重罪または軽罪の現行犯の場合および第115条 1 項，2 項に定められた場合に、逮捕を行う権利を有する。 105条 [草案：…，F：106条]

第120条 同前 前条の場合において、逮捕した者（auteur de l'arrestation）は、被疑者を第117条で指定された司法官のもとに連行できないときは、被疑者を警察官に委ねなければならない、自己の氏名、職業、身分および住所を申告して、逮捕の理由および状況を知らせなければならない。

前項の者は、さらに、直ちに、第109条に定められた手続で、司法官に告発をしなければならない。

また、その者は、被疑者または警察官から、それらの者と共に、司法官のもとに赴くように請求される。この場合、正当な障害事由がない限り、この請求に従わなければならない。 106条

第121条 移送 現行犯罪の確認（constatation）および予審（instruction）に関する個別規定は、第218条以下に定められる。 0 [草案：…，F：1863年5月20日の法律]

解説

第106条 187．検察官およびその補助者の捜査。 188．フランス法典におけるその権限の定義の不備。

第107条 189．誰に告訴をするのか：予審裁判官，政府委員。 190．犯罪の場所を越えた管轄権の拡大。

第108条 191．告訴人；付帯私訴当事者：付託。

第109条 192．告訴手続。

第110条 193．公務員の告発義務。

第111条 194．私人の任意的告発。

第112条 195．代理人による私人の告訴および告発。

第113条 196．告訴の取り下げ；告発の取り消し；告訴告発の変更または訂正。

第114条 197．現行犯罪；フランス法典の不正確な定義。

第115条 198．準現行犯罪の三つの場合。

第116条 199. 厳密な意味での現行犯罪：令状によらない逮捕。 200. 三つの準現行犯：逮捕前の略式尋問。

第117, 118条 201. および202. 逮捕に続く手続。

第119条 203. 警察官以外の私人および公務員の逮捕権。

第120条 204. 私人による逮捕に続く手続。

第121条 205. 第 章第 節の参照。

第 章 犯罪の訴追について (De la poursuite des infractions)

解説：206. 2種類の訴追，二つの節。

206. 犯罪の訴追は，予審裁判官または刑事裁判所に訴えを提起するための行為である。予審裁判官は，被疑者の身柄を確保し，被疑者に有利なまたは不利な証拠を収集するために証拠調べを行いまた権力的な手段を用いる。裁判所は，事件が単純で重くない軽罪だけにしかあたらなるときには，法廷での審理以外の予審なしに，事実について裁判する。その性質により重いまたは複雑な犯罪特に重罪については，常に予審が行われなければならない。

訴追は，二つの側からだけ行われる。一つは検察官により代表される社会の側から，いま一つは直接に損害を蒙った人の側から。

そのことから，本章を2節に分ける。

第 節 検察官の訴追について (De la poursuite du ministère public)

第122条 手続の五つの方法 重罪または軽罪の現行犯以外の場合には，政府委員がその捜査を終えたときは，政府委員は以下のように手続を行う。

1. 政府委員は，行為が重罪にあたると思ったときは，次章に定められるように，予審裁判官に証拠調べをし (informer) 且つ予審を行う (instruire) よう請求する。
2. 政府委員は，行為が軽罪にあたると思ったときは，事件の重さ，複雑さまたは単純さに従って，予審裁判官に証拠調べをし且つ予審を行うよう請求し，または直接，軽罪裁判所に訴えをなすことができる。
3. 政府委員は，行為が違警罪にしかあたらなと思ったときは，自己の意見を添えて，証拠物件 (pièce) および資料 (renseignement) を違警罪裁判所付きの政府委員に送付する。
4. 政府委員は，行為が犯罪の性質をもたないと思ったとき，または公訴権が消滅しているかもしくは公訴を受理できないと思ったときは，いかなる訴追行為も行わない。
5. 政府委員は，犯罪が行われた場所または犯罪の性質もしくは被疑者の身分に

より、行為が別の裁判所の管轄に属すると判断したときは、別の裁判所付きの政府委員に事件を移送する。 107条 [草案：245条，F：8条，22条以下，47条]

第123条 被害者への通知，予審裁判官への通知 前条に定められたすべての場合において，政府委員が被害者の告訴を受理したときは，政府委員が行った決定を被害者に通知する。 108条

告訴または告発が予審裁判官から政府委員に伝えられたときは，政府委員は，自己の決定に理由を付して予審裁判官に知らせ，予審裁判官はその判断を告訴人に通知する。 0

第124条 証拠物件および資料の引き渡し 政府委員は，予審裁判官に犯罪の証拠調べを要求したときは，収集した証拠物件および資料を予審裁判官に引き渡し，臨検するのが有用である場所，逮捕が必要であると考えられる人物および原告側もしくは被告人側の証人（*témoign à charge ou à décharge*）として尋問する者を予審裁判官に知らせる。 109条 [草案：133条以下，161条，163条以下，173条以下，183条以下，F：47条，60条]

第 節 付帯私訴当事者の訴追について（*De la poursuite de la partie civile*）

第125条 付帯私訴当事者の申し立 重罪または軽罪により損害を蒙った者は，公訴に付帯して，蒙った損害の賠償について訴えることを望むときは，告訴と同時にまたは予審裁判官が表明し且つ被疑者に通知した後に，そのことを明白に申し立てなければならない。

公訴がまだ提起されていないときは，付帯私訴当事者の申し立（*constitution de la partie civile*）は，予審裁判官に公訴および私訴を申し立てたことになる。

すべての場合において，予審裁判官は，付帯私訴の申し立を政府委員に知らせる。 110条 [草案：2条以下，197，275，282，296，386，396，405，424，430，474，507，517，526，538，539条，F：2，3，63，64条2項，66，67，135条2項，145，182，190，202，223，315，335，368，373，412，419，422，429条6項，436，470条]

第126条 住所の選定，不利益 付帯私訴当事者が権限のある裁判所の管轄区域に実際の住所をもたないときは，その申し立行為の際に，裁判所が所在する都市に特別な住所を選定しなければならない，そのことを書記課に届けなければならない。

検察官および被疑者の通知は，前項の住所において付帯私訴当事者に対してなされる。

それらの住所のいずれもないときは，付帯私訴当事者は，自己にかかわる訴訟書類の送達がなかったことについて異議を申し立てることはできない。

付帯私訴当事者は、住所を変更したときは、書記課を通じて、そのことを検察官および被疑者に知らせなければならない。知らせがないときは、通知は旧住所に有効になされるべきものとする。 20条[草案:297条,F:68条]

第127条 異議申し立期間 損害を蒙った者は、終局判決にいたるまで法廷においてもまたは控訴裁判所においても、訴訟のあらゆる状況において、公訴権に付帯して付帯私訴当事者となることができ、またその申し立を変更することができる。

損害を蒙った者は、訴えを取り下げたときでも、その権利を放棄しないで、最初の申し立を再び行いまたはそれを変更することができる。 111条[草案:6条,F:66,67,359条2項]

第128条 委任 付帯私訴当事者の請求およびその取り下げは、代理人(fondé de pouvoir)によってなすことができる。

損害を蒙った者が法的無能力であるときは、請求および取り下げは、通常の代理人(représentant ordinaire)によってなされる。 112条[草案:112条,F:31条]

解説

第122条 207. 検察官の訴追についての五つの方法。

第123条 208. 告訴人および予審裁判官への通知;理由。

第124条 209. 証拠物件および資料の引き渡し。

第125条 210. 付帯私訴当事者の申し立:その手続。 211. その効果。 212. フランスにおける直接の召喚;その危険。 213. 付帯私訴当事者の刑事訴訟への参加の利点。

第126条 214. 付帯私訴当事者が予審場所に住所を選定する必要:制裁。

第127条 215. 付帯私訴の取り下げ;後日の回復。

第128条 216. 付帯私訴の請求および取り下げについての特別委任および一般委任。

第 章 予審について (De l'instruction préparatoire)

前置規定 (dispositions préliminaires)

解説:217. 予審の二重の有用性:社会の利益と被告人の利益。

218. 被告人に不利な判決,予審の終結命令。

217. 重罪および重大な軽罪の予審の目的は、二つである。

1. 法律は、主な証拠が収集される前に被疑者が判決裁判所に連れてこられることを望んでいない。むしろ、証拠が十分でない場合には、被疑者は無罪放免されることになる。
2. 逆の意味で、法律は、重罪または重大な軽罪の単純な嫌疑もとづいて、無実の者が刑事裁判所に公に連れてこられることを避けようとしている。なるほど審理をした後で無実の者には無罪が言い渡されるが、少なくとも無実の者にとっては、その者のためにまたその

者の利益に対して著しい損害となる。

218. 従って、予審裁判官は、有罪または無実の証拠を集めることを任務としており、彼が名付けられている裁判官という名前を正当化しなければならないように、「被疑者に不利な証拠を裁判する」(*judge les charges*) といわれる (238条以下) 。

後にみるように、予審が完了したときは、予審裁判官は「終結」といわれる命令を下す。終結命令は、その対象にかかわらず、真の「判決」という性質をもっている。しかし、この「被疑者に不利な証拠の」判決と「本案の」判決との混同を避けるために、法律は、ここでは命令 (*ordonnance*) という名称または「予審の決定」(*décision d'instruction*) という表現を特に用い、常に「判決」(*jugement*) と呼ばれる固有の判決と区別している。

ここで二つの例だけをあげる。

1. 予審裁判官は、被疑者の無実を認めるとき、または少なくとも証拠が十分でないとも認めたときは、「被疑者に対して予審を継続する理由なし」と言い渡し、被疑者の釈放を決定する (釈放命令) 。但し、予審を受けなかった新たな証拠が提出された場合に、再び訴追することはこの限りでない (300条) 。
2. 予審裁判官は、重罪または軽罪の「被疑者に対して十分な証拠がある」と認めるときは、被疑者を判決のために権限のある裁判所へ移送することを命じる (移送命令) 。

第129条 予審裁判官の役割 重罪または軽罪の現行犯罪の場合を除いて、予審裁判官は、前章に定められたように、政府委員によるまたは正式に申し立てをした付帯私訴当事者による予審の請求がなされない限り予審を開始することはできない。これに違反したときは、その請求または申し立以前になされたことは無効とする。

113条 [草案 : 218条以下, F : 61条 1 項]

第130条 告訴告発 : 召喚状 しかし、予審裁判官は、告訴または告発を受けた場合は、重罪または軽罪の嫌疑を受けている者に対して常に召喚状 (*mandat de comparution*) を発することができ、尋問することができる。その後、引き続いて手続を行うべきだと判断したときは、予審裁判官は、自己の名において、政府委員に告発しなければならずし、同時に予審裁判官が受理した告訴または告発を政府委員に伝えなければならない。 114条 [草案 : 107, 110条, F : 70条]

第131条 緊急時 : 勾留状 予審裁判官は、さらに、緊急を要するときは、勾引状 (*mandat d'amener*) または勾留状 (*mandat de dépôt*) を発することができる。この場合、直ちに、予審裁判官に届けられた資料とともに、政府委員にそのことを通知しなければならない。

前項の場合、政府委員が、その通知の後 1 日以内に、訴追の請求をしなかったときは、被疑者は直ちに釈放されるべきものとする。但し、必要があるときは、後になって訴追することを妨げない。 115条 [草案 : 133条以下, F : 61条 2 項]

第132条 被疑者発見場所の予審裁判官 第107条および111条の規定により、告訴または告発が、被疑者が見つかった場所の予審裁判官になされまたは伝えられたときは、その予審裁判官は尋問をすることができ且つ緊急の確認を行うことができる。予審裁判官は、その後、行為が拘禁刑またはより重い刑を科せられると判断したときは、被疑者に勾留状を執行して犯罪の場所の予審裁判官のもとに移送しなければならない。予審裁判官は、令状を交付しないときは、事件を犯罪の場所の政府委員に移送しなければならない。 116条 [草案：…，F：69項]

解説

第129条 219. 予審裁判官は、現行犯罪を除き、職権で手続を開始しない。

第130条 220. 告訴告発の場合の召喚状；略式尋問：引き続き手続。

第131条 221. 緊急時，結果の危険性：勾留状；検察官への通知。

第132条 222. 被疑者発見場所の予審裁判官；引き続き手続。

第 節 令状について (Des mandats)

第133条 召喚状，尋問 予審裁判官は、検察官または付帯私訴当事者により正式に事件を付託されたときは、重罪または軽罪の嫌疑を受けている者に対して召喚状を発しななければならない。召喚状の交付と出頭のために定められた時の間に少なくとも24時間の期間をおかななければならない。

出頭を命じられた者は、直ちにまたは少なくともその日の内に、尋問されるべきものとする。 118条 [草案：136条，F：93条]

第134条 裁判事務委託 出頭すべき者が召喚状を発した予審裁判官の管轄区域内に住居をもたないときは、その予審裁判官は、出頭すべき者の住居地の予審裁判官が同様の令状を発するために、裁判事務委託 (commission rogatoire) をすることができる。

予審裁判官は、委託された予審裁判官に、明らかにすべき争点および出頭した者が弁解すべき争点を指示しなければならない。 119条 [草案：73，138，139条]

第135条 勾引状 予審裁判官は、次の場合、直ちに勾引状を発することができる。

1. 出頭するように召喚された者が、定められた日に出頭しなかったとき。
2. 召喚された者が、定まった住居をもたないとき。
3. 召喚された者が、既に1年の拘禁刑またはそれ以上の刑を言い渡されているとき。
4. 召喚された者が逃亡する恐れまたは召喚された者にとって不利な現存する証拠を隠滅する恐れがあるとき。

5. 召喚された者が軽罪の企て (tentative) または軽罪を構成する脅迫 (menace) を実行する恐れがあるとき。 120, 121条 [草案: ..., F: 91, 94条]

第136条 同前, 尋問 勾引状を発せられた被疑者は, 警察力 (force publique) により, 勾引状を発した司法官 (magistrat) のもとに連行される。

連行された者は, 48時間以内に尋問されるべきものとし, 勾留状 (mandat de dépôt) が執行されないときは, 当然に釈放されるべきものとする。 122条 [草案: 133条, F: 93, 98条]

第137条 遠隔地にいる被疑者: 例外 被疑者が勾引状の発行のときに予審裁判官の管轄区域以外にいるときは, 被疑者は, 勾引状の提示のときに, 自分がいる場所の予審裁判官のもとに連行してもらうことを要求することができる。その要求を受けた予審裁判官は, 理由を告げて, 被疑者に対して仮に勾留状を発し, 且つ事件についてどのような訴訟手続を取るべきかを知るために, 勾引状を発した予審裁判官に, 直ちに, そのことを知らせなければならない。 123条 [草案: 100条以下]

第138条 同前 前条の場合において, 勾引状を発した予審裁判官は, 遅滞なく, その勾引状が直ちに執行されるよう命じ, または被疑者を勾留した予審裁判官に, 勾引状を発した予審裁判官が指示する行為について被疑者を尋問するよう裁判事務委託をしなければならない。

前項の尋問の後, 裁判事務委託を受けた予審裁判官は, 保釈金 (caution) を支払わせてもしくは保釈金なしに被疑者を釈放し, または勾引状もしくは勾留状を執行して裁判事務委託をした予審裁判官に被疑者を移送することを命じることができる。 124条 [草案: 73, 134条, F: 103条]

第139条 裁判官の現場出張 召喚状または勾引状の対象となっている者が, 病気またはその他の正当事由により, 移動することができない場合, 令状を発した予審裁判官は, 被疑者がその管轄区域にいるときは, 被疑者のもとに赴くことができる。被疑者がその管轄区域にいないときは, 被疑者の居住地の予審裁判官にそのために裁判事務委託をすることができる。

前項のいずれの場合にも, 行為があまり重大でないときは, 被疑者の居住地の治安判事に裁判事務委託をすることができる。 125条 [草案: 73, 183条]

第140条 勾留状 第137条に定められた場合以外および現行犯罪または被疑者の逃走の場合以外は, 犯罪の場所の予審裁判官または裁判事務委託があるときは逮捕の場所の予審裁判官による被疑者の尋問の後でなければ, 且つ犯罪が重罪刑もしくは拘禁刑を科せられる場合でなければ, 勾留状を発することはできない。

126条 [草案 : 133, 136, 137条, F : 94条]

第141条 勾留の期間 勾留状の執行から10日後には、予審裁判官は勾留状を収監状 (mandat d'arrêt) に変えなければならず、または保釈金を支払わせてもしくは保釈金なしに、被疑者を釈放しなければならない。

すべての場合に、被疑者は、出頭を要求される度にすべての訴訟行為 (acte de procédure) に再び出頭するという誓約 (engagement) に同意しなければならない。

但し、政府委員は、新たに10日間釈放を延長することを予審裁判官に請求することができる。

前項の誓約を拒みまたは誓約した後にそれを守らなかった被疑者に対して、前項の10日間の釈放の延長を行うことができる。 127条 [草案 : 230条以下]

第142条 収監状 訴訟手続が開始されたことが政府委員に伝えられ且つ収監状の交付について政府委員の申し立てを聴いた後でなければ、収監状を発することはできない。 128条 [草案 : 34条]

第143条 同前 : 事由の明示 収監状には、起訴事実 (fait incriminé) の概要ならびに事実の重大性を加重または減輕することができる既知の事由を明示しなければならない。

収監状には、起訴事実を処罰する法律の条文全体を書き写さなければならない。

収監状には、収監状の交付について政府委員が意見を聴かれたことが記載されなければならない。 129条 [草案 : 433条]

第144条 令状の形式 すべての令状には、可能な限り、その対象となっている者の氏名、職業、身分および住所を記載しなければならない。氏名が不明のときは、第147条によって警察官に渡されるべき令状には、身体的特徴 (signalement physique) によって個人を特定しなければならない。

令状には、年月日を記載しなければならない。

令状には、それを発した裁判官および書記が署名捺印しなければならない。

130条 [草案 : 27, 247条, F : 95条]

第145条 無効 第143条および前条2および3項によって要求された条件は、勾留状および収監状を発するために遵守されなければならない。違反したときは、その令状は無効とする。 0 [草案 : 532条6号, F : 112条]

第146条 召喚状の送達 召喚状は、通常の手続 (forme ordinaire) で、書記課の係官によって、召喚された者がどこにいようとその者に、またはその住居に通知されなければならない。 131条 [草案 : 24条, F : 95, 105条]

第147条 その他の令状の送達 勾引状、勾留状および収監状には、それを執行するために、必要があるときは、警察力の要請を含むべきものとする。

前項の令状は、帝国のすべての範囲において執行されるべきものとする。

令状は、必要とされる限り、1人または複数の警察官（agent de force publique）にその原本が渡されるべきものとする。

前項の令状の執行に際しては、原本が被疑者に提示され、被疑者の要求があるときは、第25条2項に定められた手続を遵守して、その謄本が被疑者に渡されるべきものとする。 132条 [草案：24条，F：97，98，108条]

第148条 家宅搜索 令状を執行する責任のある警察官は、被疑者がその住居またはその他の私的な場所に隠れているという疑をもつときは、市町村長またはそのために要求された代理の同席のもとで、市町村長または代理に差し支えがあるときもしくは不在のときは、2人の隣人の同席のもとで、家宅搜索（perquisition）を行わなければならない。

被疑者が見つかってもまた見つからなくても、家宅搜索書類が作成されるべきものとする。市町村長または2人の隣人は、その書類に署名しなければならない。

日の出前および日没後には、家宅搜索を行うことはできない。 133，134，135条 [草案：177条以下]

第149条 将校、軍人：特別な手続 召喚状が発せられた被疑者が陸海軍の現役の軍人または将校であるときは、その部署の長官（chef de poste）に令状を提示しなければならない。長官は、絶対的な差し支えがない限り、軍人または将校が裁判官のもとに行くことを許可しなければならない。

勾引状、勾留状または収監状が、予備役（non de service）の軍人または将校に発せられたときは、駐屯地の司令官（commandant de place）または部隊長（chef du corps）に令状を提示しなければならない。司令官または部隊長は、令状の執行を許可し、または必要があるときは被疑者の身柄を確保して軍事裁判所に訴えを提起しなければならない。 136条 [草案：191条]

第150条 留置 勾留状または収監状によって訴えを提起されまたは留置された被疑者は、直ちに被疑者を移送することが不可能でない限り、令状に指示された監獄（prison）に連行されるべきものとする。被疑者の移送が不可能な場合は、被疑者は、最も近い監獄の一つに仮に連行されるべきものとする。

すべての場合において、監獄の看守長（gardien-chef）は、令状の提示にもとづいて、被疑者を収容し且つその受取証を発行しなければならない。 137条 [草案：104，107，110，111条]

第151条 令状執行の明示 令状を執行する責任のある官吏 (officier) は、執行したことを令状の原本に明示し、執行できなかったときはその理由を明示しなければならない。

その後、その官吏は、前項の書類を裁判所の書記課に返還しなければならない。 138条 [草案: 25条7項, F: 109条]

第152条 被留置者への令状の送達 勾留状または収監状が発せられた被疑者が既に留置されているときは、書記が令状の写しを被疑者本人に渡し、そのことが原本および写しに記載されなければならない。 139条

第153条 被留置者との接見交通 後に定められる独房 (secret) に収容される場合を除いて、被疑者は、監獄の規則に従って、その近親の親族もしくは姻族、友人もしくは弁護人の訪問を受けることを認められる。

外部の者と被疑者の間の手紙、書籍およびその他の書類のやり取りは、それらの物を仮に差し押さえることができる予審裁判官に伝達された後でなければ、認められない。

その他のすべての物は、監獄の所長がそれを調べ且つ検査した後、所長を通してやり取りすることができる。

その許可について疑いまたは異議があるときは、予審裁判官はその物の引き渡しを認めまたは拒否しなければならない。 140条 [草案: 156条以下]

第154条 令状の取り消し 予審裁判官は、予審の間に、証拠によって、犯罪が拘禁刑またはそれより重い刑を科せられないと判断したときは、被疑者もしくは検察官の請求によりまたは職権により、勾留状または収監状を無条件で取り消すことができる。

但し、収監状の取り消しについては、予審裁判官は、検察官が請求しなかったときは、事前に検察官の申し立を聴かなければならない。 141条 [草案: ..., F: 94条]

第155条 法典の利用 予審の間および終局決定にいたるまで、被疑者が留置されているすべての監獄において、被疑者が自由に刑法典および刑事訴訟法典を使用するようにしなければならない。 142条

解説

第133条 223. 4種の令状。 224. 召喚状。

第134条 225. 裁判事務委託。

第135条 226. 勾引状。

- 第136条 227．同前。
第137条 228．同前；特別な場合：遠隔地にいる被疑者。
第138条 229．同前；勾引状のさまざまな結果。 230．フランスの法典と日本の草案の二つの違い。
第139条 231．裁判官の現場検証または裁判事務委託。
第140条 232．勾留状：尋問；二つの例外。
第141条 233．勾留期間；延長できる二つの場合。
第142および143条 234．および235．収監状：三つの条件；その効用。
第144条 236．四つの令状に共通の形式条件；その効用。
第145条 237．形式の無効；制裁。
第146および147条 238．召喚状の通知。 239．三つの令状は帝国内のすべての場所で執行される。
第148条 240．被疑者を発見するための家宅搜索。
第149条 241．陸海軍軍人に対する令状。
第150条 242．被疑者の留置。
第151条 243．令状の執行および不執行。
第152条 244．令状の対象である被疑者が既に留置されている場合。
第153条 245．被留置者との接見交通。
第154条 246．勾留状および収監状の取り消し。
第155条 247．被疑者に対する新たな保障：刑事法典の閲覧。

第 節 独房への収容について (De la mise au secret)

第156条 独房への収容 予審裁判官は、予審のあらゆる段階において、真実の発見にとって必要だと判断したときは、職権によりまたは政府委員の申し立にもとづいて、勾留状または収監状を執行されている被疑者を独房に収容することができる。

すべての場合において、予審裁判官の命令は、直ちに政府委員に伝達されなければならない。 143条 [草案：…，F：613条]

第157条 効果 被疑者が独房に収容されたときは、被疑者を隔離し、予審裁判官の書面による特別の許可がない限り、他人との意思疎通および手紙、書類、金銭またはその他の物のやりとりは禁止される。

食事および医療その他の手当は、監獄によって提供されるものであっても、監獄の所長が指名した者によらなければ被疑者に提供することはできない。 144条 [草案：153条]

第158条 収容期間，保障 独房への収容は、その命令が10日ごとに更新されない

限り、連続して10日を超えることはできない。

更新の場合、予審裁判官は、裁判所所長に、理由を付してその報告をしなければならない。

予審裁判官は、10日の期間ごとに少なくとも2度、被疑者に面会し、尋問しなければならない。予審裁判官は、以下に定められるように、尋問の通常の手続でその調書を作成しなければならない。 145条 [草案: 166条以下, F: 613条]

第159条 収容の解除 独房への収容は、特別な命令によって解除されるべきものとし、またはその命令を受けて登録されるべきものとする。 0 [草案: 154条]

解説

第156条 248. 被疑者と外部の意思疎通の危険; 独房の利用。 249. 独房収容の時点。

第157条 250. 独房収容の効果。

第158条 251. 収容期間; 収容期間の更新。 252. 頻繁な尋問; 被疑者に対する保障。

第159条 252. (訳注: 番号ミスか?) 収容の解除。 253. 意思疎通の特別禁止, 独房収容。

第 節 証拠について (Des preuves)

共通規定 (Dispositions communes)

第160条 有罪の唯一の合法的な推定, 裁判官による証拠の評価 法律は、訴訟事件の状況から引き出されるいかなる有罪の推定 (présomption de culpabilité) も定めない。但し、既判力 (autorité de la chose jugée) に関してはこの限りでない。 [草案: 8条3号, 9条3号, 49条, 356条3号, 506条4項, 564条]

被疑者の自由な且つ任意な自白 (aveu), 検証調書 (acte de constatation), 証拠書類 (pièce à conviction), 第三者の供述 (témoignage des tiers), 鑑定人の報告書 (rapport des experts), 事実上の推定 (présomption de fait) およびあらゆる性質の状況証拠 (indices de toute nature) は、その良心の命令と理性の啓示のもとについて確信を抱く裁判官の評価に委ねられる。 146条 [草案: 452条 p, F: 342条]

第161条 予審裁判官の証拠収集義務 予審裁判官は、ひとたび訴えが提起されたら、職権により、あるいは政府委員の特別な請求にもとづいてまたは付帯私訴当事者もしくは被疑者の請求にもとづいて、真実の発見にとって役立つ性質の被疑者にとって有利な証拠も不利な証拠も、収集しなければならない。 147条

第162条 書記の立ち会い: 違反の場合の無効 予審裁判官は、被疑者の尋問 (interrogatoire), 搜索 (perquisition), 現場臨検 (visite de lieux), 物件の差し

押さえ（saisie d'effets）または証人尋問（audition de témoin）を行うときは、裁判所書記を立ち合わせなければならない。違反したときは、無効となる。書記は、それらの行為についての詳しい書面を作成しなければならず、予審裁判官とともにその書面に署名しなければならない。

裁判所外で前項の行為を行うにあたって、緊急の場合および書記の立ち会いが不可能なときは、予審裁判官は、2人の証人を立ち合わせなければならない。監獄における尋問に際しては、その監獄の所長または書記を立ち合わせなければならない。

前項の場合、予審裁判官は、自ら調書を作成しなければならず、調書を読み聞かせた後に、立会人に署名させなければならない。 148条 [草案：37条，F：62条]

解説

- 254．刑事訴訟における証拠理論の重要性；民事事件と刑事事件における証拠方法の違い。
255．民事事件：厳密な意味での証拠，人の証言，法律上または事実上の推定。 256．刑事事件：宣誓。 257．自由意思による自白。 258．被疑者の通信および文字で書かれた文書。
259．公正証書。 260．個人の証言。 261．鑑定。 262．事実の推定，状況証拠，明白性。
263．証拠品。
第160条 264．既判力は被疑者に対して認められる唯一の推定である；既判力は被疑者に有利にも認められる。 265．被疑者に有利なその他の法的推定。 266．その他の証拠は裁判官の理性と良心に委ねられる。
第161条 267．被疑者に有利なおよび不利な証拠の収集は予審裁判官の権利でもあり義務でもある。
第162条 268．書記の必要的立ち会い；制裁：無効。特別な場合の交替。

第1款 尋問および対質について（De l'interrogatoire et des confrontations）

第163条 予審行為に先立つ尋問 予審裁判官は、被疑者が居合わせているときは、すべての予審行為に先立って、被疑者を尋問しなければならない。但し、検証を行いまたは証人尋問を行うことが緊急を要するときは、この限りでない。 149条 [草案：140]

第164条 検察官の立ち会い 政府委員は、常に被疑者の尋問に立ち会うことができ、自ら有用だと判断する尋問事項を予審裁判官に提案しなければならない。 0 [草案：…，F：62条]

第165条 自白の要請，奨励 予審裁判官は、被疑者にその罪状の自白（aveu），共同正犯もしくは共犯の指示を求めることができ、または予審裁判官が真実に一

致すると考えるその他すべての申し立をするよう求めることができる。但し、予審裁判官は、自白等を得るために、脅迫 (menace) もしくは威嚇 (intimidation) を用いてはならないし、また空約束 (promesse illusoire) もしくは虚偽の主張 (fausse allégation) をしてはならない。 150条 [刑法典草案 : 316条]

予審裁判官は、被疑者に、真実の発見にとって役立つ自白およびその他の申し立は被疑者にとって法律がとる措置について裁判所の寛大さ (indulgence) に値すること、および逆の意味で、裁判を誤らせるための試みは裁判所の厳しさ (sévérité) をもたらすことを理解させることだけは行ってよい。 0

いかなる場合にも、被疑者の自白または申し立を得るだけの目的で予審を長引かせてはならない。 0

訳注：刑法典草案第316条：「自白または供述を得るために被疑者に対して暴行または虐待を行いもしくは行わせた裁判官、検察官または警察官は、6カ月以上3年以下の労働を伴った拘禁刑および20円以上100円以下の罰金に処せられるべきものとする。但し、必要な場合には、故意による打撲または傷害について定められたより重い刑の適用を妨げない。

前項と同一の目的で、暴行または虐待をするという脅迫だけが行われたときは、刑は2カ月以上1年以下の労働を伴った拘禁刑および10円以上50円以下の罰金とする。」

第166条 尋問調書の作成 書記は、被疑者の尋問とそれに対する答弁の調書を作成しなければならず、被疑者にそれを読み聞かせなければならない。

予審裁判官は被疑者呼んでその申し立を堅持するか否かを聴き、被疑者がそれを堅持するときは、被疑者は予審裁判官および書記とともにその調書に署名しなければならない。但し、被疑者が署名することを望まないときまたは署名することができないと申し立てたときはこの限りでない。

調書に本条の規定を遵守したことを記載しなければならない。 151条 [草案 : 160条]

第167条 申し立の撤回 被疑者が、その申し立の全部または一部を撤回したとき、またはその申し立に付加変更をしたときは、再び尋問が行われなければならない。その後、変更事項および新たな申し立を記載して、上で定められた手続で調書は終了する。 152条

第168条 申し立確認書の写し 被疑者は、その申し立の確認調書の写しを交付してもらうことができる。 153条 [草案 : 147条 4項]

第169条 対質 予審裁判官は、被疑者が人違いでないこと、共犯であること、真実を発見すべきその他のあらゆる性質の情況を確認するために、被疑者その他の被

疑者，証人またはその他すべての者との対質を命じることができる。 154条 [草案：202，339条]

第170条 対質の確認 前条の対質，対質したそれぞれの者の申し立および対質に際して生じた事柄を確認する調書が作成されなければならない。

対質した者には，第166条および167条に定められた手続を遵守して，それぞれの申し立を確認する調書の部分だけを読み聞かせなければならない。 155条

第171条 耳の聞こえない者，口がきけない者，外国人，通訳 被疑者または対質した者のいずれかが，耳が聞こえないときは，その者に対する質問は，書面により提示されなければならない。それらの者が，口がきけないときは，それらの者は書面により答弁しなければならない。

前項の者が，読み書きができないときは，通訳（interprète）を付さなければならない。

日本語を理解しない者に対しても，通訳を付さなければならない。 156条 [草案：204条，F：332，333条]

第172条 同前 前条の二つの場合において，通訳は，証人の宣誓について第195条に定められた手続に従って，「裁判官の質問とその質問に対する答弁を，できる限り正確に再現する」ことを宣誓しなければならない。

通訳は，読み聞かせの後，通訳が関与した訴訟手続書類に署名しなければならない。

正式に要求された後その任務または宣誓を拒否した通訳には，第210条および211条が適用される。 157条 [草案：204条]

第172条の2 手当 通訳には，第217条に従って，鑑定人（expert）と同様の手当が支払われる。 157条

第2款 検証，搜索および証拠物件の押収について（Des constatations, perquisitions et saisies de pièces à conviction）

第173条 予審裁判官の犯罪現場検証 予審裁判官は，真実の発見にとって役立つと判断するときは常に，重罪または軽罪の場所に赴かなければならない。

政府委員が犯罪の場所に赴くことを請求したときは，予審裁判官はその請求に従わなければならない。 158条 [草案：…，F：32，36，87条]

第174条 現場検証 予審裁判官は，犯人が人違いでないこと，犯罪の時，場所，手段および特徴に関して解明できることまたは状況証拠となる現場臨検（visite de lieux）および事実の状況について調書を作成しなければならない。

同様に、被疑者に有利な状況も確認しなければならない。 159条[草案:160, 161条]

第175条 証拠物件の押収 移動させることができる物で且つその出所またはその状態により犯人が人違いでないこと、犯罪のなんらかの状況を明らかにできる物が犯罪の場所にあるときは、予審裁判官は、証拠物件としてそれらの物を押収し、簡潔に記述し、書記に引き渡さなければならない。それらの物は、予審裁判官がそれに印鑑を押した後、書記課の責任において書記課の監視のもとにおかれる。

前項の物の量が薄くまたは大量でばらばらになる恐れがありもしくは印鑑を押すことができないときは、箱または袋に入れ、同様に封緘しなければならない。

160条[草案:..., F:35条以下, 38, 89条]

第176条 現場の監視 検証, 捜索または押収をその日の内に終えることができないときは、予審裁判官は、検証等を再開するまで、その場所を閉ざしまたは監視させることができる。 161条

第177条 家宅捜索 予審裁判官は、上で指定された性質の物でその所持が推定される物を捜索するために、被疑者またはその他すべての者の住居に赴くことができる。

被疑者またはその他の者が検証もしくは家宅捜索の住居にいないときは、予審裁判官は、それらの者と同居している親族または姻族の立ち会いを求めることができる。それらの者がいないときは、市町村長の立ち会いを求め、市町村長に差し支えがあるときは、2人の近隣の者または友人の立ち会いを求めることができる。

家宅捜索の際には第148条3項を遵守しなければならない。 162条[草案:..., F:37, 88条]

第178条 被疑者の立ち会い, 検察官の立ち会い 勾留されていない被疑者は、常に、現場検証, 家宅捜索およびそれに関する検証に、自身で立ち会うことができ、または特別代理人(mandataire spécial)によって立ち会ってもらえることができる。

被疑者が勾留されているときは、予審裁判官が被疑者自身を立ち会わせることが役に立つと考えたときに限って、被疑者は立ち会うことができる。

政府委員および付帯私訴当事者もしくはその特別代理人も、立ち会いを望むことを前もって予審裁判官に通知して、第1項の行為に立ち会うことができる。但し、その結果、予審を妨げるいかなる遅延も引き起こしてはならない。 163条[草案:..., F:39条]

第179条 同前 予審裁判官は、家宅捜索に際して、第175条に定められたように、疑わしい物件の押収手続を行わなければならない。

予審裁判官は、その物件がある家の者に、押収物の預かり証を渡さなければならない。 164条 [草案：…，F：87条以下]

第180条 被疑者の尋問 証拠物件の押収に立ち会ったまたは立ち会わなかった被疑者は、常に、予審裁判官から尋問された後、それに関して弁解する（s'expliquer）ために呼ばれなければならない。

尋問およびそれに対する抗弁（réponse）の調書が作成されなければならない。

165条 [草案：165，473条，F：35，329条]

第181条 現場での尋問 予審裁判官は、尋問の場所または捜索を受けた者の住居で証言を聴く必要があるときは、書記だけを立ち会わせて、それらの者を別々に尋問しなければならない。

この場合、証人尋問について後に定められる手続を遵守しなければならない。

166条

宣誓拒否および証言拒否についても、同様に刑に処せられるべきものとする。

[草案：195条，F：32，33条]

第182条 立ち入りまたは退去の禁止、違反者に対する刑 予審裁判官は、先に定められた手続の間、いかなる者も手続が行われる場所を離れることはできず、または許可なしにそこへ立ち入ることができないことを、命じることができる。

その命令に違反した者はすべて、勾留されまたは退去させられるべきものとする。

抵抗したときまたは禁止行為を繰り返したときは、違反者は最も近い拘留所（maison de dépôt）に連行され、直近の期日に、検察官の申し立にもとづいて、11日以上15日以下の単純拘禁および2円以上10円以下の罰金またはそのいずれかの刑を言い渡されるべきものとする。この言い渡しに対しては、異議申し立ても上訴も認められない。 167条 [草案：34条]

第183条 治安判事への委任 予審裁判官は、軽い事件については、その管轄区域においても、上で定められた現場検証および家宅捜索を、治安判事に交替してもらうことができる。 168条 [草案：73，139条，F：90条]

第184条 郵便、電報等への請求 予審裁判官は、電報、鉄道およびその他の公共交通手段の官庁に対して理由を付した請求により、被疑者または予審にかかわる者に宛てられたまたはそれらの者が発信した手紙、電報、書類およびなんらかの物を提出させることができる。

予審裁判官は、その受領証を渡さなければならない。

第1項の書類および物は、支障がなくなったときは、当該官庁に返還されなければならない。 169条

第3款 証人尋問について (Des auditions de temoins)

第185条 証人の召喚、証人の数、同前 予審裁判官は、検察官、付帯私訴当事者または被疑者により証人として指名されたすべての者を、被疑者に有利なまたは不利な証人として、予審裁判官のもとに召喚させなければならない。

但し、訴追側からまたは防御側から指名された者の数が、軽罪に関しては5人を超え、重罪に関しては10人を超えるときは、予審裁判官は、最初に指定されたまたは最も良く事情を知っていると考えられる5人または10人に限って召喚させることができる。但し、真実の発見にとって必要だと考えるときは、それに続いてさらに多くの証人を召喚させることを妨げない。

予審裁判官は、前項で指定された者以外の者でも、予審において有用な情報を提供することができると考えられるすべての者を、職権により、召喚させることができる。 170条 [草案：181, 337から346条, 444条, F：民事訴訟法典281条]

第186条 召喚手続 証人は、書記が署名し、第25条に定められた手続で証人またはその住所に交付された文書により、予審裁判官の名において召喚されなければならない。

召喚が予審裁判官の管轄区域外でなされるべきときは、召喚の請求は、予審裁判官により、証人の住所地の裁判所書記に送付されなければならない。 171条 [草案：24条, F：72条]

第187条 治安判事への委任 尋問すべき証人が、訴えの提起を受けた予審裁判官が職務を行う町以外の町に居住しているときは、その予審裁判官は、証人の住所地の治安判事に、証人尋問のために裁判事務委託をすることができる。

証人が訴えの提起を受けた予審裁判官の管轄区域以外に居住しているときは、証人の住所地の予審裁判官または治安判事に、裁判事務委託をすることができる。

本条の場合、召喚は、委託を受けた予審裁判官の名において、その裁判官の書記によりなされる。 172条 [草案：25条以下, F：84, 85条]

第188条 召喚状の記載事項、期間 召喚状には、証人の氏名、住所ならびにできる限りその身分、職業を記載しなければならない。

召喚状には、出頭すべき日時および場所、ならびに出頭しない場合には後に法律が定める刑が科せられる旨記載しなければならない。

召喚状は、証人が証言すべき町に住んでいるときは出頭すべきときの24時間前に、町の外で少なくとも10里以上の所に住んでいるときは48時間前に、証人に交付されなければならない。 173条 [草案：26条以下]

第189条 書記に対する刑 前条の手續に違反したときは、不注意のあった書記は、検察官の申し立にもとづいて、裁判所により、2円以上10円以下の罰金を言い渡される。その言い渡しに対しては、異議申し立も、控訴もできない。

改めて召喚が必要なときは、その費用は書記が支払わなければならない。 0

第190条 証人の出頭不能 証人が、病気、出席が必要な公務または適法で且つ重大なその他の事由により、裁判官のもとに出頭することができないことを証明するときは、裁判官は、証人の供述を得るために証人のところへ赴かなければならない。 174条 [草案：139条，F：83条以下]

第191条 陸海軍兵士の証人 証人が本隊にいる陸海軍の兵士または下士官であるときは、召喚状は、その本隊の隊長または司令官の仲介により、本人に届けられなければならない。隊長または司令官は、兵士または下士官に、裁判所に出頭する許可を与えなければならない。任務のため出頭することが絶対に不可能なときは、理由を付して、期日の延期を裁判官に請求しなければならない。 175条 [草案：149条]

第192条 不出頭の証人に対する刑 前2カ条に定められた場合以外、正規に召喚された証人が出頭しないときは、裁判官は、2度の召喚によっても出頭しなかったことを告げ、軽罪裁判所により2円以上10円以下の罰金を言い渡すために、政府委員に証人を告発しなければならない。但し、その言い渡しに対しては控訴できない。

証人は、罰金の言い渡しとともに再度召喚されるべきものとし、または勾引状によって出頭を強制されるべきものとする。すべてのことは、証人の費用でなされる。

再度召喚されて出頭しない場合は、罰金は2倍に加重され、その証人の出頭が必要なときは、勾引状が発せられるべきものとする。 176条 [草案：196，203，343から346条，F：80，92，157，158，355，356条]

第193条 同前：免責事由 最初のまたは2回目の罰金を言い渡された証人が、異議申し立によって、最初のまたは2回目の召喚状を受け取っていないこと、召喚状が第188条に定められた条件を満たしていないこと、予期しない重大な事由により出頭できなかったことを証明したときは、検察官の申し立にもとづいて、裁判所は罰金の全部または一部を免除しなければならない。 177条 [草案：344条，

F: 81, 158条]

第194条 証人の本人証明 召喚に応じた証人は、受け取った召喚状の写しを書記課に提出しなければならない。召喚状を紛失したときは、本人であることを証明するその他の証拠を提出しなければならない。 178条[草案: ..., F: 74条]

第195条 証人の宣誓 証人は、供述する前に、予審裁判官から、名誉にかけて、「憎悪、恐怖および媚びを抱かずに、あらゆる真実を、且つ真実だけを語る」ことを宣誓するよう要求される。

予審裁判官は証人に宣誓書を読み聞かせ、証人は「私は宣誓します」と答えなければならない。

その後、証人は、宣誓書に署名捺印しなければならない。そのことが訴訟記録に残されるべきものとする。

証人が、署名できないか印鑑をもたないと申し立てたときは、そのことが記載されなければならない。 179条[草案: 211条, F: 75, 155, 317条]

第196条 同前: 罰金 証人は、宣誓または供述を拒否したときは、検察官の意見を聴いて、5円以上20円以下の罰金を言い渡される。その言い渡しに対しては控訴できない。 183条[草案: 192条]

第197条 宣誓の免除、情報 次の者は、宣誓を求められない。

1. 付帯私訴当事者。
2. 付帯私訴当事者および被疑者の直系親族または姻族。
3. 付帯私訴当事者および被疑者の兄弟姉妹、伯叔父伯叔母、甥姪、および同親等の姻族。
4. 付帯私訴当事者および被疑者の法的な配偶者。
5. 付帯私訴当事者および被疑者の後見人、または付帯私訴当事者および被疑者が後見人となっている者。
6. 付帯私訴当事者および被疑者の家事使用人または雇い人。

宣誓の有無にかかわらず前項の者の供述は、単なる情報としてしか有効ではない。 181条[草案: 212条, F: 75, 79, 156, 317, 322, 323条, フランス民事訴訟法典 268, 283, 285条]

第198条 宣誓の禁止 次の者は宣誓することを認められず、またその供述は単なる情報としてしか聴かれない。

1. 16歳未満の未成年者。
2. 完全な知的能力 (faculté intellectuelle) をもたない者。
3. 生まれつき耳が聞こえず且つ口がきけない者。

4. 刑罰の効果として公民権 (droit civique) を喪失または停止されている者。
5. 重罪で訴追されている者または労働を伴った拘禁刑が科せられる軽罪で軽罪裁判所に起訴されている者。
6. 同一事件でかつて訴追され、証拠不十分で免訴された者。 182条 [前条に同じ]

第199条 事前の通知 証人は、宣誓した後、その氏名、年令、出生地、身分、職業および住所を述べなければならない。

証人は、さらに、被疑者または付帯私訴当事者の第197条に定められたのと同親等の親族もしくは姻族であるか否か、または家事使用人であるか否かを述べなければならない。

予審裁判官は、証人が前項に定めた親族もしくは姻族または家事使用人であるときは、その供述は単なる情報としてしか認められないことを知らせなければならない。 0 [草案：…，F：75，317条]

第200条 証人の供述、質問 証人は、宣誓したか否かにかかわらず、自由に且つ自発的に、証人が、被疑者および問題となっている事実について知っていることを供述するように促される。

予審裁判官は、それから、一定の事実について特に説明するように促し、また真実の発見にとって役立つと考えるあらゆる質問を証人にすることができる。

0 [草案：…，F：319条]

第201条 答弁拒否 一定の事実を知らないと主張せずに、その説明を拒んだ証人には、出頭拒否について定められた罰金を言い渡すことができる。

但し、次の者には前項の罰金が免除される。職業上の秘密保持義務があると申し立てた事実について供述を拒否した医師、薬剤師、産婆、弁護士、代訴士、公証人、公務員または祭祀の主宰者。 183条 [刑法典草案：402条]

訳注：刑法典草案第402条：「身分または職業によりその者に託されたまたは成り行きとして知った秘密の受託者であり医師、薬剤師、助産婦、弁護士、代訴士、公証人、祭祀の主宰者が、1人または複数の人に、加害の意図で、その秘密を漏らしたときは、11日以上3カ月以下の労働を伴った拘禁刑および2円以上10円以下の罰金に処せられるべきものとする。

前項に指定された者は、その職業によりその者に託されたまたは成り行きとして知った事実について、裁判で証言を拒否することができる。但し、裁判において行った秘密の漏洩は、決して処罰されない。」

第202条 証人の隔離 証人は、他の証人および被疑者のいないところで供述しなければならない。

但し、予審裁判官は、証人それぞれの供述の間にある重要な矛盾を解明するためにまたは被疑者が本人であることについての疑いを晴らすために、証人と他の証人または被疑者と対質させることができる。 184条[草案:169,339,380,463条,F:73,316,317,326条]

第203条 証人の訪問 証人は、そこへ赴くことが証人の供述の正確さと理解にとって必要だと考えられるときは、予審裁判官とともに、重罪もしくは軽罪の場所またはその他のすべての場所に赴くように要請される。

前項の要請を拒否した証人は、出頭拒否として処罰される。 185条[草案:192条]

第204条 証人:耳が聞こえない者、口がきけない者、外国人 証人が、耳が聞こえないかもしくは口がきけないとき、または日本語を話せないときは、第171条および172条が適用されるべきものとする。 186条[草案:341条,F:333条]

第205条 皇族、高官 証人が皇族、第98条に定められた高官または外国の全権公使であるときは、その住居において、予審裁判官の前で書記の立ち会いのもとに、供述しなければならない。 187条[草案:...,F:510条以下]

第206条 供述調書の作成 書記は、各証人の供述ごとに調書を作成しなければならない。

証人の宣誓したことまたは宣誓を拒否したときはその理由が、調書に記載されなければならない。

予審裁判官の質問および証人の供述は、予審の結果として役立ち得るすべてのことが判るように要約されなければならない。 188条[草案:37条,F:76,318条]

第207条 調書の読み聞かせ、署名 書記は、証人の供述と一致するか否かを確認させるために予審裁判官が呼んだ証人に、調書を読み聞かせなければならない。

証人は、その理由を告げて、付加、削除または変更を請求できる。そのことは調書に記載されなければならない。

その後、証人、予審裁判官および書記が調書に署名しなければならない。証人が、署名を望まないかまたは署名することができないときは、そのことが通常の形式で調書に記載されなければならない。 189条[草案:166,167条,F:76条]

第208条 証人の手当 被疑者にとって有利なまたは不利な証人は、出頭の費用を直ちに書記に請求することができる。

証人が日当を支払われる仕事で生活しているときは、さらに、その日当の喪失に等しい補償金を受け取るべきものとする。

予審裁判官が、その金額の支払いを命じる。料金の適用については、破棄請求以外の上訴はできない。 190条 [草案：172条の2，217条，F：82条]

第4款 鑑定について（Des expertises）

第209条 鑑定人の任命 予審裁判官は、犯罪の性質、手段および結果について裁判を解明するために、特別な知識をもっている1人または複数の鑑定人に援助してもらうことが有用だと判断したときは、鑑定人を任命する命令を発し、且つその調査および鑑定の対象を指定する命令を発しなければならない。

女性および外国人も鑑定人となることができる。 191条 [草案：160条，F：43，44条，民事訴訟法典302条以下]

第210条 鑑定人の呼び出し、不出頭に対する制裁 予審裁判官が鑑定人に任命しようとする者は、書記の呼び出し状によって呼び出される。

呼び出された者が、第1回目の呼び出しに応じないときは、呼び出しを受けた者は、証人について定められた手続で召喚され、召喚状には、鑑定の責任があり、出頭の要請に応じないときは法律が定めた刑に処せられるという指示が記載される。

予審裁判官は、鑑定人が出頭しないときは、その召喚について記載し且つ適法に要請された業務の拒否を政府委員に告発しなければならない。

再度の呼び出しに応じないときは、第192条が適用される。但し、勾引状を発する必要はない。 192条 [草案：347条]

第211条 鑑定人の宣誓 鑑定人は、その作業を行う前に、「自分のすべての知識を使って、誠実に、裁判所から与えられた任務を遂行し、裁判所に忠実で且つ正確な報告を行うこと」を宣誓しなければならない。

宣誓は、証人について定められた手続でなされなければならない。

宣誓は、鑑定命令に続いて記載され、宣誓書が貼付される。

宣誓拒否は、鑑定の承諾拒否として罰せられる。 193，194条 [草案：172，195条]

第212条 宣誓拒否、単なる情報 第197条および198条において証人の宣誓手続に服さない者には、鑑定人の任務を負わせることはできない。

緊急の場合で且つ宣誓のために要求される条件を完全に満たす者を見つけることが困難なときは、予審裁判官は、必要な知識をもっている1人または複数の者に鑑定を依頼することができる。その報告は、単なる情報として有効とする。

195条 [草案：160条]

第213条 予審裁判官の立ち会い 予審裁判官は、可能なときは、鑑定に立ち会わなければならない。 196条

第214条 新たな鑑定人 予審裁判官は、自らが必要だと判断したときまたは鑑定人自身が要求したときは、予審の途中で、いつでも、新たな命令によって、既に任命した鑑定人に別の鑑定人を加えまたは交代させることができる。

予審裁判官は、また、新たな調査を請求することができる。この場合、予審裁判官は、命令の後にそのことを記載しなければならない。 197条

第215条 鑑定人の報告 鑑定人は、鑑定人が行った作業、それに費やした日数および得た結果についての詳細な報告を書面で作成しなければならない。

一つまたは複数の点について有効な結果が得られなかったときは、それについての確からしい理由を指摘しなければならない。

鑑定人の間で、一つまたは複数の点について不一致があるときは、その選択により、それぞれ別に報告するか、または意見の相違について注記して一つだけの報告をすることができる。 198条

第216条 報告書の形式 報告書には、日付を記載し、鑑定人が署名しなければならない。各頁に鑑定人の印鑑を押すまたは花押を記さなければならない。

報告書には、同様に、予審裁判官および書記が証印を押す、署名し且つ日付を記載しなければならない。

報告書には、任命の命令書が添付されるべきものとする。

鑑定が外国人に委ねられたときは、報告書に、裁判所が任命した通訳による日本語の翻訳が添付されなければならない。 199条

第217条 鑑定人の手当 鑑定人は、一般の料金に従って、移動の費用およびその他の当然の補償を受けるべきものとする。 200条 [草案：172の2，208条]

解説

第163条 269. 予審行為に先立つ尋問：緊急の場合の例外。

第164条 270. 尋問に政府委員の立ち会い。

第165条 271. 自由な自白：被疑者の自発的意志に対して卑劣な影響力を与えることの禁止。

第166条 272. 尋問調書の作成および署名；その効用。

第167条 273. 自白および申し立ての撤回。

第168条 274. 写し：被疑者の保護。

第169条 275. 被疑者と共犯または被害者との対質の有用性。

第170条 276. 対質の確認。

第171条 277. 耳が聞こえない、口がきけない被疑者または外国人：通訳。

- 第172条 278．通訳の誠実さの保障。
第172条の2 278の2．通訳の手当。
第173条 279．予審裁判官の犯罪現場訪問：検察官の請求。
第174条 280．被疑者にとって有利なまたは不利な状況で裁判の解明にとって役立つすべての状況の確認。
第175条 281．証拠品の押収。
第176条 282．現場の監視。
第177条 283．家宅捜索の手続および時期。
第178条 284．捜索への被疑者の立ち会い：場所の区別；検察官，付帯私訴当事者。
第179条 285．物件の押収；所有者への預かり証。
第180条 286．被疑者の尋問；抗弁の確認。
第181条 287．証人尋問；手続および通常の刑。
第182条 288．退去または立ち入りの禁止。
第183条 289．治安判事への裁判事務委託。
第184条 290．通信の差し押さえ。
第185条 291．証言の種々の目的。証人の人数制限。
第186条 292．遠隔地の証人；召喚のための裁判事務委託。
第187条 293．同前：聴取のための裁判事務委託。
第188条 294．召喚状の表示；出頭期間。
第189条 295．手続の不遵守；書記の刑。
第190条 296．出頭できない証人の所へ裁判官の移動。
第191条 297．陸海軍軍人である証人。
第192条 298．不出頭の証人：罰金；勾引状。
第193条 299．不出頭の正当理由：罰金の免除。
第194条 300．証人の本人証明。
第195および196条 301．証人の宣誓；その効用；手続。 302．理由のない宣誓拒否：制裁。良心にもとづいた宣誓拒否。 303．証人の執拗な抵抗；証言拒否。罰金の積算。
第197および198条 304．証言を求められない証人および証言を禁止される証人についての種々の理由。 305．正規の証言と単なる情報の比較。 305の2．犯罪と証言時の間の証人の条件の変化の結果に対する注意。
第199条 306．証人による氏名，身分の申告。
第200条 307．証人の供述；裁判官の質問：なすべき用心。
第201条 308．証人の一定の事実についての説明拒否。 309．職業上の秘密。
第202条 310．証人の隔離：理由；例外。
第203条 311．場所移動の要請；証人の拒否；罰金。
第204条 312．耳が聞こえない，口がきけない証人，外国人：通訳。
第205条 313．華族，勅任官等の特権。

- 第206および207条 314. 供述書の作成。
- 第208条 315. 証人に対する手当：裁判費用料金表違反についての上訴。
- 第209条 316. 鑑定の利用。 317. 裁判官は女性または外国人に鑑定を依頼することができる。
- 第210条 318. 鑑定人の呼び出し；出頭拒否：罰金。
- 第211条 319. 宣誓拒否：単なる情報。
- 第212条 320. 宣誓無能力：罰金。
- 第213条 321. 鑑定への裁判官に立ち会い。
- 第214条 322. 新たな鑑定人，必要な場合の新たな調査。
- 第215条 323. 鑑定人の報告；鑑定結果；鑑定人の不一致。
- 第216条 324. 鑑定の形式。
- 第217条 325. 鑑定人の手当。

第 節 現行犯罪の予審について (De l'instruction des infractions flagrantes)

第218条 予審裁判官の職権による証拠調べ 第114条および115条に定められた現行犯の重罪または軽罪の場合すべて，予審裁判官は，政府委員より前にそのことを知ったときは，緊急性に依りて且つ行為の重大さに従い，政府委員の請求を待たずに，職権で証拠調べを開始することができる。但し，そのことを政府委員に知らせなければならない。

その結果，予審裁判官は，重罪または軽罪の場所に赴くことができ，収監状以外のすべての令状を発することができ，上で定められた手続を遵守して，予審行為の全部または一部を行うことができる。 201条 [草案：114条以下，129，143条，F：59条]

第219条 予審の開始，検察官への送付 予審裁判官が検証調書 (acte de constatation) を作成したときから予審が始まったとみなされる。行為が現行犯の重罪または軽罪であることが検証調書に記載されなければならない。

政府委員の意見を求めるために，開始された訴訟書面を，直ちに政府委員に送付しなければならない。開始された訴訟は，通常の手続で続行され且つ終結される。 202条

第220条 検察官の権限 重罪または軽罪の現行犯の場合，政府委員は，予審裁判官より前にそのことを知ったときは，予審裁判官に通知した後予審裁判官を待たずに，重罪または軽罪の場所に赴くことができ，先の規定により予審裁判官に委ねられている行為の全部または一部を，同一の手続に従って行うことができる。

203条 [草案...，F：32条以下]

第221条 予審裁判官への伝達 政府委員は、たとえ手続を続行する必要がないと考えるときでも、その意見を添えて、開始された訴訟書面を直ちに予審裁判官に伝達しなければならない。 204条 [草案... , F : 45条]

第222条 司法警察官の権限, 権限の限界 第72条に定められた司法警察官は、同様の場合、第220条により政府委員に与えられた権限を行使することができる。

但し、司法警察官は、証人を尋問することも鑑定をさせることもできない。宣誓させることおよび単なる情報として受け取ることができる。

司法警察官は、直ちに、その意見を添えて、手続書面を政府委員に伝達しなければならない。

司法警察官は、いかなる令状も発することはできない。但し、司法警察官は、第116条に従って被疑者の身柄を拘束したときは、直ちに、被疑者を政府委員のもとに連行しなければならない。 203, 205条 [草案 : 118条, F : 49条以下]

第223条 尋問: 予審裁判官への送致 政府委員は、24時間以内に、被疑者を尋問し、その調書を作成しなければならない。その後、政府委員は、被疑者を無条件で釈放し、またはすべての書類と意見を添えて、勾留状を発して被疑者を予審裁判官のもとに送致しなければならない。被疑者を予審裁判官のもとに送致するときは、予審が既に開始されたものとみなされる。 206条 [草案 : 136条, F : 60条]

第224条 予審裁判官による尋問 予審裁判官は、24時間以内に被疑者を尋問しなければならない。その後、予審裁判官は、勾留状の取り消しを命じ、または通常の規定に従って手続を続行するために勾留状の執行を継続しなければならない。

207条 [草案 : 133, 136条, F : 60条]

第225条 予審調書の修正 予審裁判官は、現行犯の重罪または軽罪の場合、政府委員または委員補佐によって作成された予審調書 (acte d'instruction) を、通常の手続で修正することができる。

但し、最初の調書は訴訟記録に残されなければならない。 208条 [草案 : ... , F : 60条]

第226条 検察官による被疑者の直接召喚 第220条、222条および223条に定められた場合、現行犯の軽罪だけが問題となるときは、政府委員は、勾留状を発したか否かにかかわらず、被疑者を尋問した後、第1回目の期日のために、被疑者を直接軽罪裁判所に召喚することができる。

政府委員は、遅滞なく、そのことを予審裁判官に通知しなければならない。

209条 [草案 : 122条 2号, F : 1863年 5月20日の法律]

第227条 出頭期間 但し、政府委員は、証人および被疑者を召喚する前に、被疑

者に、防御のために3日の期間を望むか否かについて尋ねなければならない。

いかなる場合にも、被疑者が勾留されているときは、出頭のための期間は前項の質問から5日を超えることはできない。 0 [前条と同じ]

第228条 証人の召喚 証人は、被疑者が防御を準備するための期間を要求しなかったときは、書記の書面により、同日同時刻に出頭するよう召喚される。

但し、前項に従って召喚された証人が出頭せず且つその証言が必要なときは通常の手続で、直近の期日に召喚されるべきものとする。それに応じないときは、第192条に定められた刑が科せられる。 0

第229条 違警罪の現行犯 違警罪については、現行犯か否かにかかわらず、治安判事および第72条に定められた司法警察官が確認することができる。 0

治安判事および司法警察官は、告訴人、被疑者および証人を尋問しなければならない。治安判事および司法警察官は、必要な場合には、証拠として役立ち得る物件を押収しなければならない。

その後、治安判事および司法警察官は、証拠物件を違警罪裁判所の政府委員に渡さなければならない。

第 編第 章 (376条以下) に定めるよう、判決が行われる。 0 [草案: ..., F: 11, 16, 148条]

解説

第218条 326. 現行犯の場合予審裁判官は職権で証拠調べをすることができる; 単独でなし得る緊急行為。

第219条 327. 訴追なしに予審の開始。

第220および221条 328. 政府委員の特別な権限; 予審裁判官への伝達: 種々の結果。 329. 被疑者の逮捕: 無条件の釈放。

第222および223条 330. 司法警察官の特別な権限; 知事の権限。 331. 政府委員による尋問; 可能な結果。

第224および225条 332. 予審裁判官による尋問; 必要な場合の調査の修正。

第226および227条 333. 政府委員による軽罪裁判所への直接召喚; 期間の短縮。

第228条 334. 書面による証人の召喚; 不出頭: 通常手続による新たな召喚。

第229条 335. 違警罪の現行犯: 確認; 付託。

第 節 保釈について (De la liberté provisoire)

第230条 保釈: 被疑者の請求, 検察官の異議申し立 現行犯か否かにかかわらず, 重罪または軽罪の予審の間, 予審裁判官は, 勾留状を執行されている被疑者の請求にもとづいて, 予審を継続するため, および必要な場合には, 判決手続を行う

ためにすべての要請に応じて再出頭することを条件として、被疑者の保釈を命じることができる。

被疑者が収監状を執行されているときは、政府委員は、請求にもとづいて、予め申し立することを求められる。但し、第251条に従って異議を申し立てる権利を妨げない。 210条 [草案：138, 141条, F：94条3項, 113条以下, 117条]

第231条 再出頭の誓約書、住居の選定 保釈された被疑者は、前条に従って、再出頭するという誓約書を書記課に提出しなければならない。

保釈された被疑者は、同時に、裁判所が所在する町に特別な住居の選定をしなければならない。

保釈された被疑者に対する請求および訴訟手続に関する通知は、前項の住居になされなければならない。

出頭の通告は、出頭のために決められた時より少なくとも24時間前になされなければならない。 211条 [草案：… , F：113, 121条]

第232条 保証金 法律に別の定めがある場合を除いて、保釈の場合は、常に、被疑者の再出頭を保証する保証金（cautionnement）が支払われなければならない。その金額は、保釈を認めた予審裁判官が命令によって決める。 212条 [草案：… , F：114条]

第233条 同前 保証とは、裁判所の管轄区域内に現実の住居または選定した住居があり且つ予審裁判官により支払い能力を認められた第三者が書記に誓約書を提出すること、または被疑者もしくは第三者が金銭を供託所に供託しその受領書を書記課に提出することである。

被疑者が無能力者であるときは、被疑者の名において、その親族または代理人が保釈の請求をすることができる。 213条 [草案：… , F：120, 121条]

第234条 保証金の没収 被疑者が逃亡したまたはその他の方法で捜索を逃れたときは、保証として支払われまたは約束された金額は、国庫のために没収されまたは請求される。

被疑者が、正当に要求されて、適法な理由なしに訴訟手続に出頭しないときは、保証金の全部または一部は没収される。 214条 [草案：… , F：125条]

第235条 同前、支払いの強制 保証金の全部または一部の没収は、検察官の申し立にもとづいて、予審裁判官の命令により言い渡される。

第三者の誓約書があるときは、第三者は、検察官の訴追にもとづき、通常の法的手続に従って支払いを強制される。 215条

第236条 保証金の返還 但し、予審裁判官は、後に、免訴または罰金刑だけが科

せられる軽罪を理由として違警罪裁判所または軽罪裁判所への移送を命じたときは、検察官の申し立にもとづいて、没収されまたは支払われた金額の全部もしくは一部の返還を命じることができる。 218条 [草案: ..., F: 122条]

第237条 保釈の取り消し、保証金の返還 被疑者が保証金の全部もしくは一部を没収されまたは支払いを強制されたときは、予審裁判官は、被疑者に先に執行されていた令状を再び執行することができる。そのことは、保釈命令の結果としてまたは別の命令によりなされる。

予審裁判官が、保釈命令を取り消すことが予審にとって必要だと考える場合もすべて同様とする。

前項の場合、保証金の内残っているものはそれを支払った者に返還され、または保証の誓約は消滅する。 216条 [草案: ..., F: 115, 123条]

解説

第230条 336. 保釈の合法性: 被疑者の請求; 収監状についての検察官の申し立。

第231条 337. 保釈は予審を遅らせてはならない: 住居の選定。

第232条 338. 保証金; 法律が留保する例外。

第233条 339. 様々な種類の保証; 無能力者の場合。

第234条 340. 保証金の全部または一部の没収。

第235条 341. 同前; 第三者の誓約: 判決, 差し押さえ。

第236条 342. 保証金の全部または一部の返還。

第237条 343. 保釈の取り消し。

第 節 予審の終結について (De la clôture de l'instruction)

第238条 訴訟書類の検察官への引き渡し 政府委員は、予審の間いつでも、開始された訴訟書類の引き渡しを要求することができる。但し、24時間以内に書類を返還しなければならない。

政府委員は、常に、必要だと判断した請求をすることができるが、予審裁判官はその請求を認めることも無視することもできる。 117条 [草案: 34, 122条以下]

第239条 同前 予審裁判官は、管轄権がないと判断したとき、または予審を延長することにより被疑者にとって有利な証拠にも不利な証拠にも本質的なことは付け加わらないと判断したときは、事件を終結させることについて政府委員の申し立を請求して、すべての訴訟書類を政府委員に引き渡さなければならない。

220条 [草案: ..., F: 127条]

第240条 予審の追加 政府委員は、3日以内に、申し立を添えて、訴訟書類を送

り返さなければならない。

政府委員は予審の追加を請求することができるが、予審裁判官はそれを拒否することができる。

前項の場合、政府委員は、改めて2日以内に、最終的な申し立をすることができる。 220, 221条

第241条 手続終結の五つの命令 予審裁判官は、政府委員の申し立がいかなるものであろうと、後に定められる五つの命令の内の一つによって、訴訟手続を終結しなければならない。 222条

第242条 第1の場合：無権限 予審裁判官は、犯罪が犯された場所を理由としてその犯罪が他の予審裁判官の管轄であると認めたととき、または犯罪の性質もしくは被疑者の身分を理由としてその裁判が特別裁判所の管轄であると認めたとときは、管轄権のある裁判官のもとに被疑者を送致するために、自分に管轄権がないことおよび身柄を拘束されている被疑者を政府委員の処分委ねらるという命令を発しなければならない。

予審裁判官は、緊急だと判断したときは、命令書に令状の維持または新たに令状を発しもしくは取り消しを記載して、勾留状を発しまたは勾留状を無条件に取り消すことができる。 223条 [草案：56, 131, 132条]

第243条 第2の場合：訴訟継続の理由なし 予審裁判官は、行為が犯罪とはならないと判断したとき、被疑者に不利な証拠がないか不十分であるとき、無罪の証拠があるとき、または公訴権が消滅しているかまたは不受理理由があるときは、「訴訟を継続する理由なし」とする命令を発しなければならない。被疑者が身柄を拘束されているときは、当然に、釈放しなければならない。但し、第251条に定められたことはこの限りでない。 224条 [草案：356条, F：128条]

第244条 第3の場合：違警罪 予審裁判官は、被疑者に不利な証拠のある行為が違警罪であると判断したときは、被疑者を違警罪裁判所へ移送しなければならない。被疑者が身柄を拘束されているときは、当然に、釈放しなければならない。 225条 [草案：376条以下, F：129条]

第245条 第4の場合：軽罪 予審裁判官は、行為が軽罪であると判断したときは、被疑者を軽罪裁判所へ移送することを命じなければならない。

軽罪が罰金のみにあたるときは当然に釈放され、保証金を支払って釈放されていたときは保証は消滅する。

軽罪が労働を伴うまたは労働を伴わない拘禁刑にあたるときは、保証金を供託してまたは供託しないで、保釈が認められる。

予審裁判官は、被疑者が予審の間収監されていなかったときは、被疑者に対して勾留状または収監状を発することができる。その後、予審裁判官は、保証金を供託させてまたは供託させないで、被疑者を保釈することができる。

前2項の場合において、被疑者は、呼び出された日に法廷に出廷するという誓約書を書記課に提出しなければならない。誓約書を提出しないときは、被疑者は、判決に至るまで収監される。 226条[草案:..., F: 130, 131条]

第246条 第5の場合: 重罪 予審裁判官は、行為が重罪であると判断したときは、被疑者を訴追された状態で、重罪院へ移送しなければならない。

保釈が認められていたときは、保釈は取り消され且つ保証金は返還される。

訴追命令には、第291条に従って、被疑者が検事長の請求により移送されるまで、区(arrondissement)の拘置所(maison d'arrêt)に移されまたはそこで拘置されることが記載される。 227条[草案: 431条以下, F: 126, 133, 134, 232条]

第246条の2 複数の犯罪 予審裁判官は、関連性がなくても重さの異なる複数の犯罪について被疑者に不利な証拠が十分であると認めるときは、第39条に従って、管轄権のある別の裁判所に提訴するかまたは最上級の裁判所に被疑者を移送することができる。

第247条 被疑者の特定 第144条に定められたように、被疑者は、命令書に、できる限り正確に指定されなければならない。 229条[草案:..., F: 134条]

第248条 五つの命令書の実事および法律についての理由 予審を終結する予審裁判官の命令書には、対象のいかにかわらず、事実および法律について理由を付さなければならない。

管轄権がない場合は、予審裁判官は、予防拘禁(arrestation préventive)を命じまたは継続するときは、その理由を明示しなければならない。

訴追の却下(renvoi des poursuites)の場合は、予審裁判官は、以下のことを記載しなければならない。行為が法律により処罰されないこと、公訴権が消滅しまたは公訴を受理できないことおよびその理由、被疑者に不利な証拠が不十分であるかもしれないこと、さらに、必要な場合は、被疑者にとって有利な証拠があること。

三つの判決裁判所のうちのいずれかに移送する場合は、予審裁判官は、処罰される行為の性質および特別な事情を明確にしなければならない。予審裁判官は、適用すべき法律の条文を引用し、且つ被疑者に対して不利な証拠が十分であると判断することを明らかにしなければならない。 228条[草案: 354条]

第249条 検察官への引き渡し 予審裁判官の命令書は、その対象のいかにかわ

わらず、直ちに、原本を政府委員に引き渡さなければならない。政府委員は、次章に定められた期間内に且つ定められた手続に従って、予審裁判官の命令書に異議申し立てまたは控訴の申し立をすることができる。 230条 [草案：274条以下，282条以下]

第250条 被疑者および付帯私訴当事者への通知 書記は、政府委員の異議申し立てまたは控訴の申し立のあるなしにかかわらず、命令書が書記課に返却されてから2日以内に、命令書の写しを付帯私訴当事者および被疑者に送付しなければならない。付帯私訴当事者および被疑者も、同様に、その命令書に異議を申し立てまたは控訴の申し立をすることができる。 230条 [草案：前条に同じ]

第251条 釈放の停止 被疑者を保釈または釈放すべき場合は、政府委員へ命令書を送付した後まる1日経過しなければ、且つ政府委員が当該期間内に異議申し立てまたは控訴の申し立をしなかったときでなければ、保釈または釈放はなされない。 0 [草案：259，279，283，359条の2，535条，F：135条8項]

第252条 収監されずまたは逃走した被疑者 勾留状または収監状が発行されている被疑者を収監することができずまたは被疑者が逃走したとき、予審裁判所が拘禁刑にあたる軽罪を理由としてその被疑者を重罪院または軽罪裁判所に移送することを命じたときは、命令書または移送の決定書に、被疑者を収監できなかったことまたは被疑者が逃走したこと、および収監されなかったときは、次章に定められるいかなる不服申し立もできないことが記載されなければならない。

保釈されている被疑者が、正式な要請により再出頭しなかったときも同様とする。 231条

第253条 欠席 被疑者は、軽罪裁判所または違警罪裁判所に移送されたときは、第 編第 章および 章に定められるように、欠席判決を受けるべきものとする。 0 [草案：388条以下，414条以下]

第254条 欠席判決 重罪院への移送がなされ且つ被告人（accusé）が収監されずに不服申し立期間を経過したときは、重罪院の院長は、政府委員の請求にもとづいて、次の命令を発しなければならない。「被告人は、法律に逆らい（欠席；contumace），その権利の行使およびその財産の管理を奪われ、その財産は直ちに裁判上の寄託（séquestre judiciaire）に付され、被告人は、重罪院の直近の開廷期に、陪審なしに、欠席判決を受けなければならない。」 0 [草案：…，F：465条]

命令により財産の保管者が任命され、保管者は、裁判上の寄託のために民法の規定によって、検察官の監督のもとで行動しなければならない。 232条

本条の命令書は、被告人の知られている最後の住居の入り口および重罪院の法廷の入り口に掲示されるべきものとする。 0 [草案：518条以下]

第255条 寄託 寄託の間、刑の言い渡しを受けた者の家族が必要がある者に対して、民事裁判所の決定により、救済が認められる。 0

第256条 欠席判決を受けた者の収監 被告人が判決の前に収監されたときは、欠席判決の命令書は無効とみなされ、予審行為に対する不服申し立は可能となり、それが必要な場合は、通常の手続で不服申し立がなされる。 0

第257条 裁判所所長への通知 予審裁判官は、上で定められた五つの命令により予審が終了したときは、直ちにそのことを裁判所所長に知らせなければならない。

予審裁判官は、まだ終結していない事件について、2週間ごとに、その概略を裁判所所長に報告しなければならない。 233条 [草案：74条]

解説

第238条 344. 予審手続期間中検察官の請求にもとづく検察官への伝達。検察官の請求：裁判官の自由。

第239条 345. 予審裁判官により予審を終結できるまたは終結すべき場合。予審終結前に訴訟書類の検察官への引き渡し。 346. 自己の判断にもとづき予審裁判官がとるべき措置。無権限の場合の違い。

第240条 347. 申し立の期間。新たな予審の請求。予審裁判官はそれを拒否できる。新たな期間。

第241条 348. 予審の終結；決定の必要：五つの可能な命令。

第242条 349. . 裁判官の無権限の宣告。緊急措置：勾留状の発行、確認または取り消し。その場合も釈放は無条件。検察官の権限。

第243条 350. . 訴訟継続の理由なしという決定：三つの場合。

第244条 351. . 違警罪裁判所への移送。

第245条 352. . 軽罪裁判所への移送：場合により無条件釈放または保証金を支払ったの保釈命令。

第246条 353. . 重罪院への移送。

第246条の2 354. 複数の犯罪，関連性の有無。

第247条 355. 被疑者の特定。

第248条 356. 事実および法律についての命令書に裁判官が理由を付する一般的義務；この義務の理由：種々の命令書への適用。

第249, 250および251条 357. 命令書の訴訟関係人への通知。釈放に対する検察官の異議申し立。

第252条 358. 勾留を逃れた者に対する不利益。

第253条 359. 軽罪または違警罪の場合の欠席。

第254条 360．重罪の場合の欠席判決；被告人のためおよび社会ためにとられる予防策。

第255条 361．被告人の家族の救済。

第256条 362．判決の前または後の被告人の勾留；区別；移送。

第257条 363．予審の遅延を防ぐため法律によりとられる措置。

第 章 予審行為に対する不服申し立について

(Des voies de recours contre les actes d'instruction)

第258条 予審中の不服申し立 以下に定める場合、予審の間中その終結にいたるまで、検察官も被疑者も不服申し立（opposition）をすることができる。 234条
[草案：273条]

- 1．管轄違いの抗弁（déclinatoire）または無権限（incompétence）の抗弁を却下した予審裁判官の決定に対して。 [草案：59，239条]
- 2．法律に違反した勾留状または収監状の発行に対して。 [草案：140，142，143条]
- 3．予審裁判官がこの問題について法律の定める手続および条件を遵守しなかったときは、保釈の許可または不許可に対して。 [草案：230条以下，F：119条]
- 4．越権によるそのたのあらゆる決定に対して。 [草案：276，278条の2，290，565条]

第259条 手続，効果 不服申し立は、その理由を付してまたは付さずに、裁判所の書記課に申し立てることによってなされなければならない。検察官が不服を申し立てたときは、裁判所の書記はその写しを被疑者に送達しなければならない、被疑者は書記課に寄託されている趣意書によってそれに対抗することができる。
[草案：287条]

不服が申し立てられた行為の仮執行は、不服申し立によって中断されない。但し、第251条に定められた保釈はこの限りでない。 235条 [草案：279，283，359の2条，F：135条8項，9項]

第260条 評議部の決定 少なくとも3人以上の裁判官で構成される評議部は、訴訟手続および提出された趣意書を審査した後、不服申し立および検察官の書面による申し立について、短期間で、判断しなければならない。

裁判所の決定は直ちに執行されなければならない、決定に対しては後に定められる閉廷命令のときでなければ控訴できない。 236条 [草案：268条，F：135条6項]

第261条 管轄権の積極的抵触の抗弁，延期，異議申し立 裁判官の管轄権およびその行為の適法性にもかかわらず、検察官、被疑者および付帯私訴当事者からの

管轄権の積極的抵触の抗弁 (exception de conflit positif) があるときは、1人または2人の予審裁判官および裁判所は、逆の決定の恐れがあった同一事件または関連する事件を、同時に提訴される。

裁判官がその抗弁を認めるときは、予審を延期し、すべてのことは現状のままとする。裁判官が抗弁を却下するとき、抗弁を無視しなければならない。

裁判官が抗弁を認めようが却下しようが、異議申し立ては、予審の終結まで、評議部において受理される。 0 [草案：318条以下，532条4号，598条以下]

第262条 評議部：二つの決定 評議部は、異議申し立に関して、管轄権の抗弁を認めるときは、緊急な処置を除いて、裁判官に予審の延期を命じなければならない。すべてのことは、検察官または申請者の請求により、上級裁判所の管轄指定 (règlement de juges) について判断されるまで、現状のままとする。

評議部は、申し立てられた管轄権の抗弁を認めなかったときは、予審の継続を命じなければならない。但し、管轄指定について直接上訴する当事者の権利を妨げない。 0 [草案：前条と同じ，F：525条以下，民事訴訟法典363条以下]

第263条 管轄指定 複数の裁判官の間に管轄権の積極的抵触があると申し立てられた裁判官が同一控訴院の管轄区域に属するときは、管轄指定は、第322条に定められた判決裁判所に対する管轄指定と同一の手続で、当該控訴院に請求しなければならない。

複数の裁判官が同一の控訴院の管轄区域に所属しないときは、管轄指定の請求は第 編第 章に従って、直接に破棄院に届けられるべきものとする。 0 [草案：前条と同じ]

第264条 裁判官の忌避 検察官、被疑者および付帯私訴当事者は、次の理由により予審終結前に、予審裁判官を忌避することができる。

1. 予審裁判官またはその妻と被疑者、付帯私訴当事者もしくはその配偶者の間に、第197条に定められた親等の親族関係または姻族関係があるとき。 237条
姻族関係をもたらした婚姻が解消されても、その婚姻による子供がいるときは、同一の忌避理由が存続する。

婚姻が解消され、その婚姻による子供がいらないときは、忌避は、娘婿および義父母の親等に限定されるべきものとする。

2. 予審裁判官が、被疑者または付帯私訴当事者の後見人であるとき。 237条

3. 予審裁判官が、訴えを提起される前に、その事件につき証人として尋問されていたとき。 0

4. 予審裁判官、その妻または上で定められた親等の裁判官の親族もしくは姻族

が、重罪または軽罪の直接の被害者であるとき。 0

5. 予審裁判官または第1号で定められた者のいずれかが、予審開始以降、被疑者、付帯私訴当事者またはそれらの者の影響のもとで行為した者から脅迫または暴行を受けたとき。 0

6. 予審裁判官またはその妻が、買収の意図をもたないものであっても、前号で定められた者から贈り物を受けまたは贈り物の提供に同意したとき。 237条
[草案：330条以下，532条1号，F：民事訴訟法典378条以下]

第265条 手続：裁判官の認否の返答 忌避は予審裁判官自身に請求しなければならない。但し、趣意書および証拠となる書面の原本2通を添えて書記課に提出しなければならない。

すべてのことは、予審裁判官に伝えられるべきものとする。予審裁判官は、請求の後24時間以内に、忌避を認めるか否かを返答しなければならない。

請求原本のうち1通は書記課から請求者に戻されるべきものとする。他の1通は訴訟書類に残されるべきものとする。 238条

第266条 評議部 予審裁判官が忌避を認めなかったときは、請求者は、第259条に定められた手続に従って、異議申し立を裁判所に提出することができる。

裁判所は、評議部において、予審裁判官の釈明（explication）を聴き、第260条に定められた手続に従って判決しなければならない。

予審裁判官は、審議の前に退席しなければならない。 239条

第267条 予審の継続または延期 忌避を求めた請求および異議申し立は、裁判官が予審を継続することを妨げない。但し、予審終結命令を出すことはできない。

予審裁判官は、緊急でない場合は、予審を延期することができる。 240条 [草案：331条]

第268条 控訴および破棄請求 忌避の理由が却下されたときは、控訴することができる。但し、予審終結命令に対する控訴のときでなければならない。 241条
[草案：260条]

第269条 回避 自ら上で定められた忌避理由があると認める裁判官は、自ら回避することを裁判所に申し出なければならない。

忌避理由が法律に定めがなくても、その理由により自ら回避すべきだと判断するときも同様とする。

前2項の場合、評議部は、忌避理由を承認または却下することができる。但し、この場合はいかなる上訴もできない。 242条

第270条 忌避の承認 忌避が承認されたときは、忌避された裁判官は、同一事件

についてその後のすべての行為を回避しなければならない。

回避された裁判官は、裁判所所長の命令により、同一裁判所の別の裁判官によって交代されなければならない。交代した裁判官は、職権によりまたは利害関係者の請求にもとづいて、回避された裁判官が行った行為の全部または一部をやり直すことができる。 243条〔草案：333条〕

第271条 書記の回避 書記または書記補は、裁判官と同様の理由により回避される。

回避の請求は、直接評議部になされるべきものとする。 244条

第272条 政府委員の回避、政府委員補の回避 政府委員は、被疑者によっても付帯私訴当事者によっても、回避されない。但し、政府委員は、常に、自ら回避すべきだと判断したあらゆる理由で、評議部に回避を申し出ることができる。

前項の場合、第269条だけが適用される。

回避が認められた政府委員は、裁判官の1人によって交代されなければならない。

政府委員補は、自らに回避理由があるときは、そのことを政府委員に委ねなければならない。政府委員は、委員補に事件の担当を認めるか否かを決めなければならない。 245条〔草案：332条〕

第273条 上訴審裁判官の回避 予審行為に対する上訴を裁判する第一審裁判所または控訴裁判所の1人または複数の裁判官に回避理由があるときは、前数1条の規定が適用される。

さらに、第55条に違反して、異議を申し立てられた決定に参加した裁判官が上訴裁判所の裁判官であるときは、回避がなされる。

第274条 予審終結命令に対する検察官の異議申し立 検察官は、すべての場合に、予審の終結もたらず第242条以下に定められた裁判官の命令に対して異議を申し立てることができる。 246条〔草案：258条，F：135条1項〕

第275条 予審終結命令に対する付帯私訴当事者の異議申し立 付帯私訴当事者は、裁判官が無権限であると不正に言い渡した命令および免訴を言い渡した命令または違警罪裁判所への移送命令に対して異議を申し立てる権利をもつ。

他の二つの命令は、付帯私訴当事者に損害を及ぼす越権を理由としなければ、または犯罪の程度を理由とする無権限の場合を除いて、予審裁判官または事件が移送された裁判所の無権限を理由としなければ、付帯私訴当事者による異議申し立はできない。 234，246条〔草案：…，F：135条2項〕

第276条 予審終結命令に対する被疑者の異議申し立 被疑者は、裁判官が無権限

であると不正に言い渡した命令および重罪裁判所への移送命令に対して異議を申し立てる権利を有する。その他の移送の場合は、付帯私訴当事者と同一の条件で、越権または無権限を理由として異議申し立をすることができる。 246条 [草案：…，F：135条3項]

第277条 期間 異議申し立の期間は、すべての権利者（ayant-droit）について1日とする。

異議申し立の期間は、検察官については命令が伝達された日から、付帯私訴当事者または被疑者についてはその通知が届いた日から計算される。 247条 [草案：282，296条，F：135条4項]

第278条 手続 検察官の異議申し立は、命令書の原本に記載されなければならない。

付帯私訴当事者および被疑者の異議申し立は、命令通知書の写しにもとづきまたは裁判所書記課への申し立によってなされなければならない。

異議を申し立てた者には、趣意書によってその理由を明らかにするために、申し立から新たに3日の期間が与えられる。

書記は、遅滞なく、防御しなければならない当事者に、異議申し立とともに趣意書を送達しなければならない。

防御者にとって期間は、その通達がなされた日から計算される。 248条 [草案：259条]

第278条の2 新たな異議申し立、付随的異議申し立 異議を申し立てた者は、一旦異議申し立をし、趣意書を提出しても、さらに新たな異議申し立を行うことができる。

異議を申し立てられた者は、期間満了後も、自分の側にある理由について、自ら、付随的異議申し立（opposition incidente）を行うことができる。但し、その他の法的期間を延長することはできない。 249条 [草案：534，555条]

異議申し立の訴えを提起された評議部は、越権を理由として、または犯罪の場所を理由とするものを除いて無権限を理由として、またはその他の強行法規違反を理由として裁判官の命令を、職権により取り消すことができる。 254条 [草案：286，290，401条]

第279条 停止的效果 異議申し立の期間および終結命令に対してなされた異議申し立は、その命令の執行を停止する。但し、身体拘束命令（prise de corps）はこの限りでない。 250条 [草案：251，252，283，359条の2，525条，F：135条8項]

第280条 評議部の決定 訴訟手続および趣意書は、評議部の判断に委ねられな

ればならない。

検察官は、自らが異議を申し立てなかったときは、書面により答弁をしなければならない。

評議部は、命令 (ordonnance) により、決定を下さなければならない。

評議部は、裁判官の命令の全部または一部を追認しもしくは修正することができる。また必要な場合には、釈放または身体拘束について決定することができる。

251, 252条

第281条 伝達 書記は、直ちに、評議部の決定の原本を検察官に引き渡さなければならない。

書記は、決定の写しを付帯私訴当事者および被疑者に送達しなければならない。

256条 [草案: 249, 250条]

第282条 控訴: 手続, 期間 検察官, 付帯私訴当事者および被疑者は, 第274条以下の規定に従って, 異議申し立ができるのと同じ場合に且つ同じ手続で, 評議部の決定に対して控訴を申し立てることができる。

控訴期間は, 第277条に定められるように, 2日とする。 0 [草案: ..., F: 135条6項]

第283条 停止的効果 控訴期間中および控訴審理中は, 前条の命令の執行は中断される。但し, 身体拘束命令はこの限りでない。 0 [草案: 259, 279条]

第284条 異議申し立のない控訴 裁判官の予審終結命令に対する控訴は, 異議申し立の手続を必要としないで, 直接に申し立てることができる。 [草案: 397, 425条]

前項の場合, 控訴期間は, 異議申し立期間を吸収する。

第1項の場合, ある当事者の異議申し立と別の当事者の控訴が申し立てられたときは, 二つの上訴は, 控訴裁判所に提出されるべきものとする。 0

第285条 書類の引き渡し, 被疑者の保釈 予審裁判官または評議部の予審終結命令に対して控訴が申し立てられたときは, 政府委員は, 訴訟書類 (acte de la procédure) に自分の意見を付して控訴院の検事長 (procureur général) に引き渡さなければならない。

証拠物件 (pièce à conviction) があるときは, 予審を行った裁判所の書記課に暫定的にそれを置いておくべきものとする。 [草案: 288条, F: 133条]

被疑者は, 保釈されるべきでないときは, 前項の裁判所の監獄に入れられたままとする。

但し, 本章に定められた上訴の申し立人または相手方である被疑者は, その決

定に異議が申し立てられている裁判所に、保釈を請求することができる。

第230条以下の規定は、前項の請求に適用される。 0 [草案：361条3項，F：116条]

第286条 付随的控訴 訴訟の一部について控訴が申し立てられたときは、控訴を申し立てられた者は、あらゆる事実または法律を理由として、終局判決にいたるまで、自ら付随的控訴（appel incident）を申し立てることができるものとする。

検事長も前項と同様の権利をもつ。

前項の場合、検事長は、理由を付した申し立を、原審裁判所の政府委員に提出しなければならない。政府委員は、検事長の申し立を被疑者に伝えなければならない。

被疑者は、3日以内に、その返答を書記課に提出しなければならない。 0 [草案：278条の2第2項]

第287条 職権による取り消し 控訴の申し立を受けた法院は、職権で、第278条の2第3項に定められた理由で評議部が行った決定を、常に取り消すことができる。 0 [草案：361条3項]

第288条 被疑者の尋問 控訴院は、必要だと判断したときは、予審を行った裁判所であっても原審裁判所の裁判官に、控訴院が限定した点について被疑者の尋問を裁判事務委託することができる。

控訴院は、重大な事件においては、控訴院裁判官が尋問するために、被疑者が控訴院に移送されることを命じることができる。

控訴院はまた、証拠物件を請求することができる。 0，253条参照（原注：評議部の決定に対する控訴を廃止した公式の条文は、いくつかの控訴院の特権を公式条文に移した。そのことから、公式条文の二重の記載が必要となった。)[草案：285条，F：228条]

第289条 予審の補充 控訴院が、職権によりまたは検事長の申し立にもとづいて、最初の訴追に刑罰が科せられる行為のすべての正犯もしくは共犯が含まれておらず、または関連しているか否かを問わずその他の犯罪が予審に付されておらず、またはその他すべての点で予審が不十分であると判断したときは、控訴院は、予審を補充するために原審裁判所の裁判官の1人に裁判事務委託を行うことができ、または予審を補充するために原審裁判所の裁判官の1人に検事長の訴追および訴訟を担当させ、そのことを検事長に報告させることができるものとする。

控訴院は、訴訟当事者が提出した趣意書にもとづいて、受命裁判官（juge commis）の報告にもとづき、且つ検事長の書面による申し立にもとづいて、評議部において、異議を申し立てられた訴訟手続および予審の補充について裁判し

なければならない。 0, 255条参照, [草案: ..., F: 228, 428条]

第290条 控訴院の決定 控訴院が、決定を承認したときは、その決定は完全な効力をもつ。

控訴院は、決定の全部または一部を取り消したときは、全体について新たな決定をしなければならない。 0, 252条参照, [草案: 280条, F: 221条以下]

第291条 重罪院への移送 控訴院は、重罪院への移送を命じまたは承認したときは、身体拘束を命じまたは承認しなければならない。

前項の場合、破棄請求がなされないときは、控訴がなされなかったときと同様に、後に定められる期間内に、検事長は、直ちに、訴訟手続および証拠物件ならびに被疑者を重罪院へ引き渡すことを命じなければならない。

検事長はまた、第 編第 章432条が定めるように、起訴状を作成しまたは作成させなければならない。

その他の移送の場合は、検事長は、決定に異議申し立てがなされた裁判所の政府委員へ訴訟手続を移送しなければならない。政府委員は、必要があるときは、その事件の訴訟手続を行わなければならない。 260条 [草案: 246, 287, 432条, F: 230~232条]

第292条 移審: 第1の場合, 第2の場合 その他のすべての場合, まだ訴追が開始されていない重罪または軽罪が控訴院の裁判官によって控訴院院長に告発されたときまたは院長が個人的に重罪または軽罪を知ったときは、院長は、できるだけ早く、控訴院を召集しなければならない。すべての部は、評議部に合同して、検事長の面前で正式に告発を受領し、検事長は、事件を自判すべきか否かおよび告発された行為の予審を行うか否かについて意見を述べなければならない。

検事長が訴追すべきという意見であり且つ控訴院が事件を自判するときは、控訴院は、重罪部の裁判官の1人に予審、訴追および検事長が行う手続を担当させなければならない。

検事長が訴追の必要がないという意見であり且つ控訴院がそれとは逆の意見であるときは、控訴院は、事件を自判しなればならず、控訴院の2人の裁判官に予審を担当させなければならない。2人の裁判官の内1人は、検察官の職務を遂行すべきものとする。

本条の規定は、高等法院が裁判すべき重罪または軽罪ならびに第100条の規定に従って自判しない行為についても適用される。 0 [草案: ..., F: 235, 250条, 1810年4月20日の法律11条]

第293条 予審裁判官の決定に対する異議申し立 前条に定められた場合に、予審

裁判官の決定は、第258条以下に定められたのと同じ理由、手続および期間で、控訴院評議部に異議申し立をすることができる。 0 [草案：…，F：236～238条]

第294条 移送または判決 異議申し立のあるなしにかかわらず、重罪について十分な証拠があるときは、事件は重罪院に送られなければならない。 [草案：431条]

予審の結果、軽罪または違警罪だけが明らかになったときは、その判決は控訴院重罪部が行わなければならない。控訴院重罪部は、この場合、終審として判決しなければならない。 0 [草案：…，F：239条]

第295条 破棄請求 上のすべての場合、控訴院の決定は、第539条が定める理由と区別を理由として、第544条が定める手続で、各当事者が破棄請求（pourvoi en cassation）によって争うことができる。 414条，257条参照 [草案：…，F：296条以下]

第296条 期間 破棄請求の期間は、検事長については、評議部の判決（arrêt）の伝達を受け取った日から3日とする。

付帯私訴当事者および被疑者についても、評議部の判決の送達がなされた日から同一期間とする。 0 [草案：368，405，430，517条]

第297条 住居選定命令 本章に定められた上訴は、当事者自らまたは法定代理人もしくは契約による代理人によって手続することができる。但し、逃亡中の被疑者について第252条が定めることはこの限りでない。 0

上訴を申し立てた者または申して立てられた者が、上訴裁判所が設置されている町に現住所または通常の住居をもたないときは、それらの者は、その町に住居を選定しなければならずまたそのことを書記課に届けなければならない。このことをしなかったときは、それらの者に対する通知は、当該裁判所の入り口に掲示することで有効になされたものとする。 21条 [草案：360，545条，F：68，121，183条]

但し、留置されている被疑者は、住居の選定をしなくてもよくまたその被疑者に対する通知は監獄において本人になされなければならない。

第298条 被疑者の保護 異議を申し立てられた決定を被疑者に通知するすべての場合、書記は、その通知書に、上訴できることおよびその期間を記載しなければならない。その記載がないときは、被疑者は、その記載漏れが修復されるまで、上訴権を行使できるものとする。 258条 [草案：368条]

第299条 権利喪失の取り消し 予審裁判所の決定に対して遅れてなされた上訴には、第362条から364条の規定が適用される。 259条

第300条 免訴：新たな証拠 予審により免訴（mise hors de poursuites）の確定判決を受けた被疑者は、たとえ別の罪名によっても同一の行為を理由として、公訴権によって、再び訴追されることはない。但し、裁判を受けなかった新たな証拠が被疑者に対して見つかったときはこの限りでない。

前項の場合、新たな証拠は、控訴院が最初の予審に参加していなくても、控訴院によらなければ判断されない。

このため、検事長は、評議部に合同した重罪部に新たな証拠の判断を委ねなければならない。控訴院は、新たな予審が必要だと判断したときは、控訴院の1人の裁判官に予審を担当させ、その裁判官は、第289条、293条および294条に従って、さらに予審をしなければならない。

解説

364．予審行為に対する不服申し立ての正当化；章の分割。

第258条 365．予審中に異議申し立てが認められる四つの場合。 366． ．無管轄の抗弁。

367． ．勾留状または収監状。 368． ．保釈。 369． ．越権。

第259条 370．異議申し立手続一般。 371．異議申し立は執行を停止しない；保釈についての例外。

第260条 372．異議申し立は裁判所評議部で判断される。閉廷命令に対する控訴を除き決定は執行される。

第261条 373．管轄権抵触の例外：積極的管轄権抵触の種々の場合、日本の草案のシステム。

374．裁判官の決定に対する付帯私訴当事者からの異議申し立。

第262条 375．評議部の種々の決定。勾留状の効果。管轄指定の直接的請求。

第263条 376．裁判所が2人の予審裁判官の間で管轄指定をすることができる条件。

第264条 377．忌避の六つの場合。

第265条 378．忌避のための申請。

第266条 379．裁判官の決定：忌避の拒否；評議部における異議申し立。

第267条 380．予審終結まで予審の継続、または延期。

第268条 381．控訴の当然の延期：理由。

第269条 382．裁判官による自発的忌避の申し出；上訴なしの評議部の決定。

第270条 383．忌避の承認。

第271条 384．書記の忌避。

第272条 385．政府委員または政府委員補の忌避。

第273条 386．異議申し立の裁判官および控訴裁判官に対する忌避；第55条の場合の忌避。

第274条 387．五つの予審終結命令に対する検察官の異議申し立。

第275条 388．付帯私訴当事者の限定的異議申し立。

第276条 389．被疑者の限定的異議申し立。

ボアソナード刑事訴訟法典草案（中村）

- 第277条 390．異議申し立期間。
- 第278条 391．異議申し立の手續；趣意書提出期間。
- 第278条の2 392．異議申し立人からの新たな申し立；防御者の付随的異議申し立；職権により認められる手段。
- 第279条 393．異議申し立は執行および釈放を停止するが、身体拘束命令は停止しない。
- 第280および281条 394．評議部の決定；伝達および通知。
- 第282条 395．評議部の決定に対する控訴；反論，答弁。
- 第283条 396．控訴，釈放の停止的効果。
- 第284条 397．異議申し立のない控訴；期間の吸収。
- 第285条 398．控訴院への訴訟書類の引き渡し；被疑者および有罪の証拠留め置き。
- 第286および287条 399．防御者の付随的控訴。 400．検事長の付随的控訴。 401．控訴を受理した法院による職権での取り消し。
- 第288条 402．控訴院の請求による予審の補充。
- 第289および290条 403．法院の職権によるまたは検事長の請求による新たな事実または新たな被疑者についての報告。404．評議部の決定：種々の解決。
- 第291条 405．種々の場合の命令の執行。
- 第292条 406．控訴院の移審権；大きな権限の理由。 407．移審の手續。
- 第293条 408．移審の場合の予審の解決方：法院への異議申し立。
- 第294条 409．必要な場合重罪院への移送。軽罪および違警罪の判決。
- 第295条 410．破棄請求。種々の理由および条件での移送。
- 第296条 411．上訴期間。
- 第297条 412．代理人または弁護士による上訴。住居の選定。
- 第298条 413．上訴権および上訴期間の被疑者への通知。
- 第299条 414．上訴権喪失の回復。参照。
- 第300条 415．新たな証拠がある場合の訴訟手續の再開。

第 編 犯罪の判決について（Du jugement des infractions）

共通規定（Dispositions communes）

第301条 訴訟事件目録の順序，裁判所所長の権限 開廷日ごとの訴訟事件目録（rôle des affaires à juger）は，訴えの提起を受けた裁判所の書記課に登録された順序によって決められるべきものとする。

但し，裁判所所長は，未決勾留（détention préventive）を短縮するために職権で，重要で且つ正当な理由により当事者の請求にもとづいて，前項の順序を変更することができる。 262条〔草案：381，413条〕

第302条 法廷の公開 判決裁判所 (jurisdiction de jugement) に届けられたすべての重罪事件, 軽罪事件および違警罪事件は, その裁判所の公開の法廷で審理され, 弁論が行われ且つ判決がなされなければならない。違反したときは, 有罪の言い渡しは無効とする。 263条 [草案: 370条1号, 532条10号, F: 153, 190, 369, 519条, 民事訴訟法典87条, 1810年4月20日の法律7条]

第303条 例外, 非公開, 判決の公開 但し, 嫌疑 (inculpation) の性質により, 審理が公の羞恥 (pudeur piublic) にとって危険を及ぼすに違いないと思われるときは, 裁判所は, 検察官の申し立によりまたは職権で, 審理の全部または一部を非公開で行うことを命じることができる。但し, 裁判所に登録されている弁護士および裁判所が審理にとって役立つと判断したその他の者の出席はこの限りでない。

前項の場合, 判決の言い渡しおよび陪審に付されている事件については陪審の評決の朗読は, 公開でなされなければならない。

判決だけは, 出版によって再現することができる。 264条 [草案: ..., F: 民事訴訟法典87条, 1848年憲法81条]

第304条 法定での非拘束, 出廷強制 被告人は, すべての事件において, 勾留されているか否かを問わず, 身体の拘束を受けずに法廷に出廷すべきものとする。被告人は, 勾留されていたときまたは保釈されていたときは, 看守 (garde) に付き添われるものとする。

前項の場合に, 被告人が, 明らかな病気または正式に確認された病気により出廷できない場合を除き, 法廷に出廷することを拒否したときは, 被告人は強制力により出廷を強制され, 被告人が防御を拒んだときでも, 判決は対審でなされたものとみなされる。 265条 [草案: 310, 388, 410条, F: 310条, 重罪院に関する1835年9月9日の法律9条]

第305条 暴力を理由とする退廷, 次期の公判廷 被告人が法廷において, 暴力によりまたは繰り返して叫び声をあげて, 審理を妨害したときは, 被告人は, 裁判長の2回の警告の後, 検察官の請求にもとづいて下された判決または職権により, 法廷から退去させられる。被告人が勾留されていたときは, 再び監獄に収容される。但し, 審理および判決は続けて行われ, それらは対審で行われたものとみなされる。

審理がさらに1日以上継続するときは, 前項の措置は, 翌日以降には効力が無い。新たな妨害があったときは, 再び同様の措置がとられるべきものとする。

267条 [草案: ..., F: 前条の法律10条]

第306条 病気による延期，審理の再開：やり直し 被告人が明らかな病気もしくは正式に確認された病気により，または精神異常（*aliénation mentale*）により出廷できないときは，それが治るまで審理を延期すべきものとする。

前項の場合，審理が既に開始されていて，延期が精神異常（*démence*）によるときは，審理を常にすべてやり直さなければならない。延期がその他の病気によるときは，審理は，当事者のいずれかが要求したときまたは延期が引き続いて3日以上にわたったときに限ってやり直すべきものとする。 268条 [草案：329，334条]

第307条 上訴期間の停止，審理の再開，重罪事件 審理が終結したときに，病気または精神異常が生じたときは，犯罪事実および法律の適用について判決がなされるべきものとする。 268条

異議申し立の期間は，病気または精神異常の間，被告人にとって有利にも不利にも，停止したままとする。

病気または精神異常の治癒が正式に確認された後は，違警罪または軽罪の刑の言い渡しについては，書記が刑の言い渡しを被告人に通知し，控訴または破棄請求の申し立期間が進行する。

重罪の刑の言い渡しについては，重罪院の院長または院長が委任した裁判官が，監獄に赴き，書記の立ち会いのもとで，被告人に言い渡された判決を読み上げなければならない。院長または委任を受けた裁判官は，さらに，5日以内に破棄請求できることを知らせなければならない。 0 [草案：368条]

第308条 欠席判決 正式に召喚されまたは通告された後，審理のために決められた日に，強制力によって強制されないで，任意に出廷しない被告人は，次章に定められるように，欠席による（*par défaut ou par contumace*）判決を受けるべきものとする。 269条 [草案：388条以下，414条以下，518条以下]

被疑者または被告人の中のいずれかの者が欠席していても，出席している者に対しては，通常の規則に従って，対審での判決を妨げない。 271条 [草案：527条，F：474条]

第309条 法廷警察権 裁判長は法廷警察権（*police de l'audience*）をもつ。裁判長は，裁判の尊厳と秩序を守るために，あらゆる命令的または禁止的な措置をとることができる。 [草案：…，F：267条]

傍聴人（*assistant*）は脱帽（*tête découverte*）し，沈黙を守らなければならない。あらゆる混乱もしくは妨害，あらゆる非難もしくは賛成の印は，直ちに制止されるべきものとする。それらのことを行った者は退廷させられる。 272条 [草

案：…，F：民事訴訟法典88条]

第310条 法廷からの退去 秩序を乱す者 (perturbateur) が多数で、それらの者が予め準備された計画によって行動したと思われまたはその他の傍聴人と区別することが困難であるときは、裁判長は、全員を法廷から退去させることができる。但し、審理の継続を妨げない。 0 [草案：…，F：民事訴訟法典89条，刑事訴訟法典504条]

第311条 法廷侮辱 傍聴人の中に、裁判官、陪審員、検察官または書記に対する侮辱、名誉毀損、またはその他の違警罪もしくは軽罪により有罪となる者がいるときは、犯人の身分にかかわらず、裁判長の書面による命令で逮捕され、次回の公判に付されて、検察官の申し立にもとづいて、裁判されるべきものとする。

開廷中に、犯罪についておよび裁判長が命じた措置についての書面が作成されなければならない。 273条 [草案：…，F：民事訴訟法典91条]

第312条 刑罰，権限 前条の場合，違警罪裁判所裁判官は，控訴を認めないで違警罪刑を，また控訴を認めて軽罪刑を言い渡さなければならない。軽罪裁判所裁判官および上級審裁判所は，控訴を認めないで軽罪刑を言い渡さなければならない。 274条 [草案：…，F：505条]

第313条 法廷でのその他の軽罪，刑罰，権限 その身分にかかわらずなんらかの者によって法廷で犯された重罪以外のすべての犯罪は，検察官の申し立にもとづいて，開廷中に裁判されるべきものとする。

違警罪刑は，開廷した裁判官が誰であろうと，その裁判官によって，控訴を認めないで言い渡される。軽罪刑は，違警罪裁判所または軽罪裁判所の裁判官によって控訴を認めて言い渡され，上級審裁判所の裁判官による場合は控訴を認めないで言い渡されるべきものとする。 273条 [草案：…，F：181，505条]

第314条 法廷での重罪 法廷で犯された犯罪が重罪であるときは，裁判長は，書記にその調書，証人の供述ならびに被告人および裁判所の申述の調書を作成させ，検察官の意見を聴いた後，勾留状を執行して被告人を予審裁判官のもとに移送しなければならない。予審裁判官は，通常の規則に従って手続を行うものとする。

275条 [草案：507，508条]

第315条 通常の権限，関連する犯罪 前数力条に定められた場合を除き，いかなる裁判所も訴えを提起された事実以外は裁判することはできない。

但し，裁判所は，通常の権限に含まれる限り，主たる犯罪に関連して審理において明らかになった事実を裁判することができる。必要な場合に，事実についての判決を延期し，予審の補充を行いまたは行わせる場合はこの限りでない。

276条 [草案：40，246条の2，289条]

第316条 無管轄の抗弁，訴訟不受理事由，付帯私訴当事者，決定 審理中，検察官および被告人または職権による代理人は，軽罪事件または違警罪事件において，破棄院において却下されていないときは，公訴権に対する無管轄の抗弁（exception d'incompétence）および訴訟不受理事由（fin de non-recevoir）を申し立てることができる。 [草案：8，59条]

付帯私訴当事者は，第275条に定められた場合にだけ，無管轄の抗弁だけを申し立てることができる。 277条

抗弁が認められたときは，公訴は不受理が言い渡されるべきものとする。但し，控訴または破棄請求はこの限りでない。抗弁が認められなかったときは，控訴または破棄請求にかかわらず，審理は延期されまたは継続されるべきものとする。この場合，控訴または破棄請求は訴訟手続を停止させない。 278条 [草案：57，352，359条の2]

第317条 重罪院での例外 前条と同様の抗弁が重罪院で申し立てられたときは，審理は，陪審の答申があるまで継続されるべきものとする。但し，この点について破棄院の判例がまだない場合に，重罪院が，法律の適用についての無権限，または公訴の不受理を自ら表明したときはときはこの限りでない。 0 [草案：56，485条，F：301条]

第318条 判決裁判所の権限争い，延期の承認または拒否 二つの裁判所に同一事件または関連した事件の訴えが提起され，無管轄の抗弁を申し立てることができないときは，各当事者は，訴訟のすべての状態において，管轄権のある裁判所が管轄指定を行うまで，特別な申し立によって，審理および判決の延期を請求することができる。

裁判所は，申し立てられた管轄権の抵触を審査した後，検察官の意見を聴いて，延期を拒否することができる。但し，利害関係者は，その管轄指定を求めることができる。裁判所は，また職権で，延期を認めることができる。この場合，裁判所は，利害関係者が管轄指定の請求を手続きしなければならない期間を定めなければならない。それがないときは，審理が再開される。 0 [草案：261～263条，F：民事訴訟法典363条以下]

第319条 管轄指定，権限 同一の軽罪裁判所に所属する2人の違警罪裁判官（juge de simple police）の間の管轄指定の請求は，その裁判所に届けられるべきものとする。

2人の裁判官が同一の裁判所に所属しないときまたは管轄権の抵触が違警罪裁

判官と軽罪裁判所の間に存するときは、管轄指定の請求は、控訴院に届けられるべきものとする。

管轄権が抵触する2人の裁判官が同一の控訴院に所属しないときは、管轄指定の請求は破棄院に届けられるべきものとする。 0 [草案: 598条以下, F: 526条以下]

第320条 同前 管轄権の抵触が二つの軽罪裁判所の間にあるときは、審級的な同一の権限が遵守されるべきものとする。 0 [草案: ..., F: 527, 540条]

第321条 同前 管轄権の抵触が二つの控訴院もしくは二つの重罪院の間またはこれらの法院と下級裁判所の間にあるときは、管轄指定の請求は、第 編第 章に従って、常に破棄院に届けられるべきものとする。

管轄権の抵触が軍事裁判所と普通裁判所の間にあるときは、管轄指定の請求は、破棄院に届けられるべきものとする。 0 [草案: ..., F: 527条]

第322条 同前, 手続 管轄指定の請求は、延期が請求された裁判所の書記課により、申請の手続でなされるべきものとする。請求には、理由を示した2通の趣意書の原本が添付されるべきものとする。

書記は、原本のうち1通を、3日以内にそれに答えるための呼び出し状とともに、異議を申し立てられた者に伝達しなければならない。

前項の期間経過後は、検察官は、前数カ条の規定に従って、趣意書とともに請求を権限のある裁判所に伝達しなければならない。検察官が請求を起こした者でも起こされた者でもないときは、検察官はその意見を添えなければならない。

検察官は、管轄指定のときまでに、延期を申し立てられた裁判所に請求することができる。裁判所は、職権で、延期を命じることができる。

検察官は、同時に、延期を申し立てられた別の裁判所の検察官に、管轄指定の申し立について意見をいうことができる。延期を申し立てられた裁判所は、延期することも継続することもできる。 0 [草案: ..., F: 525, 528条以下]

第323条 同前, 決定 管轄指定の請求を提起された裁判所は、できるだけ早く評議部に合同し、検察官の意見を聴いて請求に関する書類を審査しなければならない。

管轄権の抵触が証明されないと判断したときは、請求は、理由を付した決定により却下されるべきものとする。検察官は、その決定を管轄権の抵触が提訴された裁判所に伝えなければならない。

管轄権の抵触が証明されたと判断したときは、裁判所は、二つの訴訟手続書類を、検察官の意見およびまだ趣意書を提出していなかった当事者の趣意書を添え

て、裁判所に送付すべきことを命じなければならない。

前項の命令の通知は、当然に、二つの訴訟手続の延期をもたらしべきものとする。 〇 [草案：262, 325条, F: 531, 534条以下]

第324条 同前 前条第3項に定められた意見および趣意書は、利害関係当事者に届けられた通知から3日以内に、それぞれの裁判所の書記課に提出されなければならない。

書記は、すべてのことを、管轄指定の請求を提起された裁判所または法院へ直ちに通知しなければならない。 〇

第325条 同前 当事者の請求および趣意書を確認し且つ検察官の申し立にもとづいて、公開の法廷で、管轄指定について裁判されなければならない。 〇 [草案：263, 323条]

管轄指定が控訴院によってなされたときは、前項の確認は裁判官の報告により行われなければならない。

第326条 同前 管轄権の抵触が認められたときは、裁判所は、第 編の共通規定に定められた優先事由（cause de préférence）に従って、訴えを起こすことができる裁判所を決定しなければならない。 [草案：39条以下]

管轄権の抵触が認められないときは、請求は却下され、複数の裁判所が管轄権をもつ。

前記二つの場合に、検察官は、関係する裁判所に決定の写しを伝達しなければならない。

訴訟中の当事者は、それぞれの書記課の通知により裁判所の決定を通知される。 〇 [草案：..., F: 532, 536条]

第327条 管轄指定に対する異議申し立 第323条3項に従って、請求理由提出の要求をまだ求められていなかった利害関係当事者は、前条に定められた通知から3日以内に、管轄指定に対して異議申し立をすることができる。

前項の異議申し立は、当事者が訴訟手続を行った裁判所の書記課において手続されなければならない。

異議申し立は、それに対して防御しなければならない者に伝えられなければならない。判断を下した裁判所に、通知から3日以内になされるべきそれぞれの趣意書とともに、渡されるべきものとする。 〇 [草案：..., F: 535, 537条]

第328条 その他の上訴、期間の停止 いかなる場合においても、管轄指定は控訴することはできない。

管轄指定は、異議申し立がなされなかったときは第326条に定められた通知が

ら3日以内に、異議申し立がなされたときは異議申し立についての決定の通知から3日以内に、破棄請求することができる。 [草案:559条]

前項の上訴期間および手続された上訴は、期間を停止する。 0 [草案:359条の2]

第329条 手続の再開 管轄指定の後に、一つまたは複数の裁判所に管轄権があるときは、開始されていた手続は、前のままの状態で開催されるべきものとする。

但し、陪審の審理に服すべき事件については、審理の停止が3日を超えるときは、手続はすべて新たにやり直さなければならない。

すべての場合において、検察官または管轄権の抵触を争った当事者が請求したときは、手続を新たにやり直さなければならない。

裁判所は、常に、職権により、事件の審理を新たにやり直すことを命じることができる。 0 [草案:306,334条]

第330条 忌避 検察官、被告人または民事の利害関係当事者は、第264条に定められた事由により、違警罪裁判所、軽罪裁判所または控訴院および重罪院の裁判官ならびにそれらの裁判所の書記を忌避することができる。

さらに、判決のために呼び出された裁判官のうちの1人が予審裁判官としてまたは第一審の裁判官として事件を知っているときは、第55条に従って、その裁判官を忌避することができる。 279条 [草案:..., F:民事訴訟法典378条以下]

第331条 同前:審理の停止 忌避は、本案の審理前に且つ公訴権もしくは私訴権を排除するようなすべての抗弁(exception)または無管轄の抗弁(déclination)の前になされなければならない。

但し、忌避理由が審理の途中で生じたときは、判決が下されていない限り忌避を行うことができる。

前条第2項に定められた忌避についても前項と同様とする。

忌避請求は、審理の停止をもたらす。 280条 [草案:267条]

第332条 同前:手続 本案についての裁判官および書記に対する忌避は、予審裁判官に対する忌避と同様の手続で請求され且つ裁判されるべきものとする。

第265,266条および268条から271条が適用される。 281条

第333条 同前:交替 違警罪裁判所裁判官の忌避が認められたときは、裁判官補により交替されなければならない。裁判官補に差し支えあるときは、最も近隣の違警罪裁判所裁判官が事件を裁判しなければならない。

軽罪裁判所または控訴院の1人もしくは複数の裁判官が忌避されたときは、同じ裁判所の別の裁判官により交替されなければならない。

忌避された書記または書記補は、同じ書記課の書記補により交替され、その書記補に差し支えあるときは裁判官補により交替されなければならない。

検察官の忌避については、第272条が適用される。 0

第334条 停止後の再開 忌避によって停止されていた訴訟手続の再開については、第329条の規定が適用される。

重大なまたは偶然の事由によるその他すべての訴訟手続の停止の場合についても同様とする。但し、法律が別に定め有的时候はこの限りでない。 282条 [草案：306条]

第335条 証拠 被告人にとって有利にもまた不利にも予審裁判官が認容したすべての証拠は、判決裁判所においても同様に認容される。 283条 [草案：160条以下]

第336条 調書：朗読、証明力 犯罪が既に予審の対象であったときは、いずれかの当事者の請求によりまたは職権で、裁判長がその朗読が裁判所を啓発するのに有効であると判断したときは、当該予審中に権限のある官吏が正式に作成した調書およびその他の確認書類は書記により朗読されるべきものとする。

当該調書に対する申し立ておよび官吏自身が見聞きした事実に関する申し立て書は、被告人に有利にも不利にも、証拠力を持ち、且つすべての反対の証拠によって争うことができる。 284条 [草案：…，F：154条]

検察官、付帯私訴当事者または被告人は、当該調書を作成した官吏を、常に、証人として呼び出すことができ、裁判所は、職権により、喚問することができる。

予審裁判官は、職権によらなければまたは裁判所の許可がなければ、調書の意味について説明するためだけに、呼び出されない。 285条 [草案：173条以下]

第337条 証言 各当事者は、第185条に定められた数を超えても、証人を呼び出すことができる。

同一の方法で尋問するために、予審において既に尋問された証人を、改めて呼び出すことができる。

各当事者は、証人が呼び出されなかったとき、または証人が正式に呼び出されて出頭しなかったとき、または証人が出頭しても二つの証言を比較することが有効であると思われるときは、予審において収集された証言の朗読を請求することができる。

裁判長は、常に、職権によって証言の朗読を命じることができる。 286条 [草案：…，F：318条]

第338条 同前 法廷に呼び出された証人は、第194条から206条に定められた手続と条件に従って、証言しなければならない。 287条

第339条 同前 呼び出された証人は、証人同士で連絡をすることはできず、証言をする場合でなければ審理に参加することはできない。 288条〔草案：202, 380, 463条, F: 316, 320条〕

証人は、呼び出しをした当事者が提出した名簿の順序により尋問されるべきものとする。

但し、裁判官または裁判長は、呼び出しをした当事者の意見を聴いた後、真実発見のために、前項の順序を変更することができる。 289, 290条〔草案：349条, F: 317条〕

第340条 同前 証人および被告人は、裁判長またはその他の裁判官によらなければ尋問されず、政府委員は裁判長に発言を請求した後でなければ尋問することはできない。

訴訟の当事者は、裁判長に請求して、審理を解明するために有効だと考える質問を証人に対して提出することができる。〔草案：…, F: 319条〕

書記は、法廷における証人の供述の要約を書留めなければならない。 291条〔草案：468条, F: 372条〕

第341条 同前：通訳 証人または被告人が日本語を話さずもしくは理解しないとき、あるいは耳が聞こえないか口がきけないときは、それらの者に通訳を付けなければならない。同様の場合に、予審に関して第171条、172条および204条が定められるように実施しなければならない。 298条〔草案：…, F: 332, 333条〕

第342条 同前：不公正を疑わせる事由 証人の供述が偽証で悪意によってなされたと考えられるときは、裁判所は、いずれかの当事者の請求にもとづきまたは職権により且つ第314条の場合と同じ手続を遵守して、証人の逮捕を命じ、勾留状を執行して証人を予審裁判官のもとに送らなければならない。予審裁判官は、必要があるときは、証人に対して偽証についての手続を行わなければならない。

前項の場合、書記は、第206条および207条に定められた手続で、証人の供述書を、開廷中に作成し、それを予審裁判官に送らなければならない。

第1項の場合、裁判所は、いずれかの当事者の請求にもとづきまたは職権で、事件を別の法廷に委ねなければならない。重罪事件の場合には別の陪審に委ねなければならない。 292条〔草案：…, F: 330, 331条〕

第343条 同前：不出頭、罰金 正式に呼び出された証人が、氏名点呼のときに出頭せず、且つ不出頭の正当な事由の弁明を裁判所に届けなかったときは、その証人に対して、検察官の申し立にもとづいて、法廷で、呼び出し費用および次のとおり罰金が言い渡されるべきものとする。

違警罪事件については、50銭以上1円95銭以下。

軽罪事件については、2円以上10円以下。

重罪事件については、5円以上20円以下。

出頭しても宣誓を拒否しまたは証言を拒否した証人に対しても同様の罰金とする。 [草案:196条]

呼び出しに応じずまたは欠席した被疑者もしくは被告人が弁護のために呼び出した証人が出頭せずまたは正式に証言を拒否したときは有罪の宣告はなされない。

293条 [草案:192条, F: 80, 157, 304条]

第344条 同前: 欠席理由の証明, 罰金の免除 前条に定められた刑の言い渡しに対しては、異議申し立も控訴もできない。

但し、裁判所は、不出頭の証人が、宣告された刑の言い渡しを書記が通知してから3日以内に、証拠により正当な欠席理由を証明したときは、不出頭の証人に対して罰金の全部または一部を免除することができる。 [草案:193条, F: 81, 158, 304条]

重罪に関しては、重罪院は、開廷期が終了した後は、罰金を免除することはできない。その場合は、請求は控訴院になされなければならない。 294条 [草案: 448条]

第345条 同前, 裁判のやり直し 前2カ条に定められた場合に、不出頭の証人を呼び出した当事者は、決められた日に事件の審理を再びやり直すよう且つその日に証人が再出頭するよう裁判所に請求することができる。

前項の請求が検察官からなされなかったときは、検察官は、審理のやり直しについて申し立をしなければならない。

裁判所は、職権により、審理のやり直しおよび再出頭を命じることができる。

295条 [草案: ..., F: 354から356条]

第346条 同前, 新たな罰金 前条に定められるように再出頭を求められた証人が再び出頭しなかったときは、証人は、検察官の申し立にもとづいて、上で定められた罰金の最高額および再出頭の費用を言い渡されるべきものとする。

違警罪事件については、審理のやり直しをすることはできない。

軽罪事件または重罪事件については、裁判所は審理を続行するかまたは改めて延期することができる。但し、この場合、証人に対して勾引状が発せられるべきものとする。

勾引状が発せられた証人が、宣誓を拒否しまたは証言を拒否したときは、その証人に対して最高額の2倍の罰金が科せられるべきものとする。 296条 [草案:

192, 196条]

第347条 鑑定 裁判所によって任命された鑑定人が、正当な欠席事由を示さず、報告書を提出しないときは、鑑定人に対して第210条に定められた刑が言い渡されるべきものとする。

鑑定人が、予審における事実または裁判所が請求した事実の報告書を確認しまたは説明するよう求められた呼び出しだけに欠席したときは、その鑑定人に対しては、法廷に不出頭の証人と同様に取り扱いされるべきものとする。 [草案：343条]

第337条から346条の規定は、同様の場合に、鑑定人にも適用される。 297条

第348条 同前 鑑定人の報告書は、常に、訴訟書類に添付され且つ裁判長および書記により査証されるべきものとする。その口頭による意見は、証人の供述と同様に書面に要約されるべきものとする。 0 [草案：215条]

第349条 複数の被告人：順序 複数の共同被告人 (co-prévenu ou co-accusé) がいるときは、関係する個人が審理に服した個人に対する証拠が提出される順序は、裁判長が当該個人に意図を告げ且つ当事者のそれに関する意見を考慮して、裁判長が決めるものとする。

裁判長は、真実の発見にとって必要だと判断したときは、常に、この順序の全部または一部を変更することができる。 299条 [草案：339条, F: 334条]

第350条 論告、陳述 検察官、付帯私訴当事者、被告人またはその弁護人および民事上責任のある者が、順に発言する。

何人も、当事者の発言を中断することはできない。

各当事者は抗弁することができる。但し、被告人またはその弁護人は最後に発言することができる。 300条 [草案：386, 474条, F: 153, 190, 335条]

第351条 訴追の放棄 検察官による訴追の放棄 (abandon des poursuites) は、裁判所の裁判権を奪うものではない。裁判所は、常に、本案の裁判を行わなければならない。 301条 [草案：241条]

第352条 付帯請求 審理の最中に訴訟手続の進行に関して異議申し立てが生じたときは、裁判所は、検察官の意見を聴いて、付帯請求 (incident) について裁判しなければならない。

付帯請求の判決に対する控訴または破棄請求は、本案の判決後でなければならない。

裁判長は、付帯請求をした当事者に対しすべての異議申し立ておよび当事者が訴訟手続の進行に対してなすべきだと判断した留保条件を確認しなければならない。

302条 [草案：566条]

第353条 訴訟参加 民事上責任のある者は、訴訟のいかなる状態においてもまた上訴の手続においても、また被告人のためにも訴訟参加する（*intervenir*）ことができる。

付帯私訴当事者は、民事上責任のある者を、訴訟参加する判決に異議を申し立てるために訴訟に呼び出すことができる。

訴訟参加または法廷への呼び出しにつき異議を申し立てられたときは、裁判所は、付帯請求について裁判しなければならない。 303条 [草案：357条]

第354条 有罪判決の理由 裁判所は、有罪判決を言い渡すときは、事実と法律について、できる限り別々に理由を付さなければならない。 [草案：…，F：163条]

被告人に不利に認定された事実は、法律が定めるとおり、基本的な特徴によって確定されなければならない。 [草案：…，F：195条]

裁判官は、確信を抱いた証拠の性質について言及しなければならない。 [F：160条]

但し、重罪院の判決（*arrêt*）については、証拠から得られた理由は、陪審の評決の記載だけにある。 [F：452条 p]

適用された刑法の条文は、法廷で読み上げられ、判決原本にその全文が書き写されなければならない。 304条 [草案：248条，F：163，195，369条]

第355条 無罪判決の理由 無罪判決（*jugement ou arrêt d'acquittement*）には、事実と法律を結びつけた理由として、犯罪が被告人に不利に証明されなかったこと、無罪の証拠があること、重罪事件については被告人は陪審により無罪（*non coupable*）と宣告されたことが記載されなければならない。 305条 [草案：248条3項]

第356条 免訴の場合および理由 被告人は、次の場合、免訴または公訴棄却されなければならない、その表明は判決理由として役立つ。

1. 訴追された行為が法律により罰せられないとき。
2. 公訴権に対して時効が成立しているとき。
3. 犯罪が既に判決の対象となっていたとき。
4. 行為が大赦されたとき。
5. 被告人に、刑事責任を免除する法定事由があるとき。 [草案：243条，F：364条]

但し、いずれの場合においても、破棄院による審理においてその抗弁が却下さ

れていないときに限る。 0

第357条 付帯私訴についての判決 裁判所は、公訴について裁判した判決によって、同時に、損害を蒙った者が被告人に対してまたは民事上責任のある者に対して起こした付帯私訴について、また被告人の損害賠償訴訟について裁判しなければならない。 [草案：7, 18, 19条, F: 161, 191, 192, 212, 213, 358, 359, 366条]

但し、裁判所は、さらに詳しい証拠調べが必要なときは、それぞれが主張した損害賠償について判決を延期することができる。 306条 [草案：507条]

第358条 費用の言い渡し 被告人が本案について刑の言い渡しを受けるときは、裁判所は、被告人に有罪の言い渡しを行い、さらに職権で、検察官によってなされた裁判費用または被告人が付帯私訴当事者に支払う費用の言い渡しをしなければならない。

被告人が一定の訴追事項に限って刑の言い渡しを受けたときは、裁判所は、刑の言い渡しを受けた事項に関する費用に限って被告人に負担させることができる。

無罪(acquittement)または免訴(mise hors de poursuite)の場合は、公訴費用は、それぞれが支払った費用につき、国庫および付帯私訴当事者の負担とする。

損害賠償訴訟および民事上の賠償訴訟の費用については、民事訴訟の規則に従って、敗訴した当事者が支払わなければならない。 307条 [草案：..., F: 162, 194, 368条]

第359条 押収された物の返還 被告人の所有に属さない物が押収され、それが没収される物でないときは、裁判所は、無罪の場合、たとえ所有者が要求していないときでも、疑いのない所有者にその物の返還を命じなければならない。 308条 [草案：..., F: 366, 474条]

前項の場合に、目的物が被告人の所有に属するとき、刑の言い渡しの後に、被告人に返還されなければならない。

第359条の2 上訴, 停止的効力 異議申し立, 控訴または破棄請求によって正式に争われた判決の執行は延期されなければならない。但し、法律に別の規定があるときまたは裁判所が手続を続行しても良いときはこの限りでない。 [草案：316条3項, 365条]

異議申し立等に認められた期間の満了までは、前項と同様とする。 309条 [草案：251, 259, 279, 283, 535条, F: 173, 203条]

第360条 上訴：上訴権の行使, 委任, 有罪を言い渡された者の逃亡 第297条が定めるとおり、当事者自らまたは委任された者は、異議申し立, 控訴または破棄

請求の方法による上訴をなすことができる。

刑の言い渡しを受けた者の弁護人は、特別な委任がなくても、上訴をすることができる。 0

但し、拘禁刑またはそれより重い刑を言い渡された者が判決前もしくは後に逃亡したときは、捕らえられない限り、また検察官によらなければ、その者のためにいかなる上訴もなすことはできない。 310条 [草案：526条，F：421，465条以下，473条]

第361条 被勾留者：上訴，仮釈放 勾留されている者の上訴は，監獄の長が受け取り，長はその上訴を直ちに，上訴の対象になっている判決を下した裁判所の書記に伝達しなければならない。

その他のことは通常の手続で行われる。

勾留されている者が上訴の間に保釈の請求を望むときは，その請求は上訴の対象になっている判決を下した裁判所に提出すべきものとする。 [草案：285条4項]

無罪もしくは免訴を言い渡された者のためにの上訴，または検察官がその者に対して行った控訴についても同様とする。

第230条以下は，本条に関して適用される。 311条 [草案：419条]

第362条 時期に遅れた上訴 異議申し立または控訴が時期に遅れてなされたときは，書記は，申し立当事者にその申し立が失効していることを通知しなければならない。当事者がその上訴に固執するときは，書記は，当事者に対して行った通知を記載して，通常の手続で，申し立を受理しなければならない。 0 [草案：23，299条]

第363条 失効に対する上訴遅延許可令状 刑の言い渡しを受けた者が，自らまたは代理人の過失ではなく，自らまたは代理人にとって不可抗力もしくは偶然の事故による障害があったことを証明したときは，上訴について定められた期間の経過による失権に対して権利を回復される。この場合，証明すべき証拠とともに，理由を付した請求により，障害がなくなったときから法定の期間内に上訴手続をしなければならない。

検察官も同様の権利を有する。

民事上の利害関係人は，民法が認めた場合と条件によらなければ，失権に対して権利を回復されない。 312条

第364条 同前 前2カ条に定められた場合に，時期に遅れた上訴に異議を申し立てられた者は，異議申し立の通知後3日以内に趣意書により上訴に対応すること

ができる。

事件は上訴裁判所に提出され、上訴を受理するか否かについて、検察官の意見を聴き、評議部において直ちに事前に判断されなければならない。

上訴が認められたときは、職権で、書記がそのことを当事者に通知しなければならない。通常の手続で、訴訟目録に記載された順に、本案の判決がなされるべきものとする。

上訴が認められなかったときは、異議申し立てがなされた判決は、別の理由によって停止されない限り、執行されなければならない。

その他すべての場合には、裁判所は、利害関係人の請求によりまたは職権で、時期に遅れた上訴の不受理を宣告することができる。 313条

第365条 判決の性質決定、異議申し立て、同前 違警罪裁判所または軽罪裁判所の判決は、対審または欠席裁判によってなされたときは、第一審としてまたは終審としてなされる。但し、当事者にとって、判決に対して異議申し立てまたは控訴をする権利またはその上訴に異議申し立てをする権利はこの限りでない。 [草案：…，F：163条2項]

但し、判決が対審によってなされまたは終審としてなされたときは、異議申し立てまたは控訴は判決の執行を停止しない。判決の性質決定 (qualification de jugement) に異議申し立てをした当事者または控訴人にとって、判決の性質決定におよび上訴受理可能性にもとづいて、直ちに、本案の審理に対して事前に裁判してもらい権利はこの限りでない。

判決が欠席裁判または第一審としてなされたときは、異議申し立てまたは控訴により、上訴期間によって、判決の執行は停止される。但し、相手方当事者が、判決の性質決定および上訴の不受理について、直ちに裁判してもらい権利はこの限りでない。 [草案：…，F：民事訴訟法典457条]

前2カ条は、本条に適用される。 0

第366条 当事者が獲得した判決 判決 (jugement ou arrêt) は、公開の法廷で言い渡されたとおり、直ちに、訴訟当事者のためにまたは当事者の利益に反して確定される。但し、上訴の場合はこの限りでない。

裁判所が判決原本を判決言い渡し前に作成しなかったときは、判決原本は、開廷中に書記が作成しなければならない。または判決言い渡し後24時間以内に書記課が作成しなければならない。

裁判長および書記が、同一期間内に、判決原本に署名しなければならない。

書記は、すべての場合に、判決原本に、出席した裁判官の氏名、必要な場合に

は陪審員の氏名、検察官および書記の氏名、ならびに判決言い渡しの場所および日付を記載しなければならない。 314条 [草案：…，F：196，370条]

第367条 判決の写し 訴訟関係当事者は、自らの費用で、常に、書記課に判決の写しまたは抄本を請求することができる。判決が上訴可能なときは、請求から24時間以内に判決の写しまたは抄本を請求者に交付しなければならない。 314条

第368条 有罪を言い渡された者に対する通知 対審による判決によって有罪を言い渡した場合は、裁判長は、有罪を言い渡された者に、その者に認められている控訴または破棄請求の権利および上訴できる期間を通知しなければならない。

欠席判決による有罪の言い渡しの場合、異議申し立期間を進行させる通知書には、その上訴権および上訴期間を記載しなければならない。

当該通知または記載がなされなかったときは、記載がなかったことが正式に補完されるまで、上訴期間は停止されるべきものとする。 316条 [草案：296，307，397，405，425，430条，F：296，297条]

第369条 判決原本の修正 裁判長が署名した後でまだ訴訟当事者にその写しを交付する前に、書記が作成した判決原本に誤りまたは遺漏があるときは、原本の後ろに、日付を記し、裁判長および書記が署名する特別な申告によって、原本を修正することができる。 0

第370条 法廷日誌：その内容 書記は、事件ごとの個別の法廷日誌 (cahier d'audience) に、口頭の手続を構成する事実および特に次のことを要約して書きとめなければならない。

1. 公開の法廷、または第303条に従って非公開の法廷を命じた判決およびその理由について。
2. 審理の開始前および証人の証言までの証人の退廷について。
3. 被告人の尋問およびその主要な答弁について。
4. 証人および鑑定人の宣誓または証言をしなかった理由およびその主たる申し立について。
5. 被告人に有利なまたは不利なその他の証拠の提出について。
6. 法廷におけるもめ事、そのもめ事の原因である抗議または承認、ならびにその問題に対する当事者の申し立および裁判所の決定について。
7. 陳述がなされた順序および最後に発言することが被告人に認められた権利について。
8. 判決の言い渡しおよび判決原本が裁判所によって作成されたことまたはその作成が書記に委ねられていたことについて。

9. すべての手続が法律によって定められたとおりに実行されたこと、そうでなければ無効になることについて。 317条[草案: ..., F: 327条]

第371条 同前 法廷日誌には、すべての場合、開廷の場所および日付、裁判長および陪席裁判官の氏名、必要があるときは、出席した検察官および書記の氏名を記載しなければならない。

同一事件について数日開廷されたときは、そのことを記載しなければならない、またその開廷ごとに同一の裁判官および同一の陪審員の出席を記載しなければならない。

第459条に従って裁判官または裁判官補のうちの1人を呼び出す必要があったときは、そのことを記載しなければならない。

検察官および書記は口頭の手続の間交替してもらうことができるが、そのことも記載しなければならない。 318条[草案: ..., F: 234条]

第372条 同前: 閉廷 法廷日誌は、判決言い渡し後3日以内に、封をして、書記および裁判長が署名しなければならない。 319条

裁判長は、法廷日誌の正確さを確認しなければならない、不正確なときは日誌の後ろにその所見を記載しなければならない。 0

法廷日誌の作成に誤りがありまた読みづらいときは、書記は、清書した写しを作成することができ、自ら署名して、法廷で作成された原本に添えることができる。 0

第373条 同前: 証明力 裁判長が反論しなかった法廷日誌に記載されている真正さおよび原本に記載されている真正さは、偽造の訴追によらなければ争うことはできない。 [草案: 336条]

但し、書記が、記載がなければ無効となる法律が定めた手続の実施を記載しなかったときは、無効にもとづく上訴の場合、審理に立ち会った裁判官が署名した全員一致の申し立によってその実施を証明することができる。

1人だけで構成される裁判所については、裁判官と検察官の一致した申し立が必要なければならない。

法廷日誌または判決原本になされた過失によるその他の誤りについては、同様の訂正方法が遵守されなければならない。 0

第374条 書記の不注意、裁判長の不注意 以下に定める不注意があった書記は、違警罪については2円以上5円以下の罰金、軽罪については3円以上10円以下の罰金、重罪については5円以上20円以下の罰金を言い渡されるべきものとする。

1. 判決の言い渡し後24時間以内に判決原本を作成せず且つ署名しなかったとき。

2. 第367条に定められた場合に、請求後24時間以内に判決の写しまたは抄本を交付しなかったとき。

3. 3日以内に法廷日誌に封をして署名しなかったとき。

4. 前条により訂正しなければならないなんらかの不注意を犯したとき。

法律が定めた期間内に、判決原本および法廷日誌に裁判長が署名をしなかったときは、裁判長に対する懲戒理由となる。 0 [草案：…，F：174条]

第375条 判決原本の保管 判決原本は、それを下した裁判所の書記課に保管されなければならない。

上訴の場合は、裁判長と検察官が一致して証明した判決原本の写しが交付されるべきものとし、それが上訴の訴訟書類に添付されなければならない。

法廷日誌の原本は上訴裁判所に送られ、判決の後、それが保管されている裁判所の書記課または記録保管所に戻されるべきものとする。 320条 [草案：…，F：380条]

解説

第301条 416. 訴訟事件目録および事件の順序；裁判長の自由裁量権。

第302条 417. 法廷の公開；制裁：有罪の言い渡しは無効。

第303条 418. 非公開。 419. この措置の性質。 420. 非公開の場に入り得る者。 421. 非公開の停止。

第304条 422. 法廷における被告人の身体的非拘束。

第305条 423. 被告人の暴力；被告人の強制退去。

第306および307条 424. 審理中の被告人の病気または精神異常：延期；回復：審理の再開。
425. 審理終結後の病気または精神異常。判決言い渡し；上訴期間の停止；回復：期間の進行。

第308条 426. 勾留されていない被告人：手続への召喚；欠席による判決。 427. 複数の被告人：出席被告人および欠席被告人に対する同時の判決。

第309条 428. 法廷警察権；裁判長の自由裁量権 428の2. 傍聴人の服装に関する遵守義務；敬意および沈黙の義務。

第310条 429. 大きな混乱および混乱の継続の場合、法廷からの退去。

第311および312条 430. 裁判所に対する法廷での軽罪。 430の2. 人に対する管轄権の拡大；外国人についての変則。 431. 犯罪の程度および最終審についての管轄権の拡大。

第313条 432. 法廷でのその他の軽罪；裁判所に対する侮辱を伴った類似のおよび異なる軽罪。

第314条 433. 法廷での重罪：一般法への復帰。 433の2. フランスにおける変則。

第315条 434. 裁判所に提訴された事実に対する裁判官の権限の限界；関連する事実への拡大：この点に関する必要な条件。

第316条 435. 公訴に対する不受理の抗弁または目的：無管轄および遅延の抗弁。 436. 破

- 棄院による移送の言い渡しと下級裁判所による移送の言い渡しの違い、既判力の移行。
- 第317条 437. 重罪院における無管轄の抗弁：事実についての陪審の決定；法についての重罪院の決定；破棄請求：最終解決。
- 第318条 438. 二つの判決裁判所の管轄権の抵触：延期の承認または拒否。
- 第319, 320および321条 439. 管轄権が抵触している二つの裁判所に共通の上級裁判所による管轄指定。
- 第322条 440. 管轄指定の手続：延期の新たな権限。
- 第323および324条 441. 上級裁判所の審査；延期が当然の場合：趣意書の提出期限。
- 第325条 442. 報告裁判官の有用性。
- 第326条 443. 管轄権抵触の承認：事件を裁判すべき裁判官の決定。
- 第327条 444. 管轄指定に対する抗弁の権利の限界。
- 第328条 445. 公訴権の欠如：破棄請求。
- 第329条 446. 延期後の手続の再開。
- 第330条 447. 裁判官および書記の忌避：民事上責任を負う者の忌避請求の容認。
- 第331条 448. 忌避をなすことができる時期；第55条の特別な場合。
- 第332条 449. 評議部の決定，予審裁判官の忌避と同様。
- 第333条 450. 忌避された裁判官の交替：違警罪裁判官の場合の変則。
- 第334条 451. 手続の再開：区別。
- 第335および336条 452. 判決裁判所における証拠：調書および予審確認書の効力。
- 第337および338条 453. 古い証言および新しい証言；予審と同様の手続および条件。
- 第339条 454. 証人の隔離；供述の順序。
- 第340条 455. 被告人および証人に対する直接間接の質問。 455の2. 答弁および供述の要約：無効。
- 第341条 456. 耳が聞こえない，口がきけない証人または外国人。
- 第342条 457. 偽証の嫌疑：勾留；必要な場合の事件の移送。
- 第343条 458. 出頭しない証人または供述を拒否した証人。
- 第344条 459. 正当化事由；罰金の全部または一部の免除。
- 第345条 460. 必要な場合の裁判のやり直し。
- 第346条 461. 再召喚：新たな罰金；身体拘束：最終罰金の併合。
- 第347および348条 462. 鑑定人；証人と同一視：同一の制裁。
- 第349条 463. 複数の被告人：審理の順序についての裁判長の権限。
- 第350条 464. 陳述：順序，最終の発言は常に被告人が行う。
- 第351条 465. 検察官による訴追の放棄：判決の必要性。
- 第352条 466. 付帯請求の判決：上訴の延期；異議申し立ておよび留保の有用性。
- 第353条 467. 民事上責任を負う者の訴訟中の訴訟参加および控訴。
- 第354条 468. 事実および法律についての判決理由。 469. 有罪判決：事実についての性質決定および法的決定。 470. 被告人の指示：氏名不詳の場合。 471. 提供された証

ポアソナード刑事訴訟法典草案（中村）

抛の指示。 472．重罪事件：事実の根拠としての陪審の評決。 473．法律の根拠としての刑法条文の引用。

- 第355条 474．無罪：事実と法律の根拠の結合。
第356条 475．免訴：事実と法律の根拠の分離。
第357条 476．種々の付帯私訴について同一判決による決定；必要な場合の延期。
第358条 477．公訴費用についての職権による言い渡し；付帯私訴費用についての参照。
第359条 478．押収物および没収されなかった物の職権による返還。
第359条の2 479．上訴の停止的効力。
第360条 480．一般委任または特別委任による上訴；逃亡中の有罪言い渡しに対する抗弁。
第361条 481．被勾留者の有罪言い渡しに対する上訴；釈放請求。
第362条 482．時期に遅れた上訴；書記の義務。
第363条 483．上訴権喪失の回復。
第364条 484．上訴権の有効性または喪失についての決定。
第365条 485．第一審または最終審における対審または欠席判決による判決の性質決定；上訴の停止的効力についての性質決定の効果。
第366条 486．法廷での判決言い渡し；判決原本の作成。
第367条 487．請求当事者への謄本の交付。
第368条 488．上訴権および上訴期間について有罪を言い渡された者への通知；制裁。
第369条 489．判決原本の修正；区別。
第370条 490．法廷日誌の記載事項；法律は限定していない。
第371条 491．同様にすべての法廷に出席する必要がある，一方で裁判官と陪審員，他方で検察官と書記の違い。
第372条 492．法廷日誌原本の保存；清書した写しの添付。
第373条 493．法廷日誌の修正。
第374条 494．不注意な書記の金銭罰；裁判長の懲戒罰。
第375条 495．判決原本の書記課での保管；上訴についての写し；法廷日誌の上訴裁判所への送付；記録保存所への返還。

第 章 違警罪の判決について（Du jugement des contraventions）

第376条 違警罪裁判所への提訴方法 違警罪裁判所は，以下のとおり訴えを提起される。

- 1．検察官の請求にもとづき，書記が被告人（prévenu）に対して発した召喚状（citation）により。 [草案：24，34条，F：245条]
- 2．付帯私訴当事者である被害者の請求にもとづき，被告人および民事上責任のある者に対して発せられた召喚状により。 [草案：125条，F：145条]
- 3．違警罪裁判所判官が，司法警察官としての資格で，違警罪の現行犯を確認し

たときまたは違警罪裁判所裁判官が付帯私訴当事者の告訴を受理したときは、違警罪裁判所裁判官の直接の召喚により。 [草案: 229条]

4. 訴を起こした当事者 (partie poursuivante) の請求にもとづき、書記の簡易書面 (simple lettre) にもとづいた被告人の任意出頭 (comparution volontaire) により。 [草案: ..., F: 147条]

5. 予審裁判官のまたは第 編第 章に定められた異議申し立のいずれかにもとづいて裁判するたように求められた裁判所の移送命令 (l'ordonnance ou l'arrêt de renvoi) により。 [草案: 244, 280, 290条]

6. 第 編第 章に従って、判決 (jugement ou arrêt) 破棄後の移送により。 [草案: 560, 569条]

7. 第326条および第 編第 章に従った管轄指定により。 [草案: 609条]

前項第5号から7号に定められた場合に、召喚状は、検察官または訴追を求め付帯私訴当事者の名において発せられる。 321条

第377条 召喚状: 事実の記載, 罰金 召喚状には訴追が行われる事実の概要を要約して記載しなければならない。不注意より記載をしなかった書記には、1円以上1円95銭以下の罰金が科せられる。その罰金は、政府委員の申し立にもとづいて法廷で言い渡され、控訴はできない。

召喚状に前項の事実の記載がないときは、被告人は、法廷でそのことを告げられ、被告人に有利な証人がまだ呼び出されていないときは、証人を呼び出すためまた防御の準備をするために、3日の期間を要求することができる。

同様の場合において、既に呼び出されていた被告人に不利な証人の滞在延長の費用は、書記が負担すべきものとする。 322条

第378条 出頭期間 召喚状の送達と裁判所への出頭の間には、少なくとも丸3日の猶予をおかななければならない。 323条 [草案: ..., F: 146条]

第379条 猶予期間内の事実の確認 緊急の場合には、裁判官は、開廷日前に、いずれかの当事者の請求により、違警罪を構成すると主張されている事実またはその結果生じたと主張されている損害を自ら確認しまたは鑑定人によって確認させることができる。 [草案: ..., F: 148条]

相手方当事者は、書記の書面により、それに立ち会うように呼び出されなければならない。但し、相手方当事者の不出頭は、事実の確認を遅延させない。

324条

第380条 召喚されたおよび召喚されなかった証人 被告人に不利なおよび有利な証人は、少なくとも丸1日の猶予期間をにおいて召喚される。

裁判所は、召喚を受けずに任意に出頭した証人を尋問することができる。但し、その証人が、訴訟の審理開始前に書記にその名前を告げ且つ審理に参加しないときに限る。 325条 [草案：339条]

第381条 呼び出し、訴訟事件の順序 審理の開始にあたって、期日を指定された訴訟事件のすべての関係者は書記により呼び出される。

いずれかの被告人または民事上責任のある者または正式の代理人が出席しないときは、その者については、審理の終了まで裁判が延期される。

その他の訴訟事件は、登録された順序に従って、審理されなければならない。

但し、裁判官は、検察官または正当な利益を証明する当事者の請求にもとづいて、その順序を変更することができる。裁判官は、また職権により、長くかからなければならないと思われる事件を、審理の終わりに移すことができる。 326条 [草案：301, 349条]

第382条 被告人が本人であることの確認、調書、事件の説明 事件ごとの審理の開始にあたって、裁判官は、被告人にその氏名、年齢、職業、身分および住所を尋ねなければならない。

書記は、官吏の調書および報告書があるときは、それを読み上げなければならない。 [草案：336条, F：153, 154条]

調書または報告書がないときは、訴えを起こした当事者が事件の概要を説明しなければならない。 327条

第383条 尋問、代理人 それから、裁判官は訴追によって嫌疑をかけられている事実について被告人を尋問し、被告人がその事実の全部または一部を認めるか否かを聴かなければならない。 [草案：165条]

被告人が代理人によって出廷したときは、被告人が記し且つ署名した書面がなければ、自白 (aveu) は認められない。 328条 [草案：..., F：152条]

第384条 被告人の自白 被告人の完全な自白があるときは、訴えを起こした当事者が要求しまたは裁判所が職権で命じた場合を除いて、被告人に不利なその他の証拠の提出は不要とする。

但し、違警罪の事実についての被告人の自白は、被害者が受けたと主張する損害の証拠の提出を被害者に免除するものではない。 329条

第385条 他の証拠の提出 完全な自白がないときは、被告人に不利な証人を尋問しなければならない。その他の証拠があるときは、その証拠を被告人に対して提示しなければならない。 329条 [草案：..., F：154条]

第386条 陳述の順序 訴追が検察官の請求で行われたときは、検察官は、犯罪が

存在することおよび法律の適用について、最初にその申し立をしなければならぬ。

次に付帯私訴当事者が発言し、違警罪の事実を証明し損害賠償または補償の申し立を主張しなければならない。

被告人、責任を負う者またはそれらの者の代理人が、防御方法を提出しなければならない。

訴追が付帯私訴当事者の請求によって行われたときは、検察官は、被告人の防御の後でなければ、申し立をすることはできない。 [草案:360条,F:153条]

すべての場合において、訴えを起こした当事者は、防御の後に、その申し立を変更または放棄することができる。 330条 [草案:127,351条]

第387条 判決 判決は、以下の規定に従って法廷で言い渡されなければならない。

判決は、また次回法廷で言い渡すこともできる。 0 [草案:357条,F:153条7項]

第388条 欠席判決 正式に呼び出された被告人が、自らまたは特別代理人

(*fondé de pouvoir spécial*)によって出廷しないときは、検察官および付帯私訴当事者の申し立にもとづいて、被告人は欠席判決を受けるべきものとする。 0

[草案:357条,F:153条7項]

被告人が出廷した後、本案の審理前に退廷したときは、先行すべき申し立を提出していたときでも、同様に欠席判決を受けるべきものとする。 331条 [草案:308条]

第389条 同前 前条の場合において、調書または報告書があるときは、書記がそれを読み上げなければならない。

訴えを起こした当事者が要求するときを除いて、被告人に不利な証人を尋問する必要はない。

付帯私訴当事者の証人は、その請求を証明するために尋問されなければならない。

検察官、付帯私訴当事者または民事上責任を負う者が要求したときまたは被告人に不利な証人が尋問されたときは、被告人に有利な証人で出廷している証人が尋問されなければならない。裁判官は、職権で、被告人に有利な証人を尋問することができる。

民事上責任を負う者が出廷していないときは、その者は欠席判決を受ける。

331条

第390条 付帯私訴当事者の欠席 裁判所に訴えられた請求により付帯私訴当事者

が出頭しないときは、被告人と検察官の対審により公訴を裁判することは妨げられない。 [351条]

前項の場合、調書および報告書があるときは、それだけが被告人に不利な証拠として認められる。但し、検察官が他の証拠の提出を請求せずまたは裁判所が職権で他の証拠の提出を命じないときに限る。

被告人に有利な証人は尋問されなければならない。

付帯私訴については、被告人および民事上責任を負う者は、その請求の無条件の却下を請求することができる。但し、民事裁判所に新たに召喚されることを妨げない。

被告人および民事上責任を負う者は、また付帯私訴が、事実について欠席裁判によって裁判され且つ却下されることを請求することができる。 0 [草案：... , F : 民事訴訟法典154条]

第391条 異議申し立 欠席により下された判決は、その判決を得た当事者の請求により、敗訴した当事者本人またはその住所に送達されなければならない。

送達を受けた者は、送達の日から3日以内に、送達原本について、または書記課にその判決に対して異議申し立をすることができる。 332条 [草案：... , F : 150 , 151条]

前項の二つの場合に、書記は、職権で、その異議申し立に対して防御すべき当事者を、事件が上訴に付される日に出頭するよう、予め3日前に、呼び出さなければならない。

書記は、1日前に、開廷される日を異議申し立人に書面により知らせなければならない。 333条

第392条 異議申し立の判決 第381条から387条に定められた手続で、異議申し立にもとづいて、訴訟の審理が行われなければならない。

新たな判決に対しては、当事者が欠席したときは、異議申し立をすることはできない。 334条 [草案：... , F : 165条]

第393条 無罪、免訴 被疑事実 (le fait imputé au prévenu) が被告人に不利に立証されなかったときは、裁判官は、無罪を言い渡さなければならない。 [草案：... , F : 159条]

第356条に定められた場合は、被告人に免訴を言い渡さなければならない。 335条

第394条 刑の言い渡し 事実が違警罪を構成し、且つ被告人に不利に十分に証明されたときは、裁判官は、法律に従って刑を言い渡さなければならない。 336

条 [草案: 354条, F: 161条]

第395条 重罪または軽罪の疑い 裁判官は、事実が軽罪刑または重罪刑を科せられる性質をもっていると判断したときは、管轄違いによる移送によって訴えを起こされていない場合は、管轄権がないことを宣告し、事件を郡裁判所 (tribunal d'arrondissement) の政府委員に移送することができる。 [草案: 56条, F: 160条]

同様の場合、裁判官は、政府委員の申し立にもとづきまたは職権で、逮捕令状を発し、それにより被告人を、勾引状を執行して、予審裁判官のもとに連行しなければならない。 337条

第396条 控訴: 当事者の権利 違警罪裁判所が下した判決に対しては、次の区別に従い、軽罪裁判所に控訴することができる。

1. 拘禁 (arrêt) または特別没収 (confiscation spéciale) が言い渡されたときは、被告人から。
2. 検察官の論告に反して、裁判所が拘禁または特別没収を言い渡さなかったときは、検察官から。
3. 請求が終審としての治安判事の民事の権限額を超えるたびに、それぞれ、付帯私訴当事者、被告人および民事上責任を負う者から。
4. 上で定められた理由のいずれかにより控訴ができないときでも、無権限、越権およびあらゆる刑法違反または違反した場合には当事者の利益のために無効と定められている手続違反については、すべてのすべての訴訟当事者から。

338条 [草案: 424条, F: 172条]

第397条 同前: 手続 控訴は、判決を下した裁判所の書記課に申し立てることによって手続しなければならない。但し、対審による裁判の場合は判決言い渡してから3日以内に、また欠席判決による裁判の場合で異議申し立がなされなかったときは本人もしくはその住所に判決の言い渡しが届達されてから5日以内に手続しなければならない。 339条 [草案: 425条, F: 174条]

第398条 同前 控訴は、書記により相手方当事者に通知されなければならない。但し、検察官には書記からそのことが知らされるだけとする。 339条

第399条 同前 すべての場合において、検察官は、控訴を裁判する裁判所の書記課に訴訟書類を引き渡さなければならない。

検察官が控訴の申し立人または申し立の相手方であるときは、さらに、検察官の覚え書きおよび意見書を控訴を裁判する裁判所の政府委員に提出しなければならない。 340条

第400条 同前 事件は、控訴裁判所の書記が訴訟当事者に行った通知にもとづいて、控訴裁判所で審理されなければならない。

書記課の通知の送達と開廷日の間には、少なくとも丸2日をおかなければならない。

必要な場合には、丸1日前に証人が呼び出されるべきものとする。 341条

第401条 同前：付帯控訴 控訴を一定の判決項目（chefs du jugement）に限定した控訴人は、常に、同一の法廷において、別の判決項目の全部または一部に対する控訴を提起することができる。

控訴の相手方当事者は、自ら、訴訟のすべての段階においてまた法廷においても、自分に反する判示項目（dispositions du jugement）に対して控訴をすることができる。 342条

軽罪裁判所の検察官は、判決が控訴されている裁判所の政府委員の代わりに、控訴を弁護しまたは争うことができる。

軽罪裁判所の検察官もまた、付帯控訴の権利をもつ。 [草案：286条]

第402条 同前：判決 控訴は、第 章に従って、軽罪事件の通常の手続で裁判される。 343条 [草案：... , F : 171条]

但し、当事者は、裁判所の許可がなければ、自己の費用によっても、新たな証人も違警罪裁判所で既に尋問された証人も呼び出すことはできない。

第403条 同前：裁判所の権限 裁判所は、被告人および検察官または検察官だけの控訴にもとづいて、公訴にもとづいて下された判決を是認しまたは否認し、刑を増減し、被告人を無罪としましまたは免訴することができる。

被告人だけが控訴したときは、裁判所は、刑を加重することはできない。

付帯私訴については、裁判所の権限は、民事事件の控訴について定められたとおりとする。 344条

第404条 同前：控訴審への欠席 第388条以下は、控訴裁判所への不出頭に適用されるべきものとする。

控訴審における欠席判決に対しては、本人またはその住所に通知がなされた後3日以内に異議申し立を行うことができる。 345条

第405条 破棄請求 すべての訴訟当事者は、第 編第 章の規定に従って、違警罪事件において終審として下された対審による判決の破棄請求をすることができる。

破棄請求期間は、判決言い渡しの日から3日以内とする。 346条 [草案：... , F : 177条]

解説

- 第376条 496．違警罪裁判官への七つの提訴方法。
第377条 497．召喚状への事実の要約記載：制裁。
第378条 498．召喚期間。
第379条 499．開廷前の緊急を確認した概要の通知。
第380条 500．証人の呼び出しまたは任意の出頭。
第381条 501．すべての訴訟事件の関係者の呼び出しの二重の有用性。
第382条 502．書類等による事件の説明。
第383, 384および385条 503．被告人の自白；代理人による自白。
第386条 504．陳述の順序；申し立の変更。
第387条 505．裁判官の言い渡し。
第388および389条 506．被告人の欠席：被告人に有利なまたは不利な証拠。
第390条 507．付帯私訴当事者の欠席：被告人の選択による本案の請求または判決の許可。
第391条 508．異議申し立の手續および期間。
第392条 509．異議申し立の判決。
第393条 510．無罪；免訴。
第394条 511．有罪判決；減輕事由。
第395条 512．軽罪または重罪の嫌疑：移送，勾引；管轄権についての破棄院による以前の決定がある場合の抗弁。
第396条 513．当事者の控訴権およびその制限；種々の可能性。
第397および398条 514．控訴の手續および期間。
第399条 515．訴訟書類の引き渡し。
第400条 516．当事者を法廷に呼びだす通知；期間。
第401条 517．控訴裁判所での当事者の申し立；検察官の役割。
第402条 518．控訴審の手續。
第403条 519．控訴の移審効果；判決：最初の決定の是認または否認；必要な区別。
第404条 520．控訴審へのいずれかの当事者の欠席。
第405条 521．破棄請求。

第 章 軽罪の判決について (Du jugement des délits)

第406条 軽罪裁判所への提訴方法 軽罪裁判所は、以下のとおり訴えを提起される。

- 1．検察官の請求にもとづき，被告人に直接発せられた召喚状により。 [草案：122条2項]
- 2．予審裁判官によるまたは第 編 章に定められた上訴にもとづき裁判することを求められた裁判所による移送により。 [草案：245, 280, 290条]

3．破棄後の移送により。 [草案：560条]

4．管轄指定により。 [草案：609条]

前項第2号から4号に定められた場合には、検察官の名において被告人に召喚状が発せられる。 347条 [草案：376条，F：182条]

第407条 召喚状：事実の記載，罰金 召喚状に訴追が行われる事実を記載しない場合は、書記は2円以上5円以下の罰金に処せられる。

前項の場合には、さらに、第377条が適用される。 348条 [草案：…，F：184条]

第408条 出頭期間 召喚状の送達から出頭までの期間は、少なくとも3日とする。但し、軽罪の現行犯について第226条に定められたことはこの限りでない。 348条

第409条 召喚状：出頭方法についての注意，罰金 被告事件が拘禁刑にあたるすべての場合に、勾留されていない被告人に対する召喚状には、被告人本人が出頭すべきことを記載しなければならない。 349条

前項の記載がなく且つ被告人が出頭しないときは、書記の費用で、改めて召喚しなければならない。この場合、書記に対して、第407条が定める罰金が言い渡され且つ第377条の規定が適用される。 0

第410条 本人出頭命令：判決費用の支払い 軽罪が罰金だけが科せられる被告事件の場合は、被告人は、特別代理人（mandataire spécial）によって出頭してもらうことができる。但し、裁判所は、必要な場合は、本人の出頭を命じることができる。この場合、被告人は、書記課の書状によってそのことを通知される。

[草案：383条，F：185条]

既に代理人によって出頭していた被告人が裁判所の本人出頭命令に従わず、欠席判決による刑の言い渡しに委ねていたときは、異議申し立にもとづき無罪または免訴の判決がなされたときでも、被告人は判決費用（frais du jugement）を支払わなければならない。 0

付帯私訴当事者および民事上責任を負う者は、裁判所が命じた場合のほか、本人が出頭しなくてもよい。 349条

第411条 証人の召喚：期間 証人は、少なくとも2日の期間をにおいて召喚される。 350条 [草案：380条]

第412条 参照 事件が予審を受けていなかったときは、第379条が適用されなければならない。 351条

第413条 訴訟事件の呼び出し：変更 同一日に指定された軽罪事件は、書記課に登録された順序で呼び出され且つ裁判される。

但し、裁判官は、検察官がそれに対して異議を申し立てないときは、重要な理由により、前項の順序を変更することができる。 0 [草案: 301, 381条]

第414条 口頭の手続 軽罪裁判所は、被告人尋問、証拠の提出、論告および防御、欠席判決および異議申し立に関する第388条以下の規定を遵守しなければならない。 352から355条 [草案: ..., F: 186, 189, 190条]

第415条 欠席: 異議申し立期間, 区別 被告人は、本人またはその住所に判決文が送達された後3日以内に、欠席判決に対する異議申し立をしなければならない。

但し、拘禁刑を言い渡している欠席判決に対しては、判決文の送達後3日以後であっても刑の時効に至るまで異議申し立をすることができる。但し、次の場合はこの限りでない。

1. 欠席した被告人が、本案について欠席する前に、先決事項の抗弁を申し立てたとき。
2. 判決文が被告人本人に送達されたとき。
3. 判決が、刑の言い渡しを認識したなんらかの執行行為の結果であるとき。

前項第2および3号の場合は、3日の異議申し立の期間は、刑の言い渡しを認識した日から進行する。 356条 [草案: 425条, F: 187条]

第416条 予審の補充 裁判所は、真実の発見にとって必要または有用だと判断したときは常に、犯罪の存在自体または被告人の刑事責任に関して、損害の実体または程度に関して、訴訟関係人の請求によりまたは職権で、新たな証人の呼び出しを命じ、すべての証拠書類または証拠物件の提出を命じ、鑑定を命じ、必要だと判断する場所に赴くことができる。すべてのことは、予審裁判官に関して定められた手続で行われる。

裁判所はまた、予審が行われたか否かを問わず、予審裁判官に、特定の対象について取り調べさせ、それを報告させることができる。 357条 [草案: 73条]

第417条 無罪, 免訴 事実が確実でないと考えられ、または被告人に不利に十分証明されていないときは、裁判所は被告人の無罪を言い渡さなければならない。

第356条に定められた場合は、被告人に免訴を言い渡さなければならない。

358条 [草案: 355条, F: 191条]

第418条 違警罪の有罪判決 被告人に不利に立証された事実が違警罪にしかあたらなるときは、裁判所は、終審として裁判しなければならず、刑の言い渡しを受けた者が未決勾留 (détention préventive) されているときは、当然に勾留を中止しなければならない。 359条 [草案: ..., F: 192条]

第419条 軽罪の有罪判決 被告人に不利に証明された事実が軽罪にあたるときは、

軽罪裁判所は、法律が定める刑を適用しなければならない。

裁判所は、刑を言い渡された者または検察官の申し立にもとづいて、同一の判決または後に評議部でなされた決定によって、保釈（liberté provisoire）を継続しまたは取り消すことができる。 364条 [草案：361条]

第420条 重罪の嫌疑：区別 事実が、被告人に不利に証明される前であっても、重罪にあたると思われる且つその事実が予審の対象でなかったときは、裁判所は、職権により、管轄違いを言い渡しまたは被告人を予審裁判官のもとに移送することができる。被告人が勾留状を執行されていないときは、勾引状を発する。

検察官は、訴訟書類を当該予審裁判官に引き渡さなければならない。 360条 [草案：…，F：193条]

第421条 同前 同様の場合に、既に予審が行われていて、控訴院が移送について判断していないときは、裁判所は、控訴院の重罪部（section criminelle）へ訴訟を移送しなければならない。重罪部は、第288条および289条に従って、正式に取り調べをした後、被告人を重罪院または軽罪裁判所に移送することを言い渡さなければならない。 361条

第422条 同前 軽罪裁判所は、控訴院からの移送によって事件を付託され、新たな事実を発見することなく事実が重罪にあると判断したときは、無権限を宣告しなければならない。破棄院は第604条に従って管轄指定をしなければならない。

362条

第423条 同前 前2カ条に定められた場合において、軽罪裁判所は、検察官の申し立にもとづきまたは職権で、管轄権についての決定がなされるまで、被告人に勾留状を執行し、被告人を裁判所の拘留所（maison de justice）に留置することを命じることができる。

裁判所はまた、第230条以下に定められた規定により、保釈について裁判することができる。 362条

第424条 控訴：各当事者 第519条の場合に軽罪裁判所が下した判決に対しては、以下に定められる区別に従い、訴訟当事者が控訴院重罪部に控訴することができる。

1. 無罪、免訴または有罪のすべての場合は、検察官により。
但し、裁判所が事実が違警罪にしかあたらないと判決した場合は、検察官は事実が軽罪にあると主張して控訴することしかできない。
2. 違警罪以外で有罪とされた場合は、被告人により。
3. 民事の第一審裁判所の管轄についての規定に従った請求額にもとづく損害賠

償については、それぞれ付帯私訴当事者、被告人および民事上責任を負うべき者により。

4. 無権限, 越権, 刑法違反または無効となる手続違反については、上で定められたすべての訴訟当事者により。 365条 [草案: 396条, F: 199条以下]

第425条 同前: 期間 対審による判決に対する控訴は、判決の言い渡しから5日以内に申し立てなければならない。

欠席判決については、当事者がそれに対して異議申し立てをしなかったときは、控訴は判決文の送達から5日以内に申し立てなければならない。

但し、拘禁刑を言い渡した欠席判決に対する控訴は、第415条に従って、刑の時効まで申し立てることができる。 366条 [草案: 397条, F: 203条]

第426条 同前: 被告人の移動 被告人が勾留されている場合で、刑の決定に対して被告人からまたは被告人に対して控訴が申し立てられたときは、政府委員の処置により、被告人を控訴院の拘留所に移さなければならない。 367条 [草案: ..., F: 207条]

第427条 同前: 移審効果 付帯控訴 (appel incident) に関する第401条の規定および控訴の移審効果 (effet décolatif) に関する第403条の規定は、違警罪事件の控訴に適用される。 368条

第428条 同前: 重罪の嫌疑 控訴院は、軽罪裁判所の検察官の控訴または検事長の付帯控訴にもとづいて、事実が重罪にあたるかと判断したときは、控訴院裁判官のうちの1人に予審の補充を委任し、その報告をさせなければならない。控訴院は、評議部で裁判し、必要があるときは、第288条に従って、被告人を重罪院へ移送しなければならない。 369条 [草案: ..., F: 214条]

第429条 控訴審における欠席 当事者の1人が控訴審に欠席したときは、その者については、第一審裁判所において欠席したときと同様に、判決しなければならない。

異議申し立てについても同一の規定を遵守しなければならない。 370条 [草案: 414, 415条, F: 208条以下]

第430条 破棄請求 すべての訴訟当事者は、軽罪事件において、終審として対審により下された判決に対して、第 編第 章の規定に従って、破棄請求することができる。

破棄請求の期間は、判決言い渡しの日から3日以内とする。 371条 [草案: 296, 405条, F: 216条]

解説

- 第406条 522．軽罪裁判所への四つの提訴方法：被害者からの直接の呼び出しを除く。
- 第407条 523．召喚については違警罪と同様の規定。
- 第408条 524．出頭期間。
- 第409および410条 525．拘禁刑に当たる場合勾留されていない者に対する召喚状による注意。；不出頭：制裁。 526．本人が出頭するように裁判所の命令；不出頭の場合の制裁。
- 第411条 527．証人の任意の出頭；なすべき予防。
- 第412条 528．予審がなされていなかった場合，開廷前の裁判所による通知。
- 第413条 529．訴訟事件目録の順序の遵守。
- 第414および415条 530．訴訟手続の進行につき前章の参照。 531．拘禁刑を科す欠席判決；時効まで異議申し立期間の延長；三つの例外：原則および例外の理由。
- 第416条 532．証拠手続：予審裁判官への裁判事務委託。
- 第417条 533．無罪；免訴。
- 第418条 534．いずれかの違警罪刑の言い渡し。
- 第419条 535．いずれかの軽罪刑の言い渡し：保釈の決定。
- 第420，421および422条 536．重罪の嫌疑：予審のあるなしの区別。 537．控訴院が管轄権について既に判断したか否かの区別。
- 第423条 538．保釈の決定。
- 第424条 539．軽罪の判決の控訴；訴訟当事者の区別。
- 第425条 540．控訴期間；開始時点についての区別；第425条の適用。
- 第426条 541．被告人の控訴院への移送。
- 第427条 542．付帯控訴についての参照および移審効果。
- 第428条 543．重罪の予審の補充についての参照。
- 第429条 544．控訴審における欠席。
- 第430条 545．破棄請求。

第 章 重罪の判決について（Du jugement des crimes）

- 第431条 重罪院への提訴方法 重罪院は，以下のとおり訴えを提起される。
- 1．予審裁判官の移送命令もしくは移送決定，または第 編第 章に定められた上訴のいずれかの裁判を求められた裁判所の移送命令もしくは移送決定により。
[草案：258条以下]
 - 2．第291，294，421および428条に定められた場合には，控訴院の移送により。
 - 3．破棄後の移送により。
 - 4．管轄指定により。 372条 [草案：376，406条]
- 第432条 起訴状の作成 重罪院への移送が確定したときは，重罪院が控訴院と同

一の場所に設置されており且つ検事長の申し立に従って控訴院が事件を移送したときは、検事長または検事長補佐が、起訴状を作成しなければならない。

検事長の申し立に反して事件が移送されたときは、第292条により控訴院において検察官の役割を担う者が起訴状を作成しなければならない。

その他の場合には、検事長自らまたは第87条に従って重罪院で政府委員の職務を遂行すべき官吏が起訴状を作成することができる。 373条[草案：…，F：241条]

第433条 起訴状の内容 起訴状には次のことを記載しなければならない。

1. 重罪とされる事実および刑を加重減輕することができる事由の説明。
2. 被告人の正確な特定、共同正犯または共犯がいるときはその正確な特定およびそれぞれが重罪に関与した性質および程度。
3. 予審で収集された、被告人に不利なまたは有利な主たる証拠の内容。

起訴状は、次の内容で終わらなければならない。被告人の特定、事実の法的罪名、刑法条文の引用、および重罪院への移送命令または移送決定。

起訴状を作成した官吏は、起訴状に署名しなければならない。 374条[草案：…，F：241条]

第434条 同前 起訴状には前条以外のその他の主たるまたは付随的な事実を記載することはできず、また起訴状は移送命令または移送決定を受けた者以外の被告人を起訴することもできない。 375条[草案：…，F：272条]

第435条 訴追の分割または併合 同一の移送言い渡し書の中に、複数の関連しない重罪が、同一の被告人に不利な証拠によって指摘されているときは、検事長は、それぞれ別の起訴状を作成ことができ、裁判長に対して、それぞれ分割して審理を行い陪審の評決に付し、それぞれの審理、評決にもとづいて一つの判決により裁判するよう要請することができる。

1通の起訴状しか作成されなかったときは、裁判長は、検察官がそれに反対しないときは、起訴状の分割を命じることができる。

逆の場合には、裁判長は、別々の二つの起訴状の併合を命じることができる。

376条[草案：39条]

第436条 起訴状の送達 起訴状の写しは、被告人が出廷すべき期日の少なくとも5日前に、被告人に送達されなければならない。

被告人が複数いるときは、各被告人に起訴状の1通の写しが届けられなければならない。 377条[草案：…，F：242条]

第437条 被告人の尋問 重罪院の院長または院長から委任された裁判官補は、書

記の立ち会いのもとに、起訴状の送達から24時間後に、移送言い渡し書で被告人に不利に指摘されている事実について被告人を尋問しなければならない。 378条 [草案：163条以下，F：293条]

第438条 私選弁護士または職権で任命された弁護士 院長は、被告人尋問に続いて、被告人に弁護士（défenseur）を選任したか否かを尋ねなければならない。弁護士は、弁護士（avocat）以外から選任することができる。

被告人が弁護士を選任していないときは、院長は、裁判所設置場所に登録している弁護士の中から、職権で被告人に弁護士を任命しなければならない。 378条 [草案：…，F：294条]

登録している弁護士がいないときは、重罪院の院長は、最も近くの民事裁判所の所長に、その民事裁判所の弁護士を職権で任命するよう依頼しなければならない。

複数の被告人がいる場合、被告人または弁護士に異議がないときは、複数の被告人は、職権により任命された同一の弁護士の弁護を受けることができる。

職権による弁護士の任命から3日後でなければ、被告人に対する審問および審理を行うことはできない。 378条 [草案：…，F：295条]

第439条 弁護人の差し支え 弁護人に急な差し支えが生じた場合、または被告人が正当な理由で新たな弁護士を要求したときは、上で定められたように、職権で新たな別の弁護士を選任しなければならない。審理は3日間中断され、中断以前の段階から続けられる。審理は、別の陪審に付託することもできる。 379条

第440条 法律遵守の確認 尋問調書は、通常の手続ならびに弁護士選任に関する手続で、作成されなければならない。 [草案：…，F：296条]

審理の途中で弁護人の変更があったときは、弁護人の変更および審理の中断、審理の続きについて、公判書類（feuille d’audience）に記載しなければならない。 380条

第441条 法律の不遵守：無効 被告人がすべての審理の間弁護士（conseil）の援助を受けなかったときは、刑の言い渡しの無効を宣告することができる。

但し、手続の不遵守および第436条から439条に定められた期間の不遵守については、審理が開始されたときまたはこの点に関して被告人から異議申し立てがなかったときは、異議申し立てができない。 381条 [草案：…，F：294条]

第442条 被告人との連絡 弁護士は、尋問の後には、被告人と自由に連絡することができまた書記課ですべての訴訟書類を閲覧することができる。 382条 [草案：…，F：302条]

弁護人はまたそれを移動させずにすべての訴訟書類の写しをとることができる。

382条 [草案: ..., F: 305条]

その他のすべての者は、移送決定から重罪院の判決まで、被告人と連絡することはできない。但し、被告人が勾留されている管轄区域の裁判所所長の許可があればこの限りでない。 382条

第443条 証人の名簿 証人は、開廷期日の前に2日の期間をにおいて呼び出されるべきものとする。 385条

検事長および付帯私訴当事者の請求により呼び出された証人の名簿は、開廷期日の少なくとも1日前に、被告人に通知されなければならない。

被告人の請求により呼び出された証人の名簿は、前項と同一期間に、書記により検事長に送達されなければならない。

それぞれに主張された損害賠償について被告人が証人を呼び出したときは、その名簿は付帯私訴当事者に送達されなければならない。 383条 [草案: ..., F: 315条]

第444条 同前 被告人が呼び出したまたは被告人に対して呼び出された証人で登録のときにその氏名が通知されていなかった証人については、裁判長の自由裁量によらなければ且つ宣誓なしに情報としてでなければ、尋問できない。但し、相手方当事者が、宣誓をして、尋問のときに異議申し立をしないと表明したときはこの限りでない。 384条 [草案: 185条, F: 269, 324条]

第445条 開廷, 陪審員の点呼 開廷は、裁判長が2人の陪席裁判官 (juges-asseesseurs) に補佐されて、検察官の出席のもとに、陪審員の召集状に定められた日時に、厳かに且つ公開で行われる。

第89条および90条により任命された20人の陪審員および4人の補充陪審員が出席しなければならない。 0

書記が、第一回目のくじの順序で、陪審員の氏名を点呼しなければならない。

0

被告人は出席すべきではない(原注)。 386条:

原注: 陪審は公式の法典では廃止された。従って、第462条までの条文はもはや公式の条文に対応していない。弁論の終結に続く多くの条文もまた公式の条文に対応していない(第478条から513条まで)。

第446条 開廷期名簿 いかなる陪審員も点呼の際に欠席しておらず、またいかなる陪審員も法律が定める無能力または兼職禁止にあたらなるときは、開廷期名簿が直ちに決定される。

裁判長および書記は、開廷期名簿に署名しなければならない。

補充陪審員は、自由に退廷すべきものとする。〔草案：第450条〕

第447条 陪審員の欠席：罰金 陪審員が氏名点呼に返答せず且つ正当な免除事由を提出しなかったとき、または無能力もしくは兼職禁止にあたらぬときは、その陪審員は、開廷中に、検察官の申し立にもとづいて、20円以上50円以下の罰金を言い渡される。

さらに、前項の刑の言い渡し状には、その陪審員の氏名は、後の年度のくじのために年度名簿に復活されることが記載されなければならない。〔草案：454条，F：391条5項，396条〕

第448条 同前，異議申し立，弁明 前条の刑の言い渡しは、直ちに、その陪審員に通知される。

刑の言い渡しに対しては、刑を言い渡された陪審員は通知から、検察官は刑の言い渡しの日から3日以内でなければ、破棄請求することができない。

但し、陪審員が正当に差し支えがあり且つその見込みがあったときに直ちにその理由を届けたときは、重罪院は、検察官の意見を聴いた後、罰金の全部または一部を免除し、後のくじに関して命じられた措置を陪審員に知らせなければならない。〔草案：…，F：397条〕

差し支えの理由が開廷後に届けられたときは、前項のことは重罪院の権利ではなくなり、その場合、請求は控訴院に届けなければならない。〔草案：344条〕

第449条 欠席陪審員の交替，二つの陪審員名簿の使い尽くし，延期 1人または複数の陪審員が第447条により刑の言い渡しを受けたとき、または有効な欠席理由があるとき、あるいは法的無能力もしくは兼職禁止にあたる時は、それらの陪審員は、特別名簿に登録された順序で、法廷で、同数の補充陪審員によって交替されなければならない。〔草案：89条〕

補充陪審員名簿を使い尽くした後は、陪審員資格のある出席している陪審員の数は、16人以下に減らされる。20人の陪審員数を満たすために必要な陪審員は、補充陪審員の年度名簿にもとづいて、法廷で、くじを引かなければならない。

〔草案：…，F：393条〕

この場合、最初の開廷期日は、新たな陪審員を召集するために、3日延期される。

この延期は、陪審員が出席するための召集に適用されなければならない。

第450条 名簿の確定 厳かに法廷を再開するために定められた日に、上で定められた手続で、開廷期名簿が決定されなければならない。〔草案：446条〕

第451条 名簿の写しの被告人への送達 それぞれの陪審員の氏名、職業、身および住所が記載されている確定した開廷期名簿の写しは、名簿の送達と出廷の間に24時間をおいて、書記がすべての被告人に送達しなければならない。

前項の送達がなかった場合、被告人が異議申し立てをしなかったときは、第458条の規定に従って、判決陪審(jury de jugement)が構成された後に送達しなければならない。 [草案: ..., F: 395条]

第452条 陪審員への裁判長の訓辞 裁判長は、以下に定める訓辞をして、陪審員にその職務の本質、その権利と義務の範囲を知らせなければならない。さらに、その訓辞を、印刷して、第447, 448, 454条から458条および492条から504条の条文とともに、開廷期日の終わりに、陪審員に渡さなければならない。 [草案: ..., F: 342条]

陪審員の皆さん、

a. 陪審制度の特徴 「皆さんは、非常に重要な、臨時的裁判官の職務を遂行するために、法律によって呼び出されたのであります。皆さんは、この法廷における重罪事件の判決を、正規の職業裁判官と一緒にすることになります。

法律は、この重要な問題について、裁判する権限を、特別な職業に、また公務員の身分に割り当てることを望んではいません。法律は、刑事裁判の決定に重要な道徳的な権威を与えるために、人々の敬意に一層の価値を認め、普通の市民に刑事裁判への協力を求めるのです。従って、被告人は対等な人々によって裁判され、社会の利益は国家自身の保護に委ねられています。」

b. 同前 「陪審員の職務が一つの義務であるとしても、それは正に一つの荣誉であります。陪審員は、人間の自由、しばしばその生命、そして常にその名誉が問題となっている訴訟を裁判するために呼び出されたのだからであります。このように刑事裁判を一時的に委任することは、法律が個人の公正さ、賢明さそして知性に与えることができる最も崇高な信頼の証拠です。」

c. 陪審員と裁判官の異なる役割 「あなた方の権限は、実際、訴訟の事実を評価することに限定されています。法律の観点についての決定および刑法、民法の適用は、あなた方が協力している裁判官に委ねられています。」 [草案: 485, 512条]

d. 事実の観点 「しかし、あなた方の任務は、狭められることもまた減らされることもありません。あなた方は、具体的な事実、訴追の対象が犯されたか否か、そして被告人がその犯人であるか否かを検討するだけでなく、被告人が自由に、理解し意図して行為をしたか否かを検討することでもあります。自

由、理解、意図は一緒になって罪状の道徳的な且つ本質的な要素を構成しています。」 [草案：480, 481条]

- e. 法律の観点 「しばしば法律的な問題が事実の問題と不可分に結びついていることがあります。そのときは、事実の問題とともに法律の問題を解決するのはあなた方の任務です。」 [草案：483条]
- f. 陪審員に対する質問 「審理が終結した後に、それぞれの被告人に責任を負わせる主たる事実と付随的な事実について、また法律が定めている刑の加重減輕事由について、口頭と書面で質問が提示されます。」 [草案：478条以下]
- g. 審理から生じる質問 「大抵は、これらの質問は、予審で指摘された証拠だけに関わるものです。しかし、別の日に、審理が、事実または被告人にとって不利に指摘された最初の事実に関連する新たな事実を示すことがあります。その場合、別の質問があなた方に提示されることになり、あなた方の権限は拡大されることとなります。」 [草案：486, 487条]
- h. 補足的質問 「ときには、あなた方が以前に質問に回答したような方法で問題の検討が求められることがあります。第二の質問は、このように条件付きで、補足的であります。」 [草案：488条]
- i. 回答方法 「あなた方は、提示された質問に 肯定 (oui) または 否定 (non) という言葉だけで答えなければなりません。それは、複雑な質問または多くの問題を含んでいる質問は、できる限り分けなければならないからです。しかしときには、あまり多くの質問をすることを心配して、類似の複数の問題についてただ一つの質問がなされます。それは、複数の問題が、刑罰に影響を及ぼしてはならないが、可罰的事実の特徴を一層強調すべきときであります。この場合、あなた方が、ある事実については肯定の回答をすべきであって別の事実については否定の回答をすべきだと判断したときは、あなた方は、評決を分けることができますし、また質問が結合した対象をそれぞれ別に回答することもできます。」 [草案：498条]
- j. 裁判長の招聘 「法律は、あなた方の権限の範囲について、または質問の意味や本質について、あなた方が躊躇したときについて定めています。この場合、法律は、あなた方に必要な説明をするために裁判長を呼ぶことを認めていますし、与えられた利益の尊重を保障するために必要があれば検察官および被告人の弁護人の出席を求めることを認めています。」 [草案：495条]
- k. その他の義務の通知、厳密さ 「あなた方の評議に関して法律が定めている個別の詳細については、その規定の写しによってあなた方に伝えられなければ

ばなりません。そこには、この通知とともに、あなた方のその他の義務の内容が記載されています。そこでは、事件ごとに陪審員がくじを引くために、また審理が開始された事件を継続して審理するために、開廷日に出席することが厳密に要請されていることを注意するだけで十分です。」 [草案：452条1項]

- l. 外部に対する秘密 「あなた方に委ねられている事件および重罪院が判決言い渡しをしなかった事件について、いかなる外部の人も連絡をとってはならないことを覚えていて下さい。あなた方は、評価しなければならない事実についてお互いに解明するために、あなた方の中で自由に評議することができます。しかし、あなた方が評決するときには、法律は、完全な独立を保障しているので、評決が秘密でなければならないことを要求しています。」 [草案：453, 477, 497条]
- m. 陪審の長 「あなた方に与えられている信頼は、法律の目からみて、平等です。従って、事件の評議を主催する者は、あなた方の中でくじで任命されます。しかし、くじで任命された者がこの任務の辞退を選んだときは、この事情を質問用紙に記載して、陪審の長を投票の多数で選出しなければなりません。」 [草案：496条]
- n. 評議の重要性 「しばしば困難なことですが、真実の追求において疑問を解明するために、あなた方の中で最も完全な評議が展開されなければなりません。予審で明らかになった証拠は、評議に際して明らかになった証拠と同様の重要性をもっています。あなた方は、被告人尋問、証拠書類と検証調書の朗読、被告人に不利な証人と有利な証人の尋問に立ち会わなければなりません。あなた方は、被告人または証人に、あなた方が役に立つと判断した質問をすることができます。しかし、いかなる個人的な意見も表明しないように注意しなければなりません。最後に、訴追側と防御側の相対の論争によって、あなた方がこれらの証拠の価値を評価することができるのです。」 [草案：468, 469, 474条]
- o. 確信の自由な形成 「しかし、審理において提示されなかったいかなる証拠も、法律によれば、あなた方の確信にとっては認められません。訴訟の事実を認識するのはあなた方の知性ですし、事実の意図と倫理性を評価するのはあなた方の良識です。」 [草案：160, 453条]
- p. 単純な宣告 「法律はまた、あなた方の確信を形成したのほどの証拠であるかということを表明するように求めてはいません。あなた方は、自分の決定の理由を述べてはいけません。法律は、あなた方が認めた事実の単純な宣告だけしか求めてはならず、法律の目からみれば、それが真実でなければなりません

ん。」 [草案：354条]

q. 減軽事由, その目的 「さらに, 法律は, 行為者の道徳性の差異や刑罰によって引き起こされる社会的害悪の差異に立ち至ることを主張することを望まないで, また個人の罪状は, 年齢, 知性, 意欲の程度, 教育, 行為者の前例や状況によって際限なく異なるので, 法律は, あなた方が, 定められていない加重事由を言い渡すことを認めていませんが, 逆にあなた方が被告人のために減軽事由の存在を宣告することを可能にしています。あなた方は, それを決定する必要はなく, あなた方の確信によって判断しなければなりません。」

[草案：489, 499条]

r. 同前: 回避すべき危険 「しかし, 裁判することがあなた方の権限ではないという法律の厳格さに抵抗するためにこの権能を用いるならば, またそれは有害なことですが, 正義と哀れみとの妥協という手段をとるならば, あなた方は疑いがあるのにそれを避けようとするならば, あなた方は, 自分の義務に違反することになりますし, 立法者の要望を裏切ることになるのです。というのは, あなた方が疑いをもったときは, 被告人に有利な回答をしなければならない, ということをお忘れてはなりません。」

s. 陪審の決定の絶対性 「最後に, あなた方の任務の限度にとどまり, またあなた方の評議について定められている規則から離れないで, あなた方は真実の探求において誠実でなければなりません。あなた方の決定は, 上訴で争うことはできないのです。あなた方の決定は, あなた方の名誉以外の統制は受けませんし, あなた方の良心そのものが裁判官なのです。」 [草案：517条]

t. 陪審に対する法律の信頼 「法律は, 安心して, 同様に神聖な二つの利益をあなた方に委ねています。それは, 被告人は先入観なしに裁判されなければならないという被告人の利益と自分を犠牲にすることなくあなた方が能力がないからといって放棄できない社会に利益です。

陪審員の皆さん, 皆さんには, 法律に従って, 宣誓してもらうことになりました。」

第453条 陪審員の宣誓 裁判長は, 陪審員が起立して宣誓するように促す。裁判長は, 次の決まり文句の宣誓文を読み上げる。 [草案：312条]

「私に示された被告人に不利な証拠および被告人の利益のために提出された防御方法を細心の注意を払って吟味すること, 社会の利益も被告人の利益も犠牲にしないこと, 判決にいたるまで, 私に委ねられている事件に関して誰にも伝えないこと, 憎悪にも悪口にもまた恐怖にも愛情にも耳を貸さないこと, 審理で明らか

になった被告人に不利なまたは被告人に有利な証拠にもとづいて、心の奥底の確信に従って自分で決定すること、誠実で自由な裁判官に相応しい公平さと揺るぎない信念で私に提示された質問に答えること、を名誉と良心に誓っ宣誓します。」

陪審員はそれぞれ、氏名を呼ばれたら「私は誓います」と答えなければならない。

それから、陪審員は宣誓文が書かれた用紙に印鑑を押し、さらに裁判長と書記がそれに日付を記入し、署名し、印鑑を押し、開廷期名簿にそれを添付すべきものとする。

第454条 判決陪審のくじ、欠席した陪審員：罰金 判決陪審のくじは、各事件の審理について定められた日に、公開の法廷で、重罪院裁判官、検察官、陪審員全員および被告人、弁護人の出席のもとで、開廷期名簿にもとづいて行われなければならない。

書記は、出席している陪審員の氏名を点呼して、名簿に登録された番号の順に、その番号札を抽選箱の中に入れる。 [草案：…，F：399条]

陪審員が欠席しており且つ正当な欠席理由を届けなかったときは、その陪審員は、名簿が構成された直後に、検察官の申し立にもとづいて、重罪院により、第447条に定められた罰金に処せられる。

重罪院が認めた正当な理由なしに、審理の途中で退廷した陪審員にも前項と同じ罰金が科せられる。 [草案：…，F：398条]

陪審員が正当な理由なしに同一開廷期に2回欠席したときは、重罪院は、その陪審員に最高額の罰金を言い渡し、その氏名を開廷期名簿から抹消し、その年度の別の開廷期にくじを引くために年度名簿に戻さなければならない。

前項の場合、第448条の規定を遵守しなければならない。 [草案：…，F：396，397条]

第455条 忌避 出席している陪審員と同数の氏名が抽選箱に入れられたら、裁判長は、検察官および被告人に、忌避理由を告げないでそれぞれ5人の陪審員を忌避することができることを告げる。

但し、欠席の結果、出席している陪審員の数が20人以下に減ったときは、検察官の忌避数だけが減らされる。被告人の忌避数は、陪審員の数が15人以下になったときにだけ減らされる。

出席している陪審員が10人以下になったときは、判決を行うことはできない。

[草案：…，F：399～401条]

第456条 同前 抽選箱から取り出された陪審員の氏名点呼のときに、検察官およ

び被告人は、順に忌避を告げることができる。

被告人の弁護人も、被告人と相談した後、弁護人の名において忌避をすることができる。

検察官が最初に忌避を行う。〔同上〕

第457条 同前 複数の被告人がいるときは、裁判長は、被告人に、弁護人を通じて忌避を行うために協議しなければならないことを告げなければならない。

複数の被告人が協議をしないときは、各被告人が忌避の権利を行使することができる。〔草案：…，F：402，403条〕

第458条 同前 忌避されなかった陪審員の氏名が10人抽選箱から取り出されたときに、判決陪審が構成される。〔草案：…，F：399条5項〕

第459条 補充陪審員，補充陪席裁判官 裁判長は、訴追の性質によりまたは被告人の数により、審理が2日以上にわたると判断したときは、くじの前に、1人または2人の補充陪審員のくじを引くように命じることができる。その場合、検察官に認められた忌避だけは減らされるものとする。

補充陪審員は、他の陪審員の後に列席し、すべての審理に参加しなければならない。但し、補充陪審員は、10人の最初の陪審員のうち1人または2人がすべての審理に出席できなかった場合でなければ評議に参加できない。

1人だけの陪審員に差し支えがあるときは、くじによる最初の補充陪審員によって交替される。〔草案：…，F：394条〕

同一の目的で、重罪院が設置されている場所の裁判所から選ばれた1人の補充陪席裁判官を加えることができる。387条〔草案：…，F：253条最終項〕

第460条 判決陪審の名簿 判決陪審員の名簿は、裁判長および書記によって直ちに署名され、訴訟記録に加えられなければならない。〔草案：446，450条〕

第461条 開廷 陪審が構成されたら直ちに、陪審員は、くじの順序で、重罪院に列席しなければならない。

陪審員は、傍聴人、訴訟当事者および証人と離れて、被告人席の正面に座らなければならない。〔草案：…，F：309条〕

第462条 審理の開始，被告人への質問 重罪院が正式に構成された後直ちに、尋問および審理が開始されなければならない。〔草案：…，F：405条〕

裁判長は、被告人を起立させ、その氏名、年令、出生場所、身分、職業および住所を質問しなければならない。〔草案：…，F：310条〕

前項の点について被告人の予審での申告とここでの申告に不一致がある場合、起訴状に指名された被告人と一致することが確実であるときは、審理の妨げとは

ならない。 388条

第463条 証人の点呼、証人の退廷 書記は、検察官および訴訟当事者の請求によって召喚された証人を点呼しなければならない。

証人は、法廷に隣接した部屋に退出し、証言するときはその部屋から順に呼び出される。 389条 [草案：339条，F：316条]

召喚されなかったが、裁判長の自由裁量権により当事者が情報として尋問してもらうことを要求した者についても同様とする。 0

裁判長は、自由裁量権により、召喚されまたはされないで審理に参加しているすべての者を尋問することができる。但し、その者は、宣誓をしないで且つ情報として証言しなければならない。 0 [草案：…，F：269条]

第464条 起訴状の朗読 裁判長は、書記が移送命令または移送決定および起訴状を朗読するの注意して聴くように被告人に告知しなければならない。 390条 [草案：…，F：313条]

第465条 被告人尋問、自白、撤回 裁判長は、前条の朗読がなされた後、主たる事実および従たる事実または付随的事実について、被告人尋問をしなければならない。

被告人が予審において自白をしことを認めずまたは撤回するときは、裁判長は、被告人にその相違について説明するように求めなければならない。

たとえ完全なものであっても被告人の自白は、重罪院および陪審が事実全体を調べることを免除するものではない。 391条 [草案：384，385条]

第466条 証拠の展開について被告人への告知 裁判長は、前条の尋問の後、被告人に、証拠が被告人に不利に提出され、被告人はそれらの証拠について発言することができ、また自己に有利な反証を提出する権利があることを告知しなければならない。 392条 [草案：…，F：319条]

第467条 証言の順序 それから証人が呼ばれ、次の順序で尋問される。

1. 検察官によって召喚された証人。
2. 付帯私訴当事者によって呼び出された証人。
3. 被告人および民事上責任を負う者によって呼び出された証人。 [草案：…，F：321条]

但し、前項2および3号の証人は、この時には、訴訟に関する事実についてだけ尋問され、民事上の賠償については尋問されない。

第468条 証人および被告人に対する質問 陪審員は、証人または被告人に対して質問するために発言することを裁判長に求めることができる。但し、事実につい

ていかなる個人的な意見も表明してはならない。 [草案：340条，F：328条]

第469条 自己の意見を知らせた陪審員，その交替 陪審員が審理の最中に自己の意見を知らせたときは，検察官および被告人は，その者が陪審員として席を占めることを差し控えるように請求することができる。重罪院も，職権でそれを命じることができる。

検察官または被告人の請求なしに審理が継続されたときは，前項の陪審員の交替を宣告することはできない。

検察官または被告人の請求があったときは，第459条によって補充陪審員が呼び出されていたときは，第1項の陪審員は直ちに補充陪審員によって交替されなければならない。補充陪審員が呼び出されていなかったときは，事件は，自己の意見を表明した陪審員が加わらない新たな陪審のもとに送られなければならない。違反したときは，有罪の場合には無効となる。

第470条 被告人に対する質問 裁判長は，それぞれの検察側証人の尋問の後で，被告人に，今の証言に関して何か異議を申し述べるか否かを尋ねなければならない。 393条

第471条 証人に対する新たな質問 証人は，供述した後，証人控え室（salle des témoins）へ戻らなければならない。但し，裁判長が退廷を認めなかったときはこの限りでない。 [草案：326条，F：320条]

陪席裁判官，陪審員，検察官，被告人および付帯私訴当事者は，証人を改めて尋問することまたは別の証人と対質させることを請求することができる。

裁判長は，前項のことを，常に職権で命じることができる。 394条 [草案：326条]

第472条 必要な場合の被告人の退廷 裁判長は，被告人の在廷のもとでは，恐怖，憎愛が供述に影響を与える可能性があるかと判断したときは，職権によりまたは検察官もしくは付帯私訴当事者の請求により，証人の供述の間，被告人が退廷するよう命じることができる。

裁判長は，被告人が法廷に戻ったとき，被告人に不利にまたは有利に述べられたことを被告人に知らせ，必要があるときは，被告人に発言する機会をを与えなければならない。 395条 [草案：…，F：337条]

第473条 証拠物件の提出 裁判長は，真実の発見にとって最も役立つと判断したときは，審理中に，被告人に対して証拠物件を提示させ，それについて説明させなければならない。 0 [草案：…，F：329条]

第474条 論告，弁護，抗弁，審理の終結 被告人に不利なまたは有利な証拠が提

示された後、裁判長は、検察官に論告のために発言の機会を与えなければならない。

付帯私訴当事者もまた、自分が損害を蒙った事実を証明するために発言することができる。

被告人または弁護人は、それから、公訴に対して発言することができる。

検察官、付帯私訴当事者および被告人は、それぞれ、抗弁することができる。

[草案：350条]

裁判長は、それから、被告人に、防御のために何か付け加えることがあるか否かを尋ねなければならない。

その後、裁判長は、公訴にもとづく審理が終結したことを宣言しなければならない。 396条 [草案：…，F：335条]

第475条 審理の再開 一度終結した本案の審理は、陪審員が評議室に入る前に限って、職権によりまたは検察官もしくは被告人の請求にもとづいて次の理由によって重罪院が下した決定により、再開することができる。

1. 不遵守により無効とされる手続または防御のための手続の手落ちを補完しなければならないとき。
2. 遅れて出廷した重要な証人を尋問しなければならないとき。
3. 既に尋問された証人または鑑定人が、その証言の訂正を求めたとき。
4. 被告人が、新たな真実を明らかにすることを要求したとき。
5. 裁判長が、第487条2項に従って前もって告知していなかった審理から明らかになった質問を職権で行うことを望むとき。 [草案：491条]

第476条 裁判長の要約 裁判長は、事件を簡潔に要約しなければならない。

裁判長は、特に、被告人に不利にまたは有利に提出された主たる証拠を浮き彫りにしなければならない。

すべてのことは、最も公平に且つ個人的な意見を表明しないで行われなければならない。

裁判長は、それから、陪審員に、これから果たさなければならない職務および既に行った宣誓を想起させなければならない。 [草案：…，F：改正された第336条，1880年6月19日の法律参照]

第477条 必要な場合、要約の延期 裁判長の要約の後には、陪審員は評決に至るまで解散することはできない。解散したときは、有罪の場合は無効とする。

従って、時間が遅くなったときは、裁判長は、審理の終結に際して、要約および質問の提示を次の期日に延期することができる。 [草案：…，F：353条]

第478条 陪審員への質問 裁判長は、要約の後、陪審員に、移送命令または移送決定で示された主たる事実および付随的事実について、また加重および減輕事由について、それぞれの被告人につき決定すべき質問を提示しなければならない。

それぞれの事実は、異なった質問対象でなければならない。〔草案：…，F：337～339条〕

第479条 事実の指定 犯罪および多少ともそれを修正することができる事由は、その法律名で指定してはならない。但し、法律により確定されている基本的な特徴で指定することはできる。

第480条 罪状についての主たる質問、正当化についての質問、免責 裁判長は、具体的な行為の存在、被告人の刑事責任、被告人の道徳的責任に関する異なった質問をしてはならない。被告人が責任を問われている行為によって有罪であるか否かを知る質問をすることで十分である。

但し、裁判長は、被告人が、告発された事実の存在およびその事実への関与を認めて、法律によって定められている正当化事由または被告人の責任を排除するその他の事情を援用するときは、被告人に対する具体的事実の刑事責任に関する質問および正当化事由または責任がないことに関する質問を別々にしなければならない。

第481条 故意または意図についての質問 被告人が故意に（volontairement）または意図して（avec intention）行為をしたか否かの質問は、暗黙の内に罪状についての質問の中に含まれるべきものとする。但し、その質問は、法律が犯罪の基本的特徴の一つとしてその条件を示すたびに、一般的な質問の中に言い表されなければならない。

犯罪の行為者の特別な意図を理由として法律が刑罰を変えているときは、意図に関する異なった質問がなされなければならない。

第482条 事理弁別能力についての質問 被告人が12歳以上16歳未満の未成年であるときは、裁判長は、一般的な質問に加えて、「被告人は事理弁別能力をもって行為をしたか否か」を識別する質問をしなければならない。〔草案：…，F：340条〕

第483条 身分等についての質問、再犯等 被告人または被害者について人の身分に関する条件によってまたは人のその他の資格によって重罪の重さが重くまたは軽く変わり得る場合は、裁判長は、審理においてこの点に関して提出された証拠にかかわらず、そのことを別の質問の対象としなければならない。

刑法典第109条に定められた場合に、再犯者または公務員の身分の加重事由に

についても前項と同様とする。

第484条 時効についての質問 陪審は、時効に関しては、重罪が遡る時点について疑義または異議があるか否かについてだけ質問される。この場合、提起される質問は、「重罪が遡るのは10年以下であるか否か」を知る質問でなければならない。 [草案：10条]

第485条 重罪院によって判断されるその他の例外 公訴の受理可能性に対するその他の例外は、陪審の評決後に、第317条、356条および506条に従って、重罪院が判断しなければならない。 [草案：56条]

第486条 審理から生じた質問 移送決定または移送命令に示されている訴追に関する質問とは別に、次の場合には、審理から生じた特別な質問が陪審に提示されなければならない。

1. 審理の間に、その程度にかかわらず一つもしくは複数の付随的犯罪または訴追において明らかにされていなかった一つもしくは複数の刑の加重減輕事由が明らかになったとき。 [草案：40, 416条, F: 338条]
2. 被告人をより重いもしくは軽い別の重罪で有罪と認めることができるまたは犯罪が同一の性質をもつ場合を除いて違警罪と認めることができるような訴追に示された犯罪の基本的特徴について、審理において異議申し立てがなされたとき。
3. 失敗したまたは試みられた重罪が訴追の対象である場合に、審理によって被告人が既遂の重罪により有罪だとされるときまたはその逆のとき。
4. 訴追が共犯の事実を示している場合に、審理によって被告人が正犯もしくは教唆犯であるときまたはその逆のとき。

第487条 同前 審理から生じた質問は、検察官または被告人の請求によって提示されなければならない。

裁判長もまた、審理の終結前にその意図を告げて、職権で、前項の質問を提示することができる。

検察官および被告人は、被告人の利益のためにまたはその防御のために、審理の終結を1日延期するよう請求することができる。

検察官および被告人は、また、新たな事実について、重罪院が予審の補充を行うよう請求することができる。 [草案：288, 289条]

前項の場合、重罪院が予審を許可したときは、事件は、同一期日または次の期日に別の陪審のもとに送らなければならない。 397条

第488条 条件付きのまたは補充的な質問 審理から生じた質問の提示は、裁判長

が移送書面にもとづく質問を提示することを免除するものではない。

但し、第486条に定められた場合に、主たる訴追の重さが、審理にもとづいて重くまたは軽く変更されるときは、被告人に最も不利な質問は最初に提示されなければならない。被告人に最も有利な質問は、補充的にまたは条件付きでなければ、また最初の質問を否定的に決定するためでなければ提示されない。

前項の場合、裁判長は、陪審に、補充的な質問が条件的な性質をもっていることを告知しなければならない。

第489条 減輕事由についての注意、無効 減輕事由の存在についての質問は陪審に提示してはならない。

但し、裁判長は、すべての質問を提示した後、陪審に、評決の多数によって、1人または複数の被告人のために減輕事由が存在するとみなすか否かを告知しなければならない。陪審は、「多数により、被告人にとってまたはある被告人にとって減輕事由がある」という文言で宣告しなければならない。

前項の告知がされなかったときは、陪審が、被告人が有罪であると認めた後に、自発的に減輕事由の存在を宣告しなかったときは、無効とする。〔草案：499条，F：341条〕

第490条 質問書の作成および朗読 裁判長は、前2カ条に定められた質問および告知を書面に作成しなければならず、それを大きな声で読み上げなければならない。

裁判長は、検察官および被告人に、質問を許容するか否かまたは質問が提示された順序について異議があるか否かを聴かなければならない。

異議申し立があるときは、重罪院はそれについて決定しなければならない。

第491条 審理の再開の場合 裁判長が、審理の終結前に、新たな質問の提示を訴訟当事者に告げなかったときは、期日と予審の補充日の間に第487条により認められた審理の再開が請求され得る。〔草案：475条5号〕

第492条 陪審への質問書の交付 必要な場合に、第490条によって修正された質問書面は、裁判長および書記により署名され、くじで選ばれた最初の陪審員に渡されなければならない。その場合、その他の一切の訴訟書類は引き渡されない。

〔草案：…，F：341条1項末尾参照〕

陪審は、その後直ちに評議室に退くものとする。〔草案：…，F：342条1項〕

第493条 審理の中断 陪審の評議中は、審理は中断される。重罪院、検察官および書記は、それぞれの部屋に退くものとする。被告人は重罪院の監獄に戻される。

第494条 陪審の隔離 陪審員は、陪審の評決前は評議室を出ることはできない。

いかなる部外者も、正当な理由により裁判長の許可がなければ、評議室に入ることとはできない。〔草案：…，F：343条〕

前項の間は、評議は中断されなければならない。

違反したときは、有罪の場合は、一切を無効とする。

第495条 陪審による裁判長の呼び出し 評議の最中に、1人または複数の陪審員は、質問の意味もしくは性質についてまたは陪審の権限の範囲について必要な解釈を示すために裁判長が評議室に来るよう求めることができる。

前項の場合、検察官および弁護士が出席しなければならない。

審理の再開に際して、裁判長は、1項のことについて報告しなければならない。

異議または留保があるときは、重罪院はその書面を作成し、必要な場合はそのことについて裁判しなければならない。

第496条 陪審の長、くじまたは選挙 くじで選ばれた最初の陪審員は、当然に、陪審の長となり、評議を主宰しなければならない。

前項の陪審員が拒否したときは、陪審員は、長の職務を果たすために、投票の多数により別の者を互選しなければならない。〔草案：…，F：342条2項〕

前項の変更は、質問書面に記載され、法廷で読み上げられなければならない。

第497条 陪審の評議、秘密投票 陪審員は、その間で全体として、被告人に不利な証拠および防御方法についてまたそれぞれの個別の質問について評議することができる。

陪審員は、陪審の長がそれを大きな声で読み上げた後、それぞれの質問について投票しなければならない。〔草案：…，F：345条〕

投票は秘密とする。但し、一時的な事故により自ら書くことができない陪審員は、他の陪審員によって自己の投票用紙に記入してもらわなければならない。

〔F：1836年5月13日の法律1，2条〕

第498条 「肯定」または「否定」による投票、投票の分割 陪審員は1人ずつ、「肯定」(Oui)または「否定」(Non)だけを記入した票を閉じられた投票箱に入れなければならない。〔F：1836年5月13日法律1，2条〕

質問が明白な基本的事実を構成しないが重罪の複数の対象にかかわるときは、1人または複数の陪審員は、その対象がそれぞれ別の投票の対象となり、最終評決はある質問については肯定でまた別のものは否定であることを請求することができる。

第499条 減輕事由についての投票 陪審の長は、最後に、減輕事由の評決について投票させなければならない。複数の被告人がいるときは、減輕事由については、

被告人ごとに個別の投票を行うものとする。

減輕事由が少なくとも6票以上の多数であったときだけ、この点についての投票が記載される。〔草案：…，F：1836年5月13日の法律3条〕

第500条 多数，可否同数 被告人にとって有利な評決をするためには、少なくとも6票以上でなければならない。

可否同数の場合は、評決は被告人に有利なもののみなされる。但し、減輕事由に関する評決はこの限りでない。〔草案：…，F：347条〕

第501条 白票，判読できない票，無効票 白票は被告人に有利なものとして数えられる。

曖昧でまたは汚くて判読できない票があって、他の票とともに有効な結果をもたらさないときは、再度投票がやり直されなければならない。

その後は、5人の陪審員によって不完全であると判断された投票は、被告人に有利なものとして数えられる。〔草案：…，F：1836年5月13日の法律4条〕

第502条 投票の記載 それぞれの質問についての投票は、陪審員の面前で陪審の長によって確認され、多数により決定された結果として「肯定」または「否定」という語でまたは「可否同数」という記載で陪審の長によって記入されなければならない。

陪審の長は、すべてを記入したときは、それを陪審員に読み上げなければならない。且つ質問書面に日付を記入して署名しなければならない。

陪審の長は、注記および削除に花押を記さなければならない。

投票用紙は、直ちに焼却されなければならない。〔草案：…，F：1836年5月13日の法律5条〕

第503条 陪審の再入廷 陪審員は、裁判長に評議が終了したことを知らせた後、再び法廷に戻り、それぞれの席に着かなければならない。

第504条 法廷での評決の朗読 裁判長は、陪審の長に陪審員の評決を知らせるように促す。

陪審の長は、起立して次のように発言するものとする。「私の名譽と良心にかけて、陪審の評決は、最初の質問については……です。」

陪審の長は、すべての質問を、質問項目の順に、各質問に対する陪審の評決とともに読み上げなければならない。

陪審の長は、必要な場合は、最後に減輕事由の評決を読み上げる。〔草案：…，F：348条〕

第505条 被告人に対する評決の朗読 裁判長は、書記とともに、評決を確認しな

なければならない。

裁判長は、それから、被告人を再び法定に連れてくるように命じ、書記が被告人に対して陪審の評決を朗読しなければならない。 [草案：…，F：349，357条]

第506条 法律の適用についての審理 被告人が一つまたは複数の質問について有罪だと宣告されたときは、検察官が法律の適用について発言しなければならない。
[草案：…，F：362条]

被告人またはその弁護人は、事実は検察官が請求した刑によって処罰されないことを主張することができる。

被告人またはその弁護人は、また、事実がいかなる刑によっても処罰されないこと、または事実には第317条および356条が定めるように公訴不受理のその他のあらゆる事由があることを主張することができる。

検察官も、被告人またはその弁護人も、陪審の評決に反するいかなる申し立もすることはできない。 398条 [草案：…，F：342条]

第507条 損害賠償についての審理 その後、付帯私訴当事者が、損害賠償の請求を証明するために発言する。

被告人またはその弁護人および民事上責任を負うものが答弁することができる。

[草案：…，F：362条2項]

検察官が最後に申し立を行う。 [草案：386条4項]

但し、重罪院は、第357条に定められるように期日の終了前に裁判するという条件で、民事の訴えの審理を分離して行うことができる。 [草案：…，F：366条1項]

第508条 評決修正のための陪審の退廷 判決の言い渡し前に、重罪院が陪審の評決に不備、曖昧もしくは矛盾があると認めたときは、重罪院は、職権によりまたは検察官もしくは被告人の請求により、陪審が評議室に戻って評決を完全にし、正確にしままたは訂正すべきことを命じなければならない。

手続違反があるときも同様とする。但し、評決の日付および陪審の長の署名の遺漏は、法廷で改めることができるものとする。

第509条 一定の評決の無効 陪審が自らに委ねられていない問題または付随的な問題で主たる評決の後に検討の対象とならなかった問題について評決したときは、重罪院は、その評決が無効とみなされることを言い渡さなければならない。

第510条 同前 新たな評議のために陪審に差し戻すという重罪院の判決には、評決の不備を記載しなければならない。

第511条 同前、新たな朗読 裁判長は、既に提示した質問にいかなる変更もまた

らすことはできない。但し、質問そのものが不法でなく、新たな質問が提示されるのではなく、また差し戻し命令によって提起されたすべての質問がまだ提示されていないときはこの限りでない。

陪審が再び法廷に戻ったとき、評決の朗読が、上で定められた手続で、全体としてやり直されなければならない。

第512条 刑の言い渡し、刑の免除 被告人が「有罪」と評決されたときは、重罪院は、法律に従って刑を適用し、第356条に定められた場合は刑の免除を宣告しなければならない。 400条 [草案：354条，F：364，365条]

第513条 軽罪、陪審の権限 被告人が第486条2号により法律が軽罪と定めている行為だけで有罪と評決された場合であっても、陪審は、加重もしくは減輕事由について、または刑の免除事由について評決することができる。

第514条 必要な場合の次の期日への延期 重罪院は、直ちにまたは評議するために評議室に引き下がった後、上で定められたとおり判決しなければならない。

[草案：…，F：369条]

重罪院は、また、遅くとも次の期日に、判決の言い渡しを延期することができる。

第515条 無罪判決：損害賠償 被告人がすべての質問について「有罪ではない」（non coupable）と評決されたときは、重罪院は、被告人の無罪を言い渡さなければならない。被告人が他の訴訟事件で勾留されていないときは、直ちに被告人を釈放しなければならない。 [草案：…，F：358条1項]

重罪院は、その後、上で定められたとおり、個別に主張されている損害賠償について判決しなければならない。 401条 [草案：7，18条以下，357条，F：358条2項，359，366条]

第516条 新たな重罪または軽罪の証拠 被告人が有罪または無罪を評決されたときであっても、審理における証人の供述または提出されたその他の証拠から、被告人が重罪院に訴えを提起された重罪または軽罪に付随しない別の重罪または軽罪の正犯であると思われる場合、検察官がこの行為を理由として訴追を請求するときは、重罪院は、被告人を権限のある予審裁判官のもとに移送することを命じなければならない。その場合、通常の手続で予審を行うために、被告人に対して勾引状または勾留状が執行される。 402条 [草案：434，435，686条1号，F：361条]

第517条 破棄請求 すべての訴訟当事者は、第 編第 章の規定と区別に従って、重罪院が対審により下した判決に対して破棄請求することができる。 403，414条

破棄請求の期間は、判決言い渡しの日から5日間とする。 [草案: 368条, F: 371条]

第518条 欠席判決 重罪院は、すべてのまたは一部の被告人が出席した事件の判決の後、第254条に定められた手続を遵守したときは、必要がある場合は、陪審員の出席なしに、すべての被告人が欠席した事件の判決を行わなければならない。

0

第519条 同前、欠席の証明 欠席被告人は弁護人を付すことはできない。

欠席被告人の親族または友人だけが、欠席被告人の不在または裁判所への出頭が不可能であったことをの証明を提出することができる。

前項の証明が認められたときは、重罪院は、検察官の論告にもとづいて、次のいずれかの期日に延期することを命じなければならない。 270条 [草案: ..., F: 468, 469条]

重罪院は、前項の延期の期間、第354条に定められた寄託を解除することができる。

第520条 同前: 略式手続 出席できなかった差し支えの正当な事由の証明がないときは、重罪院は、移送決定、起訴状および検察官が援用した予審書類を書記に朗読させて、判決すべきものとする。

裁判長は、裁判を解明すべき性質があると判断したその他すべての予審書類の朗読を、職権により命じることができる。 404条 [草案: ..., F: 470条]

第521条 同前: 陳述 検察官は、犯罪の存在および法律の適用について論告しなければならない。

付帯私訴当事者は、自己の損害を証明するために発言しなければならない。

出席している民事上責任を負うべき者は、自己の責任についてのみ、付帯私訴当事者の申し立に反論しまた犯罪行為に異議申し立をすることができる。

検察官は、付帯私訴について論告しなければならない。 404条 [草案: ..., F: 470条]

第522条 同前: 判決 予審が適法でなかったときは、重罪院は、その予審を破棄し、適法でなかった最も古い予審行為からやり直すことを命じ、権限のある裁判所に事件を移送し、別の予審裁判官によって予審が行われなければならない。

重罪院は、重罪院が決定した論点について予審の追加を命じることでもできる。

0 [草案: ..., F: 470条]

第523条 同前 予審が法律に従って行われ、証拠が被告人に対して程度のいかに問わずなんらかの犯罪を証明しているときは、重罪院は、刑法の規定を適用し

なければならない。

重罪院は、被告人のために、法的な免責事由または減輕事由の存在を承認することができる。

重罪院は、第355条および356条に定められた場合には、免訴または無罪を言い渡さなければならない。

重罪院は、同時に、被害者が請求した損害賠償について裁判しなければならない。 0 [草案：…，F：470条]

第524条 同前：寄託 重罪刑を言い渡す場合は、重罪院は、第254条に従って、刑を言い渡された者の財産が繼續して寄託されることを命じなければならない。

[草案：…，F：471条]

訴訟費用、損害賠償および罰金の判決の執行は、寄託物に対して追求される。

第525条 同前：輕罪，異議申し立 重罪院は、被告人に対して輕罪刑だけしか言い渡さないときは、寄託を解除しなければならない。 0

判決は、第415条に定められた場合、刑が時効にかかるまで重罪院に対して異議申し立することができる。 407，408条

第526条 破棄請求 欠席により下された有罪判決に対する破棄請求は、検察官だけが行うことができる。

付帯私訴当事者および民事上責任を負うべき者は、その申し立にもとづく判決の当事者に対して破棄請求することはできる。 406条 [草案：…，F：473条]

第527条 出席被告人，欠席被告人 同一の重罪の被告人の中に出席した者と欠席した者がいるときは、出席した被告人に対しては通常の手続がとられ、欠席した被告人に対しては上で定められた手続がとられるものとする。

すべての者に対して同一の判決がなされるものとする。 271条 [草案：308条，F：474条1項]

第528条 在監者の欠席：刑の言い渡しの無効 重罪刑の言い渡しを受けた欠席被告人が、刑の時効が完成する前に、出頭し且つ在監者となったときは、刑の言い渡しおよび民事上の有責判決は当然に無効となり、寄託は解除される。 0 [草案：…，F：476条]

第529条 新たな訴訟手続 起訴状および移送決定が前条の被告人に対して新たに通告されるべきものとし、それに対しては異議申し立も控訴もできない。

事件は、開廷期日中に裁判できないときは、最も直近の期日に裁判されるべきものとする。付帯私訴当事者が呼び出されるべきものとし、被告人に対して通常の手続がとられる。 409条

他の者が同一の重罪の共同正犯または共犯として既に判決を受けているときは、職権によりまたはいずれかの訴訟当事者の請求により、それらの者に対する尋問調書および被告人に関する証人の供述書が朗読されなければならない。〔草案：…，F：477条〕

公訴および付帯私訴について、新たに判決が言い渡されなければならない。

400条

第530条 同前：訴訟費用、罰金 被告人が無罪または免訴のときは、欠席判決の
手続費用の全部または一部を、被告人の負担とすることができる。

支払われた罰金は、被告人に返還される。 0

解説

第431条 546．重罪院への提訴方法。

第432条 547．起訴状の作成：起訴状の作成者；種々の可能性。

第433条 548．同前：主たる対象。 549．要約：移送手続。

第434条 550．移送命令または移送決定の主たる対象。

第435条 551．関連性のない複数の重罪の訴追：場合により、審理の併合または分割。

第436条 552．被告人への起訴状の送達。

第437条 553．審理前の裁判長による尋問：その有用性。

第438条 554．職権により任命される弁護士：その権利および義務；社会に対する義務と被告人に対する義務の調和。

第439条 555．弁護士の差し支え：交替，審理の延期；検察官の公平な役割。

第440条 556．手続遵守についての書記による確認。

第441条 557．異議申し立てがない場合の治癒されるまたは治癒されない違反。

第442および444条 558．被告人との連絡の可否。

第443および444条 559．相互に提出された証人名簿の個別的通知または連絡。 560．制裁。

第445条 561．荘厳な開廷：複数の目的；陪審員の開廷日名簿の手続；裁判長の訓辞；一度だけの陪審員の宣誓。

第446条 562．全陪審員の出席：開廷期名簿の手続および署名。 563．最初の開廷に際しての弁護士および検察官の権利についての注意。

第447および448条 564．陪審員の理由のない欠席：罰金。 565．異議申し立て；遅れて申し出た正当化事由。

第449および450条 566．補充陪審員による欠席者との交替；補充陪審員の不足の場合。 567．陪審員を16人に減らす：年度名簿からの新たな抽選。 568．開廷期名簿の最終手続および署名。

第451条 569．陪審員名簿の被告人への通知。

第452条 570．陪審員に対する裁判長の訓辞：その有用性。 a．陪審制度の特徴；日本での

その一般の有用性。 b. その品位。 c, d. 事実についての質問と法律についての質問の基本的分離。 e. その不可分性。 f. 主たる質問および付随的質問。 g. 審理から生じる質問。 h. 条件付き質問または補足的質問。 i. 肯定または否定という語による回答：必要な場合の分離。 j. 裁判長による陪審員の点呼。 k, l. 陪審員へのその他の権利通知：法廷での厳密さ、外部に対する秘密。 m. 陪審長、くじまたは選挙。 n. 審理の基本的重要性。 o, p. 確信の自由な形成：理由を付さず単純な宣告。 q, r. 必要な場合、減輕事由の自発的な宣告。 s. 陪審の評決の絶対性。 t. 陪審に対する法律の信頼。

第453条 571. 陪審員の宣誓手続：純粋に市民的性格。

第454条 572. 事件ごとに判決陪審の抽選。 573. 陪審員の正当な理由のない欠席：罰金；欠席の繰り返し；異議申し立。

第455, 456および457条 574. 理由を告げずに忌避：その利益。 575. 被告人および検察官の権利。 576. 複数の被告人の場合。

第458条 577. 忌避されなかった10人で構成される判決名簿。

第459条 578. 長期間かかる事件のための配慮の方法：補充陪審員および補充陪席裁判官。

第460条 579. 判決名簿の署名。

第461条 580. 重罪院、陪審員、検察官、書記および被告人の席。

第462条 581. 審理の開始：被告人が本人であることを確認するための被告人への質問。

第463条 582. 召喚された証人の呼び出しおよび退廷；審理に出席する者および召喚されなかった者に関する裁判長の自由裁量権。

第464条 583. 起訴状の朗読。

第465条 584. 被告人尋問；その自白、撤回、矛盾。

第466条 585. 証拠およびそれに抗弁できる被告人の権利の告知。

第467条 586. 証言の順序：必要な場合民事上の利益に関する証言についての指示。

第468条 587. 裁判長を介して証人および被告人に対する陪審員の質問。

第469条 588. 陪審員が個人の意見を知らせた場合：結果。

第470条 589. それぞれの供述後に、被告人に対する裁判長の質問。

第471条 590. 供述後の証人の退廷；必要な場合、法廷への再度の呼び出し。

第472条 591. 被告人のいない時の証人の供述；この点に関する被告人に対する保障。

第473条 592. 被告人および証人に対する不利な証拠の提示。

第474条 593. 審理順序：論告、防御、反論；被告人またはその弁護人の最終発言。

第475条 594. 審理再開の五つの理由。

第476条 595. 裁判長の要約：その条件；フランスにおいて最近廃止。陪審員に対する最終の警告。

第477条 596. 必要な場合、要約は次回の法廷へ：理由。

第478条 597. 陪審に提示すべき質問：被告人に関するものと主たる事実および付随的事実に関するものとの分離。

- 第479条 598. 法律により定義されている事実の指示。
- 第480条 599. 有罪についての一般的質問：草案の刷新：フランスにおける反対；回答。
600. 必要な場合，正当化事由または被告人の責にできない事由についての特別な質問。
- 第481条 601. 場合に応じて故意または意図についての一般的質問。
- 第482条 602. 12歳以上16歳未満の未成年につき弁別能力に関する質問。
- 第483条 603. 被告人または被害者の身分またはその他の個人的資格についての先決すべき質問。
604. 再犯。 605. 公務員の身分。
- 第484および485条 606. 不受理の抗弁または理由：重罪院に留保されている権利。 607. 無権限。
608. 公訴の不受理。 609. 公訴権の例外：大赦，既判事項，時効。重罪が行われた日，陪審に属する事実についての質問。
- 第486条 610. 審理から生じた質問。 611. . 主たる事実に付随する新たな事実について。
612. . 同じ性質の別の犯罪を構成する新たな事情について。 613. . 訴追行為に示された失敗したまたは試みられた重罪が遂行された場合または逆の場合。
614. . 被告人が，単に重罪の共犯ではなくて，重罪の正犯であるときまたはその逆の場合。
- 第487条 615. 審理から生じた質問の状況に関する確認：この問題に対する重罪院の決定；予審の補充または必要な場合別の陪審への移送。
- 第488条 616. 条件付きのまたは補充的質問：別の適用。
- 第489条 617. 減輕事由についての質問の欠如。 618. この問題に関する裁判長の告知：制裁。
- 第490条 619. 質問書の作成および朗読：検察官および被告人に対する裁判長の説明；必要な場合，重罪院の確認および決定。
- 第491条 620. 審理の再開および補充的予審の場合。
- 第492条 621. 他の訴訟書類なしに質問書の陪審への交付。
- 第493条 622. 陪審の評議；審理の中断。
- 第494条 623. 陪審の隔離。
- 第495条 624. 明らかにするために陪審による裁判長の呼び出し：検察官および弁護人の同席。
- 第496条 625. くじまたは選挙により任命される陪審の長。
- 第497条 626. 陪審員の評議；秘密投票。
- 第498条 627. それぞれの質問に対する「肯定」または「否定」による投票；必要な場合，質問の分離。
- 第499条 628. 減輕事由についての投票：6票の多数がない場合。
- 第500条 629. 要求される多数；可否同数。
- 第501条 630. 白票，判読できない票，不明確な票または違反票。
- 第502条 631. 投票の確認；投票の記載および朗読，評決の署名；投票用紙の破棄。
- 第503条，504および505条 632. 陪審の法廷への再入場：陪審の長による評決朗読。 633. 被告人の再入廷：書記による新たな朗読。

- 第506条 634．有罪の宣告を受けた被告人：法律の適用についての審理。 635．不処罰の憎むべき行為および法律が処罰しない種々の例。 636．奴隷売買の問題の参照。 637．重罪院に留保されている権利：特に、無権限の抗弁。
- 第507条 638．損害賠償についての審理。
- 第508, 509, 510および511条 639．陪審の宣告に遅れて認められた不備：法廷での訂正。 640．その他の無効。 641．最終評議についての新たな評議：この点に関する重罪院の決定。訂正された評決全体の朗読。
- 第512条 642．有罪の宣告：有罪または無罪の決定。
- 第513条 643．軽罪についての有罪：陪審の権限。
- 第514条 644．直ちに決定または次の法廷で。
- 第515条 645．有罪ではないという決定：無罪。損害賠償。
- 第516条 646．審理から明らかになった関連性のない犯罪：管轄権のある裁判官への移送。
- 第517条 647．破棄請求。
- 第518条 648．欠席判決；陪審なし。
- 第519条 649．弁護人の不在。差し支え正当化事由。
- 第520条 650．略式手続；証拠の朗読。
- 第521条 651．民事上責任を負う者；その者に認められる防御方法。
- 第522条 652．必要な場合、補充的予審への移送。
- 第523条 653．必要な場合、減輕事由を伴った有罪言い渡し；刑の免除、免訴、無罪。損害賠償の決定。
- 第524条 654．重罪刑の言い渡しの場合、寄託財産の維持。
- 第525条 655．軽罪刑の言い渡し；寄託の解除；異議申し立権。
- 第526条 656．すべての当事者に認められる破棄請求、但し欠席判決による有罪の場合を除く。
- 第527条 657．出席被告人および欠席被告人の場合；訴訟手続および決定の有効性；場合に応じて陪審の宣告の分離または非分離。
- 第528および529条 658．在監の欠席被告人：有罪言い渡しの当然無効。 659．新たな訴訟手続。
- 第530条 660．無罪；訴訟費用；罰金。

第 編 破棄院の権限について（Des attributions de la Cour de cassation）

解説：661 本編の対象。

661：本編は、第 編94条で既に明記されている破棄院の管轄または権限についての詳しい規定であり、4章に分かれている。

法律は、ただ一語で破棄院の権限の性質を明らかにすることができるように本編の標題を付けることはできなかった。

そういうわけで、破棄院への上訴という標題を付けてはいない。というのは、破棄院の最

初の二つの権限は、上訴を適切に裁判することと特別控訴といわれる上訴を裁判することである。他の二つの権限のうちの一つは管轄権の抵触を解決することであり、その第一のものは管轄指定であって、下級裁判所の判決に対する上訴の方法で申し立てられる。しかしまた、前審の判決がなくても直ちに申し立てることもできる。だから上訴という表現は不適切である。公共の安全および裁判の公正を疑わせる事由については、上訴の方法によらないで常に直ちに申し立てることができ、そのような移送の場合にはなおさら不適切な表現である。従って、本編では、管轄権よりも広くて一般的な標題とすべきである。フランス語の *Attributions*、日本語の「権限」という語がこういった一般的な意味をもっている。

第 編では、調整的な役割をもっている破棄院の有用性、必要性を十分に説明した。破棄院の調整的な役割は、一定の場合に、法律から逸脱した判決を破棄し、その判決を訂正することによって、法律の正常な解釈を維持することである。他の三つの職務は、最高の裁判所だけに与えられている。

第 章 破棄請求について (Du pourvoi en cassation)

第531条 通常破棄請求により争われる判決、特別な破棄請求についての移送 第 編および第 編に定められたいかなる上訴にも服さない予審裁判所および判決裁判所の判決は、後に定められる場合に、後に定められる者の区別に従って、法律違反または手続違反を理由として、破棄請求により争うことができる。

異議申し立てまたは控訴がなされなかった判決は、第540条、541条および542条により認められた特別破棄請求 (*pourvoi extraordinaire*) によらなければ争うことはできない。 [草案: 295, 405, 43条, F: 407, 408条]

第532条 破棄請求の認容 次の場合に破棄請求が認められる。

1. 裁判官または書記の忌避理由が、法律に違反して、却下されたとき。 [草案: 264条以下, 330条以下]
2. 裁判所が不適法に構成されたとき。 [草案: 55, 61条以下, 66条以下, 75条以下, 83条以下, 445条以下, 454条以下]
3. 判決を行った裁判官もしくは事件の移送を受けた裁判官が無権限であったとき、または逆に、権限のある裁判官が無権限であると表明したとき。 [草案: 39条以下, 59, 60条]
4. 積極的な管轄権の競合 (*conflit positif*) の存在が不法に認められもしくは否認されたとき、または管轄指定 (*règlement de juges*) が法律に違反して行われたとき。 [草案: 261条以下, 318条]
5. 一般的利益において、違反した場合に法律が無効としている手続が遵守されなかったとき。 [草案: 5, 25, 35, 55, 129, 145, 302, 441, 489条, F: 408条]

6. 被告人が異議申し立をしない限り規定に違反した場合に法律が無効とはして
いないが防御の利益について定められた規定が遵守されなかったとき。〔草
案：352, 441, 469条, F: 408, 413条〕
7. 公訴が誤って受理されたまたは受理できないと宣告されたとき。〔草案：
243, 316, 317, 356, 485条〕
8. 法律が申し立を要求している場合に検察官が申し立をしなかったとき、およ
び法律が命じている場合に受命裁判官（juge commis）が報告をしなかったと
き。〔草案：34, 129, 142, 230条, 238条以下, 260, 266, 289, 323, 325, 428条〕
9. 裁判所が訴訟当事者のいずれかの申し立について裁判しなかったとき、また
は法律が職権により裁判することを認めている場合以外に請求のない問題につ
いて裁判したとき。〔草案：..., F: 412条〕
10. 非公開が合法的に命じられていない場合に審理が非公開で行われたとき、
またはすべての場合において判決が非公開で言い渡されたとき。〔草案：302,
303条〕
11. 判決の証拠として提供された事実に関する判断（motif de fait）が不十分で
あるかまたは矛盾するとき。〔草案：354~356条〕
12. 同一の判決または別の判決の項目に矛盾があるとき。
13. 法律が定めている刑とは別の刑を言い渡したときまたは法律が定めている
刑を言い渡さなかったとき。〔草案：..., F: 410条1項〕
14. 法律により無罪を言い渡すべき場合に免訴が言い渡されたとき、または法
律が免訴しか認めていない場合に無罪が言い渡されたとき。〔草案：356, 393,
417, 515, 523条, F: 410条2項〕
15. 前数号に定められた以外の越権（excès de pouvoir）があるとき。 440条
第533条 破棄請求の却下 被告人に不利益に認められた事実に対する誤った罪名
の決定をもたらしただけの判決については、法律に従って刑が適用されたときは、
破棄請求は認められない。

犯罪が、法律により適用される条文以外の条文によって処罰されたときも前項
と同様とする。但し、いずれかの条文に定められた刑が、法的に同一の性質およ
び同一の程度である場合に限る。 0〔草案：..., F: 411条〕

- 第534条 付随的破棄請求 破棄請求の被告人は、訴訟のすべての段階において、
法的な期限内に破棄請求しなかった場合においても、自己に属する手段で付随的
破棄請求をする（se pourvoir incidemment）ことができる。

原告もまた、破棄請求の新たな手段により破棄院に破棄請求することができる。

すべてのことは、第537条から539条の規定を遵守して行われる。

破棄院の検事長は、争われている判決を下した裁判所の検察官に属する破棄請求の手段を付随的に提出することができる。但し、第540条から542条の特別破棄請求について定められている場合を除き、通常の間限に限る。 413条 [草案: 277の2, 286, 401条]

第535条 破棄請求の停止的効力 予審についてまたは本案について下された判決に対する破棄請求は、判決の執行を停止する。但し、認められたまたは認められなかった釈放 (mise en liberté) に関してはこの限りでない。 415条 [草案: 251, 259, 279, 283, 359の2条]

第536条 付随的判決に対する破棄請求 手続的付随請求事項 (incident de procédure) について下された判決については、本案の判決の後でなければ、破棄院で争うことはできない。

但し、裁判所もしくは陪審の構成について下した判決または無権限を理由とする管轄違いの抗弁 (déclinatoire) もしくは公訴権の受理に反して提起されたその他すべての抗弁 (exception) を却下した判決は、その言い渡しの直後に、破棄請求することができる。

前項の場合、破棄請求は、当然に判決の執行を停止するものではない。但し、裁判所または法院は、破棄の請求者もしくは被請求者の申し立てまたは検察官の申し立にもとづいて、または職権で、審理の延期を命じることができる。 0

第537条 破棄請求を認められる者 訴訟当事者は、次の区別によらなければ、公訴にもとづく本案の判決に対して破棄請求することはできない。

1. 有罪判決の場合は、第532条に定められたすべての理由については、刑の言い渡しを受けた者および争われている判決を下した裁判所の検察官。但し、刑の言い渡しを受けた者は、法律が定めている刑より軽い刑を適用されたときはその刑が同一の性質である限り、刑法の誤った適用について破棄請求することはできない。 0
2. 免訴または公訴棄却の場合は、第532条14号に定められた理由については被告人、同条2, 3, 7, 12, 13および14号に定められた理由については検察官。
0 [草案: ..., F: 410条2項条]
3. 無罪の場合は、第532条2, 3, 12, 13および14号に定められた理由については、検察官のみ。 411条 [草案: ..., F: 409, 413条2項]

第538条 民事の判決に対する破棄請求 付帯私訴当事者および民事上責任を負う者は、付帯私訴について下された判決に対しては、民法が認めた理由によらな

れば、破棄請求の手段で争うことができない。 412条

刑の言い渡しを受けた者が民事上の判決に対してだけ破棄請求することを望む場合も同様とする。 0

刑の言い渡しを受けた者の破棄請求は、刑の言い渡し判決に限定されないときは、同時に、民事上の利益に関する判決の請求項目（chef）に対してなされたものとみなされる。 0

検察官の破棄請求は、公訴に関する判決の請求項目に限って適用される。 0

[草案：34条]

第539条 予審判決に対する破棄請求 予審に関して下された判決に対しては、次の区別によらなければ破棄請求することはできない。

1. 重罪院への移送の場合は、第532条1号から9号および15号に定められた理由については、被告人および検察官により。
2. 免訴の場合は、同条1号から5項、7項から9号および15号に定められた理由については、検察官および付帯私訴当事者により。 0

第540条 特別破棄請求 破棄院の検事長は、常に、職権によりまたは司法大臣の命令にもとづき、その判決が認めた事実を考慮して法律が認めていない刑を言い渡している判決で且つ刑の言い渡しを受けた者もその判決を言い渡した裁判所の検察官も定められた期間内に破棄請求しなかった判決を、破棄院に特別破棄請求することができる。

前項の場合、破棄院は、判決を破棄し、第561条に従って自ら法律を適用しなければならない。 435条 [草案：…，F：442条]

第541条 同前 次の場合もまた、無罪、免訴または法律が定めているよりも軽い刑の言い渡し判決に対して、特別破棄請求が行われる。

1. 裁判官または陪審員の汚職（corruption）があったとき。
2. 裁判官または陪審員に対して暴行または重大な脅迫が加えられたとき。
3. 前号と同様の手段を用いて、証人、鑑定人または通訳、検証を行うべき官吏から得た被告人に有利な虚偽の申し立てがなされたとき。

但し、前3号の場合、被告人が当該汚職、暴行または脅迫の正犯、教唆犯または共犯として刑の言い渡しを受けていたときでなければ特別破棄請求は受理されない。

本条の場合、破棄院は、事実の申し立に関して判決が誤りであったと認めたときは、判決全体を破棄し、第590条に従って別の裁判所に事件を移送しなければならず、そこで改めて本案の裁判が行われる。

適法に証明された事実について、軽すぎる刑の言い渡しとなされたときは、破棄院は、法律に従って刑を適用しなければならない。 0

第542条 同前 検事長は、第532条12号によって公開の法廷でなされた判決でその執行が停止されている判決を、破棄院に特別破棄請求することができる。

前項の場合、破棄院は、第564条に定められるように判決しなければならない。 0

第543条 受けた刑の算入控除 前3カ条に定められた場合に、破棄された有罪判決によって受けた自由剥奪の刑は、次の区別に従って、新たに言い渡された刑から算入控除されるべきものとする。

1. 強制労働に関して二つの刑が同一の性質であるとき、または第540条および542条に定められた場合に最初の刑が後の刑より軽いときは、同一日数を控除する。
2. 第541条に定められた場合に、最初の刑が後の刑より軽いときは、4分の1を控除する。
3. すべての場合、最初の刑が後の刑より重いときは、4分の1を算入する。

0

第544条 破棄請求期間、権利喪失の回復 第537条、538条および539条に定められた者が行う破棄請求は、第 編(296条)および第 編(405条、430条および517条)に定められた期間内に、破棄請求の対象となった判決をした裁判所または法院の書記課へ申し立てることによって手続をしなければならない。

当事者が権利喪失を回復できる場合と手続を定めている第363条および364条は、破棄請求に適用される。 416条

第545条 破棄請求の手続 破棄請求は、第360条に従って、当事者自身によりまたは代理人もしくは弁護士により申し立をしなければならない。

書記および申し立を行った者は、申し立書に署名しなければならない。署名できないときは、その旨が記載されなければならない。 [草案: ..., F: 417条]

住居の選定に関する第297条は、破棄請求に適用される。 0

第546条 同前 刑の言い渡しを受けた者が在監している場合でなければ、重罪により刑の言い渡しを受けた者は、破棄請求を行うことができず、また何人も刑の言い渡しを受けた者のために破棄請求を行うことはできない。但し、検察官はこの限りでない。

軽罪拘禁を言い渡された者についても同様とする。但し、釈放は、軽罪拘禁を言い渡された者には、刑の言い渡し判決または後の決定によらなければ、認めら

れずまたは主張されない。 [草案：285条4項, 360, 361条]

刑の言い渡しを受けて在監している者の破棄請求は、第361条に従って、監獄の長が受理する。 0 [草案：..., F: 421条]

第547条 同前 破棄請求は、請求から24時間以内に、請求者の名において、職権によりまたは書記により、それを防御しなければならない当事者に通知されなければならない。 [草案：..., F: 418条]

但し、検察官が破棄請求の防御者であるときは、書記がそのことを知らせるだけで十分である。

第548条 同前：申請 破棄請求の日から5日以内に、破棄請求を行った者は、破棄理由およびその理由の正当性を記述して破棄院に宛てた本人または代理人が署名した申請書を書記課に提出しなければならない。

前項の申請書は、提出から24時間以内に、書記が防御者に到達しなければならない。防御者はその受領書を書記に渡さなければならない。

破棄請求された判決の写しは、さらに、検察官とともに防御者に到達されなければならない。 417条 [草案：..., F: 422条]

第549条 同前：防御 破棄請求の防御者は、破棄請求者の申請書および判決の写しを受け取った後10日以内に、申請書と同じ手続で、防御の理由書を提出しなければならない。

前項の理由書が書記課へ提出された後24時間以内に、書記が破棄請求者に理由書を送達しなければならない。 418条

第550条 同前：2通の原本 破棄請求者または防御者として検察官が提出する申請書は、2通の原本を提出しなければならない。

民事上の利益に関する判決に対していずれかの当事者が提出する申請書についても前項と同様とする。

第2の申請書は、常に、破棄院検事長に送達されなければならない。 419条

第551条 同前：書類の送付、職権による弁護人の選任 書記は、前数力条に定められた期限が経過した後、原判決の訴訟書類および破棄請求に関する書類を、原判決を下した裁判所の政府委員に届けなければならない。

政府委員は、5日以内に、必要があるときは所見を添えて、前項の書類を破棄院検事長に送らなければならない。検事長は、重罪部の全体的な訴訟事件目録にその事件を登録することを裁判長に請求して破棄院に申し立てをしなければならない。 420条

重罪について刑を言い渡された者、検察官に対する破棄請求者または防御者が

弁護士を選任しなかったときは、裁判長は、事件が訴訟事件目録に登録されたときに、破棄院付きの弁護士の中から、職権により、弁護士を任命しなければならない。

軽罪拘禁を言い渡された者についても、その者が釈放されていないときは、前項と同様とする。 421条

第552条 破棄請求受理の決定 検事長は、書類を検討した後、次条に定められた理由のいずれかにより、破棄請求が受理されないと評価したときは、直ちに、当該破棄請求の受理について破棄院が決定するように促さなければならない。

検察官以外の破棄請求者は、請求を正当化する覚え書きにより、法廷における口頭の説明により、弁護士の援助によりまたは破棄院が許可したときは自身で、不受理の事由に対して答弁するように命じられる。

事件について尋問される3日前に、破棄請求者に前項の命令書が交付されなければならない。

破棄請求を受けた者は呼び出されない。 0 [草案: ..., F: 426条]

第553条 同前: 不受理の場合 次の場合、破棄院は、破棄請求の不受理を言い渡し、その請求を訴訟事件目録から削除するよう命じなければならない。

1. 破棄請求が法定期間後になされ、破棄請求者が、第363条に従って、権利喪失を回復されなかったとき。
2. 破棄請求の証拠としての破棄理由を明確にした申請書が添付されていなかったとき。
3. 刑の言い渡しを受けた破棄請求者が、その条件が第546条で要求されている場合に、在監していないとき。
4. 検察官以外の破棄請求者が、破棄院または当該破棄請求の相手方に宛てて正式に表明された申し立を取り下げたとき。 0 [草案: 241, 351条]

第554条 受理された破棄請求: 報告裁判官 破棄請求が受理されると言い渡されたときまたは破棄請求者の権利喪失が申し立てられなかったときは、破棄院の院長は、直ちに、重罪部に所属する報告裁判官(juge-rapporteur)1名を任命しなければならない。

報告裁判官は、破棄請求された訴訟書類および破棄請求について報告しなければならないが、自己の意見を表明せずにその報告書を作成しなければならない。

422条

第555条 補充趣意書 破棄請求者またはその相手方当事者は、第534条に従って、報告書の提出までに、破棄院の書記課を通じて、破棄理由および新たな理由につ

いて補充趣意書（*mémoires ampliatifs*）を提出することができる。

遅れて届けられ、報告裁判官が検討できなかった趣意書は、破棄院の事務局に寄託され、破棄院はそれを調べることができ、または当事者もしくは弁護士を呼んで口頭で説明させることができる。 423条

書記課は、3日前に、事件が法廷で審理される日を当事者に知らせなければならない。 424条

第556条 訴訟の審理 訴訟の審理のために指定された日に、報告裁判官は、その報告書を朗読しなければならない。

当事者の弁護士または当事者本人は、破棄院が許可したときは、破棄請求の理由を詳述または要約しなければならない。検事長は、検察官が請求者または被請求者である破棄請求を擁護しまたはそれに反対して争わなければならない。

民事上の利益についての判決に対する破棄請求の場合は、検事長は最後に意見を述べなければならない。 425条 [草案：350, 386, 507条]

第557条 公開の法廷 破棄院は、評議部（*chambre du conseil*）において審理しなければならない。破棄院は、直ちに判決を下しまたは後日に判決を延期することができる。

審理および判決の言い渡しは、常に公開の法廷で行われなければならない。

判決および審理書類は、通常の手続で作成されなければならない。 0 [草案：370条以下]

第558条 破棄請求の却下 破棄院は、いずれかの当事者が提出した破棄請求の理由が認められないときは、破棄請求を却下しなければならない。 427条

第559条 破棄請求の管轄指定への変更 破棄院は、ある裁判所に管轄権があるもしくははないとした判決に対する破棄請求、または管轄指定を行った判決に対する破棄請求を受けたとき、および管轄権を定めるために必要な判断材料をもたないときは、破棄請求を管轄指定に変更しなければならない。 0

第560条 破棄移送 破棄院は、予審または本案の判決に対して一つまたは複数の破棄請求理由を認めるときは、破棄請求された判決全体を破棄し、別の裁判所に移送しなければならない。但し、後に定める場合はこの限りでない。 428条

第561条 破棄自判 破棄院は、被告人を有罪と認めた事実に対し誤った法律の適用を理由として判決を破棄したときは、移送することなく、自ら法律の適用しなければならない。 429条 [草案：..., F：435条1項]

第562条 重罪事件、軽罪事件、違警罪事件 重罪院が、陪審により有罪の宣告が

なされた後に、公訴の受理に対する誤った抗弁を認めて被告人の公訴棄却を言い渡したときは、破棄院は、同様に移送することなく、法律が定める刑の適用をしなければならない。 429条[草案:317,485条]

前項と同一の破棄請求理由が軽罪裁判所または違警罪裁判所の判決に対して申し立てられたときは、破棄院は、判決を破棄して事件を同一審級の別の裁判所に移送しなければならない。 0

第563条 非公開の判決 破棄請求理由が重罪の判決言い渡し为非公開でなされたことである場合、陪審の宣告が公開の審理の後に正式になされたときは、破棄院は、判決を破棄し、陪審の宣告に従って、有罪、公訴棄却または無罪の判決を公開で行わなければならない。

前項と同様の場合、破棄請求された判決に民事の有責判決が含まれ、利害関係人が、この点で、判決が公開でなされなかったことについて破棄請求したときは、破棄院は、その請求項目について判決を破棄し、民事上の利益について本案の裁判をするために控訴院の民事部に移送しなければならない。

軽罪または違警罪について、公開の審理の後であっても、裁判所または控訴院で公開せずに判決がなされたときは、破棄院は、すべてを破棄し、事件を別の控訴院または裁判所に移送しなければならない。 0

第564条 複数判決の矛盾 同一事件について複数の判決が矛盾し、その内の一つの判決だけが既判力(*force de chose jugée*)をもったときは、破棄院は、一部破棄(*retranchement*)の方法により、他の判決を破棄し、破棄請求できなくなった判決が完全な効力をもつことを命じなければならない。

二つの判決とも既判力をもち、第542条に従ってその判決に対して特別破棄請求がなされたときは、破棄院は最後に既判力をもった判決を破棄し、最初の判決の執行を命じなければならない。 0 [草案:46条]

第565条 越権 口頭の手続における越権を理由として破棄請求が認められたときは、判決は破棄されず、当該越権により全部または一部が無効となった手続だけが移送される。

予審が越権によりまたは手続違反により無効であったときは、破棄院は、破棄請求された行為およびそれに続くすべての行為を取り消し、別の裁判所に移送して、取り消された行為から予審をやり直さなければならない。 [草案:..., F:434条2項]

無効または越権とされた行為がそれ以後の手続に影響を及ぼさないときは、破棄院は、移送することなく、その手続だけを取り消さなければならない。 430

条

第566条 付随的判決の破棄 付随的判決（*judgement incident*）が、第532条に定められた理由で破棄請求を受け、その判決が終局判決の全部または一部に影響を及ぼすときは、破棄請求者の利益を無視して、終局判決は同時に破棄されなければならない。 0 [草案：352条]

第567条 請求項目についての破棄 破棄請求された判決がいくつかの請求項目についてだけ無効であり、その請求項目が他の項目と無関係であるときは、破棄院は、法律を適用して、破棄請求を受けた判決の項目だけを破棄または修正しなければならない。 431条 [草案：…，F：334条3項]

第568条 複数の共同当事者：ある当事者によるまたはある当事者に対する破棄請求 破棄請求された判決により刑を言い渡され、公訴棄却され、免訴または無罪とされた複数の者がおり、そのうちの1人もしくは複数の者によりまたは1人もしくは複数の者に対してだけ破棄請求がなされ、他の者は強制的に訴訟参加させられていないかまたは付随的に訴訟に参加させられていないときは、破棄は、破棄請求の当事者に対してでなければ利益も不利益も与えないものとする。

但し、犯罪が2人以上の者で犯されたときしか罰せられないか、または犯罪が刑の言い渡しを受けた別の者との協力という特別な性質をもっていたときは、1人の者の請求で言い渡された破棄は、別の者にも利益を与える。

複数の者が同一事実を理由として判決裁判所に移送されたすべての場合にも、同様とする。破棄移送は、すべての者に利益を与える。 0

第569条 同一種類、同一審級の裁判所への移送 破棄院は、事実を新たに審理するために別の裁判所に事件を移送しなければならないときは、破棄された判決を下したのと同種類、同一審級の裁判所を、破棄判決により指定しなければならない。

移送される裁判所または法院は、第 章の規定に従って、公の秩序（*ordre public*）または裁判の公正を疑わせる正当な事由（*suspicion légitime*）を理由として、より遠くにある裁判所を指定する必要があると破棄院が判断しない限り、原判決を下した裁判所に最も近い三つの裁判所の中から指定されなければならない。 433条 [草案：…，F：427条以下]

第570条 法的な争点に関する既判事項 破棄院が判決すべき法的な争点は、既判力をもつものとする。

移送される裁判所または法院は、破棄院が裁判した事件について管轄権がないと宣告することも、また破棄院が却下した公訴が受理可能であることに対してい

かなる抗弁も認めることはできない。そうでなければ、裁判拒否として責任を追及される。 [草案: 56, 316, 317条]

その他のことについては、通常の手続で行われなければならない。

判決には、判決理由の冒頭に、移送された判決が記載されなければならない。

434条

第571条 新たな判決 新たな判決が、既に承認された事実の全部もしくは一部および法律規定との不一致、または破棄院判決との不一致を承認したときは、新たな判決は、前条により越権として、破棄されなければならない。 0

新たな判決は、さらに、第532条に定められた理由により争われる。

破棄院は、新たな破棄請求について、通常の手続で裁判しなければならない。

434条

第572条 執行の委任 破棄院は、原判決を破棄自判したときは、破棄された判決を下した裁判所またはその他の裁判所に、その判決の執行を委任する。 432条

第573条 欠席判決の通知方法 破棄院の判決は、欠席判決であっても、異議申し立によって争うことはできない。但し、破棄院は、欠席した当事者に対しては、第548条、552条および555条によって、正式になされた通達を考慮した上でなければ裁判することはできず、そのことが判決に記載されなければならない。

426条

第548条に定められた通達が、破棄請求を受けた判決を下した裁判所の書記によって被請求者になされていないときは、破棄院の検事長は、申請により、被請求者に対して通達させなければならない。

事件は、なされた通達の始点を考慮して、距離についての法定期間が2倍に増やされ、10日の期間経過後でなければ、法廷で裁判されない。 0

第574条 同前: 異議申し立の却下 請求者の破棄請求および申請が始めに正式に通知された被請求者が、第549条に定められた期間内にまたは遅くとも報告裁判官の任命の日までに、その防御のための申請書を提出しないときは、検事長は、被請求者に対して、第552条に定められた手続で、5日の期間内に申請書を提出するよう命じなければならない。その命令には、命令に従わなかったときは、破棄請求は裁判され、被請求者については判決は対審でなされたものと見なされる旨の警告が添えられる。 0

第575条 警告、譴責、戒告 第532条、540条、541条および542条の規定により判決が破棄されるすべての場合に、裁判所または法院の一定の構成員に重過失または重大な怠慢があると認めるときは、破棄院は、破棄院検事長の請求により、そ

これらの者に対して、重大さに応じて、譴責（réprimande）または戒告（censure）を言い渡すことができる。但し、第541条の場合には、必要があれば、より重い刑を科すことを妨げない。

破棄院は、破棄請求期間が経過して破棄が不可能となったときにも同様の権利をもち、検事長は前項の不備によって損なわれた行為または判決を破棄院に提訴することができる。 0 [草案：…，F：439，441条]

第576条 同前 前条により定められる決定は、評議部で行われなければならない。

前項の決定は司法大臣に伝えられ、司法大臣の命令により、譴責の対象となっている構成員に伝達されなければならない。

すべての場合において、破棄院の判決が、破棄された判決の余白に記載されなければならない。 0

第577条 嘆願 次の場合、利害関係人は、破棄院に対して、破棄判決について嘆願（requête respectueuse）することができる。

1. 破棄院が、前数カ条の規定により定められている手続を遵守しなかったとき。

436条

2. 破棄院が、申し立てられた破棄理由について宣告しなかったとき。 436条

3. 破棄院が、申し立てられなかった破棄理由について破棄したとき。 0

4. 検察官が尋問されなかったとき。 0

5. 同一事件について二つの破棄院判決の間に矛盾があるとき、または同一判決の二つの判事項目の間に矛盾があるとき。 436条

6. 破棄院が、その判決のときに、偽造または具体的な誤りで害されたと認められる証拠にもとづいて裁判したとき。 0 [草案：150，150の2条，F：438条]

第578条 同前：手続 前条第1号から5号までの嘆願は破棄請求された判決の言い渡しから3日以内に、また第6号の嘆願は偽造または誤りが発見された日に書記課に提出されなければならない。

嘆願には、破棄院に登録されている弁護士が署名しなければならない。

嘆願は、それに対して防御すべき当事者に3日以内に通知されなければならない。防御する者は、同一期間内に防御を提出しなければならない。

判決の執行は、判決から3日間および必要があるときは新たな訴訟手続の間、停止されなければならない。

破棄院は、通常の手続で、嘆願の受理を審査しなければならない。必要があるときは判決の修正をしなければならない。 437条

第579条 忌避 第55条および269条，271条に定められた裁判官および書記の忌避

理由は、破棄院の裁判官および書記に適用される。

破棄院は、忌避について評議部で裁判しなければならない。

第272条は、回避を申し出た検事長および検事長代理に適用される。 438条
第580条 費用 破棄院において敗訴した当事者は、第358条に定められた区別に
従って、訴訟費用の言い渡しを受ける。 0 [草案:..., F: 436条]

解説

- 第531条 662. 決定の性質, 人, 訴訟事件に関する破棄院の通常の権限の限界; 一定の場合の特別権限の留保。
- 第532条 663. 破棄請求が認められる 15 の場合に共通の特徴。 664. 予審または本案の判決と移送の区別。 665. 第 1 の場合。 666. 第 2 の場合。 667. 第 3 の場合。 668. 第 4 の場合。 669. 第 5 および第 6 の場合。 670. 第 7 の場合。 671 および 672. 第 8 の場合。 673. 第 9 の場合。 674. 第 10 の場合。 675. 第 11 の場合。 676. 第 12 の場合。 677. 第 13 の場合。 678. 第 14 の場合。 679. 第 15 の場合。 680. これらの場合は限定的かまたは単なる叙述か。
- 第533条 681. 正当な利益の欠如による破棄請求の却下: いくつかの可能性。
- 第534条 682. 被告人の付随的破棄請求; 原告の補足的破棄請求; 検察官の権限。
- 第535条 683. 破棄請求による有罪判決の停止的效果。 684. 付随的民事判決についての同様の効果。 685. 認められたまたは認められなかった釈放についての二つの例外。
- 第536条 686. 付随的判決についての破棄請求: 一般に停止的效果なし; 例外的な場合。
- 第537条 687. 両当事者にとっての破棄請求事由: 本案の判決と予審判決の差異。 688. . . . 有罪判決の場合。 689. . . . 刑の免除または免訴の場合。 690. . . . 無罪の場合。
- 第538条 691. 民事判決に対する破棄請求; 民事判決について刑事判決の移送を伴った破棄の効果。
- 第539条 692. 判決裁判所への移送および免訴の場合, 予審行為に対する破棄請求。
- 第540, 541および542条 693. 特別破棄請求; その特徴: 法律の利益におけるフランスの破棄請求との大きな違い。 694. 第 1 の場合。 695. 第 2 の場合。 696. 第 3 の場合。
- 第543条 697. 科せられる刑から受けた刑を控除。
- 第544条 698. 破棄請求の手續: 期間, 権利喪失の回復。
- 第545条 699. 同前: 代理人による破棄請求。
- 第546条 700. 破棄請求を行うためには在監者である必要: 区別。
- 第547条 701. 防御者への破棄請求の通知。
- 第548条 702. 破棄理由を含む申請書の提出; 防御者への通知。
- 第549条 703. 防御者の申請; 請求者への通知。
- 第550条 704. 2 通の原本の必要: 区別。
- 第551条 705. 政府委員による書類の引き渡し。 706. 訴訟事件目録への登録。 707. 職権による弁護士。

ポアソナード刑事訴訟法典草案（中村）

- 第552条 708．破棄請求受理の審査，検事長の請求あるときは請求者との対質。
- 第553条 709．破棄請求の不受理。
- 第554条 710．破棄請求の受理：報告裁判官の任命。
- 第555条 711．補充趣意書：期限。
- 第556条 712．破棄請求の裁判：裁判官の報告；必要な場合，陳述；検事長の論告。
- 第557条 713．公開の法廷；審理書類，審理，判決。
- 第558条 714．破棄請求の却下。
- 第559条 715．管轄権についての管轄指定の破棄。
- 第560条 716．判決の破棄，別の裁判所への移送。
- 第561条 717．移送なしの破棄；法律適用の誤り：破棄院による訂正。 718．新たな組織に
対する異議：答弁。
- 第562条 719．同前：不当な刑の免除；重罪事件，軽罪事件または違警罪事件の区別。
- 第563条 720．同前：非公開：重罪事件，軽罪事件，違警罪事件および民事事件の区別。
- 第564条 721．同前：複数の確定判決の矛盾：既判力をもった判決の破棄。
- 第565条 722．越権；手続き無効：無効行為およびそれに続く行為の破棄。
- 第566条 723．付随的判決およびそれに続く判決の破棄。
- 第567条 724．必要な場合，ある請求項目に対してだけの破棄。
- 第568条 725．正犯および共犯の場合：一人だけに関する破棄。 726．共同正犯の場合：区
別。 727．同様の場合の破棄判決，すべての者の利益のための破棄。
- 第569条 728．同一種類同一審級の移送裁判所の指定。
- 第570および571条 729．移送裁判所についての破棄院判決の権限。 730．同前：越権：新た
な破棄。
- 第572条 731．破棄院判決の執行のために地方の裁判所の指定。
- 第573および574条 732．破棄院での欠席判決；欠席判決回避のための予防。 733．同前：異
議申し立の拒否。
- 第575および576条 734．破棄院での警告，譴責，戒告。 735．破棄が不可能になった場合も
同様。 736．判決の手続および伝達。
- 第577および578条 737．破棄院判決に対する嘆願。 738．嘆願の期間および手続。
- 第579条 739．破棄院裁判官の忌避。
- 第580条 740．敗訴者に対する訴訟費用の言い渡し。

第 章 再審の申し立について（Du pourvoi en révision）

- 第581条 再審が受理される刑の言い渡し 重罪刑または軽罪拘禁刑の言い渡しに
対する再審は，次条以下に定められる場合に且つ定められる条件で，いずれかの
裁判所が裁判した事実の誤認（*erreur de fait*）について，請求することができ且
つ認められる。

再審は、確定した判決に対してでなければ請求することはできない。 439条

[草案: ..., F: 443条から447条]

第582条 再審が認められる五つの場合 再審は、次の場合でなければ請求することはできない。

1. 殺人罪について刑の言い渡しがあり、且つ殺されたといわれている者が刑の言い渡しがなされたときに生存していた場合または有罪とされた行為より前に死亡していた証拠がある場合。
2. 2人以上の者が同一の事実を理由として別々に刑の言い渡しを受け、刑の言い渡しを受けた一方の者からいかなる共通の関与もまたは両者の間にいかなる共犯の可能性も導き出されない場合。
3. 一定の場所で且つ一定の時に犯された重罪または軽罪で刑の言い渡しを受けた者が、その時に別の場所で作成された公正証書 (acte authentique) によって、当該証書の場所において、さらにその場所が犯罪の場所からかなり遠くて刑の言い渡しを受けた者が当該犯罪の正犯であることが真実ではないと証明された場合。
4. 判決に関与した1人または複数の裁判官または陪審員が、有罪を言い渡された事件の際に収賄罪で刑の言い渡しを受けた場合。但し、贈賄が刑の言い渡しを受けた者自身によって行われたときはこの限りでない。
5. 被告人に不利に法廷においてまたは再審において供述し且つ法廷でその供述書が朗読された証人、鑑定人または通訳が、判決のときに、偽証または虚偽の供述により刑を言い渡された場合。公務員が、法廷で朗読された被告人に不利な報告書または調書の偽造で刑の言い渡しを受けた場合も同様とする。 439条

第583条 再審請求権者 次の者が、再審請求権を有する。

1. 再審請求されている刑の言い渡しをした裁判所の検察官。
2. 刑の言い渡しをした裁判所を管轄する控訴院の検事長。
3. 職権によりまたは司法大臣の命令により請求を行う破棄院の検事長。
4. 刑がまだ消滅せず、在監しているときは、刑を言い渡された者。
5. 不出頭または欠席判決の場合でも、刑を言い渡された者が死亡したときは、その法的な配偶者、第197条に定められた資格のあるその親族もしくは姻族、法的なもしくは遺言による相続人、刑を言い渡された者が明示的に使命を与えた者および弁護人。 440条

第584条 再審請求期間 第582条に定められた再審請求の第1の場合には、前条

に定められたすべての者は、刑を受けた後であっても、または時効、恩赦もしくは復権により刑が消滅した後であっても、いつでも再審請求をすることができる。

検察官は、第582条2号から5号の場合には、前項と同一の権利を有する。

利害関係人は、第582条2号から5号の場合には、刑が消滅した後であっても、再審請求権が認められたときから3年以内でなければ再審を請求することはできない。 441条

第585条 再審請求手続 再審請求は、原判決の写しおよび証拠としての書類を添えて、破棄院に宛てた申請書の形式で趣意書（memoire）によって行わなければならない。

請求者は、有用だと考えるあらゆる資料を趣意書に添付しなければならない。

442条

第586条 同前：伝達 申請書が刑の言い渡しを受けた者またはその代理人から提出されるときは、その申請書は原判決を下した裁判所の書記課に提出されなければならない。刑の言い渡しを受けた者が在監者であるときは、申請書を監獄の長に提出し、長は申請書を直ちに原判決を下した裁判所の書記課に渡さなければならない。

政府委員は、当該申請書に自らの意見を添えて、控訴院の検事長に伝達しなければならないが、また政府委員が再審請求したときは、自らの申請書も控訴院の検事長に届けなければならない。

控訴院の検事長は、前数カ条の規定により送達を受けたときと同様、自らの申請書を破棄院の書記課に送らなければならない。

控訴院の検事長が申請書を提出しないときは、自らの意見を添えなければならない。 442条

第587条 受理可能性の事前審査 破棄院の重罪部は、院長の招集にもとづいて、すべてのことを差し置いて、評議部に集合しなければならないが、本案の審理前に、再審請求の受理可能性について判断しなければならない。

検事長は、自ら再審請求をしなかったすべての場合に、その意見を申し立てなければならない。 444, 445条

第588条 同前：却下の場合 次の場合は、不受理として、再審請求を却下しなければならない。

1. 援用された再審理由が、第582条に含まれていない場合。
2. 第583条に定められた資格をもたない者から請求がなされた場合。
3. 第584条に定められた期限が切れた場合。

4. 第585条で要求されている書類が提出されなかった場合。但し、この場合、破棄院は、却下を延期し、提出書類を補完するために請求者に一定の期間を認めることができる。 0

第589条 同前：認容、判決執行の延期 破棄院は、再審請求が適法であるときは、請求の認容を言い渡さなければならず、同一の判決で、再審請求されている刑の言い渡しの執行または矛盾する相容れない判決の執行の延期を命じなければならない。但し、在監者は、現在いる場所の監獄に留められる。

再審請求を認容した判決は、直ちに司法大臣に伝達されなければならないが、大臣はその効力を保障しなければならない。 0

第590条 本案の審理：却下 破棄院は、その後速やかに、検事長の意見を聴いて、破棄院裁判官の1人に報告させ、公開の法廷で、本案の請求について審理しなければならない。 443条

破棄院は、第582条1号の場合は、殺されたといわれている者が、582条に定められた時に生存していたことを、自身で確認または裁判事務委託により確認させなければならない。

破棄院は、第582条2号の場合は、同一の事実を理由として言い渡された異なった刑の言い渡しがかつて矛盾するか否かおよびその結果刑を言い渡された者が無実である証拠があるか否かを確認しなければならない。

破棄院は、第582条3号から5号の場合は、法律に従って再審理由の証拠が提供されたか否かを審理しなければならない。

破棄院は、第582条1号から5号の正当性が証明されなかったときは、請求を却下しなければならない。 0

第591条 同前：認容、再審のための移送 破棄院は、後に定められる抗弁を除いて、援用された再審理由が正当であり且つ立証されたときは、刑事および付帯私訴について言い渡された有罪判決の再審を命じ、刑の言い渡しを受けた者を、未決勾留または訴追の状態、原判決を言い渡した裁判所と同一審級の同一種類の別の裁判所に移送しなければならない。但し、再審請求されている有罪判決が軽罪のときは、移送は常に控訴院になされなければならない。 445条

矛盾する有罪判決の場合、原判決を言い渡した裁判所の審級が異なるときは、移送は最も上の審級の裁判所になされなければならない。裁判所の種類が異なるときは、移送は普通裁判所(juridiction de droit commun)になされなければならない。 0

不出頭または欠席判決の場合でも、刑を言い渡された1人または複数の者が死

亡したときは、破棄院は、死亡した者の親族または友人の中からその趣意書の保佐人を任命しなければならない。 0

第592条 新たな訴訟手続 再審のために事件を移送された裁判所は、破棄後の移送の場合と同様に裁判しなければならない。 445条

死亡していない被疑者または被告人の中に不出頭または欠席判決を受けた者がいるときは、その者については、通常の事件と同様に裁判しなければならない。

445条

趣意書の保佐人は、現存している被疑者または被告人に認められるすべての権利を行使しなければならない。 0

第593条 新たな判決 生存している被告人が有罪でない認められたときは、無罪が言い渡されなければならない。

被告人が再び有罪と認められたときは、科せられる刑は法律に従って言い渡されなければならない。

第1項および2項の場合、それぞれに請求されている民事の賠償について新たに裁判しなければならない。

死亡した被告人についても、同様とする。 0

第594条 同前：伝達、終局判決 裁判所または法院の新たな判決は、政府委員によって、直ちに、破棄院に伝達されなければならない。

破棄院は、報告裁判官の報告を聴き、訴訟当事者および検事長の申し立について、公開の法廷で、後に定められる規定に従って、終局判決を下さなければならない。 0

第595条 無罪および死亡の場合の原判決の破棄 新たな判決が1人または複数の生存している被告人の無罪を言い渡すときは、破棄院は、それに関する原判決を破棄し、被告人に対し原判決が言い渡した刑を免除しなければならない。 0

再審請求が認められた者の中に死亡した者がいるときは、破棄院は、同様に、無罪を言い渡されていたものとしてその有罪判決を破棄し、その名誉が回復されることを言い渡さなければならない。 0

破棄判決は、破棄院が命じる方法で、命じる場所に公表され且つ掲示されなければならない。 447条

第596条 有罪の場合の刑の併合 被告人が新たに刑の言い渡しを受けた場合、その刑が前の刑より軽いときは、破棄院は、原判決を破棄し、第543条に従って、既に受けた期間を差し引いて、新たな判決の執行を命じなければならない。

新たに言い渡された刑が前に言い渡された刑と同等またはそれより重いときは、

破棄院は、最初の言い渡しだけが全体として完全な効果をもたらすことを命じなければならない。

第1項および2項は、民事の有罪判決にも適用される。 0

第597条 死亡の場合、移送せずに破棄 有罪判決を受けて再審請求をしたすべての者が死亡し、破棄院が第590条に定められた審理にもとづいて再審請求が正当であると認めるときは、破棄院は、移送を言い渡してはならない。その場合、破棄院は、有罪の言い渡しを破棄し且つ死者の名誉を回復しなければならない。破棄院は、さらに、権利承継人 (ayant-droit) に訴訟費用および罰金の返還を命じなければならない。 446条

民事上の利害関係当事者は、必要があるときは、民事裁判所にその請求をすることができる。 0

第597条の2 嘆願 再審請求についての破棄院の決定は、第577条および578条に定められた手続と条件で、嘆願 (requête respectueuse) によって、破棄院においてしか争うことはできない。 0

第597条の3 判決の司法大臣への伝達 前条の嘆願またはその却下について定められた期間の経過後は、必要があるときは、手続についてまたは本案に対して再審請求の不受理を言い渡した判決、新たな審理のために別の裁判所への移送を言い渡した判決、ならびに先の有罪の言い渡しを破棄した判決は、抄本で、直ちに、検事長から司法大臣に伝達されなければならない。司法大臣はその執行を保障しなければならない。 0 [草案: 576条2項, 589, 601, 613, 620条]

解説

第581条 741. 再審請求の特徴: 破棄請求との違い; その制限および条件。

第582条 742. フランスの法典と比較して日本草案における再審の拡大。 743. 第1の場合。 744. 第2の場合。 745. 第3の場合。 746. 第4の場合。 747. 第5の場合。 747の2. ほかに再審を認めることの危険。

第583条 748. 再審請求が認めれる者。

第584条 749. 再審請求期間: 場合と人の差。

第585条 750. 再審請求手続。

第586条 751. 破棄院への伝達; 検察官の意見。

第587条 752. 再審請求受理可能性の必要的審査。

第588条 753. 請求の却下; 新たな請求。

第589条 754. 認容: 判決執行の延期。

第590条 755. 四つの手続; 厳密な意味での再審は? 756. 五つの再審の検討。 757. 却下; 新たな請求。

ポアソナード刑事訴訟法典草案（中村）

- 第591条 758．再審のための移送が行われる裁判所の種類と審級。 759．死亡した場合のフランス法との違い。
- 第592条 760．新たな訴訟手続：生存被告人に対する通常の規則の適用。 761．死亡被告人に対する公訴権の消滅；被告人の趣意書に対する補佐人の役割。
- 第593条 762．生存被告人の無罪または有罪；民事の賠償，死亡被告人の場合も同様。 763．裁判官，陪審員および証人の免責，但し再審が認められる第4および第5の場合を除く。
- 第594条 764．新たな判決の破棄院への伝達。
- 第595条 765．無罪となった生存被告人および死亡被告人に関する最初の判決の破棄：最初の有罪判決，罰金および訴訟費用の返還；死者の名誉の回復。
- 第596条 766．有罪の言い渡し：先に言い渡された刑の減輕または維持，加重はなし。民事の有責判決についての解決方法も同じ。
- 第597条 767．有罪判決を受けたすべての者が死亡している場合：有罪判決の移送なしの破棄；その名誉の回復。 768．フランス法の批判。
- 第597条の2 769．再審請求に関する破棄院の判決に対する嘆願。
- 第597条の3 770．判決の司法大臣への伝達；その二つの目的。

第 章 管轄指定について（Des règlements de juge）

- 第598条 積極的管轄権の抵触：管轄指定の条件 同一事件または関連した事件が，予審裁判所であれ判決裁判所であれ，同時に，二つ以上の裁判所に提訴されたときは，必要な場合は，各訴訟当事者は，次の条件で，破棄院に管轄指定を請求することができる。 448条〔草案：…，F：525から541条，民事訴訟法典363条以下〕
- 1．無管轄の抗弁（exception d'incompétence）が，管轄権が抵触しているいかなる裁判所にも受理されないとき。
 - 2．提訴された無管轄の抗弁が却下されたとき，および控訴理由があったが控訴手段が使い尽くされまたは無視されたとき。
 - 3．管轄権が抵触している裁判所が同一の上級裁判所に属さないとき，または管轄権の抵触が二つ以上の法院の間に存するとき。
 - 4．管轄権が抵触している裁判所が同一の上級裁判所に属している場合，第263条，319条および320条に従ってその上級裁判所に管轄指定が請求されたとき，およびいずれかの当事者が管轄指定を受け入れなかったとき。 0
- 第599条 請求の手続 管轄指定の請求は，証拠書類を添えて破棄院に対する申請書の形式で，事件を提訴したいいずれかの裁判所の書記課に提出しなければならない。 449条
- 管轄指定の請求は，相反する利害関係のある訴訟当事者と同数の原本で提出さ

れなければならない。

管轄指定の請求は、書記により、同一裁判所で手続を行い且つそれに対して防御することができる当事者に伝達されなければならない。その当事者は、3日以内に、防御の申請書2通を書記課に提出しなければならない。 0

第600条 伝達 検察官は、提出された書類を、直ちに、破棄院に引き渡さなければならない。検察官が請求者または被請求者でないときは、検察官は理由を付してその意見を添えなければならない。

検察官は、請求と同時に、事件を提起された別の裁判所の検察官に通知しなければならない。 0

第601条 受理可能性についての事前の決定 破棄院は、検事長の要請にもとづき、評議部に集まって、再審請求以外の事件を中断して、第598条に従って請求が受理可能か事前に管轄指定を審査しなければならない。

破棄院は、第598条に定められた条件を満たしていない請求を却下しなければならない。

破棄院は、請求が受理できると判断したときは、訴えを提起された各裁判所が遅滞なく当該訴訟の書類を破棄院に引き渡すよう命じなければならない。

破棄院の判決は、直ちに司法大臣に届けられなければならない。司法大臣はその執行を保障しなければならない。 0

第602条 延期、注意 判決の通知が訴えを提起された裁判所の書記課になされたら直ちに、当然に延期がなされなければならない。但し、保存措置 (mesure conservatoire) または緊急措置 (mesure urgente) を採ることができる場合はこの限りでない。

管轄権の抵触についてまだ申し立をしていない利害関係当事者および検察官は、第324条に定められた形式で且つ定められた期間内に、裁判所に申し立を提出するよう注意される。 0

第603条 本案に対する決定 破棄院は、当該書類および申し立を受け取った後、破棄院の報告裁判官の報告にもとづき、検察官の意見を聴いて、公開の法廷で管轄指定を行わなければならない。 450条

訴訟当事者は、破棄院弁護士によって代理してもらうことができる。

破棄院は、申し立てられている管轄権の抵触を認めなかったときは、請求を却下し、中断されていた状態で訴訟手続の再開を命じなければならない。

破棄院は、管轄権の抵触を認めたときは、第 編の共通規定に従って、法律により管轄権がある裁判所において事件の裁判を命じまたは裁判の継続を命じなければ

ばならない。 0

第604条 消極的管轄権の抵触 さらに、いかなる種類およびいかなる審級の裁判官もしくは裁判所も無権限であると宣告された場合、または忌避を理由としてもしくは不可抗力を理由としてある事件を裁判できない場合、通常の規則によればいかなる裁判所にも訴えを提起できない場合、従って裁判する裁判所がない場合には、消極的管轄争いがあり、破棄院は管轄指定を行わなければならない。

448条

第605条 請求の手續 前条に定められた場合は、利害関係当事者および検察官、または職権によりもしくは司法大臣の命令にもとづいて当該裁判所の検事長は、管轄指定の請求を、直接破棄院に対して申し立てなければならない。 0

第606条 通知、伝達 無権限であると宣告されたもしくは忌避された裁判所の検察官または事件の以前の当事者が管轄指定の請求をしたときは、その請求は請求に対抗できる当事者に通知されなければならない。通知を受けた当事者は、3日以内に、その通知をした裁判所の書記課に趣意書を提出しなければならない。

前項の趣意書は、請求および訴訟記録とともに、破棄院に伝達されなければならない。 0

第607条 同前、国選弁護士 破棄院検事長が請求をしたときは、その請求は、前条で定められた手続を行うために、前条で指定された検察官を介して、当事者に伝達されなければならない。

在監している被告人がいるときは、破棄院は職権で、被告人に弁護士を付けなければならない。 0

第608条 実体に対する決定 破棄院は、その裁判官のうちの1人の報告、利害関係当事者の弁護士の意見および検事長の申し立を聴いた後、公開の法廷で、管轄指定について裁判しなければならない。 450条

第609条 直接提訴：移送 破棄院は、犯罪行為（fait incriminé）の要素が提出された証拠および記録により十分に明確にされた場合は、犯人の資質、犯罪の場所、性質および等級により、管轄権がある裁判所を判断したときは、その裁判所が無権限であると宣告されていたときでも、法律により権限のある裁判所に事件の裁判権を付与しなければならない。

破棄院は、管轄を定めるために犯罪の要素が十分に明確にされていない場合は、控訴院により予審がなされるよう事件を控訴院に移送しなければならない。また重罪については事件を重罪院に、軽罪については直接に判決がなされるよう重罪院に、違警罪については事件を違警罪裁判所に移送しなければならない。但し、予

審および判決に対する通常の上訴についてはこの限りでない。 0 [草案:559条]

第610条 不可抗力の場合 破棄院は、不可抗力により裁判所が職務停止しているときは、職務停止している裁判所に最も近い三つの裁判所うちの一つを指定しなければならない。 0 [草案:569条]

第611条 異議申し立 2種類の管轄争いに関する管轄指定は、利害関係当事者が第599条、606条および607条に定められた通知を受領しなかったときは、検察官以外の利害関係当事者により、破棄院において、異議申し立の方法で争うことができる。

異議申し立は、移送決定について当事者に伝えられた裁判から3日以内に手続をしなければならない。

異議申し立は、その通知を行った裁判所の書記課にしなければならない。

異議申し立は、前項の裁判所の検察官から破棄院に伝達されなければならない。

破棄院は、第608条に定められた手続で、報告なしに、異議申し立を裁判しなければならない。 0

第612条 その他の原則、上訴 破棄請求のために定められているその他の原則は、先に定められている規定に反しない限りすべて、管轄指定の請求について遵守しなければならない。

破棄院に対してなされた請求による上訴についても、前項と同様とする。 0

第613条 司法大臣への伝達 管轄指定の請求について終局的になされた判決は、破棄院の裁判を受けた証拠および訴訟書類を添えて、直ちに、司法大臣に伝達されなければならない。司法大臣は、それらの証拠および書類を、訴えを提起された裁判所に伝え、且つその執行を保障しなければならない。 0 [草案:576条2項,589条,597条の3,691条,620条]

解説

第598条 771.既に遭遇している管轄権抵触についての注意;二種類の管轄権抵触:積極的抵触,消極的抵触。 772.破棄院における管轄指定の条件。

第599条 773.積極的抵触:請求手続。

第600条 774.この問題に関する検察官の役割。

第601条 775.受理可能性についての事前の審査。

第602条 776.請求の認容:当然の延期。

第603条 777.本案の判決;却下:審理の再開;抵触の承認:管轄裁判官の決定。

第604条 778.消極的抵触;その原因,その救済策:破棄院への当然の請求。

第605条 779.この場合,誰が管轄指定の請求を行うのか。

第606および607条 780.請求手続;通知;回答。

- 第608条 781．本案についての決定，受理可能性の事前の審査なしに。
第609条 782．管轄権の直接決定。 783．決定のために控訴院への移送。二審制の一般的先
人観の付随的反論。 784．無権限を理由とする破棄請求の管轄指定の伝達。
第610条 785．不可抗力による障害：直近裁判所への移送。
第611条 786．管轄指定の通知不受領に対する異議申し立。
第612条 787．破棄請求についての規則の適用。
第613条 787．司法大臣への伝達。

第 章 公共の安全および裁判の公正を疑わせる事由を理由とする移送につ
いて（Des renvois pour sûreté publique et pour suspicion légitime）

第614条 公共の安全を理由とする移送，請求者 犯罪の性質，被疑者の数または
身分，地方の感情の高まりまたはその他の重大な事情により，混乱を引き起こす
不安があり，自由な裁判に対する侵害の恐れがあるときは，公共の安全を理由と
して，予審および判決は，同一種類の同一審級の別の裁判所に移送されるべきも
のとし，そこで裁判をしなければならない。 451条 [草案：562条，F：542から552
条]

前項の移送は，司法大臣の命令により，破棄院の検事長が，破棄院に対してだ
け請求することができる。 452条

第615条 評議部における決定，上訴不可 破棄院は，訴訟当事者の意見を聴くこ
となしに，評議部において裁判しなければならない。 453条

移送を認めないまたは移送を言い渡す決定に対しては，異議申し立も嘆願も認
められない。

第616条 裁判の公正を疑わせる事由を理由とする移送 破棄院は，訴訟の情況，
被告人の身分，または地方の感情により，裁判官の独立または公平が損なわれる
恐れがあるときは，裁判の公正を疑わせる事由を理由として，裁判すべき裁判所
とは別の裁判所に，事件の移送を命じることができる。 454条

第617条 請求者，期限 管轄裁判所の検察官，被告人およびその他の利害関係当
事者は，本案の判決まで，裁判の公正を疑わせる事由を理由として移送を請求す
ることができる。

但し，嫌疑のある裁判所に任意に手続を行った付帯私訴当事者，および嫌疑の
原因となる新たな事実が生じない限り移送の請求をする前に法廷での審理を承認
した被告人は，もはや前項の請求をすることはできない。 455条

第618条 請求の手続 裁判の公正を疑わせる事由による移送の請求は，申請によ

り、管轄指定と同一の手續で行わなければならない。

前項の請求には、裁判の公正を疑わせる理由を証明する趣意書を添付しなければならない。

前項の趣意書は、それに反論する訴訟当事者に伝達されなければならない。

456条

管轄指定について第599条から603条に定められたその他の規則と手續が遵守されなければならない。 457条

第619条 弁論の延期 検察官が裁判の公正を疑わせる事由を理由とする移送の請求を行ったときは、当然に審理が延期される。

その他の訴訟当事者が前項の請求を行ったときは、裁判所はその請求を考慮しないかまたは審理を延期することができる。 458条

第620条 判決の伝達 移送請求について下された破棄院の判決は、直ちに司法大臣に伝達されなければならない、移送が言い渡されたときは、司法大臣はその執行を保障しなければならない。 0

解説

789 . 二つの移送の特徴

第614条 790 . 公共の安全のための移送の理由：法律により管轄権がある裁判所以外の裁判所の指定。

第615条 791 . 評議部における決定；いかなる上訴も不可。

第616条 792 . 裁判の公正を疑わせる事由による移送の理由。

第617条 793 . 請求権の制限。

第618および619条 794 . 管轄指定の請求手續との類似。

第620条 795 . 司法大臣への伝達。 795の2 . 陸軍裁判所および海軍裁判所に関する異議申し立。

789 : この最後の章は、再び管轄権についてであり、その重要性はこの法典のすべての場所で感じられる。

ここでは、法律を解釈する最高の権限を破棄院に委ねることでもなく、またそれを見つけないのは非常に難しいから法律の錯誤よりもずっと危険である事実の誤認を正すことでもない。第610条の場合のように、管轄指定は、破棄院に属する司法行政の権限であり、しばしば管理に関するなんらかの裁量権を伴っている。別の言い方をすれば、例外的な理由により、法定の通常の管轄権を変更することであり、その場合、法律は、事件を裁判する裁判所を選ぶ配慮を最高の裁判所に委ねている。

二つの場合がこの章の標題に掲げられている。それは、普通法の例外となる理由によって示されている。

第 編 判決の執行、復権および恩赦について

(De l'exécution des jugements, de la réhabilitation et de la grâce)

解説：796 本編の対象。

796：第 編の標題は 判決の執行および刑の停止事由について とすべきであるが、標記のようにする方が好ましいと考える。

本編では、復権および恩赦という二つの事由だけが表示されているが、それだけが手続を必要とするからである。刑期を全部終えることによりまたは刑が時効にかかることにより刑が終了したときには、刑の言い渡しを受けた者は自由になるが、その場合には特に手続を必要としない。

同様に刑を終了させる大赦（刑法典草案第68条参照）はここでは取り上げられていないが、それは特別な手続を必要としないからである。大赦は、その他の刑の消滅事由よりも完全な効力をもっている。というのは、大赦そのものが復権をもたらすからである（刑法典草案第76条）。大赦は刑を消滅させるのであるから、新たな犯罪の場合に再犯として刑が加重されることはない。

第 章 判決の執行について (De l'exécution des jugements)

第621条 刑の言い渡し確定まで判決執行の停止、未決勾留 重罪刑、軽罪刑または違警罪刑を言い渡している判決は、言い渡しが確定するまで執行することはできない。但し、第415条、425条および525条に定められた場合はこの限りでない。

459条

有罪判決に対する上訴手続のために法律が認めた期間中および上訴の審理期間中は、拘禁刑またはそれより重い刑を言い渡された者は、保釈が認められない限り、監獄に拘置されるべきものとする。

第622条 死刑の言い渡しに対する特別規定 死刑の言い渡しの場合、刑の言い渡しを受けた者または検察官が破棄請求をしなかったとき、および恩赦の請求がなされたときもなされなかったときも、判決をした裁判所の政府委員は、訴訟書類を直ちに司法大臣に提出しなければならない。 460条

第623条 同前 恩赦の請求がなされなかったとき、および司法大臣が恩赦または減刑を天皇に提案すべきでないと考えたときは、司法大臣は、第 章に定められるように、10日以内に執行命令を添えて訴訟書類を政府委員に送り返さなければならない。 0

第624条 その他の刑の言い渡し その他の刑の言い渡しは、破棄請求がなされな

いで破棄請求期限の満了により有罪判決が確定した後3日以内に執行されなければならない。 461条 [草案: ..., F: 375条]

第625条 判決の確定: 3日以内の執行 破棄請求がなされそれが却下されたときまたは破棄院自身が法律の定める刑を言い渡したときは、司法大臣による破棄院判決の伝達が判決を行った裁判所または執行の任にあたる裁判所に到達した後3日以内に判決を執行しなければならない。

死刑の場合は、第622条および623条が常に適用される。

第626条 政府委員の役割 刑の言い渡し判決は、判決を行ったまたは執行を委任された裁判所の政府委員の請求により執行される。 [草案: ..., F: 376条]

但し、罰金、国庫 (Trésor public) に支払われるべき費用および破壊が命じられていない没収の対象物は、判決抄本を伴った政府委員の委任状にもとづいて、県の収入役 (receveur des finances du département) によって受領されなければならない。

破壊すべき没収の対象物は、政府委員の監視のもとで破壊されなければならない。 462条

第627条 刑の執行の確認 裁判所の書記は、死刑執行証書 (acte de l'exécution de la peine capitale) を作成しなければならない。執行に立ち会った検察官および刑の執行に関する総則規定に従って召喚された2人の証人が、その証書に署名しなければならない。 [草案: ..., F: 378条]

自由剥奪刑の言い渡しについては、刑の言い渡しを受けた者に指定された行刑施設 (établissement pénitentiaire) への入所記録簿に刑の言い渡しを受けた者の氏名を記載することによって証明されなければならない。

訴訟費用、罰金および没収については、収入役の領収書により証明されなければならない。執行に関するその他の手続は、刑に関する総則規定により定められる。 463条

第628条 監獄の指揮監督 日本国内に設置されている監獄およびその他の行刑施設は、内務大臣 (Ministre de l'intérieur) の権限に属する。但し、軍事施設に関して定められることはこの限りでない。

島嶼部に設置されている行刑施設は、必要な場合には、海軍大臣 (Ministre de la marine) の権限に属する。 0 [草案: ..., F: 603条以下]

第629条 刑を言い渡された個人の報告書記載 対審判決もしくは不出頭による刑の言い渡しが確定したとき、または刑の言い渡しが欠席判決によるときは、その判決を言い渡した軽罪裁判所、控訴院および重罪院の書記は、各受刑者について

個別に報告書（notice）を作成し、以下のことを記載しなければならない。

1. 刑を言い渡された者の氏名およびできる限り年齢、職業、住所、出生地。
2. 犯罪の法的性質。
3. 言い渡された刑の正確な名称。
4. 認められた刑の免除事由または減輕事由。
5. 必要な場合には再犯事由およびその他の加重事由。
6. 判決日付。
7. 判決が対審によるか、不出頭によるかまたは欠席判決によるかの記載。

464条 [草案：…，F：600条から602条]

第630条 同前 前条の報告書の原本は3通作成され、1通は刑を言い渡した裁判所または法院の書記課に保管され、別の1通は刑を言い渡された者の出生地の裁判所書記課に送付され、3通目は司法省に送られるものとする。

破棄院が刑法の誤った適用に対して破棄請求された判決を変更した場合に、破棄院によって刑の言い渡しが行なわれたときは、報告書は刑の執行にあたる裁判所の書記が第572条に定められた期間に作成しなければならない。

違警罪裁判所の書記は個人の報告書の原本を2通作成しなければならない。1通は書記課に保管し、別の1通は司法省に送られるものとする。 465条

第631条 司法統計 司法行政および司法統計のために書記に課せられるその他の任務は、特別規定により定められる。 0

第632条 判決の解釈 判決の対象である個人の決定についての、または刑の性質、範囲もしくは期間についての判決の解釈および判決の執行に関する異議申し立ては、その判決を言い渡した裁判所により裁判される。 466条

但し、裁判所は、判決に引用された法律の条文で犯罪に特に指定されている刑以外の刑の性質を決めることはできず、また法律が異なった刑の範囲または期間を定めているときは、裁判所は解釈により刑の最低限しか指定することはできない（原注）。

原注：この項は、印刷中に付加された。

第633条 裁判所の権限の限界 刑の言い渡しを受けた者が逃走し後に逮捕された場合、刑の言い渡しを受けた者が判決の対象となっていた者と同一人ではないと異議申し立てをするときは、それを確認するために、言い渡しを受けた者は先に有罪を言い渡した裁判所に送致されるべきものとする。

裁判官は、同一人であることにつき疑いをもつときは、参考として、監獄の長および看守または監獄の監督のほか、被告人に有利にまたは不利に証言する複

数の証人, その裁判所に所属しなくなった裁判官, 検察官, 陪審員または書記を呼び出すことができる。 467条

第634条 逃走し再逮捕された犯人の確認, 手続および上訴 前2カ条により下される判決は, 政府委員の申し立および犯人と目されている者との対質にもとづいて, 公開の法廷で言い渡されなければならない。

前項の判決は控訴できない。前項の判決は, 越権または無権限の場合にだけ破棄請求することができる。

破棄院は, 原判決を破棄したときは, 自判することができ, または通常の規定に従って裁判するために事件を別の裁判所に移送することができる。 468条

第635条 民事の賠償および裁判費用 民事の賠償および訴訟関係人に支払われるべき裁判費用についての判決の執行は, その判決を得た当事者によって追求される。

民事の判決執行に関する一般規定が, 前項の当事者に適用される。 469条

解説

第621条 797. 有罪が確定するまで刑の執行の停止。

第622および623条 798. 死刑判決の言い渡しの場合の特別規定: 司法大臣の特別命令, その必要性。

第624および625条 799. その他の有罪判決: 破棄請求がある場合とない場合の区別。

第626条 800. 検察官に執行の委任; 金銭罰の執行。

第627条 801. 死刑およびその他の刑の執行の確認。

第628条 802. 監獄の指揮および監督: 場所的区別。

第629, 630および631条 803. 有罪判決の通知: その効用。 804. 3通の原本の利用; 違背罪刑の言い渡しについては2通。 805. 刑事統計のその他の作業。

第632および633条 806. 判決の解釈および執行についての異議: 裁判所の権限の限界。 807. 逃亡し再逮捕された有罪者の確認。

第634条 808. 前項の場合の判決に対する上訴。

第635条 809. 民事の有罪判決および訴訟費用: 普通法の参照。

第 章 復権について (De la réhabilitation)

第636条 申請手続 公民権剥奪 (privation des droits civiques) および警察監視 (surveillance de la police) を終了させるために, 刑法典第75条により必要とされる期間に従ってなされた復権の申請は, 刑の言い渡しを受けた者から, 請願書 (pétition) の形式で, 司法大臣に届けられなければならない。

前項の申請は, 申請者が署名して, 申請者が現に居住する地を管轄する県の裁

判所（tribunal de département）の政府委員に届けられなければならない。 470
条 [草案：…，F：619条以下]

訳注：本条で刑法典第75条とされているのは、刑法典草案75条のことである。

第75条：主刑を終えた後または主刑が恩赦もしくは時効により終了した後，公民権剥奪または停止および警察監視は，復権により終了する。

復権は，次の場合に申請することができる。

1. 重罪刑の言い渡しを受けた者については，刑が終了してから5年後。
2. 警察監視のみが言い渡された者については，刑の言い渡しが確定してから2年後。
3. 拘禁刑が言い渡された者については，1年後。

復権の手続およびその他の条件は，刑事訴訟法により定められる。

第637条 証拠書類 刑の言い渡しを受けた者は，前条の申請に次の書面を添付しなければならない。

1. 判決原本の写し。
2. 主刑を受けたことまたは主刑が恩赦もしくは時効により消滅したことを証明する書類。
3. 罰金の受領証，国庫および付帯私訴当事者に支払うべき訴訟費用の受領証，民事の賠償の領収証または当該債務から解放されたことを証明するその他すべての書類。
4. 警察監視だけの言い渡しまたは時効にかかった刑の言い渡しについては，その釈放または刑の言い渡し以降居住している場所を記載する書類。
5. 過去および現在の生計を記載する書類。 471条

第638条 政府委員の役割 政府委員は，次の書類を交付してもらわなければならない。

1. 刑の言い渡しを受けた者が居住していた間に重罪刑または軽罪拘禁を受けていないことを記載し，刑の言い渡しを受けた者の住所地を管轄する県の裁判所の所長が署名した証明書。

刑の言い渡しを受けた者が外国に居住していたときは，日本領事館職員または現地の機関に証明書を請求しなければならない。

2. 生活態度良好で品行方正であることを記載し生計を明らかにしている前項の場所の警部（commissaire de police）の証明書。

政府委員は，さらに，自らが適切だと判断するその他の調査をすることができる。

政府委員は，直ちに，申請および書類に意見を添えて，控訴院の検事長に伝達

しなければならない。但し、本条第1項に定められた条件が満たされないときはこの限りでない。 472条

第639条 検事長の役割 検事長は、新たな取り調べを行うことができ、その書類に意見を添えて司法大臣に伝達しなければならない。 473条

第640条 司法大臣の役割 司法大臣は、書類を調べ、必要だと判断したときは新たな取り調べを行わせなければならない。

前数力条が必要としている書類が適法であり且つ司法大臣の意見が復権を認めるものであるときは、司法大臣は申請について天皇に報告しなければならない。

474条

第641条 申請の却下、新たな申請 司法大臣または天皇が復権の申請を退けたときは、そのことが検事長に知らされなければならない、検事長は復権の申請を届けた政府委員にそのことを伝達しなければならない。

刑法典第75条に定められる期間の半分を経過した後でなければ、復権の申請を再び行うことはできない。 [草案：…，F：639条]

新たな申請の提出および審査については、前数力条の手続を遵守しなければならない。 475条

訳注：刑法典第75条については、第636条の訳注参照。

第642条 申請の認容：様式性 復権が認められたときは、天皇の復権許可状 (lettre impériale de réhabilitation) が司法大臣から控訴院の検事長に渡され、検事長は、許可状を復権が認められた者の住所地の裁判所の政府委員に渡さなければならない。

復権許可状は、政府委員の請求にもとづいて、前項の裁判所の公開の法廷で朗読されなければならない。

復権許可状の原本の写しが復権者に渡されなければならない。

政府委員は、別の1通の写しを刑を言い渡した裁判所に届けなければならない、有罪判決の欄外にそれを書き写さなければならない。 476条 [草案：…，F：632，633条]

第643条 公表 復権者の住所地の裁判所は、復権者の請求にもとづき、復権者の費用で、復権許可状を印刷して、有罪判決が掲示されていた場所および復権者が現に居住する場所に掲示することを認めることができる。 0

第644条 再犯 復権の後重罪または軽罪によって刑の言い渡しを受けた者は、改めて復権の恩典を受けることはできない。 0

解説

810．復権の対象および特徴。

第636条 811．申請ができない期間についての注意。 812．申請手続。

第637条 813．提出すべき証明書：刑の時効の場合の注意。

第638条 814．政府委員による必要な条件の確認：必要な場合、申請の伝達。 815．複数の有罪判決の場合：なすべき区別。

第639条 816．控訴院における検事長の役割。

第640条 817．司法大臣の役割。

第641条 818．申請の却下：新たな申請期間。

第642条 819．復権が認められた場合。

第643条 820．裁判所の判決に対してなされる公表。

第644条 821．復権後の再犯。

810．復権は、法律および天皇の恩恵の一つである。その目的は、身体刑および金銭罰を受けた者に喪失していた能力を完全に戻すことである。復権は、刑罰が剥奪した政治的な権利、公民権および民事上の権利を行使する資格を刑を言い渡された者に戻すことである。復権は、また警察監視を終了させることも目的としている。

しかし、復権の効果は、刑の言い渡しの法的な跡形まですべて消滅させるところにまで及ぶと考えるてはならない。復権は、刑を言い渡された者が新たな犯罪を犯したときは、再犯として刑が加重される余地を残している。この点からすると、復権は、大赦よりも効果は弱く、恩赦に似ている。

刑法典（草案第75条）は、復権の効果を決めているが、ここでは、復権を請求しそれが得られる手続についてだけ定めている。

第 章 恩赦および減刑について（De la grâce et de la commutation de peine）

第645条 申し立期間 恩赦または減刑は、次の場合に申し立てることができる。

- 1．有罪判決に加わった裁判官または陪審員は、有罪判決から3日以内に。
- 2．有罪判決を言い渡した裁判所または法院の政府委員および有罪判決を受けた者が刑を受けた行刑施設の長は、いつでも。

司法大臣は、第622条に定められた場合またはその他のあらゆる場合に、いつでも、恩赦または減刑を天皇に提案することができる。 477, 478条

第646条 申し立て手続 前条1項1号、2号の場合には、申し立は、請願の形式で、司法大臣に届けられまたは政府委員から司法大臣に送られる。政府委員は、自ら申し立をしなかったときは、その意見を付す。

申し立には、訴訟書類および申し立を正当化するまたはそれに反対するあらゆる

る性質の証拠資料が添えられる。 0

第647条 司法大臣の役割 申し立が前2カ条に定められた条件でなされたときは、司法大臣は、自分の意見を添えて、申し立について天皇に報告する。 477条

第648条 死刑執行の停止 恩赦の申し立は、死刑の言い渡しを除いて、刑の執行を停止しない。 478条

第649条 申し立の却下 申し立が却下されたときは、司法大臣は、請求を行ったまたはそれを届けた政府委員にそのことを知らせる。 479条

第650条 恩赦または減刑の認容 恩赦または減刑を認める天皇の許可状は、司法大臣から判決を下した裁判所または法院の政府委員に届けられ、さらに、復権許可状について第642条が定める手続がとられる。但し、復権許可状の印刷および掲示は行われない。

政府委員は、恩赦または減刑許可状の執行に必要なことを行う。 480条

解説

822. 天皇の恩赦権および減刑権の特徴。

第645条 823. 恩赦および減刑の申し立権者。

第646条 824. 申し立の伝達方法。

第647条 825. 司法大臣の役割。

第648条 826. 死刑だけ執行停止。

第649条 827. 申し立の却下：無制限な新たな請求。

第650条 828. 請求の認容：公表の拒否。

822. 刑法典草案第77条は、恩赦および減刑は天皇によらなければ認められないと定めている。また、この二つの手段は、一見、既判力を損なうことについては既に説明した。ここでは、そのような誤った考えの反論に立ち戻る必要はない。

減刑は一種の不完全な恩赦であって、その意味で、刑を言い渡された者に対してより軽い刑を科して刑を免除するのであると言われる。

従って、それは、大した不都合もなく用いることができる一つ的手段である。しかし、あまり文字通りに受け取ってはならない。というのは、国家元首は、確かに刑罰全部を免除することができるが、どんなに軽いものであってもいかなる刑罰も言い渡すことはできないからである。国家元首は、民事においても刑事においても、裁判所の代わりに務めることはできないのである。裁判は天皇の名において行われるとはいえ、裁判は、この点でいわば、憲法上の権限であり、権力分立に結びついている。

減刑する権利とりわけ恩赦権は、ヨーロッパでは、常に君主の最も崇高な特性であり、「王冠の最も美しい宝」であった。

その権利はかつての日本で廃れてはいなかった。封建時代には、将軍と大名がその権利を行使していたのであり、それは刑罰権の本質的な結果であった。

6. ポアソナード草案・治罪法・明治23年刑事訴訟法編別構成比較

ポアソナード草案（条文番号）	治罪法（条文番号）	明治23年刑訴法（条文番号）
総則（1～30）	第 編 総則（1～30）	第 編 総則（1～24）
第 編 刑事裁判所の組織および権限 共通規定（31～60） 第 章 違警罪裁判所（61～65） 第 章 軽罪裁判所（66～74） 第 章 控訴院（75～82） 第 章 重罪院（83～92） 第 章 破棄院（93～97） 第 章 高等法院（98～105の3）	第 編 刑事裁判所ノ構成及ヒ権限 第 章 通則（31～48） 第 章 違警罪裁判所（49～53） 第 章 軽罪裁判所（54～62） 第 章 控訴裁判所（63～69） 第 章 重罪裁判所（70～76） 第 章 大審院（77～82） 第 章 高等法院（83～91）	第 編 裁判所 第 章 裁判所ノ管轄（25～39） 第 章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避、回避（40～45）
第 編 犯罪の捜査、訴追および予審 第 章 犯罪の捜査（106） 第 1 節 告訴および告発（107～113） 第 2 節 現行犯罪（114～121） 第 章 犯罪の訴追 第 1 節 検察官の訴追（122～124） 第 2 節 付帯私訴当事者の提訴（125～128） 第 章 予審 前置規定（129～132） 第 1 節 令状（133～155） 第 2 節 独房への収容（156～159）	第 編 犯罪ノ捜査及ヒ予審 第 章 捜査（92） 第 1 節 告訴及ヒ告発（93～99） 第 2 節 現行犯罪（100～106） 第 章 起訴 第 1 節 検察官ノ起訴（107～109） 第 2 節 民事原告人ノ起訴（110～112） 第 章 予審（113～117） 第 1 節 令状（118～142） 第 2 節 密室監禁（143～145）	第 編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ予審 第 章 捜査（46～48） 第 1 節 告訴及ヒ告発（49～55） 第 2 節 現行犯罪（56～61） 第 章 起訴（62～66） 第 章 予審（67～68） 第 1 節 令状（69～86） 第 2 節 密室監禁（87～89）

ポアソナード草案(条文番号)	治 罪 法 (条文番号)	明治23年刑訴法(条文番号)
第3節 証拠 共通規定(160~162)	第3節 証拠(146~148)	第3節 証拠(90~92)
第1款 尋問および対質 (163~172の2)	第4節 被告人ノ尋問及ヒ 対質(149~157)	第4節 被告人ノ尋問及ヒ 対質(93~101)
第2款 検証, 搜索お よび証拠物件 の押収 (173~184)	第5節 検証及ヒ物件差 押(158~169)	第5節 検証, 搜索及ヒ 物件差押 (102~114)
第3款 証人尋問 (185~208)	第6節 証人尋問 (170~190)	第6節 証人尋問 (115~134)
第4款 鑑定 (209~217)	第7節 鑑定 (191~200)	第7節 鑑定 (135~141)
第4節 現行犯罪の予審 (218~229)	第8節 現行犯ノ予審 (201~209)	第8節 現行犯ノ予審 (142~149)
第5節 保釈 (230~237)	第9節 保釈 (210~219)	第9節 保釈 (150~160)
第6節 予審の終結 (238~257)	第10節 予審終結 (220~233)	第10節 予審終結 (161~175)
第 章 予審行為に対する 不服申し立て (258~300)	第 章 予審上訴 (235~261)	
第 編 犯罪の判決	第 編 公判	第 編 公判
共通規定(301~375)	第 章 通則(262~320)	第 章 通則(176~211)
第 章 違警罪の判決 (376~405)	第 章 違警罪公判 (321~346)	第 章 区裁判所公判 (212~234)
第 章 軽罪の判決 (406~430)	第 章 軽罪公判 (347~371)	第 章 地方裁判所公判 (235~241)
第 章 重罪の判決 (431~530)	第 章 重罪公判 (372~409)	
第 編 破棄院の権限	第 編 大審院ノ職務	第 編 上訴
第 章 破棄請求 (531~580)	第 章 上告 (410~438)	第 章 通則 (242~249)
		第 章 控訴 (250~266)
		第 章 上告(267~292)

ポアソナード刑事訴訟法典草案（中村）

ポアソナード草案（条文番号）	治 罪 法（条文番号）	明治23年刑訴法（条文番号）
第 章 再審請求 （ 581 ~ 597 の 3 ）	第 章 再審ノ訴 （ 439 ~ 447 ）	第 章 抗告（ 293 ~ 300 ） 第 編 再審（ 301 ~ 309 ）
第 章 管轄指定 （ 589 ~ 613 ）	第 章 裁判管轄ヲ定ムル ノ訴（ 448 ~ 450 ）	
第 章 公共の安全、裁判 の公正を疑わせる 事由による移送 （ 614 ~ 620 ）	第 章 公安又ハ嫌疑ノ為 メ裁判管轄ヲ移ス ノ訴（ 451 ~ 458 ）	第 編 大審院ノ特別権限ニ 属スル訴訟手續 （ 310 ~ 316 ）
第 編 判決の執行、復権お よび恩赦	第 編 裁判執行復権及ヒ特 赦	第 編 裁判執行、復権及ヒ 特赦
第 章 判決の執行 （ 621 ~ 635 ）	第 章 判決執行 （ 459 ~ 469 ）	第 章 判決執行 （ 317 ~ 323 ）
第 章 復権（ 636 ~ 644 ）	第 章 復権（ 470 ~ 476 ）	第 章 復権（ 324 ~ 330 ）
第 章 恩赦および減刑 （ 645 ~ 650 ）	第 章 特赦（ 477 ~ 480 ）	第 章 特赦（ 331 ~ 334 ）
		附則（ 1 ~ 5 ）